

14.4-709  
1200501208196  
14.4  
09



始





275K57

14.4

709



年三和昭

編所究研聞新



發行所 株式會社 大阪每日新聞社  
大阪市北區堂島上二丁目三十六番地

# 大阪每日新聞

紙本夕刊共四十頁  
 新聞代價  
 每號一部金五錢  
 一ヶ月前金 金壹圓  
 三ヶ月前金 金貳圓九拾五錢  
 郵稅一ヶ月金拾五錢  
 郵券代用 一割増

## 本 社 行 物

日刊 英文「大毎及び東日」  
 一ヶ月一圓二十錢  
 週刊 點字「大阪毎日」  
 每本曜日發行、一部十錢  
 一ヶ月四十錢  
 週刊 サンデー毎日  
 一ヶ月四十錢  
 月二回 財政經濟雜誌  
 エコノミスト  
 每月一日、十五日發行  
 一部三十錢、一ヶ月六十錢  
 月刊 芝居とキネマ  
 每月一日發行、一部五十錢  
 その他單行本發行

# 東京日日新聞

發行所 大阪每日新聞社東京支店  
 東京日日新聞發行所  
麴町區有樂町一丁目二番地

紙本夕刊共二十頁  
 新聞代價  
 一部金五錢  
 一ヶ月金壹圓  
 一ヶ月前金 金一圓拾五錢  
 方郵稅共 金三圓卅五錢  
 同三ヶ月上



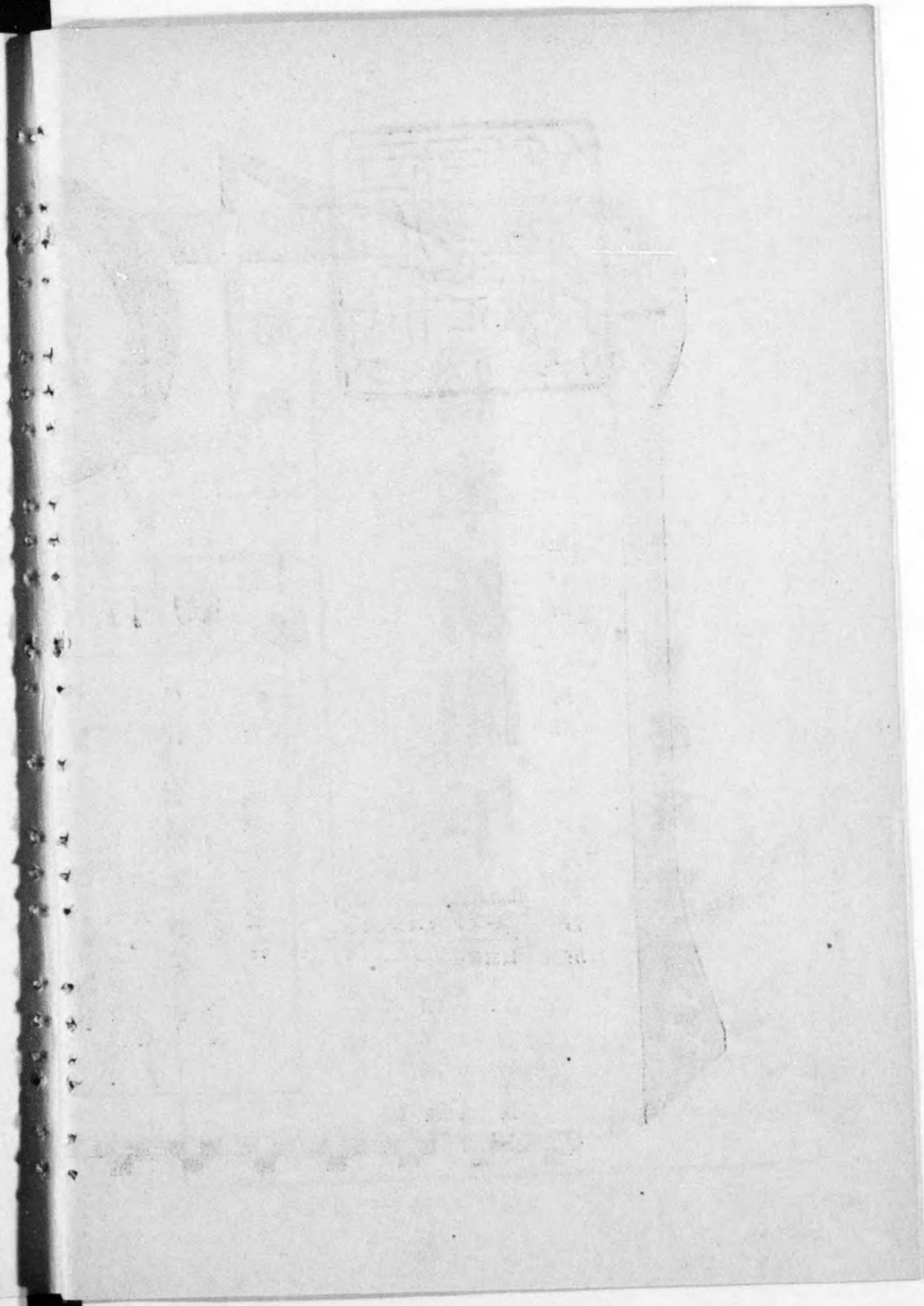


昭和三年版

日本新聞年鑑



東京新聞研究所發行





## 緒言

新聞は、何かの重大事を機縁として、一層深く民衆と重なり合ふ。戦争はそれであつた。地震はそれであつた。國民經濟生活の伸長も、財界の大變動も、みなその機縁たらざるはなかつた。わけても二年度の普選實施は、三年度の衆議院議員總選舉に引き續いて、新聞をいやが上にも民衆個々の生活と緊接せしめるに相違ない。その時新聞は清新なる血液となつて、個人の心臓を流れ、社會生活の脈膊を整調するであらう。

日本のために、普選を生んだ新聞は、世界恒久の平和のためにも、貴重な配慮と方法とを選んだ。國際新聞専門家會議はその一例であり、この會議に日本代表から提案議決された幾多の問題は、何れも人類の福祉に貢献するところ多かつた。

かくて日本の新聞界は、國內的にも、國際的にも、理想の炬火をかゝけて進み、さながら我國を新聞文化の光輝中に置かむとするものゝごとくである。

さりながら、前年度に於てわが新聞經營者たちは、幾多の難局に遭遇した。この難局をわが勇敢なる人々はいかに打開し、何處に進路を發見したか。共に舉げて本年鑑の審さに記録するところである。

昭和二年十二月

新聞研究所代表

所長 永代 靜雄



# 昭和三年日本新聞年鑑

## 目次

緒言……………一  
目次……………一—四

### 第一篇 總觀

#### 一、全新聞勢力の進出……………一—一〇三

#### 二、新聞と政治經濟……………一

普通と新聞……………新聞紙の努力  
不備法と警戒……………  
恐慌の鎮定……………  
出版物法案……………出版物法案  
政府提案理由……………反對運動奏効  
政府委員是非……………分割還付實施  
警保會の流産……………  
新聞數と違法……………  
新聞と政黨……………  
二、通信及編輯關係……………  
新聞專門家國際會議……………東朝紙の社説  
事務局の報告……………

#### 三、經濟上の諸現象……………

日本提案全通……………虚報の差止案  
我全權の裏書……………ニウス權問題  
其他決議事項……………中心者と代表  
歐電料金減……………  
日本聯合社……………内國部の新設  
新供給契約社……………  
速報戰白熱……………御生速報戰  
普通と取材權……………聯合社の先見  
政變から恐慌……………肉彈的報導戰  
先帝崩御前後……………  
夕刊三版制……………  
報道の責任……………本山翁の演説  
元號誤報事件……………  
有力社新築……………上野專務告辭  
村山翁の挨拶……………  
表彰と分配……………  
本山翁の表彰……………委員會報告書  
大毎發展表示……………退職慰勞金額  
本山翁の謝辭……………  
一般的事情……………新聞用紙値下  
正道への苦闘……………再び値下運動  
紙の濫費警戒……………恐慌と集金難  
欄外廢止増段……………

#### 大販勢力東漸……………

販賣界事情……………新聯盟の魂膽  
即行會の解散……………聯盟遂に解散  
聯盟分裂作用……………東日東朝協定  
聯盟の總勘定……………

#### 廣告界事情……………

東西七紙廣告比較表……………  
三十四紙廣告行數月次統計表……………  
盛衰起伏の跡……………地方紙の活躍  
賣藥業者擁護……………廣告政策轉機  
外國廣告分野……………氣の毒な帝通  
健康保險法……………各社への指示  
工員への指示……………  
議員と各社風……………  
幹部の移動……………社長及重役級  
政變と新聞人……………局長と部長級  
普通と新聞……………

#### 四、公共的奉仕事業……………

報知の貢獻……………汎太平洋水泳  
招アムンゼン……………  
日日の入景……………  
朝日の奉仕……………出品と所藏家  
名作大展覽會……………  
名作展の決算……………國民の事業  
出場百三十機……………夜間の大偉觀

#### 五、新聞専門教育の魁……………



日本新聞學院……………三

趣旨書と書翰……………三

三元老の獎勵……………三

第二學期概要……………三

學則院則役員……………三

汎新聞教育……………三

盛なる始學式……………三

第一學期報告……………三

第二學期豫定……………三

本山翁の寄附……………三

三、代表各社經濟事情……………一〇三

一、大阪朝日……………一〇四

十五年下半期……………一〇四

下半年の業況……………一〇四

十五年上半期……………一〇四

上半年の業況……………一〇四

大朝株主名簿……………一〇四

二、大阪毎日……………一〇三

十五年下半期……………一〇三

下半年の業況……………一〇三

十五年上半期……………一〇三

上半年の業況……………一〇三

大每株主名簿……………一〇三

三、時事新報……………一〇三

地所評價整理……………一〇三

大每株主名簿……………一〇三

不良にあらず……………一〇三

四、國民新聞……………一〇三

十五年下半期……………一〇三

二年度上半期……………一〇三

五、報知新聞……………一〇三

十五年下半期……………一〇三

二年度上半期……………一〇三

六、電報通信……………一〇三

十五年下半期……………一〇三

二年度上半期……………一〇三

電通株主名簿……………一〇三

三、新聞年表……………一〇一—一〇二

(自大正十五年九月一日至昭和二年八月末日)

第二篇 現勢

一、東京……………一

總說……………一

東京朝日……………一

東京日日……………一

國民新聞……………一

中外商業……………一

時事新報……………一

讀賣新聞……………一

東京毎日……………一

中央、やまと……………一

通信社方面……………一

二、大阪……………一

總說……………一

大阪朝日……………一

其他諸紙……………一

三、關東……………一

神奈川縣……………一

千葉縣……………一

群馬縣……………一

四、東北……………一

福島縣……………一

岩手縣……………一

山形縣……………一

新潟縣……………一

愛知縣……………一

靜岡縣……………一

三重縣……………一

石川縣……………一

富山縣……………一

滋賀縣……………一

奈良縣……………一

和歌山縣……………一

德島縣……………一

愛媛縣……………一

鳥取縣……………一

岡山縣……………一

山口縣……………一

福岡縣……………一

長崎縣……………一

宮崎縣……………一

大分縣……………一

北海道……………一

臺灣……………一

朝鮮……………一

滿洲……………一

五、東海……………一

新瀉縣……………一

長野縣……………一

山梨縣……………一

岐阜縣……………一

三重縣……………一

六、北陸……………一

石川縣……………一

富山縣……………一

福井縣……………一

七、關西……………一

滋賀縣……………一

奈良縣……………一

和歌山縣……………一

八、四國……………一

德島縣……………一

愛媛縣……………一

香川縣……………一

高知縣……………一

九、中國……………一

鳥取縣……………一

岡山縣……………一

山口縣……………一

一〇、九州……………一

福岡縣……………一

熊本縣……………一

鹿兒島縣……………一

沖繩縣……………一

長崎縣……………一

宮崎縣……………一

大分縣……………一

一一、北海道……………一

北海道……………一

一、臺灣……………一

二、朝鮮……………一

三、滿洲……………一

全國新聞廣告料單價……………一

第三篇 一覽

一、東京大阪二十五社現任幹部表……………一

挿込別表……………一

二、全國新聞社一覽表……………一

(東京)……………一

東京府……………一

(大阪)……………一

大阪府……………一

(關東)……………一

神奈川縣……………一

埼玉縣……………一

千葉縣……………一

群馬縣……………一

栃木縣……………一

(東北)……………一

福島縣……………一

岩手縣……………一

山形縣……………一

青森縣……………一

秋田縣……………一

長野縣……………一

(東海)……………一

山梨縣……………一

岐阜縣……………一

(北陸)……………一

福井縣……………一

(關西)……………一

京都府……………一

兵庫縣……………一

(四國)……………一

香川縣……………一

高知縣……………一

(中國)……………一

鳥取縣……………一

岡山縣……………一

山口縣……………一

廣島縣……………一

(九州)……………一

佐賀縣……………一

熊本縣……………一

鹿兒島縣……………一

沖繩縣……………一

(北海道)……………一

樺太……………一

(臺灣)……………一

(朝鮮)……………一

(滿洲)……………一

三、全國通信社一覽表……………一

東京……………一

地方……………一

四、廣告代理業一覽表……………一

東京……………一

地方……………一

五、在京地方支局一覽……………一

六、在阪全國支局一覽……………一

七、新聞關係諸機關表……………一

八、海外の主要邦字紙……………一

九、東西十八社職別全社員表……………一

報知、東日、大勢、毎夕、東朝、中央、中外、黨朝、讀賣、やまと、國民、都、時事、大毎、大朝、電通、聯合、東方……………一



### 第四篇名鑑

全國新聞事業關係者約  
二千名の個別名鑑：一—一〇四

### 廣告目次

- ◇卷頭見返し  
東京日日新聞社 大阪毎日新聞社
- ◇罪の後  
國民新聞社(二頁) 日本電報通信社  
中外商業新報社
- ◇目次の後  
萬年社 新報知新聞社  
萬朝報社 王子製紙會社  
北海タイムス社 帝國通信社  
名古屋新聞社 東京毎日新聞社  
時事新報社 新聞研究所  
報知新聞社

### ◇總覽篇の後

- 讀賣新聞社 二六新報社
- 中央新聞社 橫濱貿易新報社
- 福岡日日新聞社 滿洲日報社
- 小樽新聞社 小林ライオン
- 三越吳服店

### ◇現勢篇の後

- 大同通信社 日布時事社
- 東方通信社 都新聞社
- やまと新聞社 東京通信社
- 全國新聞通信社 太平洋廣告取扱社
- 根岸事務所 岩月新聞社
- 東新社 新協社
- 日本生命保險社 常盤生命保險社
- 仁丹本舖 高島屋吳服店
- 近藤利兵衛商店 ジー・ティー・サン
- 明治製版所 演藝通信社
- 明治大帝奉養會 三京印刷所
- 新聞通信社

### ◇一覽篇の後

- 福島民報社 河北新報社

### ◇名鑑篇の後

- いはらき新聞社 岩手日報社
- 東奥日報社 函館新聞社
- 太平洋貿易會社 北陸毎日新聞社
- 橫濱每朝新聞社 新潟新聞社
- 新潟時事新聞社 四國民報社
- 大阪朝報社 大阪夕報社
- 中國日報社 豐前新報社
- 北國新聞社 九州日報社
- 鹿兒島朝日新聞社 釜山日報社
- 臺灣日日新聞社 千代田通信社
- 川島洋紙店 京城日報社

### ◇卷末見返し

- 森永製菓會社 アルス
- 春陽堂 改造社
- 資生堂 松屋吳服店
- 正路喜社 朝鮮日報社
- 每朝新聞社 大日本麥酒會社
- 東京朝日新聞社 大阪朝日新聞社



## 報道機敏。論議公正

朝夕刊合せて一部位定價ケ月金一圓



## 國民新聞の………特色

社長徳富蘇峰氏によつて主宰され、最新式編輯法により各面すべて華やかに作られる、しかも内容の充實と大事件大問題の速報とには新聞界第一の定評がある。

## 家庭に無くてならぬ國民新聞

蘇峰學人の近世日本國民史と時事論評はもとより、小説講談、フォトニュース、毎日の氣象圖、夕刊時事漫畫、銀行會社調査、婦人家庭面娛樂ページ、毎月曜の子供ページ、海外文藝消息等の繼續記事の外、地方版には毎週産業ページが作られ、家庭に無くてならぬ新聞である

## 國民新聞の………定期附録

毎月凡そ二回、その時々が一番必要であり一番くわしく知り度い事件や問題を、本紙大四頁の附録につくつて讀者に配布する、新聞紙として讀者にさゝぐる偉大なるサービスはこれ。

### 紙數激増廣告の効果絶大

電話銀座 〇五三・七一五 六一五・五一五・四一五 }  
三・一五・二一五・〇一五・一七・〇七 }

## 新聞通信及廣告代理業として

## 世界的に知られたる大通信社

# 電 通

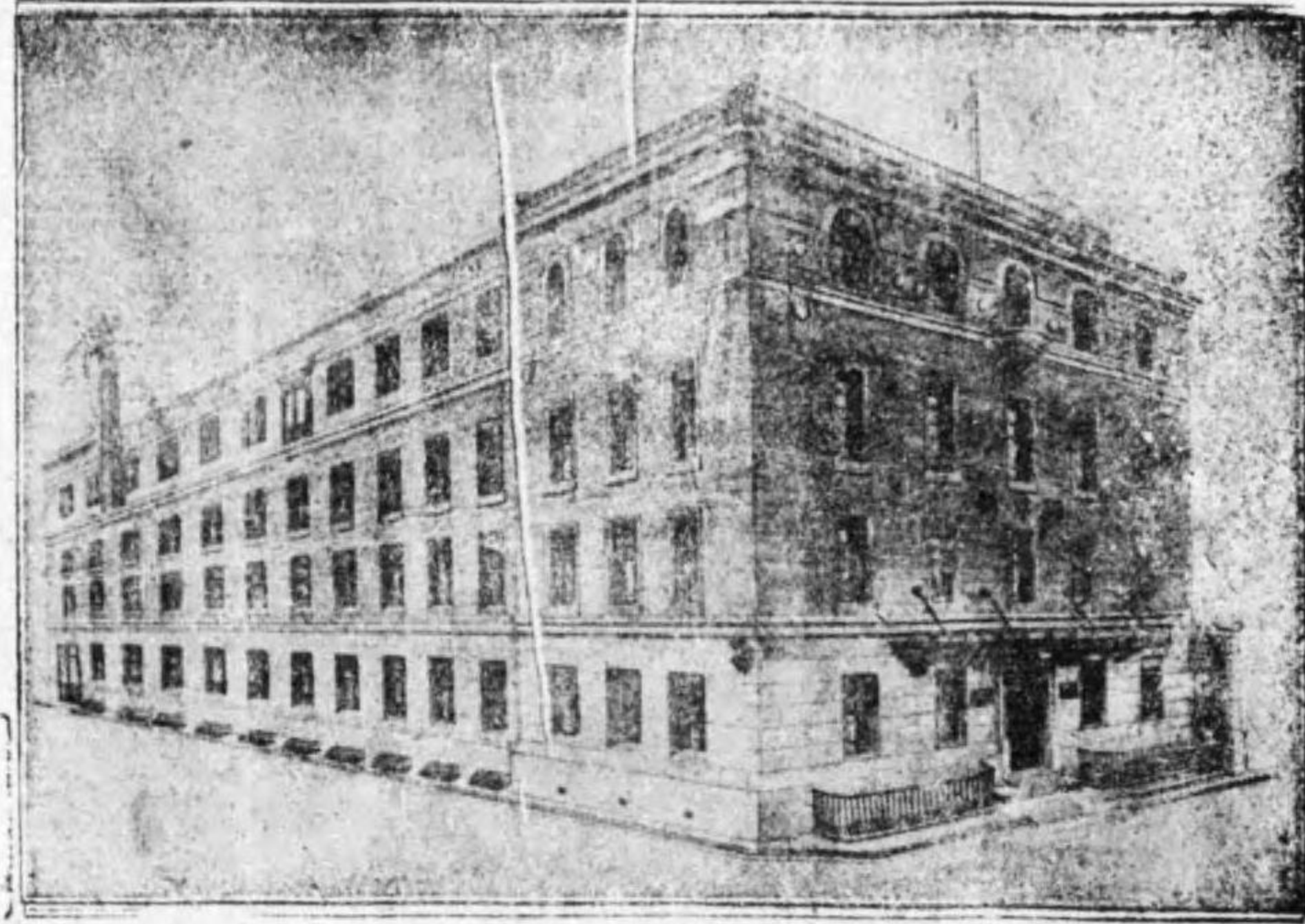
東京丸之内  
日本電報通信社

番三四四一京東座日金貯替振

内外支局  
大阪、名古屋、京都、神戸、岡山、廣島、松山、關門  
熊本、福岡、佐世保、長崎、大分、金澤、長野、仙臺  
青森、函館、京城、釜山、大連、奉天、臺北、北京  
上海、天津、漢口、廣東、青島、濟南、紐育、倫敦

私設專用電話(東京—福岡間)  
局番(23) 七〇〇一 寫真部  
代表番號 三三三二 專用部  
自 三三三一 二〇〇三  
至 三三一九 七〇〇二  
營業部 七〇〇三  
通信部 七〇〇四  
共用部 四三〇三  
專用部





廣 告 · 保 險

代 理 業

株 式 會 社

萬 年 社

大 阪 高 麗 橋 五 丁 目

電 本 局 } 二 九 六 · 一 九 六 · 〇 九 六  
 一 七 二 四 · 〇 七 二 四

支 店

東 京 銀 行 一 丁 目 電 橋 京 電 ( 六 五 ) 三 五 三 · 六 三 五 · 七 三 五 · 八 三 五  
 電 中 〇 〇 五 四 · 一 〇 五 四 · 二 〇 五 四

見よ！ 我社が經營する特色ある三ツの新聞

福 島 新 聞

朝 刊

大 阪 中 外 商 業 新 報

夕 刊

中 外 商 業 新 報

朝 刊  
 夕 刊

東 京 市 日 本 橋 區 北 島 町  
 中 外 商 業 新 報 社



吾が社販賣網の完備により  
日本全國僻村孤島と雖も萬  
朝報を見ざる處なし

見よ創刊以來三十有七年の  
光輝ある歴史を揚げて巍然  
奮起せる潑刺たる生氣を

株式會社 萬朝報社 東京京橋區

朝刊 夕刊

新愛知

新愛知の偉力は、

- 一、絶大なる信用の上に、
- 一、發行紙五十萬の上に、
- 一、最善の設備の上に、

堅く築き上げらる。

1928.





王子製紙株式會社

社長 藤原銀次郎





式聞新屋古名  
設新臺二機轉輪刷色度高超  
し近成完屋社築新

# 聞新屋古名

一十録附方地



頁二十刊夕朝

町屋針區東市屋古名 社 本  
局支京東 局支阪大  
〇二四四 } 座銀話電 二町郎十宗區權京  
一三四四 } 局本話電 六目丁四橋今區東  
九四七

# 帝國通信社

春夏秋冬朝夕晝夜の差別なき世界の出来事は社員が不休不眠の努力を以て細大漏らさず正確機敏に通信致居候  
震災直後の弊社の施設と宣言は的中し新聞廣告の利用頗る盛也  
廣告代理業者として一層活躍致居候

東京市京橋區南鍋町壹丁目拾番地

支社  
支局  
所在地

倫敦、紐育、巴里、柏林、莫斯科、浦鹽、奉天、  
哈爾濱、北京、大連、京城、大阪、名古屋、岡山、  
下關、福岡、長崎、大分、金澤、長野、新潟、  
仙臺、青森、長岡、札幌、函館、

電話  
五〇一番 四九八一番 二〇〇二番  
五〇三番 四九八二番 二〇〇四番  
五〇四番 四九八三番 二〇〇五番  
四九八〇番 二〇〇〇番 一四三〇番  
振替貯金口座東京一三三三一



# 時事新報

確實なる報道は實社會の樞針盤なり

東京丸ノ内 時事新報社

## 東洋の一六頁大夕刊

### 東京毎日新聞

本紙は時代を見抜く卓見と報導の敏速と正確を期し  
常に趣味の豊富と實益とを主眼とし大衆の味方となり伴侶となるが故に日に月に愛讀者は激増しつつあります

本紙は日曜日も休みません

日曜日は八頁の大夕刊

現代社會を諷刺せる日曜漫畫を掲載す

定額	一月	三圓	三月	七圓	半年	十二圓	一年	二十圓
郵費	在內	在內	在內	在內	在內	在內	在內	在內
廣告	第一行	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓
發行所	東京市丸の内區永年町二ノ一							
印刷	東京市丸の内區永年町二ノ一							
電話	丸の内(23) 一五五五 一五五五 一五五五 一五五五 一五五五 一五五五 一五五五							



日本に於ける新聞文化鼓吹の第一機關として大正九年創立され、深まり行く信用を背景に、限りなき理想を目標として不斷の歩みを進む。即ち昭和二年春、我國最初の新聞學專門教育機關「日本新聞學院」を創設管理し、更に從來經營の各種出版物及び諸機關を益々充進展せしめ眞價を發揮せしむ。現在經營の諸事業次の如し。

### ■新聞研究所報

新聞經營者の相談相手、新聞活用者の最高顧問たる日刊通信其の内容は(一)全國新聞關係事業の業況を速知速報(二)各社經營狀態人物組織の變化の捷報(三)各新聞の廣告及販賣事情は特に詳報(四)大廣告主及代理業の政策業況の特報(五)新聞對社會關係重要事項一切の調報

### ■新聞及新聞記者

日本新聞界の指導、批判、研究、報道の機關として權威ある隔週雜誌。創刊九年號を重ぬる事百十餘、新聞進化の基準目標を指示し、改善運動の第一線を展開し、全國新聞界及び歐米各國新聞界の最新ニュースを速時報道す。月二回發行定價半年分金四圓。

### ■出版部

毎年一回「日本新聞年鑑」を發行するの外、時々新聞關係各種の圖書を刊行す。既刊のものに(一)新聞大學講義(二)新聞廣告を試みる人へ等の書あり。前者

は編輯經營の二學科各十二講座、講師は一流の學者と實際家、全十二冊特價九圓。後者は新聞廣告を試みんとする人々に實際上の手引となる案内書、價一圓二十錢。

### ■調査部

日本最初の興信的新聞關係調査機關。廣告主、事業家その他から活用さる。取扱事項は經營人事發行及び販賣狀態廣告料單價等新聞通信社關係一切の調査報告。(詳細規定あり)

### ■供給部

新聞關係事業一切に對する努力と材料品の供給、殊に新製品新發賣品の優良なるもの、推奨紹介に努力す。當部取次の「校正用朱インキ」は各方面に好評を博しつゝあり。

### ■宣傳顧問局

大は國家的の仕事より小は個人の事に至るまで苟も新聞雜誌通信等發行物による宣傳は何事も依頼者に代つて効果本位に取扱ひ、宣傳方法の立案もなす、又各方面の依頼に應じて對新聞關係一切の顧問役を引受く。(詳細規定あり)

### ■日本新聞學院

昭和二年四月創立、新聞研究所の管理。(名譽顧問) 徳富猪一郎、村山龍平、本山彦一。(學院長) 永代靜雄。(特色) 一ヶ年卒業、夜間授業、男女共學、編輯營業の二學科よりなり學理と實際の並行主義。優秀卒業生に職業を斡旋す。教授約六十名、一流の學者實際家。毎年四月新學期開始。(詳細規則書あり)

五ノ二町鍋南區橋京市京東  
所究研聞新

八七五四五京東替振 五五五二座話電



# 報知診療所開設

(報知第二ビルヂ  
イング十二月五日開始)

五十五周年記念事業の一として  
恵まれざる中産階級のために!!

所長 医学博士 田口勝太

## △治療部

部長 医学博士 岡本京太郎

一、内科一般

医学博士 柳沢 贊治

内 科

医学博士 田所 良吉

同(脚気、喘息)

医学博士 田口 勝太

一、小 児 科

医学博士 岡本 京太郎

同(特に百日咳)

医学博士 早野 実

一、花柳病、皮膚科

医学士 寺田 廉

一、齒 科

齒科医師 月田 康逸

同

東京齒科医学士 小司 馬秀俊

一、レントゲン物療科

医学博士 田所 良吉

一、脚気(並に糖尿)食養科

医学博士 田口 勝太

一、精神科、脳神経科

日本医学士 山内 多門

同(モルヒネ中毒)

東京医学士 小沢 六三

## △豫防部

部長 医学博士 早野 実

薬 局

薬学士 井上 清吉

薬剤士 井手口 寿吉

### 一、全新聞勢力の進出

- 1、新聞と政治経済
- 2、通信及編輯關係
- 3、經營上の諸現象
- 4、公共的奉仕事業
- 5、新聞専門教育の魁

### 二、代表各社の經濟事情

### 三、新聞年表(自大正十五年九月至昭和二年八月)

第一篇

# 總 觀

朝刊一夕刊・頁二十・購読料老円

明治五十年創刊

# 報知新聞

東京市丸の内

振替東京七三九番

編輯局	九五五〇五五	電 話 (内の丸)
營業局	六六五〇六五	
工務局	六〇五〇	
企画部	五〇〇〇	
診療所	六〇八〇	



第一章

全新聞勢力の進出

この型になつてから四冊目、最初から六年目の年鑑を編みながら感じることは、日本の新聞界は進みつゝある、加速度的に、とは云はぬまでも健全な速度で進んでゐると思はれることだ。その進み方を最近一ケ年間の(一)政治経済関係、(二)通信編輯關係、(三)經營關係、(四)事業關係(五)専門教育關係の五節に分けて記録したのが本章である。記實は昭和二年十月末を遡ること一ケ年の頃から初め、重要材料は主として新聞研究所の所報、雑誌及び信用すべき發行物によつた。

第二節 新聞と政治経済

日本の新聞は、この二二年來、政治、経済等、公的機關の上に、目立つて勢力を増してきた。これは新聞——特に代表的地位にある大新聞が、今の新聞の支配者たる政治、資本の二大勢力に含まれてゐない、他の一切の勢力を代表して、その要求の實現につとめ、同時に政治資本勢力の行動を監督して、絶えず独自の職能を果すに忠實であつたからである。

1. 普選と新聞

新聞勢力が、政治勢力を助けたことは、これまでも屢々ある

しかし、新聞が國民の總意を作りこれを代表して、普通選挙を實現した時ほど、その著しい例はなかつた。新聞は普選を生んだ。それは新聞が新しい政治の母になつ

たかを顧みなくてはならぬ。普選の第一回の全国的實施といふこと、それが第一の重大さであつた。これを普選の精神から云へば、普選の意義がよく一般に徹底してゐるかどうか、即ち初めて選挙權行使の機会を握つた二府三十七縣數百萬の新選挙民が、どのやうにその貴い参政の權利を行使するだらうか。また選挙法規の上から見れば、果して公正に行はれるかどうか、即ちどの程度に選挙民をして自由意志をのべしめ、候補者をして理想的選挙を行はせ得るだらうか。更にこれを政治的に見れば、既成政黨と新興政黨との勢力の變化、及び三年度に迫つた衆議院總選挙の濶隘ともなる。

たといふことなのである。その普選を全国的に實施したのは、實に昭和二年の府縣會總選挙であつた。この時に際して、慈母の位置にある新聞紙が、その愛兒たる普選の養育のために、どれほどの勞苦を敢てしたか、その苦勞にも拘はらず、法のためにどれほど言論報道の自由を壓迫されたかといふことは、十分に記録して置かねばならぬ。

普選の重大性

まづ吾等は、この府縣會總選挙が普選史上から且つは新聞史上からどれほど重大の意義をもつてゐ

その運動の急先鋒となつて大勢力を繼げ、遂にそれを通過實現せしめたのは、新聞紙そのものにほかならず、この消息はすでに國民全般の承知してゐることであれば、



新聞紙としても、自身の生み落した普選実施の効果について、特別關心せざるを得なかつた。

### 新聞紙の努力

されば總ての新聞社は、この記念すべき日のために、能ふ限りの努力を捧げた。こゝにその一例として、東京朝日の準備と紙面成績とを掲げる。まづその準備として

- 一、緒方編輯局長直屬の下に關係各部長及部員を網羅した
- 「選舉準備會議」を組織し(イ)編輯各部の聯絡、(ロ)東西朝日の打合せ、(ハ)地方版と本紙との聯絡事項を協議し、その他一般方略を定めた。
- 二、根本方針を(イ)制度の徹底(ロ)選舉の公正を期すに置いた。
- 三、その方法として(イ)「普選講座」(ロ)「普選の常識」(ハ)「府縣會議員選舉法規集」等を出版し、(ロ)「普選標語」を募集頒布し、(ハ)取材の選擇と地方情勢視察とに重きを置いた
- 四、政治部から數名の視察員を各府縣に特派し、法規を經て視察を諱とした記事を掲載

した。記事取材の範圍は(イ)制度が徹底してゐるか否か、(ロ)新興勢力の擡背、(ハ)既成政黨の選舉策、(ニ)無産各黨の新興術等を中心として、(ホ)選舉民の大勢、(ヘ)團體の傾向等を觀察報道した。

五、同時に紙上では「普選疑義の解釋」、「新舊法規の比較」等を掲載し、政黨相互の空宣傳に興味を興へなかつた。

かうしてその紙面に現はれた記事の取扱方は、朝日は確かに他紙に比して一段と進歩的であり、豊富であり、多角的かつ効果的であつた。これを分類的に云へば、

- 一、「地方普選を視る」(選舉百話)等の連載記事で地方の實勢と、實際に行はれてゐる各地の脱法行爲とを紹介した。
- 二、次の議會の問題となるべき普選法上の疑義を逸早く指摘した。
- 三、干渉、檢舉に關する記事を重く取扱つて、他紙に比して糾弾的辣味を多く加へた。
- 四、既成政黨の宣傳記事を輕視して新興政黨に多分の期待を拂つた。

五、統計を早く多く使ひた。

### 不備法と警戒

ひとり東京朝日と云はず、各社は選舉施行中、午前二三時の頃まで活動し、稀に徹夜する等、並々ならず努力した。然るにも拘はらず

各社の活動は府縣制第四十條により衆議院議員選舉法第二百二十六條の準用されたため、想像以上の束縛を受けた。即ち第二百二十六條の「當選を得しめる目的」とか「當選を得しめざる目的」とか、新聞記者の夢にも考へない事柄が新聞紙に對して適用され、その目的の有無に關せず嚴罰を與へらるゝことになつてゐるため、新聞は候補者の人物を評することも、當落の豫想を爲すことも、出来ない。甚だしきは政派の所屬を書いても、職業を書いても、それが常識判斷の許す所であるにかゝらず、候補者自身より見て不利とする場合は、虚偽の事項を公にしたるものとして嚴罰を被るのである。之は選舉の公正を期する爲に已むを得ないことも知れないが、普選生誕の産後であり、併せて生誕普選の哺育者である新聞紙が、かくも極端に取締られることは、不都合と云はねばなるまい。各社はひとしく此點を警戒して大禍なきを得たが、之は新聞共同の利害問題として、同時に普選そのもの發達育成の爲に、研究改正の必要ありとされてゐる。

當時國民新聞山根編輯局長より全通信員に配布された左記の取材方法の注意其他の參考條件を附記して、いかに社側が無用の神經を勞したかを證しやう。

#### (罰則に關する注意)

衆議院議員選舉法中の罰則を準用せらるゝ結果として

- (一) 候補者の人物評を慎重にする事。
- (例) 誰は泡沫候補者である誰々は當選東ない、誰は不人氣である、誰は何々と云ふ利益問題を看板にしてゐる、誰は軍費が乏しい、誰は前科者である、誰は買収された、等の類。
- (二) 當落豫想は極めて危険につき十分注意すること。
- (三) 選舉運動に關係せざることを
- (四) 候補者運動者より接待を受けること。

- (五) 中立の態度を嚴守すること
- (取材上の注意)
- (イ) 急速に候補者に關する一切の資料寫眞等を地方部に送ること。
- (ロ) 選舉形勢の記事には前回の選舉に於て各派の得たる票數其後の各派地盤の動搖等を詳叙すること
- (ハ) 開票の通報を敏速にすること
- (ニ) 開票後は投票數、棄權率、各派得票數等を急報すること。(ホ) 選舉終了後は縣會の新分野、議長副議長參事會員の顔觸れ、縣會分野の變動に伴ふ縣政の變化につき權威ある記事を送ること。

#### (參) 考

府縣制第四十條により衆議院議員選舉法中左の罰則を準用せらる。

項を公にしたるとき。(二) 當選を得しめざる目的を以て議員候補者に關し虚偽の事項を公にしたるとき。右の外多衆集合の煽動、暴力威力による妨害、集會演説の妨害利害關係を以て威迫する行爲、利益供與、接待周旋勸誘等についても新聞紙を利用したるときは嚴罰せらる。

### 恐慌の鎮定

若槻内閣は新聞が倒した。それは昭和二年三月十四日の渡邊銀行破綻に端を發した各銀行の取付、休業に續いて臺灣銀行救済に關する緊急勅令案が樞密院で否決された爲めと云へ、實は新聞が樞府就中伊東子爵の正面反對論を細大殘さず報道して、遂に若槻内閣を倒したからである。即ち春秋の筆法を以てすれば、新聞が若槻内閣を倒したのであつた。

政變後の財界は尙ほ混亂を止めず、この時に當つて新聞記事の經濟界に及ぼす影響は勿論、社會人心に與ふる感動は測り知られぬも

### 出版物法案

若槻内閣は第五十一議會に提出して、新聞社側の猛反對に遭遇したため、審議未了となつた出版物法案を、更に改訂して昭和二年二月十七日、第五十二議會に提出、同月二十四日の本會議に上程、案は十八名の委員に附託され、富田

### 政府提案理由

「今回提案シタル法案ノ内容ハ大體前會議ニ提出シタルモノト同様ナリトイヘドモソノ數條ニツイテハソノ後ニオケル調査研究ノ結果多少内容ノ變更ヲナスヲ寧ろ適當ト認メタルノミナラズ尙規定中ノ辭句ニ付テモ變更スルノ可ナルモノアリタルヲモツテ右ノ範圍ニオイトハ昨年ノ法案ニ變更ヲ加ヘタリ左ニ本案ノ要項ヲ述ベテ立法趣旨ノ概要ヲ説明セントス

第一 出版法オヨビ新聞紙法ヲ合併シテ單一ノ法律ニ統一規定シタルコト

出版法オヨビ新聞紙法ハイヅレモ出版物ノ取締ニ關スル法律ナルニ拘ラズソノ制定ノ時ヲ異ニセル結果罰則ソノ他ノ點ニオイト著シキ不權衡ノ規定アリコト際兩法律ヲ統一規定シカツ現時



ノ社會通念ニ基キテ出版物ヲ分チテ新聞紙、雜誌オヨビ普通出版物ノ三種トナシソノ二者乃至三者ニ同様ナル事項ニ付テハカメテ共通ノ規定ヲ設ケモツテ上記ノ缺點ヲ是正スルコトト爲シタリ

第二 出版物ニ關スル責任者ノ範圍ヲ發行者、編輯者オヨビ著作家ノ三者ニ限局シ、現行法ニオイトテ責任者ト定メラレタル者ノ中出版物ノ印刷人並ニ新聞紙雜誌ノ實際編輯擔當者等ヲ除外シ、ナホ新聞紙雜誌ノ持主ニ關スル一切ノ規定ヲ削除シタルコト

コレケダシ從來ノ取締ノ實跡ニ徴シテ新聞紙雜誌オヨビ出版界ノ實情ニ適シカツ取締上ニオイトモ支障ナシト認メタルニヨル

第三 普通出版物ノ發行ニ關スル出版業者ノ保護規定ヲ修正シタルコト

出版業者ノ保護規定ニツイテハ實際上コレヲ強行スルトキハ現在各種ノ團體等ニオイトテ發行スル普通出版物ノ大部分ハホトト下總テ違法トナリ條理上不穩當ノ結果ヲ招來スル場合少ナカラザルヲモテコノ規定ニ但書ヲ

設ケ規定本來ノ立法趣旨ヲ失ダシク害セザル範圍ニオイト團體等ノ出版制限ヲ緩和シ兩者ノ利害ノ調和ヲ計リタリ

第四 出版物ニ掲載スルコトヲ禁止シ又ハ制限スル事項ハ原則トシテ成ルベク具體的カツ制限的ニ列舉シタルコト

コレ實ニ本法制定ノ大眼目ノ一ナリ、由來コノ點ハ出版法オヨビ新聞紙法ノ改正要求中ニオイトモツトモ重要ニシテカツ緊急ヲ要スル問題トシテ論議セラレ來リタルトコロナルガ故ニ政府ニオイトモ深甚ノ考慮ヲ費シ出版物ニ對スル掲載ノ禁止又ハ制限事項ニツイテハ現行法ノ安寧秩序ヲミダシ風俗ヲ害スル事項トイフガ如キ抽象的辭句ハコレヲ排シテ成ルベク具體的カツ制限的ニ標準ヲ掲ゲモツテ廣ク社會ニ對シ豫メソノ據ルベキ所ヲ明示スルト共ニ取締ノ公正適切ナランコトヲ期シタリ

第五 行政處分ヲ公明ニ行ヒカツ差押ニヨツテ受タル損害ヲ力メテ少カラシムルコト

出版物ニ對スル發賣頒布ノ禁止處分ヲナスニ當リテハ常ニ原則

トシテソノ處分ノ原因トナリタル事項ヲ掲載シタル個所ヲ指摘スルコトトナシタルノミナラズ一旦差押ヘタル出版物トイヘドモソノ發賣頒布ニ妨ゲナキ部分ニ付テハ發行者ヨリノ請求アルトキハコレヲ原本ヨリ分割シテ還付スルコトヲ得ルノ制限ヲ創設シタリ

第六 新聞紙オヨビ雜誌ニ關スル正誤制度ヲ改善シタルコト

現行新聞紙法ニオケル本制度ノ實効ナキコトニツイテハ由來定評アル所ナルニ顯ミ正誤文掲載ノ場所ニ關シテ新タニ規定ヲ設ケルト同時ニソノ掲載ノ期日ソノ他ニツイテハ寧ろ現行法ヨリモ制限ヲ緩和シ尙正誤ノ義務違反ノ罪ヲ非親告罪トナシモツテ將來本制度ガ一層實効ヲ學ゲンコトヲ期シタリ

第七 出版物ノ掲載事項ニ基ク名譽ニ對スル不法行為ニ因ル損害賠償ニ關スル免責ノ場ヲ擴張シタルコト

現行法ハコノ場合ニオケル免責ヲ公訴ニ關聯スルトキニ限リタリ然レドモ同一ノ不法行為ニ基ク損害賠償ノ責任ヲ付帶私訴ト

獨立ノ民事訴訟トヨリ區別スルハ條理ニ合セザルヲモツテ本法案ニオイトハコノ點ヲ改正セントシタリ

第八 發行禁止ノ場合ヲ極メテセマク限定シタルコト

發行禁止ノ處分ハ重大ナル原因ニ基クヤムヲ得ザル場合ニノミ行フベキモノト信シ現行法ヨリモ著シクセマク限定シ新聞紙雜誌ガ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スル事項又ハ國體ヲ變革セントスル事項ヲ掲載シタルニ因リ處罰セラレタル場合ニ限リタリ

第九 罰則ニツイテハコレヲ現行法ニ比シテ罰金額ヲ一様ニ高メタルコト

コレケダシ今日ニオイトハ現行法所定ノ如キ罰金額ヲモツテシテハ刑罰輕キニ失シテ科刑ノ目的ヲ達スルコト能ハズト認メタルニヨルモノナリコレト同時ニ一面ニオイトハ新聞紙雜誌ノ單純ナル手續違反ニツイテハ現行法ノ如クニ原則トシテ直ニ處罰ヲモツテ臨ムコトナク一應ハ地方長官ノ差止命令ヲモツテコレヲ取締リ尙ソノ差止命令ニ違反シタル場合ニ限リテコレヲ處罰

スルコト、ナシタリ、尙ホ公訴權ノ時効ニツイテハ等シク公然性ヲ有スル新聞紙雜誌オヨビ普通出版物ノ三者ヲ通シテ一年ナル短期時効ヲ認メタリ

以上ハ本法案ニオイト現行法ノ規定ヲ改正セントスル主ナル事項ナリ

出版物法案

第一章 總 則

第一條 本法ニオイト出版物ト稱スルハ發賣頒布ノ目的ヲモツテ機械的又ハ化學的方法ニヨリ複製セラレタル文書圖書ヲイフ

第二條 出版物ヲ分チテ左ノ三種トス

一、新聞紙 一定ノ題號ヲ用ヒ七日以内ノ期間ヲ隔テ、時期ヲ定メ又ハ定メズ繼續シテ發行スルモノ

二、雜誌 一定ノ題號ヲ用ヒ三月以内ノ期間ヲ隔テ、時期ヲ定メ又ハ定メズ繼續シテ發行スルモノニシテ前號ニ相當セザルモノ

三、普通出版物 前二號ニ相當セザルモノ

新聞紙又ハ雜誌ト同一題號ヲ用

ビ臨時發行スル出版物ハ新聞紙又ハ雜誌ト看ナス

第三條 本法ニオイト發行者ト稱スルハ出版物ノ發賣頒布ヲ管理スル者ヲイフ

第四條 本法ニオイト著作者ト稱スルハ文書圖書ヲ著述シ又ハ作成スルモノヲイフ

他人ノ演述ノ筆記ニツイテハ筆記記者ニオイトコレヲ出版物ニ掲載シ又ハ掲載セシメタルトキハ筆記記者ヲモツテ著作者ト看ナス但シ演述者ニオイトハ特ニソノ掲載ノ承諾ヲ與ヘタル場合ニオイトハ演述者モ又著作者タルコトヲ失ハズ

著作物ノ編纂ニ付テハ編纂者ヲモツテ著作者ト看ナス、但シ原著者ニオイトハ特ニソノ編纂ノ承諾ヲ與ヘタル場合ニオイトハ原著者モ又著作者タルコトヲ失ハズ

翻譯ニ付テハ翻譯者ヲモツテ著作者ト看ナス

學校、會社、協會、ソノ他ノ團體ヲ著作者名義トスル普通出版物ニ付テハソノ學校會社協會ソノ他ノ團體ヲ代表スル者ヲモツテ著作者ト看ナス

第五條 本法ニオイト編纂者ト稱スルハ新聞紙又ハ雜誌ノ編輯ヲ管理スル者ヲ謂フ

第六條 官廳ニオイト發行スル出版物(第二十四號ニ掲グルモノヲ除ク)ニツイテハ發行ト同時ニ製本二部ヲ内務省ニ送附スベシ

第二章 新聞紙及雜誌

第七條 新聞紙又ハ雜誌ヲ發行セントスル者ハ左ノ事項ヲ内務大臣ニ届出ツベシ

一、題號

二、時事ニ關スル事項ノ掲載ノ有無

三、發行ノ時期

四、第一回發行ノ年月日

五、發行所オヨビ印刷所ノ名稱オヨビ所在地

六、發行者オヨビ編輯者(新聞紙又ハ雜誌ノ版ニヨリソノ編輯者ヲ異ニスルトキハソノ版別編輯者)ノ住所、氏名オヨビ生年月日

前項ノ届出ハ文書ヲモツテシ第一回發行ノ日前七日マデニ發行所在地所管ノ道府縣廳(東東京府ニアリテハ警視廳以下コレニ同シ)ニコレヲ差出スベシ

第八條 前條届出事項ノ變更ニツイテハ發行者ハコレヲ豫知シ得ル場合ニオイトハ變更前豫メコレヲ豫知シ得ザル場合ニオイトハ變更後五日以内ニ前條第二項ノ例ニヨリコレヲ内務大臣ニ届出ツベシ

前項ノ規定ニヨル發行者變更ノ届出ハソノ變更前ニアリテハ新ニ發行者ヲラントスル者ニオイトテ發行者ト連署シテコレヲナシソノ變更後ニアリテハ新ニ發行者トナリタル者ニオイトコレヲナスベシ

發行者又ハ編輯者所在不明トナリ又ハ本法施行ノ地域外ニ旅行スルコト一月ニオヨブトキハ發行者又ハ編輯者タルコトヲ罷メタルモノト看ナス

第九條 左ニ掲グル者ハ新聞紙又ハ雜誌ノ發行者又ハ編輯者タルコトヲ得ズ

一、本法施行ノ地域内ニ住所ヲ有セザル者

二、陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者(イマダ入營セザル者オヨビ歸休中ノ者ヲ除ク)又ハ戰時若クハ事變ニ際シ召集中ノ者

三、未成年者、禁治産者、又ハ

第九條 左ニ掲グル者ハ新聞紙又ハ雜誌ノ發行者又ハ編輯者タルコトヲ得ズ

一、本法施行ノ地域内ニ住所ヲ有セザル者

二、陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者(イマダ入營セザル者オヨビ歸休中ノ者ヲ除ク)又ハ戰時若クハ事變ニ際シ召集中ノ者

三、未成年者、禁治産者、又ハ



準禁治産者

四、禁錮以上ノ刑ノ執行中ノ者  
 第十條 時事ニ關スル事項ヲ掲載スル新聞紙又ハ雜誌ノ發行者ハソノ發行前保證トシテ新聞紙ニアリテハ左ノ金額雜誌ニアリテハソノ半額ヲ發行所在地所管ノ道府縣廳ニ納ムベシ  
 一、東京市、大阪市オヨビソノ市外三里以内ノ地ニオイテハ二千圓  
 二、人口七萬以上ノ市オヨビソノ市外一里以内ノ地ニオイテハ千圓  
 三、ソノ他ノ地方ニオイテハ五百圓  
 前項ノ保證金ハ命令ヲモツテ定ムル種類ノ有價證券ヲモツテコレニ充ツルコトヲ得  
 第十一條 保證金ニ對スル權利義務ハ發行者變更ノ場合ニオイテハ新發行者コレヲ承繼ス  
 第十二條 保證金ハ發行ヲ廢止シタルトキニ非ザレバソノ還付ヲ請求シ又ハソノ債權ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ國稅徵收法オヨビコレヲ準用スル法令ヲ適用シ又ハ新聞紙若ハ雜誌ニ掲載シタル事項ニ基ク罪ニ因ル損害賠償

ノ判決ヲ執行スルコトヲ妨グズ

第十三條 保證金ヲ納ムル新聞紙又ハ雜誌ノ發行者又ハ編輯者ガソノ納付スベキ罰金、料料又ハ刑事訴訟費用ノ確定日ヨリ十日以内ニコレヲ完納セザルトキハ檢事又ハ檢察官ハ保證金ヲモツテコレニ充ツルコトヲ得  
 第十四條 保證金ニ缺額ヲ生ジタルトキハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下コレニ同ジ)ハコレヲソノ新聞紙又ハ雜誌ノ發行者ニ通知スベシ  
 發行者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハソノ日ヨリ七日以内ニ保證金ノ缺額ヲ填補スベシ  
 第十五條 新聞紙又ハ雜誌ノ發行ヲ廢止シタルトキハ發行者ハ遲滞ナク第七條第二項ノ例ニヨリソノ旨ヲ内務大臣ニ届出ヅベシ  
 新聞紙又ハ雜誌ハソノ發行ノ期日ヲ經過スルモコレヲ發行セザラコト新聞紙ニアリテハ二月雜誌ニアリテハ四月ニオボトキハソノ發行ヲ廢止シタルモノト看ナス  
 第十六條 新聞紙又ハ雜誌ノ印刷所ハコレヲ本法施行ノ地域外ニ

設クルコトヲ得ズ

第十七條 新聞紙又ハ雜誌ニハ發行者オヨビ編輯者ノ氏名、發行所オヨビ印刷所ノ名稱オヨビ所在地並ニ發行ノ年月日ヲ記載スベシ  
 第十八條 新聞紙又ハ雜誌ノ發行者ハ新聞紙ニアリテハ發行日同時ニ雜誌ニアリテハ發行前日マデニ内務省ニ二部、發行所在地所管ノ道府縣廳地方裁判所檢事局オヨビ區裁所檢事局ニ各一部ヲ納ムベシ  
 同一號ノ新聞紙又ハ雜誌ニシテソノ内容ヲ異ニスルモノニ付テハソノ發行ノ都度前項ノ手續ヲナスベシ  
 第十九條 新聞紙又ハ雜誌ニ掲載シタル事項ニ付ソノ事項ニ關スル本人又ハ直接關係者ヨリ正誤ノ請求又ハ正誤書若クハ辯駁書ノ掲載ノ請求アリタルトキハソノ請求ヲ受ケタル後日刊ノ新聞紙ニアリテハ第二回マデノ發行ノ新聞紙又ハ雜誌ニ在リテハ第二回マデノ發行ノ雜誌ニオイテ正誤ヲナシ又ハ正誤書若クハ辯駁書ノ全文ヲ掲載スベシ但シ正誤若ハ辯駁ノ趣旨法令ニ違反ス

ルトキハ請求者ノ住所オヨビ氏名ヲ明記セザルトキ又ハ原文掲載ノ日ヨリ六日ヲ經過シタル後請求アリタルトキハコノ限りニアラズ

正誤又ハ正誤書若ハ辯駁書ノ掲載ハ原文ノ掲載セラレタル同様ノ場所ニオイテ且ツ原文ニオイテ主トシテ用ヒラレタル同大ノ活字ヲ用フベシ  
 正誤書又ハ辯駁書ノ字數原文ノ字數ヲ超過シタルトキハソノ超過シタル字數ニ付發行者ノ定メタル普通廣告料ト同一ノ料金を請求スルコトヲ得  
 第二十條 官報、新聞紙又ハ雜誌ヨリ轉載シ又ハ抄録シタル事項ニシテ官報新聞紙又ハ雜誌ニオイテ正誤ヲナシ又ハ正誤書若ハ辯駁書ヲ掲載シタルトキハ前條第一項ノ請求ナシトイヘドモンノ官報、新聞紙又ハ雜誌ヲ得タル後前條ノ例ニヨリ正誤ヲナシ又ハ正誤書若ハ辯駁書ヲ掲載スベシ  
 但シ前條第三項ノ規定ハコレヲ適用スルノ限ニアラス  
 第三章 普通出版物  
 第二十一條 普通出版物ヲ發行セ

ントスルトキハ發行者ハ到達ニ要スベキ日數ヲ除キ發行ノ日前三日目マデニ製本二部ヲ添ヘコレヲ内務大臣ニ届出ヅベシ、改訂増減シテ普通出版物ヲ發行セントスルトキ又同ジ  
 前項ノ届出ハ著作ノ連署シタル文書ヲモツテコレヲナスベシ  
 タマシ著作者ノ死亡ノ他ノ事由ニ由リ連署ヲ得ルコト能ハザルトキハソノ旨ヲ記載スベシ  
 第二十二條 普通出版物ハ著作權者ヲ除ク外ソノ販賣ヲモツテ營業トナスモノニ非ザレバコレヲ發行スルコトヲ得ズ、但シ營利ヲ目的トセザルモノニツイテハコノ限ニアラス  
 第二十三條 普通出版物ニハソノ末尾ニ發行者ノ住所オヨビ氏名發行所オヨビ印刷所ノ名稱オヨビ所在地並ニ發行ノ年月日ヲ記載スベシ  
 第二十四條 書籍、定款、會則、事業報告、目錄、引札、張札、番付、諸種ノ用紙、證書ノ類オヨビ寫眞ニツイテハ前條ノ規定ヲ適用セズ  
 第四章 出版物掲載事項ノ制限

第二十五條 出版物ニハ左ノ事項ヲ掲載スルコトヲ得ズ

一、皇室ノ威嚴ヲ冒瀆スル事項  
 二、國體ヲ變革セントスル事項  
 三、憲法上ノ政治組織ノ大綱ヲ不法ニ變革シ又ハ私財產制度ヲ否認セントスル事項  
 四、軍事又ハ外交ノ機密ニ關シ帝國ノ利益ヲ害スル事項  
 五、犯罪ヲ煽動シ若クハ曲庇シ犯罪事實ニ付犯罪人ヲ賞恤シ又ハ刑事被告人若ハ被疑者ヲ賞恤シ若ハ陷害スル事項  
 六、社會ノ不安ヲ惹起シ治安維持上大ナル影響ヲオボスベキ虚偽又ハ誇大ノ事項  
 七、亂倫、猥褻、殘忍ノ他善良ノ風俗ヲ害スル事項  
 第二十六條 出版物ニハ公判開廷前ニオイテ刑事事件ノ訴訟ニ關スル書類ノ内容ヲ掲載シ又ハ公開ヲ停メタル訴訟ノ辯論ヲ掲載スルコトヲ得ズ  
 第二十七條 戰時、事變ノ他特ニ必要ナル場合ニオイテハ勅令ノ定ムルトコロニヨリ軍事又ハ外交ニ關スル事項ヲ出版物ニ掲載スル事ヲ禁止シ又ハ制限スル事ヲ得

第二十八條 内務大臣ハ治安維持上重大ナル影響ヲオボスノ恐れアル事件ニ關シ特ニ事項ヲ指示シテコレヲ新聞紙又ハ雜誌ニ掲載スル事ヲ禁止シ又ハ制限スル事ヲ得

第二十九條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密ニ關シ特ニ事項ヲ指示シテコレヲ新聞紙又ハ雜誌ニ掲載スル事ヲ禁止シ又ハ制限スル事ヲ得  
 第三十條 外務大臣ハ外交上ノ秘密ニ關シ特ニ事項ヲ指示シテコレヲ新聞紙又ハ雜誌ニ掲載スルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得  
 第三十一條 檢事又ハ檢察官ハ捜査中又ハ豫審中ノ事件ニ關シ特ニ事項ヲ指示シテコレヲ新聞紙又ハ雜誌ニ掲載スルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得  
 第五章 行政處分  
 第三十二條 第七條モシクハ第八條ノ届出ヲナサズモシクハ虚偽ノ届出ヲナシ又ハ第十條第一項モシクハ第十四條第二項ノ規定ニ違反シテ新聞紙又ハ雜誌ヲ發行シタルトキハ正當ノ届出ヲナシ又ハ保證金ヲ納メ若クハ填補スルマデ地方長官ハソノ發行ヲ

差止ムルコトヲ得

第三十三條 内務大臣ハ第二十五條ニ掲グル事項又ハ第二十七條若クハ第二十八條ノ規定ニヨリ禁止若クハ制限ニ違反スル事項ヲ出版物ニ掲載シタルトキハソノ事項ヲ掲載シタル個トキハソノ事項ヲ掲載シタル個所ヲ指摘シテ(但シヤムヲ得ザル場合ニオイテハソノ一部ヲ指摘シテ)ソノ出版物ノ發賣額布ヲ禁止シ必要アル場合ニオイテハコレヲ差押フル事ヲ得  
 内務大臣ハ前項ノ規定ニヨリ差押ヘタル出版物ニツキ發行者ノ請求アルトキハ第二十五條ニ掲グル事項又ハ第二十七條若クハ第二十八條ノ規定ニヨリ禁止若クハ制限ニ違反スル事項ヲ掲載シタル個所ヲ除キソノ出版物ヲ還付スルコトヲ得但シコレガタメ必要ナル費用ハ發行者ノ負擔トス  
 第三十四條 本法施行ノ地域外ニオイテ發行スル新聞紙又ハ雜誌ニ對シ一年以内ニ二回以上前條第一項ノ處分ヲシタルトキハ内務大臣ハソノ新聞紙又ハ雜誌ヲ本法施行ノ地域内ニ輸入シ又ハ移入スル事ヲ禁止スル事ヲ得



前項ノ規定ニヨリ禁止セラレタ  
ル新聞紙又ハ雜誌ヲ輸入シ又ハ  
移入シタルトキハ地方長官ハコ  
レヲ差押フル事ヲ得  
第三十五條 第五十六條第一項ノ  
規定ニヨリ禁止ニ違反シテ新聞  
紙又ハ雜誌ヲ發行シタルトキハ  
地方長官ハコレヲ差押フル事ヲ  
得

第三十六條 内務大臣ハ普通出版  
物ヲ差押フル場合ニオイテ必要  
アルトキハソノ原紙ヲ差押フル  
コトヲ得  
前項ノ規定ニヨリ差押ヘタル原  
紙ニツイテハ第三十三條第二項  
ノ規定ヲ準用ス

第三十七條 本法ニヨリ差押ヘタ  
ル出版物又ハ原紙ニシテ一年以  
上ソノ差押ヲ解除セラレザル時  
ハ差押ヘテ執行シタル官廳ニオ  
イテコレヲ處分スルコトヲ得  
第六章 罰 則

第三十八條 第七條ノ届出ヲナサ  
ズシテ新聞紙又ハ雜誌ヲ發行シ  
タルトキハ發行者ヲ五百圓以下  
ノ罰金ニ處ス  
第三十九條 第九條各號ノ一ニ該  
當スル者新聞紙又ハ雜誌ヲ發行  
シ又ハ編輯シタルトキハ五百圓

以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 第十六條ノ規定ニ違反  
シタルトキハ發行者ヲ五百圓以  
下ノ罰金ニ處ス  
第四十一條 第十七條又ハ第二十  
三條ノ規定ニ違反シテ記載ヲナ  
サズ又ハ虚偽ノ記載ヲナシタル  
トキハ發行者ヲ百圓以下ノ罰金  
又ハ科料ニ處ス

第四十二條 第十八條ノ規定ニ違  
反シテ新聞紙又ハ雜誌納本ヲナ  
サザルトキハ發行者ヲ三百圓以  
下ノ罰金ニ處ス  
第四十三條 第十九條第一項又ハ  
第二項ノ規定ニ違反シタルトキ  
ハ編輯者ヲ三百圓以下ノ罰金ニ  
處ス第二十條ノ規定ニ違反シタ  
ルトキハ編輯者ヲ百圓以下ノ罰  
金又ハ科料ニ處ス

第四十四條 第二十一條ノ届出ヲ  
ナサズ又ハ虚偽ノ届出ヲシテ  
普通出版物ヲ發行シタルトキハ  
發行者ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處  
ス  
第四十五條 第二十二條ノ規定ニ  
違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰  
金ニ處ス  
第四十六條 第二十七條第一號又  
ハ第二號ニ該當スル事項ヲ出版

物ニ掲載シタルトキハ發行者編  
輯者オヨビ著作者ヲ三年以下ノ  
禁錮ニ處ス  
第四十七條 第二十五條第三號ニ  
該當スル事項ヲ出版物ニ掲載シ  
タルトキハ發行者、編輯者オヨ  
ビ著作者ヲ二年以上ノ禁錮ニ處  
ス  
第四十八條 第二十五條第四號ニ  
該當スル事項ヲ出版物ニ掲載シ  
タルトキハ發行者、編輯者オヨ  
ビ著作者(新聞紙又ハ雜誌ニア  
リテハソノ掲載事項ニ署名シタ  
ル著作者以下コレニ同ジ)一年  
以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金  
ニ處ス  
第四十九條 第二十五條第五號乃  
至第七號ニ相當スル事項ヲ出版  
物ニ掲載シタルトキ又ハ第二十  
六條ノ規定ニ違反シタルトキハ  
發行者、編輯者オヨビ著作者ヲ  
六月以下ノ禁錮又ハ五百圓以下  
ノ罰金ニ處ス  
第五十條 第二十七條ノ規定ニヨ  
ル禁止又ハ制限ニ違反シタルト  
キハ發行者、編輯者オヨビ著作  
者ヲ一年以下ノ禁錮又ハ千圓以  
下ノ罰金ニ處ス  
第五十一條 第二十八條乃至第三

十一條ノ規定ニヨリ禁止又ハ制  
限ニ違反シタルトキハ發行者、  
編輯者ヲ六月以下ノ禁錮又ハ五  
百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十二條 第三十二條ノ規定ニ  
ヨリ差止命令ニ違反シテ新聞紙  
又ハ雜誌ヲ發行シタルトキハ發  
行者ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第五十三條 第三十三條第一項ノ  
規定ニヨリ禁止ニ違反シタルト  
キハ發行者ヲ一年以下ノ禁錮又  
ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス情ヲ知  
リテソノ出版物ヲ販賣頒布シタ  
ル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ五百  
圓以下ノ罰金ニ處ス  
第三十四條第一項ノ規定ニヨル  
禁止ヲ違反シタル者オヨビ情ヲ  
知りテソノ出版物ヲ輸入シ移入  
シ又ハ販賣頒布シタル者ハ前項  
ニ準ジコレヲ處罰ス

第五十四條 第三十三條第一項第  
三十四條第二項第三十五條又ハ  
第三十六條第二項ノ規定ニヨル  
差押ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六  
月以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ  
罰金ニ處ス  
第五十五條 出版物ニ掲載シタル  
事項ニ付名譽ニ對スル罪ノ公訴  
ノ提起アリタル場合ニオイテソ

ノ私行ニ涉ルモノヲ除クノ外被  
告人ニオイテソノ事實ナルコト  
オヨビソノ掲載方惡意ニ出デズ  
専ラ公益ノためニシタルモノナ  
ルコトヲ證明シ得タルトキハソ  
ノ行為ヲ罪セズ  
出版物ニ掲載シタル事項ニ基ク  
名譽ニ對スル不法行為ニ因ル損  
害賠償ノ訴ニオイテソノ私行ニ  
涉ルモノヲ除ク外被告ニオイテ  
前項ノ事項ヲ證明シ得タルトキ  
ハ被告ハ損害賠償ノ義務ヲ免ル  
第五十六條 新聞紙又ハ雜誌ニ掲  
載シタル事項ニ付第四十六條ノ  
規定ニヨリ處罰スル場合ニオイ  
テ裁判所ハソノ新聞紙又ハ雜誌  
ノ發行ヲ禁止スルコトヲ得  
前項ノ規定ニヨリ禁止ニ違反シ  
タルトキハ發行者ヲ二年以下ノ  
禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處  
ス情ヲ知りテソノ新聞紙又ハ雜  
誌ヲ販賣ハン布シタル者ハ六ヶ  
月以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ  
罰金ニ處ス

ノ罪ニ付テハ時効期間ハ發行ノ  
日ヨリコレヲ起算ス  
附 則  
第五十九條 本法施行ノ期日ハ勅  
令ヲモツテコレヲ定ム  
第六十條 出版法オヨビ新聞紙法  
ハコレヲ廢止ス  
第六十一條 本法施行後ニオイテ  
發行スル出版物ニ付從來ノ規定  
ニヨリナシタル届出ハコレヲ本  
法ニヨリナシタル届出ト看ナス  
第六十二條 本法施行ノ際現ニ新  
聞紙法ニヨリ發行スル新聞紙ニ  
シテ本法ノ新聞紙又ハ雜誌ニ該  
當スルモノハコレヲ第七條ノ規  
定ニヨリ届出ヲナシタル新聞紙  
又ハ雜誌ト看ナス  
第六十三條 前二條ノ新聞紙又ハ  
雜誌ノ發行者ハ本法施行ノ日ヨ  
リ三十日以内ニ第七條第一項第  
六號ノ事項ヲ届出ツベシ  
第六十四條 本法施行ノ際現ニ出  
版法ニヨリ發行スル雜誌ニシテ  
本法ノ新聞紙又ハ雜誌ニ相當ス  
ルモノニ付テハソノ發行者ハ本  
法施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第  
七條ノ例ニヨリ届出ヲナスベシ  
但シ第一回發行ノ年月日ヲ記載  
スルコトヲ要セズ

第六十五條 本法施行前出版法又  
ハ新聞紙法ニヨリナシタル處分  
ハ本法中コレニ相當スル處分ニ  
關スル規定アル場合ニオイテハ  
コレヲ本法ニヨリナシタル處分  
ト看ナス本法施行前新聞紙法ニ  
ヨリナシタル發行ノ禁止ハコレ  
ヲ本法ニヨリナシタル發行ノ禁  
止ト看ナス  
第六十六條 本法施行ノ際ノ新聞  
紙又ハ雜誌ニ付新聞紙法ニヨリ  
納メタル保證金アルトキハコレ  
ヲ本法ニヨリ納メタル保證金ト  
看ナス  
第六十七條 本法施行前ニ發行シ  
タル出版物ニ付テハ第十九條、  
第二十條オヨビ第四十三條ノ規  
定ハコレヲ適用セズヨツテ從前  
ノ例ニヨル  
第六十八條 本法施行前内務大臣  
ニオイテ出版法又ハ新聞紙法ニ  
ヨリ差押ヘタル出版物オヨビ原  
版ニツイテハ第三十三條第二項  
オヨビ第三十六條第二項ノ規定  
ハコレヲ適用セズ  
第六十九條 他ノ法律中出版業ニ  
シテ新聞紙法ニヨルモノニ適用  
スル規定ハ出版業ニシテ本法第  
二章ノ規定ニヨルモノニココレヲ

### 政府委員是非

衆議院の出版物法案委員會中、  
種々の議論も取り交されたが、そ  
のうち、委員加藤正君から、新  
聞紙法と出版法との併合に就て、  
反對的質問のあつたに對し、政府  
委員内務參事官、鈴木富士彌君  
の答辯中、一法主義採用に關して  
新聞側の意中を尊重した一項あり  
速記録中から左に摘録する、曰く  
「鈴木政府委員 出版法と新聞紙  
法とを統一して一つの法律に作つ  
たと云ふことに付ての理由は、本  
會議に於て述べられた通りであり  
ますが、之に付ては多少の沿革が  
あります、新聞研究會と云ふもの  
が前から出来て居ります、此人々  
が出版法などの私案を作られまし  
たが、之に於ても一法主義を採用  
して居る、而して是は大正八年の  
春でありましたから、誰の内閣で  
ありましたか、多分原さんの内閣  
の時代であつたかと記憶致して居  
ります、政友會内閣で、其時分に  
内務大臣の官邸に於て開かれた新  
聞記者の會合に於きまして、矢張  
新聞記者の側から、此一法主義を



固く主張された、其理由とする所は何であるかと言ひますと、斯う云ふことが書いてあります、現在に於ける二法主義即ち出版法と新聞紙法との併用主義は、憲法發布以前の舊思想に胚胎するものであるからである、是は出版許可主義時代の遺物であるからのである、斯う云ふことが書いてある、尙ほ詳しいことも書いてあるが、大體に於て此新聞紙と他の單行本とは性質が違ふのみならず、發行部數に於ても比較にならぬ程の差異がありますから、別々にする方が宜いと云ふ意見も亦尊重すべきものでありませうけれども、併ながら同じ出版物である以上は、矢張共通せる事柄が大分あるのであります、故に共通する部分は總則に之を掲げ、尙ほ行政處分の項に掲げ、罰則に掲げ、而して新聞雜誌即ち定期刊行物に限つて規定しなければならぬことは、其餘項に於て設けて、其他のことは單行本と云ふか、或は普通出版物と云ふかさう云ふ項目に分けて規定することが一目瞭然で、洵に都合が宜い云々

鈴木參與官云ふところの新聞研究會案とは昭和二年版日本新聞年鑑總編第九頁以下に記載せるもの、又、内相の記者の會台とは同じく新聞研究會が當時の床次内相官邸に集合し、内相、警保局長等列席して、新聞紙法を研究した折の事をさすのである。さうしてこの一法主義は無論吾等の主張通りであるが、こゝに開きすてならぬのは、鈴木政府委員が委員寺田市正君の本案を單なる取締法規たらしめぬための希聖的質問に對し新聞研究會案もまた結局取締法なることを擧げて辯解してゐる一事である。これは一見同じ取締法規であるつても、研究會案と政府案との内容には各章條を通じて天地隔絶の相違あることを特記し置かねばならぬ。

反對運動奏功

出版物法案の委員會は政府に有利なるかのごとく見られた。然るに前年この懸法に反對した東京各紙最高幹部團たる二十一日會は鳴をひそめて立ち、形勢不利と見た「新聞研究所報」は再度に亘つてその騒起を促かしたのであるが三月五日東京都下各紙社會部長團

たる各社會の結束奮起して、同日、十七社代表が衆議院に安達臨時内相、鈴木内務參與官、松村警保局長等を訪ひ、懸法撤退を要求し、新聞同盟記者俱樂部またこれに呼應して、八日正午、兩團體代表が富田委員長以下に會見し、左記聲明書を交付し、九日には江木法相に面談意見を開陳するに及び二十一日會は漸く起つて反對運動を開始し、十日各紙朝刊に各紙共同の反對聲明書を掲載するや、當局も遂にこれに抗するなく、委員會を流會續きとして案を葬つたのである。各社會及同盟記者俱樂部連署、各政黨及び當局に提示せる反對意見書内容如左。

出版物法案に就て

今回政府の提出にかゝる出版物法案は時代に逆行し新聞文化を阻害すること甚大であります、故に本法案が通過せぬ様各位の御盡力を希望致します、御参考の爲め本法案中不備と思はれる箇所を左に記して置きます、理由は政府當局本法案特別委員諸氏に申上げておきましたから御聴取ひます。

昭和二年三月八日 同盟新聞記者俱樂部

東京各日刊新聞社會部長會

第五條 削除

第七條の第六項中括弧内(新聞紙又は雜誌の出版に依り其の編輯者を異にする時は其の版別編輯者)を削除すること。

第十九條 本條項には如何なる正誤要求も掲載するやう指摘してあるが實例に鑑みれば事實相異なる場合も自己の利害關係により取消又は正誤を申込む者が非常に多いのであるから取消又は正誤申込が錯誤である場合は掲載する必要なき旨を明確に記入すること(別紙取消正誤申込一覽表参照)

第十九條第一項「原文掲載の日より六月を経過」とあるを「原文掲載の日より三月経過」と修正すること

第十九條第二項「正誤又は正誤書若し辯駁書の掲載は原文の掲載せられたると同様の場所」とあるは「正誤書若し辯駁書の掲載は原文の掲載せられたると同様の紙面と修正すること

第二十五條 第二項「國體を變革せんとする事項」は抽象的に過

ぐる故に具體的に明記すること  
第二十五條 第三項は同様の理由により全部削除  
第二十五條 第六項中「又は誇大」の四字削除

第二十六條 全部削除  
第二十八條 全部削除  
第三十一條 「檢事又は檢察官は捜査中又は豫審中の事件に關し特に事項を指示して之を」とあるを「檢事又は檢察官は捜査中又は豫審中の事件に關し被疑者の氏名を判知し得べき事項を」と修正すること

第三十三條 附則として「正式裁判を仰ぐ事を得」の條項を附記すること

第六章 罰則中罪金刑は現行法通り最高五百圓に修正すること  
禁錮刑に對しては第二十五條第一號を除く外罰金刑とすること  
第四十六條以下各條に亘り「及著作者」を削除すること  
第五十六條 全部削除

警保會の流産

田中内閣の新たに組織さるゝや政府は大規模の出版法調査會を開設して、新聞代表者を委員に加

ふべしとの説傳へられたが、後に至つてその計畫は縮少され、内務省内に警保審議會を置き、出版物法案の新起草を企て、これら新聞側委員の人選方を二十一日會に委嘱した。しかし二十一日會は、さやうの小規模の調査會にて此種軍大法案を起草するは不都合の沙汰と決し、内務省の依頼を拒絶したが、別に會内に委員を選んで改正條項の起草に着手した。脱稿の上は、これを當局に提示し、新聞側の具體的意志を貫くための便宜たらしめる筈である。

分割還付實施

二年八月中警保局は差押處分の出版物を分割還付するに決定、九月一日より實施の旨新聞紙法による雜誌發行者及一般出版業者に公示した。全文如左。

差押出版物分割還付に關する件

差押出版物の分割還付に關しては左記要項に依り分割還付を實施方其筋より通牒の次第も有之候條參考迄及通知候也

一、分割還付せられ得べき出版物

及條件

- (1) 主として學術、文藝、美術等に關する記事を掲載し且社會の文化に貢献するものと認めらるゝ單行本又は月刊以上の雜誌及其刻板に限ること
- (2) 無納本若しくは甚しき納本遲延の事項ありたるもの又は發行者に於て差押執行の妨害を爲したるものに對しては原則として之を許さざること
- (3) 禁止個所少數少量にして容易に檢出削除し得るものに限ること
- (4) 差押部數が相當多數なる場合に限ること
- (5) 還付は禁止命令ありたる日より一ヶ月以内に發行者より請求ありたる場合に限ること

二、手續

- (1) 還付決定の請求は發行者發行人或は其代理人より書面を以て直接内務省に對し之を爲さしむること
- (2) 還付すべきや否やは内務省に於て之を決定し請求者並地方長官(東京府に在りては警視總監以下之)に之を通知すること

(3) 還付の實施は發行者發行人又はその代理人より還付決定通知書の寫を送付し差押を爲したる地方官に之を請求すること尙削除個所は内務省の決定に依ること

三、費用 還付に要したる費用は凡て請求者の負擔とすること尙差押中に出したる破損等に對しては責任を負はざること

四、請書の徵收 從來往々にして禁止處分ありたる事實を廣告又は宣傳に利用する者ありたるに鑑み將來本通牒に依り分割還付を實施するに付ては豫め出版業關係者に對し適當の方法に依り廣告を與ふると共にその都度發行者より禁止處分ありたる旨廣告又は宣傳に利用し又は利用せしめたるに於ては爾後本通牒の特典に與かり得ざる旨の請書を徵すること

五、再出版の監督 還付を受けたる出版物を用ひ其儘又は加工して再發行するときは出版法又は新聞紙法に依り納本を要するは勿論なりと雖も題名(普通出版物の場合に限る)發行日附、號數、表紙其他を適宜變更し一見



して禁止出版物と之を區別し易からしめ再頒布前差押官廳の検査を受けしむること但し改裝其他の爲に取纏めたる場合に於には便宜上發行所管地方長官の検査を受けるを妨げず

六、参考上必要部数の保留 差押出版物は原本の儘出版警察の参考上必要なる部数を内務省に保留すること其部数は決定書を以て之を通知す

七、新聞紙法に依る月刊雜誌 新聞紙法に依り發行する雜誌と雖も月刊以上のものは本通牒に依り處置すること

八、實施期日 本通牒は昭和二年九月一日發行の出版物雜誌より之を實施すること

### 新聞數と違法

一、行政處分によるものは  
 (イ)新聞紙三百八件、中安寧二百五十一件、風俗四十四件、發行差止め十三件  
 (ロ)出版物千三十九件、中安寧百六十一件、風俗普通出版物七十五件、繪畫書十九件、春畫淫本七百八十四件、計八百七十八件、  
 二、司法處分によるもの  
 (イ)新聞紙二百廿三件、中安寧五十六件、風俗十八件その他百四十八件  
 (ロ)出版物百卅一件、中風俗六十七件、その他六十四件  
 新聞紙法制定以來の發行禁止處分は尊嚴冒瀆三件、安寧九件、風俗六件計十八件で大正六年以降發行禁止處分は一回もない。

### 二、新聞と政黨

かやうにして、新聞は資本勢力や政治勢力の上に、獨自の新らしい勢力をもつて臨まうとしてゐる。しかし、新聞當事者に新聞は政治や資本力を支配してゐるとの、自覺はつきりしてゐるか、どうか東京に永住して、さる要職にある

某外國人が、近ごろ報知論說部の池田林儀君に語つたといふ、日本新聞觀の一節を掲げて當事者の深省を求めらる。

その外人は、  
 「日本には、政黨らしい勢力を有つたものが二つある。それはかうである」  
 と云つて、左のやうな公式を池田君に書いてみせたさうである。  
 海軍部十員 海軍大臣 海軍少将 海軍中將 海軍大將 海軍少将 海軍中將 海軍大將 海軍少将 海軍中將 海軍大將  
 「さうして今の日本の新聞は政黨以上である。若し日本の政黨が今日のまゝで新たな進路を發見しないならば、將來、日本の政治は新聞社によつて支配されるであらう。そしてその新聞勢力の擴大は、やがて政黨のいくむところとなつて新聞壓迫時代が来るかも知れぬ。しかし、今のところ、日本の新聞社は未だ自分が政治を支配してゐるとゆう自覺に乏しいから、政黨の下にある。これは卑屈なことである。日本の新聞のように、獨立の經濟で行つてゐる新聞は、政黨からニュースを買はず、政黨から

## 第二節 通信及編輯關係

日本の通信事業は今や外形的には國際的位置を獲得した。しかし内質に就ては、努力完成を要する點多い。編輯方面に於ては各社取材の大競争と曝露趣味とは益々猛烈を加へつゝあり、多少の弊害を認めるも、他面、誤報に關する責任感と國家民衆の不安を除くための記事の節制とに就ては相當新聞の倫理化を實行しつゝある。

### ホ、新聞専門家

#### 國際會議

前年からの懸案であり、斯界最初の試みである新聞専門家國際會議は、左記國際聯盟事務局發表のごとく、諸般の準備を了へて、昭和二年八月下旬、ジュネーヴに開催された。事務局の報告に曰く、

#### 事務局の報告

「一、本會議の由來及開會の準備 第六回聯盟總會(一九二五年)に於て智利代表の提議に基き、新聞専門家の會合開催方を決議し右に基き聯盟理事會は聯盟事務局をして各方面の意圖を照會せしめ大體

本件會合開催方に異議なきを確かめたるにより、先づ準備的會合を催すこととし、(一)通信社代表の會合(一九二六年八月開催)、日本よりは頭本元貞(聯合通信社)及老川義信(日本電報通信社)兩氏出席、(二)情報部長の會合(一九二六年十月開催、大通信社を有せざる歐洲小國の情報部長出席)及(三)新聞記者代表の會合(一九二七年一月開催、聯盟出入記者の代表者出席)を催したる結果、準備整いたるにつき一九二七年三月の理事會に於て同年八月廿四日より本件會議を開催するに決し「デーリー・テレグラフ」社主「バーナム」卿を議長に指名し、事務總長より各國委員に對し招請狀を發し、同時に各國政府に對し「アツセツサ

一」として情報部長の出席を求めたり。  
 二、期日 會議は豫定の如く八月二十四日より「サル・ドラ・レ・フォルマシオン」に開催、五日間十回の會合を催し二十九日夜閉會したり。  
 三、出席者 本會議に招集せられたる各委員等は個人の資格に於て出席せるものにして、所屬國又は團體を代表するものにあらざる趣旨とし各委員外招請狀にも此點を明かにしたるが、會議には歐洲及南北米各大陸を通じ、三十八ヶ國より新聞社及通信社主六十三名出席、ロイテル、合同、聯合、アガス、ウオルフ、ステファニ等著名通信社代表及有力新聞社幹部を網羅せり。その他、日、佛、獨、白、關支等二十ヶ國より情報部長又は代表者「アツセツサ」として列席し、二三國際新聞記者協會代表者も列席せり。日本よりは伊達源一郎(日本新聞聯合社)、上田碩三、(日本電報通信社)、上野精一(大阪朝日)三者代表として出席し、日高書記官は「アツセツサ」として、小松隆氏は専門委員として出席せり。

尙露國よりは「アントノフ」(タス通信)、「メンケス」(イスヴエスチヤ)の兩氏オブザーバーとして出席せり。  
 四、委員會の構成 會議議長は豫め決し居たるが副議長に關し、初め聯盟事務局側としては前記三種準備委員會の議長を副議長に擧げ議長と共に幹部會を構成することに内定したるところ、開會前、日本から事務局側に申入れたる結果副議長をかざることにたり、議長の指名により十四名よりなる委員會を組織し議題の配列等をなさしむることとし(日本からは上野氏出席)その中より五名の起草委員會を擧げ、その外には別に委員會を設けず、各種問題に關し必要に應じ前記十四名の委員會に於て事實上之れが審議處置の任に當れり」

東朝紙の社説  
 この會の經過を語るに先立ち、まづその目的と効果とに就て、東京朝日新聞(九月十七日)の「世界新聞會議と國際平和」と題する社説を再録する。曰く、  
 「八月末ジュネーヴに開かれた新聞専門家國際會議は、一見新聞の



利益のための會議なるかに見え、必ずしも一般的興味を引かなかつたが、事實においては、その將來國際上におよぼす効果において、一の畫時代的會議であつたといへる。同會議は、一九二五年の第六回國際聯盟總會におけるチリ代表ヤネス氏の發意に基き、種々の階ていを経て、今年はじめに招集を見たものであるが、アメリカを含む世界の諸國がすべてこれに参加し、ことに各國競つて有力なる代表者を送つたことは、この會議の將來に生命あるを思はしむるに十分なるものがあつた。

會議は會期わづかに一週間しかもその内容の豊富なるにおいて、さすがに他の國際會議と趣を異にするものがあつたが、なかにも、アメリカ代表によつて提出された政府關係ニュースの機會均等を要求する決議案、日本代表によつて唱へられた不正確有害記事防止に關する決議案は、電報料その他職業的議案以外その世界平和と交渉ある點において、すこぶる注目し得るものがあつたのである。政府關係のニュースに關する機會均等の要求は、一見たゞ職業上の機

會均等の問題の如くであるが、事實はその不均等の結果より、延いて國民間の諒解をさまたげてゐる事實が決して少くないのである。國際の平和は、まづ各國民間の眞の諒解よりはじまる。しかしてその諒解を進めんとするためには、各國互に出来るだけ他の國情を知り、かつ知らしむるに努め、輿論の光線をさへぎるものなきを期せねばならぬ。しかるにこゝに一つの國が、その領土内のニュースを御用通信新聞に獨占せしめ、乃至その機會を不均等ならしめて顧みなければ、國民間の諒解は進まず、輿論の刺激のおよばざるどころ、人類幸福を進むる上にも、非常のハズデキヤツとなるを免れないのである。この決議の結果は、同時に新聞通信記事の正確にして善意なることによつてはじめて完全にされる。この意味において日本代表によつて唱へられた不正確有害記事防止に關する決議案は、ききめて有意義かつ機宜を得たものといはねばならぬ。新聞が輿論の指導的位置に居る以上、今日まで國際間における誤解や友情や敵意や機關として以外、これを通じて、

さらに大に各國民の諒解と國際平和を進むる上に貢献せんと望んでやまない。戦後國際間の事情變じ、交通通信の便も昔日と全く面目を異にした今日、舊式の大公使外交が果してどれだけ實際の用をなしてゐるかを知らないが、新聞會議にして健全に發達せば、國民間の諒解を進め、延いて世界平和に貢献する上に、少くもいまの化石に近い大公使外交にまさり、いはゆる國民外交の中樞をなさんこと、必ずしも吾人架空の期待のみでないと思ふのである」

日本提案全通

聯盟事務局報告書は前に續いて曰く、  
「五、議事概観 本會議の開催に當り、聯盟側には極めて細心の注意を拂ひ、凡ゆる機會に於て今次の企てが何等新聞界の獨立を害し、又は聯盟の宣傳を目的とするものにあらざることを細かにし、議長の開會演説にも特に此の點を高調する處ありたり。  
會議は聯盟事務局に於て從來準備委員會の審議の結果に基き作製せる議事日程及準備調査によ

り議事を進めたり。特に各通信社及新聞社側の利害錯綜しをり相當意見の相違を豫想せられ殊に開會早々前記十四名の委員會の選任手續及議事録の作成等、些細の問題に付ても議論に時を費し進行を危ましめたるも爾後漸く順調に進行し無事豫定期程を議了せり。  
議題中に最も議論の分れたるは通信料金及新聞報道所有權保護の問題にして前者については多數決により採決し、後者については前記十四名の委員會を中心とする小委員會に於て妥協案作製兩場一致之れを可決せり。  
日本側よりは(一)歐米大陸と亞細亞諸國との通信の改善及料金の低減並新聞後廻電報の創設案(上田氏提案)(二)將來本會議定期開催案(伊達氏提案)及(三)虚偽の報道掲載差控方勸告案(上野氏提案)を提議何れも採擇せられたり。  
當會議中義保沖に於ける帝國軍艦遭難事件の報に接し、議長より丁寧なる弔詞を述べたるに對し上野委員より謝辭を述べた

議長は英國のバーナム卿であつた。議長の開會の辭中特に遠東の極東、アフリカ及び米國代表の参加を感謝するところあり。  
而して日本三代表の提出した三議案が、悉く採擇可決されたのはひとり日本新聞界の爲めに氣を吐けるのみならず、正しく世界新聞事業への、乃至は新聞を通じての世界平和への大貢献であつた。  
虚報の差止案  
日本からの提案中、最も重要視されたのは、會議の劈頭上野代表より提出された虚偽の報道掲載差控方勸告案であつた。上野代表の提案理由左の如し。  
「本會議に参加せる新聞および通信社の各代表は不正確かつ甚だしい誇張又はねつ造の記事報道の供給およびはん布の諸國民間に誤解懷疑を引起しもつて世界平和をふん亂し又は平和確保の一要件たる諸國民間の相互的諒解を妨害するを認め各新聞および通信社互に留意してこの種記事報道を防止するにつとむるはプレス本來の責任なるのみならず國際聯盟の精神に合致す

るものとなし近き將來においてこれに關する國際的協力を考慮せられんことを望む」  
會議の最高委員會は二十四日夜の會議で本提案のすこぶる重大なるにかんがみ、これを二十九日議事日程終了後に上程し、上野代表登壇  
「本決議の趣旨は私より詳しく説明するまでもなく諸君はつとに、かつ十分におわかりになつてゐることと思ひます、又本決議のいふ記事報道の例を擧げる要もありません、たゞこゝに一寸申上たいのは、そも／＼この新聞會議がその性質上新聞および通信社の有し得べき權利特權又は便宜の方を主として協議したのはやむを得ませぬが、新聞の義務責任の方も我等が常によく考慮せねばならぬところであり、それにつき新聞の獨立自由を重んずることはもちろんであります、たゞ世界平和といふ諸國共通利益のためにお互に氣をつけようといふのであります」  
と説明演説を試み、イギリス代表ルーター支配人サー・ロデリック

ジョーンス氏の賛成あつたがドイツ新聞協會代表が反對したので賛否を起立に問ふやイギリス、フランス、ドイツ、支那代表その他一せいに起立、反對僅か二名で拍手のうちに可決された。  
我全權の裏書  
さうして他の二案、即ち上野代表案は二十九日、伊達代表案は二十五日、何れも本會議に於て可決確定した。  
こゝに吾等の愉快とするところは、國際聯盟帝國全權安達峰一卿君が、二年九月七日開會の國際聯盟總會席上、前記日本代表提案新聞大會可決の決議に言及し、帝國政府としての賛意を公式に裏書したことである。此項に關する安達全權演説の要旨如左。  
「新聞會議に關しては、新聞の國際相互の諒解及び國際平和の維持上、重要なものは勿論にして此の點に關し該會議の席上、本邦委員の提議に基き採擇せられ度し。  
イ、誇大不確實の記事及び論文を掲載せざる事。  
ロ、會議を定期的に開催する事



の二決議は帝國代表の全然賛同するところである。」

決議事項要領

聯盟事務局の報告は更に續く、

第二、決議事項

甲 決議前文

本會議の諸決議實行に關し聯盟諸國の協力を求め、將來此種會議開催を希望し右に關し聯盟總會及理事會の好意的考量を要望し各種決議事項に關する原則を定明す。

乙 決議事項要領

(一) 通信料金

本問題に關しては相當議論あり各種提案を見たるが採決の結果左記の勸告を理事會に提出し、聯盟の專門機關に於て新聞専門家と協力研究を求むることとなれり

イ、有線無線電信

- 1、新聞電報の地位 新聞電報には一般私報よりも先に順位を與ふるべし。
2、至急新聞電報 至急新聞電報の制度を設けその料金は普通電報

ロ、國際電話通信

- 1、普通新聞電話料金は五割減とし普通電話よりも先順位を與ふるべし(準案)
2、至急新聞電話料金は五割減とし至急電話よりも先順位を與ふるべし(準案)
3、國際電話料金が兩國内料金の合計を越ゆる

料金の二倍とし普通至急報よりも先順位を與ふるべし。

- 3、長距離通信 長距離通信料金の低減(準備委員案) 通信に關する課税の廢止(濠洲委員案)
新聞後週電報制度の創設(上田氏案)
4、地方的協定 接護國間には内國電報料金を適用すること(準備委員案)

ハ、無線電信

- 1、新聞通信接受の認可 新聞通信社に對し一定料金を徴し新聞通信の接受を認可すべきこと(獨逸委員案)
2、通信料金 料金の設立に際しては無線電信が有線電信よりも費用低廉なるべきことを考慮に入ること(濠洲委員案)
3、露府よりの發信當時發信を可能ならしむるの望ましきこと(英國案)

(二) 暗號の使用

無線電信による新聞通信には盗用を避くるため一定制限の下に暗號の使用を許可すること。

(三) 通信施設の改善

- 1、各大陸間の通信 東洋諸國と歐米大陸との有線及無線電信通信改善の必要を認む(上田氏案)
2、歐洲に於ける通信 通信施設の至急改善に對

する希望(ブルガリヤ) 無線電信電話機關等に新たな通信機關發達の助長(南阿)

(四) 新聞輸送

- 1、委員會に於て本佛獨三國の新聞雜誌販賣業者を加へ審議の結果、新聞雜誌輸送方法の改善に關する決議を採用し聯盟交通委員會に於て之が研究を求むることとなす。
2、新聞紙に對する課税その他の制限の撤廢(英國案)

(五) 郵便による新聞の豫約購讀

一九二四年(ストックホルム)協定の加入實施方に關する勸告案(日、澳)
(六)新聞報道に關する所有權の保護
本問題は今次會議に於て最も重要視せられたる所に於て準備委員會(通信社代表會合)に於て之に關する決議を作成し(前記事務局準備調書)聯盟事務局に於ても本件に關し詳細なる研究

を遂げ一の法律案を作成せるが(O'Shea, Nisb, Hunt)會議に於ても各種の提案あり就中聯合通信社の「セントクーパー」は前記準備委員會の決議を採用し且政府發表の公報に關しては所有權を設定し得ざることを主張しと主張し、「ロイテル」の「サー・ロドリック・ジョーンズ」氏は之を支持し、合同通信のビツケル等米國側の賛成ありたるに對し、英國新聞社主協會の「リツデル」卿は既刊の報道の保護に關してはその完全なる保護方法を議すべしとの勸告をなすに止むべしと論じ、獨逸委員は各種新聞記者協會の賛成を得たる案を提出し詳細なる規定を爲さむことを主張し、アヴアラ社の「メイノ」は正當なる手段に依り入手せる報道に非ざれば之を認めずとの大原則を掲ぐべしと説き二十五日午後より翌午前に亘り討議を重ねたるも容易に決せず結局委員會を開き懇談の結果前記

ニウズ権問題

前記報告にもあるごとく、このニユース所有權保護問題は、恐らく本會議中の最大案件として、もつとも多くの議論を伴ひ、各代表より提案續出、アメリカ代表たる聯合通信總支配人クーパー君の新聞所有權贊成演説を皮切りに、各代表は各自の提案につき入亂れて舌戰を續けた。上野代表はイギリス代表リツデル君の決議を支持して登壇

「私はニユース所有權保護の原則は作つた方が宜いと思ふ然しこの草案にある如き細かい點には色々異論もあるから本會議ではリツデル決議案の如き原則樹

立に止めたがいと信ずる、この意味ではリツデル案に賛成してこれを支持する」と聲明した。本問題で熱辯を振つた各代表は十七名に上つたが會議は翌二十六日に持ち越され、甲論乙駁いつ果つべしとも見えなかつたが、この間に立つた上野日本代表は大難産たる本決議案の産婆役の一人として活躍した。すなはちその内情はアソシエテッド・プレス總支配人クーパー君提出のアメリカ案とリツデル男のイギリス案にはかなりの懸隔あり、一方ドイツ側は極めて具體的な提案を固守して譲らず妥協困難に見えたので議長は上野代表も委員の一人であるところの最高委員會に本問題を回附して委員は數時間の協議で英米獨佛の諸提案を大もみにもんで、これらをつきませた妥協案二個を漸く作成し、午後五時半本會議を再開、報告せしむるや上野代表一番に妥協案贊成演説をなし各國代表も交々贊成演説を試みニユースの決議案は全會一致で可決した。

本問題に對する日本側の態度はニユース保護の原則を樹立するに

止めたがいといふにあつて、この意味のリツデル提議を終始一貫して支持し、その結果リツデル案を基調とした妥協案ができた次第で、もし日本側を代表した上野君の終始一貫した支持がなかつたらば、リツデル案は旗色悪くあるひは非られたかも知れない。従つて協定成立は日本側に負ふところ決して少くないのである。決議案左の如し。

「本會議は各國の新聞社通信社および他の新聞機關が右ニユース製作に際して拂つた勢力、企畫並にその出費に對しニユース發表前と同様發表後も報しうを受くべき原則を確認する然しながらこの原則ある故をもつて直にニユースに獨占權を生じあるのは獨占權の存在を獎勵するものと解釋さるべき筋合ではない。」

其他決議事項

更に決議事項の要領等に關して聯盟事務局は左の報告を付け加へた。

(七)新聞通信に對する便宜の供與 前文にて此種便宜は恩惠として之を要求するものに非ず



新聞通信員の業務執行を便ならしむる爲め之を要求するものなることを明かにして(新聞協會案) 次の諸項に亘り決議せり。

- 1、旅行 新聞通信員の團體旅行に關するもの(新聞記者協會案)
- 2、大學その他に於て新聞に關する科目の設置に趣旨として賛成し(同)
- 3、新聞通信員に對する給費 新聞記者に對する旅費又は研究費に趣旨として賛成し(同)
- 4、外國にある新聞通信員に對する二重課税、國際聯盟の専門機關に於て本問題の研究をなさむことを希望し同時に各國政府に於ても便宜を供與せむことを求む(同)
- 5、船車賃の割引 内外新聞通信員に對し均等待遇を與ふべく(準)且新聞事業に關する集會出席者に對し便宜供與せられたること(新聞記者協會案)
- 6、旅券の査證 新聞通信員に對しては査證を要せざること(準)
- 7、身分證明書 新聞通信員に對する同様の身分證明書發行

の要を認め交通委員會に於て本問題の研究をなさむことを求む(新聞記者協會案)

- 8、外國新聞通信員に對する處分(追放) 新聞通信員の業務執行に關する理由に基く國外追放處分は新聞通信員の團體の意見を徴したる後に非ざれば行ふべからずとの趣旨を聯盟より各國政府に對し主張せむことを求む(新聞記者協會案) 反對ありたるも多數決にて採擇せらる
- 9、内外新聞通信員の均等待遇 公報の發表檢閲に關しては内外公私の別なく各新聞通信員に對し均等待遇を與ふべきこと(合同通信ビツケル案)
- 10、探訪に關する便宜供與 情報及地方官憲は内外新聞通信員に對し同様の便宜を供與すべきこと(準)

(八)平時に於ける檢閲 本問題に關しては米國の「スクリツプス」より平時に於ける檢閲全廢の提案をなしたるに對し、佛國「テツサン」は絕對必要且例外的の場合に止むべしとの修正案を出し、新聞記者協會代表者は別に

一案を提出して最少限度の保障條件を主張し議論の末前記諸案の趣旨を綜合折衷せる案を作製可決せり。

- (九)議事日程以外の決議事項
- 1、虚偽報道さし止め方に關する希望(上野)
- 2、聯盟に關する智識普及の爲め壽府に適當なる教育施設設置方希望(ホルトガル)
- 3、新聞紙に國際聯盟の設置(葡國)
- 4、精神的軍備縮小に努力すべきこと(希、波、羅、智、古ユーゴスラブ案)
- 5、接護國プレス間に友誼的協定締結勸告(ギリシヤ)
- 6、將來本會議の定期開催(伊達案)
- 7、ドアドレボンス 佛國委員より提案ありたるも次回に延期せらる
- (十)最後に會議は佛國デバ紙ナレ一シユの提議により、本會議出席の各員はプレスの一般的利益の爲め宣傳に努むべき事を議決したり。

### 中心者と代表

日本代表は三君ともこの大會に重きをなした。これは三君の熱心と努力とによること勿論であるがまたこの三君を送つた日本新聞界の實力を世界が認めたことでもあつて、將來一層の自軍を相互に必要とする。

國際聯盟本部の古垣鐵郎君が、「新聞及新聞記者」に寄せた大會記によると、この會の中心人物はやはり英、米、佛、獨、日の五大國代表であつたらしい。その一節に曰く、

「會議の中心人物は、英新聞記者協會の代表ロッド・リデル彼は何と云つても大物、流石の古強物らしく、何にでも一家流の意見を述べ、人を人とも思はずの態度がある。米U.P.のビツケルは熱心にして腕一貫式態度で氣持ちよく活動する佛のハバス理事メノーは頭のいい所と顔役で性善良なる爲め會議代表者中の最も有益なるコンストラクター獨逸の新聞記者代表のベルンハルトは降烈な所と執念深い初志を貫かんとする所と、輿論の爲め」押し所に取柄あり、日本上野代表は人格圓滿なる爲め良好なる印象を與へ、何と云つても

大新聞社主、押しも押されぬと云つた所、上田代表伊達代表は共によく日本としての通信事業の大局を諒解してみだりに自分側と外國通信社と連絡して、日本通信事業の破綻を導くことなく相互にU.P.、A.P. 兩方を牽制して進むの賢明なる態度は誠に喜ばしいものであつた。

U.P.もA.P.も今度は、會議の進むにつれ次第に接近しプレスの向上改善を考へるの一點に集中し且つ代表も立派な人々、故に協力協働の状態を呈しつゝあつた。然し、議論だけは仲々猛烈であつて議長は始終骨を折らねばならなかつた。

尙ほ本大會に出席した各國新聞通信社側代表者氏名は左の通りである。

議長 英バーナム子爵

▼獨逸 ウォルフ通信社代理マントラー、外三名。

▼瀛洲 メルボルンアーガス總支配人ホルツ。

▼オーストリー ノイエ・フライエ・プレツセ社長ベネチクト。

▼ベルギー ソアール社長ロツセ

▼英國 新聞社主協會リデル卿、外二名。

▼支那 イースタン・タイムズ主筆顧。

▼デンマーク オスツエランツ・フォルゲブラド社長シヤール。

▼スペイン エビーシー社長テナ外二名。

▼フランス アバースチユ通信社長メ・ノ、外二名。

▼ギリシヤ

▼ハンガリア ベスタ・ロイド社長ウイスト。

▼印度 ヒンドスタン・レビウ社長シンハ。

▼伊太利 ステファン通信社長ネステ、コクエレ・デイタリヤ副社長ニカニ、ボボロ・デイタリヤ社長パロラ。

▼日本 朝日新聞社上野、日本新聞聯合伊達、日本電報通信社上田

▼ノルウエー キデンス・デグン主筆トメスセン。

▼オランダ ニウエ・ロツテルダムシエクーラント社長ニープ。

▼ホルトガル ジアリオ・デ・ノテイアスベイガ。

▼ルーマニア ヴイトルル社長スボロヂイ。

▼スエーデン ダーゲンス・ニヘツケル主筆デーグレン。

▼スイス スイス電通社長ルチ、ジュニナル・ド・ヂュネーブ社長シヤブイザン。

▼チエツコ スロヴァキア リドボ・ノビニ主筆クリマ。

▼トルコ アナトリ通信社長アライデン・ベイ。

▼アメリカ エー・ビー 専務クーパー、ユービー社長リツケル、其他三名。

▼ロシヤ タス通信社伯林支局長メンヌス、イズベスチア代表アントノフ、プラオダ社長 其他略す

政府代表は獨逸、アルゼンチン、ベルギー、ブルガリア、支那、キユーバ、デンマーク、フランス、日本、ラトビヤ、ノルウエー、オランダ、ポーランド、スエーデン、チエツコスロバキヤの各國より一名乃至二名、多くは外務省情報部長又は其の代理。

### へ、歐電料金減

前年度に於て、對米電報料金の引下げ(東京紐育間一語六十五錢を四十二錢に、東京桑港間一語三

十六錢に)運動に成功した二十一日會は、最初の聲明通り、歐洲各重要都市と東京との間に新聞電報料金をも低減すべく、引き続き通信省當局より歐洲大北電信會社に對し交渉を進めてゐたが、昭和二年一月に至つて同會社より低減同意の回答あり、その結果東京歐洲各都市間の新聞電報料金は一語一法(約四十錢)となり、二月一日からこれが實施を見るに至つた。

(參考)右實施前の料金は東京ロンドン間五十五錢、東京パリ間五十五錢であり、この成功のため一語約十五錢の引き下げとなつたのである。

ト、日本聯合社

異常の期待と成功とを以て組織された日本新聞聯合社は、順次健全の發達をとげつゝある。殊に前年度の諸事業中、わけても特筆すべきは、國際通信社時代から帝國通信社に委ねてあつた聯合通信地方領布權をば、昭和二年四月末限り、全無聯合社の手に收めたこと、ローカルニュース部を新設し、五月一日よりこれが實行に移



つたことである。

### 新供給契約社

二年二月下旬、聯合社は全國各地の有力新聞社に對し、ニュース供給契約に關する書狀を發送したが、同時に同社の組織及び通信網の現狀、それから通信規程を左の如く發表した。

社 告

- 一、五月一日以後「聯合通信」は帝國通信社を經て直接地方各新聞に供給します。
- 二、「聯合通信」は外國電報のみでなく内國ニュースをも含みます。
- 三、當社の外國電報は世界各地所在の特派員及びロイテル電報社其他各國の代表的通信社より打電し來るもので、現に全國各新聞に掲載されて居る外國電報の七割強を占めて居ります。
- 四、當社の内國ニュースは他の營利通信社のそれとは聊か面目を異にし通信事業本來の使命に目覺めた最も信頼すべきサブアヴィスであります。
- 五、聯合社の組織と通信網
- 六、日本新聞聯合社は東京大阪各新聞社の一致協力によつて成立

した相互組織による新聞社の共同機構であります。

- 一、其目的は我國國民の精神的食糧である内外ニュースの公平と正確とを期するにありませぬ。
- 二、其組織は實費分擔主義による非營利の組合で、他の營利通信社とは全く其選を異にし、官權政黨、財閥其他有らゆる勢力を超越した自主獨立の團體であります。
- 三、其機關は新聞の製作に必要な内外の一般的ニュースを最も經濟的に蒐集頒布し得る仕組であります。
- 四、其設備は國內樞要の地は勿論支那全土及び海外各地に亘り四十有餘の支社、支局、出張所を有するのみならず、列強の代表的通信社と提携して世界的通信網を張つて居ります。
- 五、日本新聞聯合社は我國を代表して各國代表的通信社の世界聯盟に列し、其有力なる一員として世界通信政策上に於ける我國の國際的地位と其權威の發揚に努めて居ります。
- 六、前記世界聯盟は相互組織による各國代表的通信社の團結で其

加盟社は三十有餘を算し、世界唯一の通信社聯盟であります。其主なる加盟社は左の通りであります。

- (一)英國 ロイテル通信社(世界最古の通信社にして最も完全なる設備を有し、世界文化の向上に貢獻する處頗る大なる斯界の覇王)
- (二)米國 アツソンエーテツド・プレス(米國一千三百の新開社を組合員とし五萬哩の専用電信線を占有する世界最大の非營利通信社)
- (三)佛國 ハヴァス通信社(五千萬法の巨資を擁し歐洲各國に亘り最も完備せる通信網を有する羅典民族最大の通信社)
- (四)露國 タス通信社(ソビエツト社會主義聯邦唯一の國立通信社にして勞農露國の情報は本通信社に由るにあらざれば蒐集不可能である)
- (五)獨逸 ウォルフ通信社(チエートン民族最大の通信社にして獨逸を代表して各國通信のリーグに参加してゐる)
- (六)伊太利 ステファニア通信社

(南歐最大の通信社にして伊太利を代表する唯一の權威ある對外通信社)

- 八、日本新聞聯合社の外國通信は「ロイテル電報」又は「國際通信」の名義を以て多年本邦新聞界に獨歩の地位を占め絶えず國民の海外知識涵養に與つて力あつたのみならず屢々我國對外政策の指針となつたのであります。
- 九、日本新聞聯合社の外國通信は日本全國の各新聞紙に掲載される外國電報の七割強を占めて居ります。
- 十、日本新聞聯合社の内國通信は政治、外交、經濟、社會其他の各方面に亘りニュース本來の使命を發揮せる最も正確、迅速なサブアヴィスで、因襲と情弊に捉はれた斯界に新生面を打開するものであります。
- ロイカルサービス
- 通信規定
- 日本新聞聯合社と地方新聞社との通信契約は本規定に依るものとす
- 一、日本新聞聯合社(以下聯合社と稱す)はその蒐集せる内外ニュースを實費分擔主義に依り迅速に契約新聞

社(以下新聞社と稱す)に供給す。

- 一、新聞社はその發行地方に於けるニュース中全國的興味あるものを無償迅速聯合社に供給す。
- 二、聯合社のニュース蒐集實費分擔金の計算單位を左の如く定む
- 三、聯合社に一日平均 一段(假名交り文約千二百字)
- 四、新聞社の受信に要する電話通話料又は電報料金は新聞社の負擔とす。
- 五、聯合社の受信に要する電話通話料又は電報料金は聯合社の負擔とす。
- 六、新聞社は聯合社より供給する通信を通信契約申込書記載の新聞紙上に掲載する以外他の目的に使用せざるものとす。
- 七、新聞社は聯合社の供給す

る通信を紙上に掲載する場合には其通信に必ず「聯合」の文字を附記するものとす

- 八、豫め發表日時を指定したる通信は之を指定時刻前に發表することを得ず。
- 九、聯合社は新聞社の供給する地方ニュースをその新聞社の發行地方内に於ける他の新聞に供給せざるものとす。
- 十、新聞社は其地方のニュースを聯合社以外のものに供給せざるものとす。
- 十一、新聞社より聯合社に對し又は聯合社より新聞社に對し特に依頼せるニュースの蒐集實費は各依頼者の負擔とす。
- 十二、新聞社が通信契約を解除せんとする場合は三ヶ月前に其旨書面を以て聯合社に豫告するものとす。
- 十三、新聞社が本通信規定に違反したる場合は聯合社は通信の供給を停止することあるべし。
- 三月中旬から、聯合社は右新規供給正式契約勧誘のため、折衷營

業課長、石井庶務課長の二君を各地に特派したが、その成績は良好であつた。即ち四月中旬、左の二

- 一、一社が聯合海外通信の供給契約に調印を了し、五月一日からその直接供給は開始されたからである。
- 秋田魁、下野新聞、横濱貿易、信濃毎日、新潟毎日、北越新聞、新愛知、神戸新聞、神戸又新、山陽新聞、松陽新聞、關門日日、大分新聞、福岡日日、九州日報、九州日日、鹿兒島朝日、京城日報、滿洲日日、遼東新報、臺灣日日。
- 以上の外、名古屋新聞、河北新報、北國新聞其他某社もその後引續いて正式加入した。

### 内國部の新設

聯合社の對地方紙海外ニュース供給開始以來、同社は機會ある毎に地方紙との新契約促進に努力し來つたが、二年九月中旬に至り、地方各社中、帝通と契約中の地方豫約電話をも、聯合に振り替へんとするもの續出しつゝあり、結局帝通の豫約電話設備を聯合の手に移すものに非ずやとの觀測が一部

に行はれてゐる。果して然りとせば、結局、帝通の通信が全く聯合に移つてしまふ事になり、勢ひ電通と帝通の二大對立が、聯合と電通の對立となるわけで、日本通信界の一問題たるを失はず、しかも右に關して古野聯合東部總支那人が九月十六日の新聞研究所報に

先頃來地方紙中帝通の豫約電話に依る通信を中止して、聯合へ申込んで來る向がポツ／＼出て來て居る様ですが、特に帝通の通信を買収して仕舞ふなどとして居る様な事はありません、只將來聯合の地方紙への通信がかなり有力になつて來るであらう事だけは既に目安を得て居ります」と明言してゐるのを見れば、大體の傾向は自づから明である。それかあらぬか、聯合では九月中旬、社内職制に大改革を加へ、通信部を外國部、内國部の二部に分ち、外國通信部長に古野伊之助君、内國通信部長に徳光衣城君を任命して、新活動の序幕を切つて落した。日本通信界の分野は來るべき一ヶ月間にいかに定められるか。注目すべき現象たるを失はぬ。



### チ、速報戦白熱

各新聞の取材報道競争は一年毎に激烈の度を加へる。前年度の競争中、とりわけ世人を驚かしたものは、

- 一、先帝の御不豫から崩御大葬まで、
- 二、政變と財界大混亂
- 三、内親王御生誕
- 四、府縣會議員總選舉
- 五、支那の混亂
- 六、ジュネーヴの軍縮會議等があつた。

### 普選と取材難

普選は、たしかに新聞にとつての大試練であつた。府縣會議員總選舉執行地たる各府縣の新聞紙は勿論、東京諸紙の苦惱は筆舌のほかであつた。それでも各紙はよくこの試練に堪へて豫期以上の成績を挙げた。新聞紙が普選の精神を尊重し、法規の遵守に忠實であつたことは、第一節普選關係各項のごとくであるが、實際に當つた編輯者の體驗はどうであつたか、大

毎金澤通信局長飯田爲三郎君は曰く、

「今回の普選により新聞當事者と考へなければならぬ問題は従來の選舉に比し選舉に關する記事の非常な拘束されたことである、これがため選舉の形勢を報道するにも候補者各個人について非常に優劣があり、また中には最初より當選の見込なくとも實名的に立候補した者があつてもこれ等を同一候補者としてその間に優劣の批評を加ふることを差控えねばならぬまた人物評の如きはもちろん遠慮せねばならぬので、選舉民はその候補者が如何なる人物で選舉民に對する人氣の有無の程度などを知る便宜のないのは大に考究すべき問題であらう、棄權が豫想外に多かつたのもこれが一原因ではあるまいか、普選には言論を尊重すべきであるに拘はらず却つて新聞記事の拘束さるゝが如きは普選の趣旨を没却することの甚だしきものであることを痛感するのである、これに關聯して一つの現象があるそれは従來の選舉では各政黨に機關新聞なるものがあつて自黨の候補者であれば殊更に優勢を傳へま

た自黨に選舉違反が起つてもこれが報道もなすこれに反して反對黨の候補者であればその劣勢を傳ふるはもちろぬ選舉違反でもあると誇大に報導するのを常とする新聞も見受けたが今度の選舉ではこの事實は全くなくなつた、併し不偏不黨の立場にあり常に公正なる記事をもつて選舉民の指針となつてゐた新聞としては今回の選舉則は選舉形勢の真相を傳ふることを躊躇せしめ選舉民をして却つて一票の行使を迷はさしむるの結果を生んでゐはしまいかと思ふ、次期の衆議院總選舉には今回の縣議戰以上にこの點が憂慮されるのである、これはわれ等新聞記者のみの立場から論ずべき問題ではなくして眞に普選の趣旨を徹底せしむべき大問題であらうと思ふ。」

### 御生誕速報戰

半ヶ月の張り込み徒勞  
第一、第二、第三の發表いづれ

も宮内省が豫ねての記者團との申合を正確に實行した結果、各社が莫大な費用と、酷使をして約半ヶ月警戒した赤坂離宮附近、久通宮邸、宮内大臣官邸、警備御用掛邸の張り込みは總て徒勞に歸す。

合言葉、合しるし使用  
宮内省に於ける各社活動の一例

國民、電通、帝通、聯合の四社、合言葉、合しるしを制定、使用した。

イ、合言葉—實例、  
親王の場合 國 九州 甲 紫  
内親王の場合 民 北海道 乙 紅  
ロ、合しるし—實例、  
國民は長さ一尺程の紅(親王)、  
白(内親王)の、パトンに夫々「國」  
「民」の字を記しマラソンをなし  
前記リレーに成功した。

張出し宣傳の成功者  
各方面の張出しは東日最も徹底し、朝日、時事中外之れに次ぐ。

國民は詳細なる第一、第二御生誕號外を發行す。

朝刊記事は日、國、朝三社  
朝刊に御生誕記事が入つたのは

東日、國民、朝日

の三社だけ、其の出來榮えは各々一長一短あり、いづれにしても三社の大成功と云ふべし。」

「國を擧げてお待ち申上げた皇后陛下御慶事當日の各社の活動振りは非常な緊張裡に競争して居た關係上、異常な光景を現出した。新聞及新聞記者」(二年九月中旬號)は其の競争状況を報じて曰く、

### 第一發表は帝通抜く

第一發表—「午前二時三十五分宮内大臣、警備御用掛をお迎へにまゐりました」これは宮内省の役人が坂下クラブに行き同報電話のある三社(電通、帝通、聯合)を坂下クラブ右三社間の直通電話で呼出し、一、二、三で同時に傳へた、時間二時四十分頃。

第二發表—「皇后陛下御産殿に入らせらる」の發表は右と同様の方法で三分後に宮内省から右三社へ通す。

第一發表を受けた三通信社が各新聞社へ同報した成績は帝通が眞つ先、それが終つた頃電通聯合同時にかゝる。

右電話を受けた各社は續々坂下クラブ、赤坂離宮に赴く、坂下

クラブでは電話を各自占領。産殿入御の號外は東日、朝日、朝日は「皇后陛下只今産殿に入らせらる」の號外を出す夜中鈴の音高し。

### 第三發表は國民第一

第三發表—「午前五時五分」皇后陛下本日前四時四十二分御分娩、内親王御誕生あらせらる」の發表は國民第一であつた。これは發表所の高等官其堂から記者團が立てこもつた階下用度課までは約二丁あり、この間は例によつてリレーレース、成績は國民第一、かけ終つた頃朝日の選手かけつけ、以下殆んど同時に各社の選手到着す。

### 政變から恐慌

政治部は勿論、社會部から遂には編輯部をまでも大渦の中に捲き込んで了つたのは二年四月の政變に續く財界の大恐慌であつた。各社は全編輯局を擧げて沸騰した。そうして、後編内閣の豫断では中外商業ひとり確實に成功し、豪銀休業では國民と報知とが勝利を占めた。

この財界恐慌は日本未曾有の事

であり、あゝいふ大事變に處して報道に成功した新聞社はどういふ風に活動したか、それは十分に記録の價值ありと信じられるから、左に國民經濟部長田中正之君の苦心談を掲げる、曰く、

「三月十四日午後三時過ぎ、私は丁度經濟面の地方版第一版の編輯に忙殺されてゐた、卓上電話の傳鈴がうるさく鳴りつゞける—受話器を耳にあてると相手は議會—

政治部の白石君、「渡邊銀行はけふ破綻致しました」と敏から棒の話を、渡邊銀行とは經濟の渡邊銀行か、東京の渡邊銀行かと反問すると、白石君更に語をついで今業議院本會議の質問に對して、片岡藏相が東京渡邊銀行はけふ正午頃破綻いたしました」と言明したとのこと。

東京渡邊銀行が、日銀や大藏省にコソコソ運動してゐたことは私もうすくは知つてはゐたが、しかし同行は同行所持の震手補償で救済されるやうに確開してゐた、殊にその日(三月十四日)正午頃には現に同行は營業してゐたことを知つてゐた—前後の事情から推して、私にはちんぷんかんぷん、

薩張分らくなつた、白石君が政治部屬の記者なるが故に疑ふ譯ではないが、私の疑心はどうしても解けなかつた。

ソコで、私は直ちに東京渡邊銀行の内藤常務に電話をかけ「あなたのところの銀行はけふ休業しましたか」とぼう頭から、ぶつつけた、ところで内藤君遽かに聲をふるわせながら「ナニ、ソナなことはありません、現にこの通り平常と變りなく營業をしてゐます」との辯駁、この瞬間における私の頭の中の疑問はいよゝつてつて來た、あまりの奇怪さに今度は議會に電話をかけて細野政治部長に、この真相を知らずや、細野君も亦驚きのあまり、即刻或る議員を通じて、片岡藏相に對し「東京渡邊銀行は既に營業を繼續してゐるけれども三十餘萬圓の交換尻を無事に落してゐる—營業繼續中の銀行に對して既に破綻せりとは何事であるか」とその失言を問責し始めた、テツキ破綻してゐると信じ切つてゐた片岡藏相は、この質問に對して、にわかにはうろたへ、大藏省を中心として上を下への大混雜の渦が捲きはじめた、こゝに



問題は轉化して蔵相の失言といふ純然たる政治問題となつて来た。私は再び東京渡邊銀行に電話をかけて蔵相の失言の間違なきことを、更らに傳達した時、内藤君はまだ平然と構へてゐた、そこで私は餘計なこととは思つたが、「苟くも大蔵大臣に死刑の宣告を下されながら、明日も引續き營業が出来るとお思ひですか」と内藤君に突込むと其の時内藤君の神経はまだソレ程までにとがつてはゐなかつたらしくかつたが、事實の真相が次第に闡明するに従ひ、内藤君はじめ渡邊一家一門の大騒ぎとなり、その夜遂に蔵相官邸に日銀の重役渡邊銀行代表者を中心とする緊急協議會が開かれ、蔵相の失言對策が謀せられたるも、今更ら蔵相が渡邊銀行を殺しましたともいへずといふて明日店を開ければ預金者の殺到することは明白である——左せんか、右せんか萬策遂につきて結局渡邊銀行をして自殺的に休業せしむべく無理無體に押しつけて仕舞つた、而して東京渡邊銀行もお上や大家さんには双向へずいよく泣き入的に明日から休業發表と決定したのは翌朝午前一時半

過ぎのことであつた。東京渡邊の休業とともに、同行と一身同體のあかぢ貯蓄も同時に休業を發表することになつたのでこれを動機として金融界の暗流は頗る急調を帯び、この次は何處——といふやうな一種異様の群集の心的作用は敏感に働きはじめ、アレはと思ふやうなところの店頭は何時になく人影が濃厚になつて来た、同月十九日中井銀行が自發的に休業を發表したのも、其の反面の消息を力強くも語るものであつた、中井の休業は、更らに預金者の神経をそより立て、十九日から二十日にかけての各銀行の取付騒ぎは全く悪化し、三十一日は公休日にも拘はらず日銀は午前中から徹宵にわたつて非常貸出に際し二十二日の非常取付に備へたるも其の効なく、八十四、中澤、左右田、村井の四行は遂に落伍、埼玉の久喜、京都の山城、同府下龜岡の桑船、大阪の淺沼など各地方銀行も同日夜半にかけて休業を發表した。

銀行の如き、最高の信用機關に對する休業問題については、假染にも想像などは一切許さない、どこまでもありのままの真相をとらへなければならぬ關係上、一々その責任者の言質を必要とする、ところが憚りいふ時には何れの銀行でもその責任者は、一寸逃れに逃げ廻つて言質をとられまいとする、たま／＼その人に出會して鼻と鼻をぶつつけ合つても、言を左右にして真相を避けやうとする——その顔色と、その口吻と、その舉動との上から、其の真相を透視せんとする記者の六感の活動は實に神秘的のものである、幸ひにしてわが社の經濟部にはさうした神秘的な人はゆる六感の働きの健全なる人が揃つてゐることは誇りとするに足る、彼の左右田銀行休業發表當日の拂曉(午前三時)左右田頭取を追つかけて廻して最後のといめを刺した喜多君(經濟部)の働き同日午前五時村井銀行が休業を發表する數時間前まで重役會の張番しながら其の間の周囲の空氣はいよく休業の決定を透視した松藤君(經濟部)の六感の働きの如き何れも各社協同動作の成績表を採

る上に難たるものとして、同僚からあがめられてゐる、此等の一事に徴するも新聞記者として如何に六感の敏活なる働きを要するかを窺はれる。さうして、さぐり得た材料を八方から入手して、更らに又たこれを精選せねばならぬ留守居役としての私の苦心、——車に比喩すれば先づ心棒のやうなもの——この車の心棒たる留守師團長がボカンとしてゐては、折角外部から汗の結晶ともいふべき好材料を送つて來ても、これを巧みに消化することとは出来ない、右の材料を左に移し、左の材料を右に傳へて、社外で活動してゐる社員も、社内た活動してゐる社員も、又た右と左に分れて活動してゐる社員と社員の間にも、天下の出來事の總べては何時でも手にとるやうに分つてゐるやうにしておきさへすれば、何時でも經濟部全體——否社中全體が一心同體になつて比較的勞力も經濟的に其能率が擧つて行く、私はこのことに關して非常に神経を磨ましてゐる。

上記諸銀行の破綻と、貴族院に於ける震手問題の悪化とは、豪傑

の整理と、鈴木商店の整理とに對して一層悲觀の念を強からしめ、議會終了後鈴木商店の機關銀行六十五は四月八日遂に休業を發表した、續いて福岡の鞍手銀行も、大阪の近江銀行も、同栗太銀行も閉店する、彼是する裡に豪銀の別途救済に關する緊急勅令案が樞府で否決せらるゝや、これを動機として豪銀も休業(本社は命令に服せず營業繼續)を發表するだらうといふので、その晩も徹宵、翌朝同行休業の發表を動機として四月十九日から二十日、二十一日の三日間に亘つて、各銀行の預金者は、逆上其の極に達し、黒白の見境もつかばこそ片端から取付けて來た、大海嘯の一時に押し寄せて來たやうなこの取付騒ぎに對してはさすがに日銀の非常貸出も其の効なく、第一流銀行の列に在つた華族銀行十五の破綻も實にこの時であつたサテこうなると豪銀に關係あるもの、十五に關係あるもの——夫から夫と傳播し、三十一日の日製非常貸出高六億八千萬圓からの巨額に上り、日銀は紙幣拂底に窮してまだ曾て發行したことがない二百圓札、五十圓札を急造して應

急に備へ、どこやらの銀行はこの應急の新紙幣を店頭推高く積上げて徹宵拂出に應じたといふ有様で預金取付の火の手は全國に延焼し正に我國經濟資源の根本をも覆さんかの状態を呈した。恚うなつては、火はナカ／＼消へない、對岸の火災視してゐた一流銀行も最早自分の足下に火の附きはじめたのを見てサスガに色を失ひ、銀行クラブと、手形交換所とは、對策協議の機關と早がわり協議又協議政界、財界の巨星巨頭寢食を忘れて防火施設に狂奔、新内閣の意を體して漸やく出來上つたのが三週間のモラトリウムと五億圓の日銀損失補償案とであつた政府もこの案を採用していよく實行の段取となつたが、眞の財界安定策たる、人心の安定策は新聞紙の論調如何にありとの論又有力となり、今度は各社新聞及各新聞社員に對し、銀行家側からも政府側からも鎮定策を懇願する新聞記者は丸で地獄の佛のやうに扱はれた。新聞社も亦其の案の是非善悪は措き非常時の非常手段としてこれを黙認七億圓といふが如き途轍もなき補償案が臨時議會を無事通

過することゝなつた。この事變と、この對策の總べての真相を誤りなく報道せねばならぬ責任を有するわれ／＼は、一方こうした社會政策の上にも留意せねばならず、他人の知り得ない苦痛と悩みとが常につきまとうてゐる。併し今回の事變に際して、各社の擔任記者が互に協同動作の美風をつくり其の局に當つて、最終の美をおさめ得たことは慶賀に堪へない。」

聯合社の先見

今一つ記録して置きたいのは、かゝる問題について最も敏感であり、その結果に重大性を伴ふ海外諸國に對し、日本新聞聯合社のとつた送信態度である。同社經濟部主任川島友三君は、同じく「新聞及新聞記者」五月十五日號に寄書して曰く——「今回の財界の動搖はその端を三月十四日衆議院豫算總會に於ける片岡藏相の答辭に發して居る。片岡藏相が東京渡邊銀行も本日正午遂に休業する事になつたと言明した事は經濟界には震耳に水の感があつた。私はこれを蔵相の言明と

殆んど同時に聞いたので早速社員に東京渡邊銀行を訪問して貰つた訪問した社員からの報告は次の通りであつた。曰く、渡邊銀行は平氣で營業して居ります、誰がソんな事を言つたかと不審に思つて居りますと、蔵相の言明は間違の無い事である。しかし何かその間に間違があつたのでは無いか。蔵相の言を誤り傳へたものとすれば、これを社員に話して東京渡邊銀行を騒がした自分にも責任がある。どうしたものであらうと實は私も内心難かならぬ心地がした。しかし幸にこれは事實であつた、東京渡邊銀行が大蔵省に報告した事柄に基いて居ることが判つたので安心した。そして斯様な心痛は材料を取る上には屢々起る事で、且つその事柄を早く聞き込んで手を廻せば廻す程その心配は一層甚だし

いものである。その後鈴木商店問題が喧しかつた當時、鈴木商店の渡邊銀行に對する震災手形は八九千萬に達するといふ事を通信で發表した。これは未だ世間には明かにされて居ない事柄であるので大分反響があつたらしい。鈴木商店からは



その様な報道が海外に傳はると當店の死活に拘はると申込まれた。鈴木商店の隻手は六千五百萬圓といふ事はかねて聞いて居たが、八九千萬圓といふ數字は某報から確聞した事であるから其儘報道した。この材料の根據に就ては確信があるのだからさまで心配する必要はないが、聯合社の地位と勢力から、もし之が動機となり鈴木商店を破綻せしめてはならぬと、この點に就ても相當頭を悩ました。然るに遂に鈴木商店は遂に破綻した。破綻したが破綻の事實は何處に根據を置いたものであらうか。金子直吉氏にも度々會見した。同氏は支拂停止をする事は斷じて無いと説明して居る。各新聞には盛んに記事が出る。私は鈴木商店に於て事實を聴取し四月四日以來支拂停止をしてゐる事を通信した。その後の海外の反響の甚大であつた事は世間で知る通りである。斯る決斷を爲す場合私の最も苦心する事は事實の眞偽である。その影響に就ては深く考慮しない。何となれば事實にして誤らぬは一體吾々の職責にもとらぬからである。但し、これを何時發表すべき

かは相當の考慮を拂ふ。何となれば早過ぎては事柄が變化する憂ひがあり。遅過ぎては通信の機敏を缺くといふ憂があるからである。尙ほ私は三月三十一日には支那の政局の極端に悪化したことを書き、四月十六日には日本銀行の貸出の危険な事を書いた。この爲め夫れそれ其の日に於ては紡績株や日銀株が暴落してゐる。私は株價がどうならうと關係はないが、若し私の記事の爲めに左様な結果を齎らすものとなれば痛快であり同時に責任の感々重きを感じる。私は自分の記事が株價を動かす程勢力を有つてゐると思はないが、虚心に担擧策を取つてゐる間には、何處かに讀者を動かす力があるものと思ふ。讀者を動かすや否やは其の記事が「純」の「純」なものであるや否やに依て決するものと思ふ。私に苟くも自ら筆を執つて記事を書く以上は、それが急所に觸れて凡ゆる方面に、センセーションを與へる事が望む所であるから、書き方と發表の時機には細心注意を拂つてゐる。

以上は餘り手前味噌の文章であるが、私は信ずる所を臆れも無く且つ忌憚なく書いたのである。若し讀者諸君にしてこの記事を讀まると御幸株が願へるならば、次の事柄を追加したいと思ふ。それは記者としての第六感に殊に完全に動かすの必要ある事。少くとも事が眞實であるといふ以上は事前に於いて大勢を看破し、洞察するの識見が必要であるといふ事である。

居た。然し吾々の通信は廿一日の早朝海外にも打電されて居る。財界に波動の多いものは事後に於てのみ通信したのでは何等の役に立たない。少くとも事前に於て何等か適切な暗示を與へる必要がある。」

**先帝崩御前後**

昭和元年十二月二十五日付「新聞研究所報」はその社論に「よく献身的にその職責を完うせる新聞従事員」と題し、左の一文を公けにした。曰く――

「大行天皇今度の御發病以來、今二十五日の崩御に至る約一ヶ月間、都下新聞通信社員の獻身的活動は、一刻を争ふて陸下の御病狀を國民に周知せしめむとする、赤子の赤誠より出で、特に功として論ぶの要なしと雖もこの非常時に際し、新聞及新聞従事員が、全力を擧げ、全機關を總動員して、よくその職責を完うし、新聞を介して上に國民の至誠を通じ、新聞によつて下に至尊の御容態を報じ、全國民の一喜一憂を同ふせしめ、實狀以外に些の疑惑不安をも感ぜし

めなかつたことは、主として新聞の努力に歸すべきである。昭和改元の今日後、新聞の責任數倍を加ふるに際し各社各員に一層の自重と奮闘とを希望する所である。」

**肉弾的報道戦**

げに新聞といふ新聞は、その全機關を總動員した、それほど空前の大報道戦であつた。前に擧げた三ヶの場合のごときは、先帝御發病以來御登遷に至るまでの間、葉山と東京とで行はれた肉弾的ニユース戦の深刻かつ凄慘なるに比ぶれば、むしろ物の數ではなかつた。と云へば、大正最後の悲しむべき國民的大事件が、どんなに各新聞社の神経を揺り動かしたか、その重大ニユースの報道にいかにか社が狂争したか。

すべては「御病狀を一刻も早く讀者へ」といふ、新聞本來の使命感から發した、國民的忠誠の競争であつた。しかしながらこの競争は殆ど前代未聞であつた。その眞剣さに於て、大仕掛けな點に於て――

都下の各紙は執騰した。各社は

殆ど全社員と全機關とを擧げて實際限とも思はれる競争を敢てした平生ニユース戦場の覇を争ふ東朝東日兩社が、常にその最前線に對立したことは申す迄もない。

宮内省が、先帝の御病狀を初めて發表したのは十一月の三日であつた。その前十月三十日の東日は國民と共に葉山へ移御後の御病勢を三段抜きみだして掲載した。つまり、御病狀の第一報は、東日と國民とによつて卒先報道されたのである。

先帝の最後に葉山へ行幸あらせられたのは八月のことであつた。東日はこれに先立つて葉山に家を假り入れ、記者を特派して御静養中の御機嫌を報道するに備へた。もとより御大變のあらうなどとは神ならぬ東日編輯當事者の知る處にあらず、たゞたゞ御静養中の御報道に備へたるためであつたのが後には、悲しき準備の一つとなつたのである。

宮内省の御病狀發表は、四日もあつた。東日は直に葉山特派記者を増員し、東朝からも記者を特派した。

御病勢は進んで十一月下旬とな

るや葉山の町は漸く多事となつた。その時東日、東朝は、すでに左の人員配置を葉山に行つてゐたのである。

- ◆東日側の配置
- 主任 社會部副部長 新妻君
- 通信部副部長 根本君
- 外 本社員四名(内一名大毎記者)
- 通信員四名、寫眞係三名
- 自動車運轉手三名、鳩係一名、小使一名、給仕一名。

- 計 二十一名(外に逗子、鎌倉、横須賀等に社員配置)
- 乗物 自動車一臺、オートバイ二臺、サイドカー一臺、計四臺。

- ◆東朝側の配置
- 主任 社會部 尾坂君、遊軍社會部岡見記者。
- 外 本社員四名(内一名大朝記者)
- 通信員三名、寫眞係二名
- 横濱支局から二名、横須賀から一名。
- 給仕一、小使一、鳩係一
- 自動車運轉手二名。
- 計 十九名。

乗物 自動車一臺、特別契約一臺、サイドカー一臺。

計三臺。

以上が十一月下旬の配置である(序でに當時、報知は十二名、乗物無し。時事は十一名自動車一。國民は九名自動車二臺。實質は三名、中外二名で他の社はまだ特別施設を有してゐなかつた。)それが十二月に入つて愈々御重態となるや、どんな小さな新聞通信社からでも四五人は特派され、東日のごとくに至つては一時六十五名を特派し、東朝これに次いで四十名を送つた爲め、葉山には約四百人の新聞記者が集まり、これに關係従業員を加へて、それらが盛んに乗り廻すため、大混雜を來したことは尋常一様でなかつた。

金力と體力との競争

種のありやうなところ、情報の出さうな處へは、それぞれ手を廻して渡りをつけた。それは各社とも同じ氣持で同じ手段を取つたのであるが、結局は金――資本力の戦ひであつた。その資本力は東朝と東日とを最強とし、東日最もよく金を散じた。

入澤待醫師の別荘番、長者園の



女中逗子ホテルのボーイ、後には大臣、樞府議員の合宿所たる養神亭、日蔭茶屋の女中、番頭など、第一に兩社から目差された。大事のニュースを傳へる通信機關として電話が、たつた二回線しかないその争奪が行はれた。後に回線を十二に増したが、それも忽ち大新聞社に獨占された。大新聞社は、料金を問題をせず、繼ぎ放しにして置いて自由に通話する。東日、東朝がその先登に立つことは勿論である。

それでも足らぬといふので、ある社は通信と寫眞の運搬用に飛行機を使用した。ある社は無電法盗犯を覺悟してラヂオ放送を計劃しようとした。

試みに、葉山郵便局で、御不例中の一ヶ月間に取扱つた新聞電話の使用高を調べると、

東日 千六百五十圓  
東朝 千二百餘圓

で、報知を除けばアトは五百圓から九百圓とまりであるが、廉い新聞電話しかもこれを短距離で一日四五十圓平均づゝ使用する爲めには、なるほど殆ど掛けツ放してあつたに相違ない。

葉山の町にある自動車では足りない近くの町々から特別契約で借上げる、東京から廻す、その費用だけでも莫大であるのに、オートバイの方が便利だとあつて、東日も東朝も、幾臺となく東京から差し向ける。社名染め抜きの社旗を押し立て、入り組んで砂を蹴る爆竹の筋を引く、それで足りないところは足！ 記者のマラソン競走！

東朝東日の陣立  
御用邸の正門は普通午後六時に閉まる。開門から閉門までは、その前で出入りの人々を見張らねばならぬ。

正門の閉ざされた後は、如何なる人でも通用門から出入する。深夜から曉へかけてこれを見張らねばならぬ。

御新邸の御門も見張らねばならぬ。

これらの御門の前には、いつも記者の群が立つてゐた。多い時には四五十人、少い時でも二三十人はきつと御門の前に棒立ちに立つてゐて、出入する顯巨高貴の顔色とその入退の時間とを書きとめる、中には二十四時間立ちづめて本當

に足を棒にした記者もある。日のうちはまだしも、夜の十二時からになると、極月の寒さが骨身にこたえる。手はかじんで、萬年筆に凍りつく。

朝日は、通用門の前にバラツク小屋を立て、記者の見張所兼休憩所にした、東日も敗けずにこれに習つた。(時事、報知も同様) しかし、寒さに大した變りはなかつた記者群は矢張り霜をかぶつて立つてゐる、そして多少でも變つた事があると、その足で駈出す。自動車やオートバイを縫ふて駈出す。その途みに貧血を起す者がある。衝突して倒れる者がある。國民新聞の岡田記者が、電報通信社のオートバイと衝突して、重傷を負つたなどは、この競走の犠牲の一例に過ぎない。最も多く人を出した東日、東朝社員中からも、幾人かの傷病者が數へられた。

最初のリングル氏液の注射で御少康を得させられた當時、永らく氣を張りつめてゐた各社の記者はホツト安心した。報知や時事などは、一時記者を半軟上陸的に東京へ引き揚げさせた。しかし東朝と東日だけは、反對に四五名づゝ

増員し、内外全員の緊張を嚴命した。

東朝は宮内省へ二十二名、葉山と匹敵するほどの、否むしろ葉山以上の大争は、宮内省内の記者俱樂部でも行はれた。しかもそれが、十二月十日過ぎから一時に非常の勢ひで行はれたため、一層凄惨の氣をたゞよはした。

それは最初、宮内省では御容態の發表だけと見て、各社とも、苟しくも一騎當千の聲は悉く葉山へ葉山へと輪送した。張込記者、スケツチ記者、關入記者、交際記者——そして十二月十日頃からは閣僚大官に任じて政治記者へ出動させたのが、御病狀の進行と共にその發表の順序はまづ葉山御用邸内の侍醫寮で御容態を謹作し、これを大臣官房出張所に廻付し、出張所はこれを直通専用電話によつて宮内本省へ電送し、宮内省と葉山警察署との二ヶ所で同時に新聞記者に發表することとなつたため、結局東京での發表を取るこゝとがより速く、より安全となつたからである。

葉山での發表場所たる、警察署からは、各社駐屯所まで大げな道

のりがあり、それに長距離電話だから、何時どんな故障が起らうとも知れぬ、それに比べると、葉山と同時刻の宮内省での發表はたしかに東京各新聞社へ安全迅速に入報し得るに相違ない。されば各社は、十二月十一二日頃から申合せた様に、宮内省詰めの大増員を行なつた。

この當時、東日は葉山へ六十數名送つてゐたに反し、東朝は四十名前後を派してゐたに過ぎなかつた。それが、宮内省へは逆の形をとつて、東朝は一氣に二十二名を配置し、東日は僅かに七名を送るに留めた。

葉山と宮内省とを合算すると、東朝も東日も同様に七十名前後を動かしてゐる。

東朝の二十二名を筆頭として、宮内省の記者詰所たる阪下俱樂部へは二百名近くの新聞通信者が特派された。その多數の記者は、俱樂部から約一丁ばかりも奥にある高等官食堂で發表される御容態書を一くさりづゝ、「筆記する記者」「その一行を導く様に受取つて廊下の第一の曲角たる御物調査委員會室前まで駈つける記者」その

角に待つてゐる宗秩寮總裁室横の階段までその原稿を持つて走る記者」「又次へ走る記者」最後のランナーから原稿を受取つて本社へ通信する電話記者」といふ風に分役する。云はゞ一種の大リレーレースである。このリレーレースは發表回数が多くなり、内容の長文となるだけ、多數の人と健脚とを必要とする。されば東朝の如き、この廊下のマラソンランナーを同社運動部員中から選抜し社會部の精英と共に十數日間を宮内省に籠城せしめた次第であつた。

電話の争奪は、最初からして行はれた。俱樂部には三つ位しかない。東朝はまづ階下用度室の電話機二臺を占領し、同社記者はその電話機を中心に陣陣を作つて他の濫用を防いだ。東日は發表所たる高等官食堂まで僅か三四十間の、階上庭園係室の電話機使用を許された。東日小坂記者は最初の間、リレーレースの劈頭を引き受けて他社の剛の者と競つてゐたが、ある日廊下の曲角で他のランナーと側面衝突を演じて氣絶した。これらの眞面目を通り越した犠牲的悲喜劇は毎日のやうに繰回された

況んや何れも籠城數十日、亂頭垢面「焉として加波山事件の暴徒の如く」であつたと、當時の光景を實見した東朝の下村海南博士は評した。

葉山に特派された記者はすでに「足」の功力を感得した。しかし本當に「記者の足」の發揮され重用されたのは宮内省の事であつた。さうして最もこの「足」の威力を活用したのは東朝であつた。

この文化の時代に、この神聖の領域に、而してこれら大新聞の報道に——「足」

しかし、これは實際で、この實際は最上の方則で、天下の大新聞こそつてこの方則を無視し得なかつた。

一分の勝は一日の勝  
苟くも大新聞を以て任ずる諸紙が、なぜこの様な肉彈戰、を使はねばならなかつたか。國民新聞の山根編輯局長は、その疑問を次のやうに解釋した。曰く——

「凡ては一分の勝敗であつた。宮内省の發表で三十秒敗け、大廊下のマラソンで三十秒、電話で三十秒、本社編輯で三十秒印刷工場で三十秒、こんな調子

でも、三分を敗けたとすると、その新聞社の前には體外實一人居なくなる。三分はをろか一分取けてもさうである。すべての勝敗は通して一分の向背にあると云つていゝ更に大ニュースの場台は、どの新聞でも地方の通信員とか販賣店とかに要點を急電して揭示させるのであるが、この電報は豫め用意され幾枚の頼信紙が電信局の窓口に運ばれてゐる。ソレと云ふと電話一つでそれを受附口に突き出すので、三秒遅れでも、その電報は二番目三番目に廻されて、送信の終ひまでは三時間も経つて了ふ、これが地方に於ては半日も取けたのである。一分の勝敗がかくも新聞の天下を左右するとなれば競争もまた無意義でないと云つてよい。

又大新聞は通例夕朝刊を併せて二十幾つかの版をつくつてゐる。この内の一つの版にでも早く、新しいニュースを入れなければならぬ。この競争は編輯、工場、發送を通じて殆ど三十分置きにくり返される、或る大記事が甲の版に間に合はなかつ



たとする、と、その版の讀者は翌々日でないとその記事を見ることはできぬ、これは新聞人の到底忍び得ない慘苦であり、傍見には無意義とも思はれる競争が日々夜々火花を散らして行はれた所以である」

山根國民編輯局長の説明を要約すると、今度のやうな大競争は、主として

- 一、號外發行の競争
  - 二、地方版の競争
  - 三、新聞販賣上の競争
- つまりは經營政策上の競争といふことになるのであつた。
- 社内に於ける動員ぶり
- 葉山と宮内省とで、健脚戰の繰回されてゐる間を、都下各社は總員不眠不休で活動した。東朝、東日はその模範であつた。兩社十一月中旬、先帝御不例の發表以來、幾度か最高幹部會議を開いて、最初は主要各部の臨時當直、次いで半數當直、最後には非常全員當直まで行つた。しかもそれは皆に編輯局長のみならず、營業、工務の各局員に至るまでの總動員であつた。時を定めぬニュースの接受と大阪本社への聯絡、一日數回の上

る號外の發行何時とも知れぬ御大變に備ふるための準備、地方販賣店への特報、ニュース貼出しなどの用意のためであつた。

東日では編輯局副主幹の島崎新太郎君を委員長に、各部幹部を網羅する非常委員會が組織され、城戸編輯局主幹(大毎常務取締役)がこれを重責した、東朝では緒方編輯局長、美土路主幹を中心に、やはり各部の幹部から成る特別委員會が作られ、下村専務、杉村顧問等がその大綱を總覽した。

聯絡部を何班にも分けて晝夜一時時も怠るなき非常配置に就かした。殊に十四日頃から崩御に至る十數日間文字通りの不眠不休であつた。

東京大阪間の専用電話室には、東日大毎、東朝大朝とも、いかに深夜にも耳をそばだてた聯絡部員が二人も三人も、受話器を耳に立つてゐる、用は無くとも一二分置きに東京は大阪を、大阪は東京の脈氣を呼び覺す萬一この直通電話に故障でもあつてはとの懸念からである。

東西の兩社整理部は兩社四紙とも期せずして社會部、政治部と三

位一體となり、綜合外交、綜合編輯を實際に實現した。さうしてこれは實に他の各社を通じての同一現象であつた。

崩御翌朝の各新聞

されば、十二月二十五日付即ち崩御翌朝の東京各紙は何れも速報の使命を果し得た。當日の「新聞研究所報」に従へば、

▽報知 高田、箕浦兩局長を初め社員の大牛が連日二夜の徹宵を行ひ八頁の朝刊に引續き二頁の號外を何れも全頁無枠付で發行した。其の配達亦專賣網に依つて萬遺憾なきを得た。

▽東日 城戸主幹を初め編輯局長總動員を行ひ特に市内近郊の販賣網を脅して逸早く第一號外の配達を行はしめ朝刊も全頁無枠付で發行した。

▽時事 去る十六日以來市内近郊の專賣店主に不眠不休の警戒を行はしめた結果、第一號外の配達迅速を極め前橋、榎須賀、八王子各方面迄通し自動車を以て配達したが、之れは一面同社の明石、神吉兩局長初め全員の徹宵活躍に依るものである。論は其の奏効は同社が此の速報に全力を集中した爲め

であると。

▽國民 今朝刊を八頁の外四頁の附録を附し十二頁とし紙面に於て最も異彩を放つたのみならず、號外も市内其他に配達し、編輯、營業、工務三局の徹宵活動が特に目立つた。

▽東朝 號外は稍々遅れたが其の配達に遺漏なく、亦其の朝刊亦哀詞、センソの社説を掲げ最も落ち着いた紙面を發行した。

▽中外 特に號外を配達し其の朝刊も特に財界の蒙る影響を見逃さなかつたのは流石である。

▽都 朝刊十二頁に崩御を余く落したが、四頁の號外を特に發行して之れを補つた。

▽讀賣 第二面及第七面で之を速報し、

▽萬朝 一、二、三面を掲げ、

▽やまと 四頁全部を擧げて之れを詳報してゐる。

而して改元に関する正確な報道は時事が結局成功を収めた。之は當初東日が號外で光文と報道し朝刊にも入れ、報知、都も號外に之を掲げ、讀賣、萬朝も朝刊で追隨したが、時事は同朝十時市内の速報版に昭和と決した旨を報じ號外

を發行、報知之れに次いで同様の號外を發行したからである。」

### リ、夕刊三版制

速報戦に因んで注目すべきは、東朝によつて初められた夕刊三版制の實施である。即ち同紙は二年六月二十二日の朝刊に、市内版夕刊(夕刊第三版)に株式米穀等各市場の後場引値を收容するほか、各部面にも同時刻までのレーテストニュースを掲載すべき旨社告し即日これを實行した。これに刺激された東日、報知、中外、國民もまた同日夕刊より東朝同様、三版制を開き、時事は翌二十三日夕刊から實施したが、東日は同二十八日に、報知は八月十七日、時事は同二十八日、國民は九月十五日をもつて、何れもこれを廢して二版制に歸り、結局東朝、中外のみが三版制を實行しつゝある。而して右兩紙の夕刊第三版はひとり東京市内のみならず、横濱、千葉、大宮等近接地方にまでも配布され、殊に中外は事實上約三年前より市況面だけはすでに三版制を實行してゐたことゝして、その成績また大

いに見るべきものあり、他の各紙がこれを廢したのには、色々理由もあるが、要するに印刷能力と經費との問題に左右されたまでである。その代表的反對者とも云ふべき吉武東日理事の説に従へば、

「(一)市内讀者中後場相場を夕刊に要求するものは幾干もない、(二)之れをやるやらぬで經費が一年約八萬圓違ふ、(三)新聞はよくならうが配達が遅れて賣れなくなる處れがある等の點で、新聞を賣ると云ふ立場からすれば夕刊は早く締切つて早く出す必要があるからである。然し吉武君と雖も印刷能力さへ十分ならば、三版制決行の意志あるものゝごとく、二年十一月中池貝鐵工所で竣工、並に三年二月米國から新着の高速度機を搬え付けると共に、これを具體化するに非ずやと豫想されて居る。東日にしてこれを實行せば、他各社もこれに習ふべく、結局夕刊三版制の競争時代を招來するであらう。而して三版制の競争は紙面全體にレーテストニュースを弱はしめることゝなる意味から、純粹の編輯競争であり、これを販賣政策に應用するとしても、それは

真正の内容競争であるから、大いに歓迎すべしとされてゐる。

### ヌ、報道の責任

報道戦の白熱と共に報道した事柄に對する新聞當事者の責任といふ事が、段々明確に、徹底的に考へられてきた。それは金融恐慌の時にもさうであり、府縣議選舉の時にも然りであつた。新聞の倫理的反省は年に共に深まりゆく。左に記録する、東京日日の新聞號誤報問題引責事件のごときは、その最も代表的な一例である。當事者のためには悲しむべく、しかも個人としては誰にも責任の無いやうな事件であつたにも拘はらず一社として十二分にその責任を明らかにしたことは、むしろ涙ぐましいほどの犠牲的態度であり、後人に活きた範を示したものと云ふべきである。

#### 元號誤報事件

東日の新元號誤報事件は、東日編輯局長幹城戸元亮君をして一切の責任を負ふて主幹を辭せしめたその經過と理由とは、直接當局者

たる高石大毎主幹及び本山社長から聞くをもつて最も正確なりと信じる。共に聊か長文であるけれども、後のため、一言をも省かず左に掲載する。

まづ二年二月十日大毎本社に催された大毎社員會議席上、東日主幹更迭事情について述べられた、高石大毎主幹の演説を紹介する、曰く――

「私は今度の東日主幹の更迭についてその經過を申し上げます。原因は御承知の通り、光文といふ元號を誤報したのであります。昨年十二月二十五日の夜間から早朝にかけて東京日日新聞では新元號は光文となるであらうといふ號外を崩御と共に出した。ですから二十五日の零時何分――一時近き號外、即ち崩御の號外に加へて新元號は恐らく光文と決するであらうといふことを出したのでそれが誤報の第一でありました。次はその日の東京市内に配つた朝刊即ち午前四時から四時半頃降版をした市内版の紙上において光文と決定をしたといふ記事を號外に用ひるやうな大きな字で新聞



に出して市内に配つた、これがまづ原因であります。この大きな過誤を致しますと同時に社長は東京に始末を調べらるやうにといつてやられたのであります。これは社内の問題であり、社長はいつてもさういふ役割をして居られます。何か落度があれば、それを説明なり若しくは所謂始末書を出せといふとはいつてもいられる、さうすると東京から始末書が来たのであります。それから松内君が一月十五日に重役會議で報告しました。ですからこれは約二十日ばかり過ぎたの報告であります。即ち第一回は數日後に名村君が携へて来た始末書、それからその間に私信として城戸君からよこした手紙、それから島崎君が途中に來られて、最後に一月の十五日に松内君が調査をして重役會議に報告した、この材料を私は親しく見もし、また聞きもししたので、これによつて、どうしてさういふ間違ひが起りどこの責任があるかといふことについて

は、私の意見といふか何といふか結晶した意見をこゝに申上げますと——尤もこの意見は私ばかりではないが持つてゐた意見で、私もその同じ意見をもつて居る一人であつたのです。それは、これ等の報告を綜合する、と特別に誰といつて格段な人に責任がない。これは非常に参考になりますから詳しく申上げますが、最初の誤つたる報道を持ち込んで來たといふことについてはこれぞといつて深く責任を問ふやうな人はないといふやうな形勢なのです。まづ最初は政治部の某君が今度の元號は光文といふ元號となるであらう、これはまだ崩御の餘程前であるが、餘程前からそのことが用意されてゐたらしいといふ報道を得て來てこれを政治部長に出したので、西村政治部長はそれを紙に書いて、實はこれは非常に秘密だがかういふものが手にはいつてゐるといふて城戸君に出した、ところが、こちらでは三三會といつて居るが東京では部長の茶話會といつて毎日一定の時間に顔を合

せる會がある、その席上で城戸君が西村君から受取つた情報を披露をした。無論部長だけの間ですが、……さうするとその後他の二、三人達が故らに調べたわけではないが、清浦さんのところなどにも二、三度行つて聞いたりしてもどこでも光文らしい、十中八九、新聞記者のセンスで判断すると殆んど光文といつてもいゝ位に判断されるやうな情報をもつてみな戻つて來て左様な報告をした。そこで東京日日の編輯室内では殆んど光文といふものは疑ひがないといふ

印象が非常に強く、誰の頭にもあつた。問題がだん／＼や／＼こしくなりませんが、然らば種は誰が一體取つて來たか、誰が責任を持つべきものであるかといふことになり、未だそこまで法理論が行つて居りませんが實はかういふことになる。今度の御大喪については東京日日では委員會をこしらへた、これも今迄の通りにたゞ委員會をこしらへる、大阪あたりでもよく委員會を設けますがこれには委員

ず平時の陣容のままであれば當然政治部がその元號の制定に關して精探を遂げて材料を集める事に努めなければならぬ。また集つたものに對して政治部長は責任をもつて提出すべきであると思ひます。それが當然である。然るにこゝに委員會といふものが出來、政治部長も經濟部長も内閣通信部長もみなこの委員會の中に網羅してこゝに委員長といふものが出來たとすればこの崩御およびこれに關聯した事柄は委員會といふ大きなものが管掌に來てどの部長に責任があるといふことはなくなつたのであるといふことも解されます。もしありとすれば委員長にある。委員長が全體を統轄してゐる委員會にある、部長は自分の部へ戻つて來れば部長であるがこゝへ來れば恰も自分の部における部長と同じやうなことになる。たゞその部長の下には部長が居つて働くのであります。形からいへば一部員のやうなものである。これは併し理論であります。みなさういふ諒解のもとに委員會が組織されたかどうかといふ

ことは疑問であるが實際においてはまだそこまで議論は進められて居らぬ。もし理論通り委員會が責任を持つものとするれば委員長島崎君が責任を持つといふことは判つて居る、理論上ではさうであるがこの委員會は今申したやうに必ずしもさういふ諒解をもつて組織されたかどうか疑問であるから委員長が全責任を持つのだといふことは實際からいへない。その一例をいふとこれは島崎君のつづやいたところであるが、島崎君は委員長であるが、今日自分には手足がない、部長にはそれ／＼部長があるが自分は副主席であつて直接副主席に屬する人員はない故に自分は委員長であるが手足がないのであるから極く的確に今の例を以ていふならば光文といふ情報に委員會に來て新元號は光文だらうといつて確かな筋から持つて來られてもたゞそれを裁斷するだけであつて光文ではなからう怪しいぞといつても疑義を挾むだけであつて自分の手足がないから精探させることが出來ない、手足があれば光文と出

てゐるがもう一つこつちを探せとかあつちを探せといふこともいへませんが何にも手足がないからこゝへ來たものは鶴呑みにするより外仕方がない實際の上からいふとさういふやうに理論が徹底しないこともある、併しなから特に形においてはこゝに委員會が出來、委員長が出來て、……これは一つの例によりその順序がかういふものであつたといふのであります。……先程いつた通りに編輯局内の空氣が光文であると殆んど確信をしたといふ事は、委員會でもさういふつた、たゞ委員長だけはそれを信するだけの腹はなかつたが自分の手足がなく、また他にこれを否定する材料がなかつた、さうしてみんな持つて來た材料が光文だといふ事であつた、委員會の空氣すでに然り、全體の空氣においてさうであるからさうと裁斷するより外に仕様がなない。たとへば先程

二度もお伴をして居るといふやうなことで少なくとも近づいて居るから東日の幹部でも名村君が清浦さんのところへ行つたならば相當話をして來られるだらうと確信を以て名村君を二度も出し、また名村君自身も進んで編輯に力添へをするために出て行つたのであります。ところが清浦さんがどうも光文がよからうなといふやうな……あとからいへば非常なミスリーディングだといはねばならぬが……その時には新聞記者のセンスからいはず語らずにそれを肯定したものととして取つて來たのです。もしこれが間違ひであれば寧ろ清浦さんが悪いといふ方が本當かも知れない。さういふ風に平生秘書課員として記事の方に携はつてゐない秘書課長までが立つて私の縁故を辿つて大官を訪問して調べたといふことほど念を入れて集めた結果が結局光文であるらしいといふことなのです。しかもその後の情報を見ましてもまだこれを立証する材料はありますがあまり長くなりすからこゝで略しますが、要するに



各種の情報及びその他の状況から推しても委員会及び編輯局内が光文と堅く信ずる理由、新聞記者として九分九厘まで見當をつける材料は充分あつたので、新聞記者としてさういふことは何人もあり得るところであらうと私も思つてゐるのであります。

それがまづ経過であります。そこで東京日では崩御と同時に今のところの光文の號外を出した、この處置の賢明であつたかなかつたかといふことはこれは諸君の判断にゆづりませんが崩御後踐祚の式はすぐ行はれるが改元といふことは一應會議にかけなければならぬことであるからしてこの間に多少の時間を要するといふことは判りきつたこととあります。或は急いで出さなくてもよかつたかも知れない。早い遅いは別としてまづ崩御の報と同時に改元は光文になるだらうといふ號外を出した、ところがあとから判つたので、これが光文ではなかつたのである、そこで第一報は誤報を傳へたといふ

ことになるが、これは光文になるであらうといふことであるから或意味からいへば早く出して居る、崩御と共に出して居るのであるから光文ときまつたといふことはあり得べきことではない。前例を調べても十時間か十二時間後に出て居るのでありますから、これは豫想なのであります。左のみ答める事はなかつたかも知れない、然るに先程も申した通り市内版へ樞密院會議が開かれ、元號は光文と決定したと今度は決定的のものにした。これが東京日日としては世間に對して相濟まない失態をしたのです。そこでこの責任をどこに歸するか、どういふわけであらういふ事になつたかといふ事の経過をまづ社長から東京に調べにやつたのです。さうすると今私が諸君に御報告をしたやうな報告が時を違へてだん／＼にはいつて来た、即ち始末書或は私信或は松内氏の調査の形において諸君はどうお思ひになりますか、誰がこの責任を持つべきものと思はれますか、このことは實は私は個人として社長からおたづねを

受けたのであります。それは余程早いステージの時分です。まだ名村君が始末書を持つて来た時分です。その時に始末書を見ると今私が諸君に説明したやうな事が簡潔ではあるが書いてある、第一回の始末書にも書いてあつたが、要するに全體の空氣がさうであつた。その時の當直の整理部長は川邊眞新君でありましたがこれも勝手に光文と決定したといふことを誓いたわけではない、みんなの聲が筆の先に現れたといふやうな始末で強いていへば川邊君であるが、編輯局の殆んどすべての空氣が川邊君をしてさうさせたといふ説明である、それで私はどうもこれは甚だ大失態を演じたのであるけれども誰を責任者とするかどうも責任を持つて行くところがない、要するに數多の情報に東日の幹部及びその他の人があやまられたのであつてしかもその情報をもつて来た人は悪意で持つて来たのでない、手を盡してその情報を持つて来たのである、それを決定したとしたのは甚だ悪いが、九分九厘まではさ

う信じてしまつたからで、少し早まり過ぎたのとそれが違つてゐたから結果は非常に重大になつたがやつて来た事は新聞記者のやつたことで手も盡してあるし何等悪意があるのではないからどうも責任を問うてその人を組上に、のほすといふ人はないと思ふ。左様な事をこゝでいふと自分がいふ子になりたと思つていふと思ふ人がありませうがさういふ事であつたといふこともいはぬと判らぬからいふのであります。その時から社長の態度は少し變でした。それは濟寺の社長邸の二階で話をしたのであります。他の用事もあつたのでその方の話にうつり社長も大して激昂しては居られなかつたやうでしたが「どうもそんなことはない、あれだけの失態をして誰も責任を負ふものがないといふことはない」といつて失態の方を大きく見て居られました。私もそれは純理論として聞いて争ひもせずその時は他の談話に移つて歸つたのであります。私のこの説明はほんとうの経過の説明であると同時に

にいくらか社長の仕事振を評するやうな説明になるのであります。すがこれも決して悪い事ではないと思ふから申上げましたが、その時付まゝそれでお別れにしたのです。さうすると今度はまた暫く經つて島崎君から始末書が出て、その後別にわれわれのところには公式には何も話がない社長の方からは個人的に東京の方へもつと調らべろとか責任の歸趨が明かでないといふやうなことは城戸君のところか或は秘書課長を通じていつてやられたかも知れませんが、その點は私は知りませんが、やがて島崎君が一月十二日にやつて来て、今日城戸君が来る筈だが據なき用事があつて来られないので陳謝に来たといふことで社長に會つたのです。その島崎君が来た時に城戸君、島崎君及び川邊整理部長、永原整理部長、この四人の始末書ともつかず進退伺ともつかず、今山田君のいはれるやうな待罪書……要するに進退伺のやうなものです。それを待つて島崎君が陳謝に来たといつて居りました。それで社長にお會ひし

たので、その時の細かい話は私は聞きませんが、その時にも社長は同じことをいはれたらしい要するに島崎君がその四通を携へて来たのは社長から一回であるか二回であるか或は三回であるか四回であるかとも角も東京へどうもこの始末がちつともつていゝないぢやないか、もつとはつきり責任を明かにせよとか或は處分案を立てろといふやうな事を社長としていつてやられたらうと思ふ、尤もこれについては私は詳しいお話をまだ聞きませんが恐らくさうだらうと思ひます。そこで島崎君が四通の進退伺……即ち待罪書を持つて来たのですがそれは社長がやかましくいはれた結果だらうと思ひます。それで島崎君が来たのであります。その時やはり社長は機嫌がよくなかつた。社長の機嫌がいゝとか悪いとかいふのはどうかと思ひますがこれは平生いつて居りますからいふのであります。われ／＼の間でも多少の話はしたのですが私自身がどうも誰にも責任は持つて行けない、まこ

とに止むを得ないが、今後のためには非常に苦い經驗であるからたゞ罰するといふよりもこの教訓を痛切に胸に引取つてさうして今後のために自他共に戒飭をするといふことが一番いゝ方法でまた一番いゝ産物であらうと思ひ、またさういふことになることが罰するよりもよからうといふことを漠然と述べたこともありますが、社長には此大失態に對する責任の歸趨を明にすることが手間取れるにつけ漸くいら／＼とされて来られたやうにお見受けします。今の島崎君の来たのが一月の十三日でありましたがこれより先數日前、これは私が松内君からも聞きましてまた間接に聞いたのですが、東京の印刷局長として赴任した松内君に社長はどうも東京の今度の事件は更に責任を明かにしない、したがつて事件の顛末も明瞭でない、誤りをしたのみでまだ始末がついてゐない、松内君は中立である、何も關係がない第三者であるが印刷局長として行くのであるがこの調査をして

来てくれといふことを依頼された、それで松内君はその調査をもつて一月十五日の重役會に見えて報告したのであります。その報告は可なり長いものであつたに拘らず、内容は私が冒頭に經過として述べたと同じやうなことを含んでゐる、勿論それ以上に何事もない、たゞそれを文字で書いたから長くなつただけで、要するにどうも空氣がさうであつて、何人を特に罰するといふやうなことはむづかしい手に手をかけ、念に念を入れてかやうな誤報を齎らしたといふことをいつて、私も同感であるが、新聞記者が誤報を持つて来たといつて一々罰せられた日には新聞の情報を持つて来る外勤の人は何にも出来なくなる、それで松内君は此誤報の出来事を二段に分けて、即ち號外の方は罰することは出来ない、如何となれば光文であらうといつて、それは間違つて居つたがそれは普通の間違つた種を持つて来たのと同じで、その間に悪意がないければ、罰することは出来ないしかしこれを決定したことに



就ては直接之が衝に當つたもの即ち整理部長である。非番の整理部長もこの時脇に居つたがそれには責任がないあるといへばそれは整理部長である、併しなから大體においてこの形勢は已むを得ないものと認めるといふ報告であつたのでありますが、その報告を約州分も松内君はして居りましたが、その報告が終るとすぐ、その間歇つて聞いて居られた社長は立上つて「今の松内君の報告によれば結局誰にも責任がないといふことになる誰にも責任がないといへば我輩が引受ける」といつて席を蹴つて立たれたのであります。これは冷静な態度でいへば何でもないやうでありますがこの時の光景は實に社長は非常に立腹をして居られて面色は蒼白であつた、奥村君は仰ぎ見ることは出来なかつたといつて居ましたが非常に憤慨されてゐたのであります、要するにこれは極く碎けていへば松内君も實は困る、松内君は

乞ひをして居るといふ風にとつたのでせうか、どうもその報告を聞いて居られて非常にいら立つて……非常に純なお心からいら立つたのでせうか、松内君が座ると同時に、右に申ししたやうなことを述べられてすぐ立つてしまはれたのです、それが午後六時半か七時半です。それから矢野さんは誰か社長を慰問に出かけないやうなれば私から手紙を持たせてやつて社長をなだめなければならぬといつてわれわれがそれはどうも却つてよくないでせうといつてもきかないそれで矢野さんが歸りかけたのを支那路まで山田君が追つかけに行つて唯今は手紙をお出しになるのはお見合せになるやうにといふことを話したりいたしました、話がだん／＼内輪になつたが……結局まあ矢野さんは花屋へ歸つてすぐ手紙を社長のところへ出されたところが社長がその使ひに持たして寄越されたのが辞表であります。

上がられ其場において辞表をお認めになつたといふことです。社長のお考へでは矢野さんもみんなと同じ引留役をするとか、この事柄をまる／＼静かに納めようとしてゐるといふことで矢野さんに對してもよいお心持をなされなかつたのではないかと群盲象をさぐるやうにみんなで申し合つた譯です。それで矢野さんの出された手紙の御返事に辞表を持たして寄越されたのですさうして翌日一日大阪に居つてすぐ紀州湯崎へ行つてしまはれたのです。それがまづ實際の経過で、つまり社長はこの失態を非常に遺憾に思ひ慚愧とせられ又憤慨もされたのであります。即ち社長にはこの重大なる失態に就て社會に對し申譯ないといふことを感じられたのであるからして何とかこれを始末することを求めて居られたのであるが東京の主幹としては左様な、前に申したやうな事情を眼のあたりにして居る、但し實際に光文と決定したといふ事を市内版に出した時には委員長島崎君も居らねば城戸君も居らなかつた

と聞いてゐます、當直の整理部長及び非番の整理部長の二人は居つたが大分範圍が狭い、併しなから決定したといふことについてはすでに編輯局の空気がさうであつたことであるし結果からいへば重大であるがどこに悪意があつたのでもない、ほんとうの誤りに出された一つの重大失態であるが、さて何人かどう處分するかといふことについては城戸君は非常に迷つた、はじめから自分の責任であるといふことは二十六、七日頃来た社長に對する私信の中に統率の任にある自分の責任であると書いてある、

るのであるが、左様なことをせねばならぬ今日である、それを誰にするかといふことについては城戸君は實際困つたのであります、だからもし罰するならば川邊整理部長であるがこれも今いふやうに殆んどみんなの聲で決定したといふことを書いたやうな次第でまことに情において忍びざるものがあるといふ意味の手紙である。これは私も見たがそれで城戸君が實際に社長に向つてかやうな案を立てたからかやうに始末をすべきものであるといふことをしなかつたのとこれは甚ち立入つたことであるが城戸君自身が陳謝に來なかつた、……かういふことを境上からおほやけがまししく申すのは間違つてゐるかも知れませんが城戸君が始末書をよこした、その次に島崎君が代理に來てそれから最後の重役會にやはり吉武、松内兩君が來て、當の城戸君が來なかつたといふことは城戸君が社長の所謂感情を害した、極めて簡単な感情を害したといふことも私はありはしないかと勝手に想像してゐるのであります

之は私の推測であつて當否は判りませんが、とに角城戸君がその後手紙は奇越したが來なかつたといふことがある、そこにもつて來て一方に於ては島崎君が始末書を携へて來たのは十三日で重役會の二日前であつた、しかもその持つて來たものは始末書でなく特罪書であつたがこれまではこの失態に對する立案もしなかつた、この時に至つてもなほ何人を責任者とするといふ立案をななかつたのと、城戸君が來なかつたといふことが社長の有せらるゝ責任感を強く刺激したのでないかと之も私が勝手に想像して居ります、それから三日ばかり経つて城戸君が東京から辭表を、持つて湯崎の社長のところへ行つたのです。社長はその後社長自身が報告するところによると城戸君とはあまり長く話をなされなかつたさうですがその時に社長は城戸君に自分が辭表を出したために君に詰腹を切らせるやうになつたのは我輩の本意でないといふことをいつたさうですが、之をその後の社長のお言葉から観測す

れば……この邊は端折りますが……、要するに何人か責を引けば、さうしてこの失態の締／＼りをつけて世間に對しても申わけの立つたといふことを早くすればよかつたのであるがそれをしなかつたのでどうも自分が辭表を出さなければならなくなつたのだ、それは遺憾であるといはれませんでした結局さういふことになるのではないかと思ひます。それで社長が辭表を出された今日では容易なことで之を撤回されることが出来ない故にどうしたら社長の辭意を諒がへして戴くことが出来るかといふことを矢野さんが心配をして社長の御内意を聞いたのであります辭表を撤回するとはなにか／＼いはいはれない、しかしこの責任がほんとうに明かになければいゝ、誰か聞いても尤もだといふことがちやんと判つて責任を負ふ者があればいゝといふやうな御様子なのでその意を汲みわけて、恰度政治家が西園寺さんの腹を探つてやるやうにわれわれが案を立て、その結果が城戸君の辭表を聴容れるといふ

ことになつてこれは納つたのであるが、われ／＼が早く社長の腹を讀んでさういふ意を汲んで處置をしなかつたといふことは甚だ残念であるが結局誰も背負手がないので社長が背負つてまつた。それで社長を引留めるには社長に代るべき大きな犠牲を出さなければならぬ……、尤も辭表は社長は一月の十五日に出されましたが矢野さんも二十九日には辭表を出されました、結局副社長も辭表を出し、城戸君からも出て居り非常に事が大きくなりました、私は實はその時はじめて知つたのであります、重役の辭表は重役會で受ければそれで有効なので辭表撤回も何もないといふことで、それまでは銘々誰か／＼預つて重役會議の机の上に出て居らない、城戸君の重役辭職といふことについてはまだ矢野さんの手にあるその矢野さんの手にあるものを矢野さんから戻すといふことにせず重役會で受けるといふことにしたのです。それで結局城戸君が主幹を辭することになつた。城戸君にとつては非常に氣







の新たなべき管なるに、當時に、善慮し當たる同一幹部が今回その非を悔ゆるに至らざりしは果して何の心なりしや。甚だ奇怪事なり。

しかして自分が辞表を提出して紀州湯崎に静養したる後に至り、東日當面の責任者として城戸主幹、島崎副主幹、川邊、永原兩整理部長の辭職申出と西村政治部長その他編輯幹部各員の進退伺の提出あり、爲に一月廿九日本社にて臨時重役會を開かれしが、自分は辭表提出中なりしも、特に出席して辭職の理由につき聲明書を提出し、これを社會に公表し自己の出處進退を明にするの決意を告げて退席せり。然るに重役會においては東日責任者の處分につき、それ／＼決定すると共に、自分に對し再出席を求め、辭表撤回につき交渉懇談せらるゝところあり。これより先き矢野副社長もまた東京支店監督の責を引き辭表を

内の不安を來す慮あるのみならず事務濫用を來し、對外信用をも失墜するに至るべければ、既に當面の責任者として城戸氏が編輯主幹と常務取締役を退く以上、最早社長が責任を負ふに及ばざるべしとの重役一同の勸説により、遂に自分ははぢを忍び垢を含んで辭表を撤回するに至りしなり。自分は此の辭表撤回に關し特に社員諸君に問はんとする事あり、古より一度名刀の鞘を拂ふ以上、血を見ずして空しくこれを元の鞘に納むるは武士道において男子の恥辱とするところ、況んや自分は辭職を聲明して三寶上の九寸五分を手にしながら敢て腹撞つさばくに至らずしてこれを

は「餘りに自己本位に失するものにあらざるか」とまでいひたる位なり。自分は元來功利の念濃厚ならず、政治上の野心なく、金儲けにも腐心せず、また餘りに尊敬せらるゝを願はず、隨て人に頭を下げ腰を屈するを好まず、苟くも獨立の生計を營むを得ば、質素儉約にして自由の身となり。自尊の民たるを欲するは、當時も今も固より變りあることなし。然るを新聞社長たるが故に種々

織を構成するものにおいて、單なる主眼者の一人の更迭によりて大なる變動影響あるべきを思ふが如き斷じて杞憂に過ぎざるなり。況んや 會社の 主義方針とするところに何等の變更なきにおいてをや。わが社にては曾て渡邊主幹罷め、對島事務近き近高木、桐原兩氏退きしも、社全體としては何等變るところなく逐年事業の發展を見つゝあるにあらずや。諸君が友情において城戸君を惜むは當然の事ならんも、徒らに憂懼焦燥する如きは切に自分の取らざる所なり、殊に城戸君は常務取締役たるを辭したるも依然重役として本社の事業に獻養を續くるものなるにおいておや。諸君は今正に國家の大事に際會して専心一貫幹部を助けて社運の發展に邁進すべきの秋なり。」

### 第三節 經營上の諸現象

相變らずの不況である。販賣も廣告も行きつまつたと云ふ聲が高い。加ふるに財界未會有の恐慌にも當面した。整理さるべき新聞通信社は遂に中央からも出た。社員に俸給の拂へぬ社も尠くない。然し有力な社は益々威力を加へてゆく。新築し、増資し、部數も廣告収入も増加した。五十萬圓の功勞金を社長に贈つた社さへある。新聞の經營は資本と人と組織とであるが、これらの社に於ては、組織第三、資本第二、人第一であるかとも感じられる。

### ル、有力社新築

建築費三百萬圓東京朝日を初め時事新報、福開日日、新愛知、その他の有力社が漸次新築落成して多くは二年春、開館祝賀會を舉行した。それら設計はほぼ前年鑑所載通りであるから、省略して此處には代表的に、朝日社新築報告祭に於ける村山社長の挨拶と、同社の總通信員會議に於ける上野事務の告辭とを掲げよう。

### 村山翁の挨拶

「今回東京朝日新聞社の建築か何等の支障なくかく立派に落成いたしましたことは誠に御同慶に堪へない次第でございます。この建築につきましては最初より總てが都合よく参つたのでございます。いさゝかその事を申し上げますれば地所を求めんとして既に契約が成らんとする場合にこの地所が計らずも手に入つたのでございます。實はこの地所は新聞社の位置としては東京第一と申して宜しいと存じます。是れは實に何といふことでありませうか、誠に幸なことでありました、それから工

事に着手いたしましたと、地盤のよろしきとはボーリングをいれますと岩盤が二つもあつて西洋建築には松の木を打ち込む即ちくひ打ちをしなければなりませんにも拘らずこの地盤にはくひは打てない、非常に堅いからくひは入らない、かやうな仕合せであつたのであります。そして今日立派に出来上りましたことは再び諸君と共に御同慶と申上げるのであります。しかし、我社の新聞事業につきまして、一大幸福なことがございます。それは何であるかと申せば社員諸君がいゆる協力一致して總てのことに當られるといふことでございます。これは社長として諸君に向つて大なる感謝を申し上げねばなりません。私は子供の頃に聞き覚えてをりますのに昔ある武將の歌でございます。それはかうであります。「人は城、人は石垣人は堀、情は味方仇は敵なり」我社の空氣といひますは即ち今日のそれであると私は非常に喜びに堪へない次第でございます。かくの如くにしてこの大をなせるものであるといふことを深く感ずる次第でございます。將來も益々この社

内の空氣を持續してゆかなければならぬと考へるのでございます。しかしながらこの場合において諸君に大いに謹んでいたゞきたいこととございます。前申あげた通り總てが都合よく参つてをりますがいゆる勝つてかぶとの緒をしめよといふことがございます。又おごるもの久しからずといふこともござります。この點は十分お謙みを願ひたいと存じます。餘りに天くになるとついやり損ひが多いのでございます。又經濟の點におきましては昔は金のない人でも筆を持つて立てば新聞は出来たのであります。然るにそれではいけない。即ち人力と資力と相まつて新聞社の大をなすのでございます。平素いはゆる節約といふことを諸君においてもまた大いに守つていたゞかなければなりません。そして益々大をなしたいと存じます。今日この目出たい席上で餘り堅苦しいことを申すやうでございますけれどもこれは何卒諸君もお含み下さいまして益本社のために御努力を願ひます。この新築落成報告祭に際して一言申上げ御あいさつに代へます。」



### 上野專務告辭

「大阪東京兩朝日新聞の通信員諸君にこゝでお目にかゝり得るのは非常に結構なことと思ひます、今社長がいはれました通りこの東京朝日新聞社は世界的に優秀なものであると思ひます、これは例であります、丁度昨今になつて多分完成してゐるだらうと思はれます、ロンドンのデイリー・メールの社屋といふものはデイリー・メールが非常に自慢して居りますが、その土地の買入れについては非常に面倒が起きて骨が折れたといふ事であり、今社長のいはれた通りこの土地を買入たるについては非常に都合よくつたのであります、尚ほデイリー・メールは千九百十九年に工事に取らゝつてゐます、丁度その下に地下鐵道がありまして工事も面倒がありやつとこの二十七年までかゝつて完成しかゝつて居るのであつて、随分長い時日を要して居るのであります、そのデイリー・メールの自慢してゐるものに我がデイリー・メール社は暖房装置が少しも表に見えてゐないと思ひます、然

しこの朝日新聞社はこの暖房装置があるのみならず冷たい風を送るといふ事などデイリー・メールより早く出来てゐるのであります、又その自慢してゐるものの中に、デイリー・メールの機械ではぼたんを押せば印刷機械が早くなつたり遅くなつたり自由であるといふこと、又機械を止めずに紙を差し込む事が出来るといふ事を自慢して居りますが、これも大阪朝日では數年前から又東京朝日ではこの新築社屋に移つてからは後に御覽になれば判りますが、ぼたんて速力の調節が出来るやうになつて居るのであります、尚ほデイリー・メールでは印刷機械四十二臺を有して居るといひます、四十二臺の印刷能力——一臺が八頁で三萬六千であるから四頁で七萬二千になる、この東京朝日の印刷能力、大阪朝日も同じであります、八萬あります、デイリー・メールは四十二臺を有して居りますがそれは頁數の多いのと全國中一ヶ所であつてゐるために四十二臺であります、これも考へて見ますと大阪で十二臺それに近い中に大阪は三臺殖やし、東京で六臺、これを三臺

殖やしと九臺で二十四臺になり、二十四臺を頁數に換算しますとデイリー・メールの朝刊十六頁と東西朝日の朝刊を八頁と見て倍の能力と換算しまして四十八臺に當ると思ひます、デイリー・メールが四十二臺だといつて自慢してをりますが別にこれも驚くに足らぬかと思ひます、また實際の發行部數もデイリー・メール昨今の總數は百七十萬から百八十萬でありますから、東西兩朝日を合せましたら少しも驚くにたつたと思ひます、それであるから世界唯一の大きな新聞であるデイリー・メールと較べてわが朝日新聞は少しも實際の設備においても劣る所はないと思ひます、又實際の能力、勢力においても劣る所はないと思ひます、それでこの位までに設備が好く出来てをりますから皆様が地方で御活動下さいましたらそのまゝ本社に反響して來ると思ひます、それからこれは先日大阪の通信會議でも一寸話しましたが、この日本では御代の選り變の時に非常に骨が折れます、明治から大正へ、大正から昭和へとの選り變りに骨が折れるといふ事は歐米の新聞

は日本程骨が折れません、十九世紀から二十世紀に選るときもそれ程でもありません、又英國にしましてもクインピクトリヤからエドワード七世、ジョージ五世とから選ります時も大した變りはありません例へばニュースを非常にやかましくいふアメリカにおいても大統領ハーディングが旅行先で亡くなつて副大統領のクーリツヂが就任するといふ時でも新聞も通信社も中々競争もし苦心もしましたが日本程苦勞はなかつたのであります、この點は日本は時代の選り變りといふ時非常に骨が折れます、これは全く我國體なり國民性の然らしむる所であつて我々は苦勞苦心しながら非常に心強く思ふ處であります、この大きな大正から昭和へ選る殊に骨の折れる際にこの朝日新聞が東西相呼應して好く新聞の本分を盡しながらこの時代を乗り切つたといふことは朝日新聞が單に建物や機械の設備だけで世界的に優秀であるばかりでなく、さういふ大事な時に新聞がその能力を十分に發揮する事が出来るといふ事は皆様方はもちろんの事本社にをりますもの編輯部といはず營

業部といはず印刷部といはず協力一致して始めて出来る仕事だと思ひます、この點は私は新築が完成して設備萬端が能くなり機械の能力が充實する外に非常に朝日新聞が他に向つて誇る事の出来る點かと思ひます、今後とも難關、大きな事件が澤山ありませう、例へばこの秋の府縣會議員の選舉にしましても明年の總選舉に致しましても皆様方の御協力と社の内外の協力を必要とする事件が澤山あると思ひますから何卒この新社屋を十分出来るだけ生かすやうにお骨折り願ひたいと思ひます。」

### 表彰と分配

大毎が本社長多年の功勞は酬ゆるため、重役會議の決議をもつて金五十萬圓を贈呈したこと、徳富國民社長が同社組織變更に際しその持株一萬六千株中、六千株を社員に分配したこと、岩永日本新聞聯合社事務が私財一萬圓を社員に提供したこと、この三つは新聞經營史上の美談と稱すべきである、就中、本山大毎社長の功勞表彰は、斯界未曾有の新例であり、且

つその決議經過報告書中、日本一の大新聞たる大毎經營史の數字的統計的公表とも目ざる、節ありかたがた詳細に記録することとした。

### 本山翁の表彰

大毎臨時株主總會は三月十一日開會「本本社長表彰のため金品贈與の件」を議した。本案の起因は昨年十二月定時株主總會の席上で一株主から「本社長多年の功勞を感謝するために表彰方法を講じたい、從來世間の慣例では會社の功勞者が社若くは死亡した後、に巨額の功勞金を贈る例になつてをるがこれは甚だ無意味であるから我等は本山氏の在職中に何とか謝恩の方法を攻究實行したい」との動議を出し、満場の賛成を得て計畫を進めたものであるが、爾來同株主總會で選舉された表彰委員七名の手によつてその表彰の内容方法が議せられてゐたのである。同委員長勝本忠兵衛氏は石委員會の經過を報告した上左記の決議書を朗讀して株主の賛成を求めたところ、満場一致拍手を以てこれを可決した。

### 委員會決議書

- 一、金五十萬圓を贈呈すること
- 二、傳記(日、英、佛文)を編輯發行すること、但し經費を五萬圓とす
- 三、表彰式を舉行し表彰文を贈呈すること、但し式費及雜費を一千五百圓とす
- 四、前記五十五萬一千五百圓の支出方法、傳記の編輯頒布、表彰文作製並に舉行等は總て本社重役(本社長を除く)に一任すること

### 本山社長の覺書

小生の職務上功勞に對し株主諸君より表彰せられんとする事は誠に望外の光榮にて只一片の決議文にても満足する處なり、之に加ふるに多額の金員と傳記編輯等の事を以てせらるゝは餘りに寵榮に過ぎ寧ろ慚愧の至に堪へず。願れば三十二年來本社事業の發展と成績の良好なるは全く時世の進運と社員全體の協力に係る事にて

### 委員會報告書

本山社長の功勞と本社 本山社株主各位御中

本山 彦一

- 一、今回決議の各項を總て實行せらるゝ上は將來自分が退職するに當り慰勞金又は何等の名義にても一切贈與等は之を見合せられたき事、但し決議せらるゝとも固く辭退する事
  - 二、在職中萬一死亡の節は前項の意志に依り遺言書を以て遺族に於て嚴に履行せしむべき事
  - 三、本社に於て此際一時會員を支出せられ之れが爲め從前行ひ來りたる株主配當又は社員賞與金等に減少を來さざる様當局に於て適宜處理せらるべき事 以上
- 昭和二年三月十一日



長の本社に於ける功勞を述べんと欲せば勢ひ大阪毎日新聞社の創立以來今日に至るまでの沿革を述べなければならぬ、つまり本社長は大阪毎日新聞社の歴史と終始してゐるからである、併し本社五十年の歴史を述ぶることは容易な事でないから茲にはその概略に止めました、此點は豫め株主諸君の御諒解をお願い申します。わが大阪毎日新聞の歴史は明治九年二月廿日に初號を發行した大阪日報の後を繼承して明治廿一年十一月廿日「大阪毎日新聞」と改題して發行したに始まる、併し改題當時は朝日新聞が既に四萬の發行紙數があつたに對し本紙は僅に四五千に過ぎなかつたので忽ち經營難に陥り、翌廿二年五月に本社經營者は當時藤田組の支配人であつた本山彦一氏に相談し其斡旋に依つて社長兼主筆に渡邊台水氏を、營業局長に高木喜一郎氏を招聘した外、大阪の大實業家を語らつて株主とし資本五萬圓の出資を得て本社を株式組織にしたことも本山氏の斡旋に負ふ所が多かつた、これが抑も本氏と本社との因縁の出來た始めで爾來同氏は相談役として本社

の樞機に與つたのである、渡邊台水氏の歿後高木喜一郎氏、原敬氏小松原英太郎氏等が相繼いで社長となつたが本山氏は明治卅一年九月高木氏が退社した後、原氏と共に業務擔當社員となつた、從來相談役であつた本山氏が直接本社の業務に執筆するに至つたのはこの時からである、越えて三十二年資本金を倍加して十萬圓とし合資會社組織に改めた、本山氏はこの間業務を厭はず私費を以て普く全國を周遊して隨所に特派員通信員を訪問し又販賣店を激勵して新聞の宣傳に努めた。

而して原、小松原兩社長時代に業務擔當社員たりし本山氏の秩序的經營振りは實に堅實なる發展を遂ぐるに必要なる礎石を定めた觀がある、即ち豫算決算制度の新設、職員待遇法の改正、勤続賞、停年制、養老金の制度等を創定し、又部長會議を起して編輯營業兩局の各部長をして社務の樞機に參畫せしめ、編輯營業の關係を車の兩輪にたとへて一方編輯萬能の空想を抑へ、他方營業本位の弊に陥るを戒めたことは本社發展史上特筆すべき功績である。

明治卅六年十一月小松原氏辭任の後を襲ひて社長に就任し、社務一切を統轄するに至つた、こゝに本山氏は多年の經驗と蘊蓄とを傾倒して編輯營業兩方面の大整理を行ひ從來一般に政論萬能で其經營がとかく散漫で通つて居つた新聞社の經營を企業的、組織的の經營に改めた、これは實に本山氏の獨創であつて時流を抜いた卓見から克く斷行されたものである、而して此の大方針大改革こそは實に本社今日の隆盛を見るに至つた第一の原因である、かくて活動の陣容が十分整つた時に偶然日露の大戦に直面するに至り本社の活動は眞に目覚しきものがあつてその機敏なる戰況通信と講和全文の速報等は一世を驚倒せしめ大阪毎日新聞の聲價信望は頓に大を加へた。

日露戦争によつて頓に國威の揚つた我國に於て社會の耳目たる新聞紙の任務を完全に盡し、新興國民の氣運を助長して國家の大進展に貢献せんが爲に、本社長は從來の大方針の下に各種の計畫施設を立案實行した、第一に明治卅九年資本金を三十萬圓に増加し東京に支店を設置し電報新聞を買収して

之を「毎日電報」と改題して同年十二月より發行し、更に四十三年資本金を五十萬圓に増資して「東京日日新聞」を買収し「毎日電報」と併合して四十四年二月一日から、「東京日日新聞」の名を以て發行をつづけた、かくて東西に二十新聞を發刊する關係上印刷の改善を始めとしその設備内容を充實し、海外に多數の社員を派遣して新知識を求め且つ内外の通信網を完備するに努めた而して他方國內に文化の普及と體育の奨励とに努めたが就中明治四十一年九月、本紙九千號記念として通俗教育活動寫眞班を組織して以來今日まで廿年間全國に亘り山村僻地にまでも社會教育フィルムを携へて數班の社員が巡視してゐること、四十四年六月一日一萬號記念として大毎慈善團を組織し今や基本金廿五萬圓を以て旺んに社會事業に盡しつゝある事蹟とは共に特筆すべき大事業である。明治四十五年八月、明治天皇御大喪次いで、大正天皇即位の御大典等の大事件に遭遇して本紙の活動は實に國民編纂の標的であつて社運は益々隆昌に赴いた、偶々世界大戰の勃發に際し本社長

は從來の大方針たる企業的經營の下に本社の根柢を確立せしむると同時に進んで積極的發展の大策を執り、東洋第一の大新聞たる世人の信用と一般の負託に背かざらんとに着眼し、海外の通信網の完備と之が報道設備の充實とを敢行した、従て世界戰の戰況通信と講話會議の報道並に戰後歐米諸國の實情を通信することに於て本社は常に斬然一頭地を抜いてゐた、從て世人からもその眞價を認められ信用隆價の昂騰するにつれて讀者も激増し發行部數の如きも國民教育の普及と相俟つて驚くべき増加を來たし名實共に東洋第一の大新聞となつた。特に大正十年、今上陛下が未だ東宮におはした當時御渡歐になつた、これこそ舉國七千萬の赤子が齊しくまごころ籠めて長途の御安泰を祈り奉つた處であつたが、本社は逸早くその御動靜を活動寫眞に謹寫して、倫敦より急送せしめ、世人驚異の裡に先づ上皇室の御覽に供へ、それより全國各地に於て映寫して大喝采を博した。このフィルムは前後七分分であつたが天覽、臺覽十回、赤阪離宮に於て四回映寫を試み、全國に

於て映寫した回数本本社だけで九百十九回、觀覽者五百萬人を超へた、これ以來本社の人氣は實に素晴らしいもので天下の大毎と謳はるゝに至りその大發展につれて諸般の設備を増大するの必要に迫られ大川町三階建の舊社屋では狭隘を告ぐるに至つた、本社長はこゝの大務に鑑みて大正八年十二月本社の組織を株式會社に改め資本金を百廿萬圓に増加して、堂島に千二百餘坪の地面を購入し之に建坪九百五十餘坪、總經費約三百五十萬圓を投じて堂々たる五階建の大社屋を建築し十一月三月之に移轉した、これが即ち現在の本社建物である。

新築記念事業として行つた各種の事業の内「英文毎日」を創刊しわが國民の考へを率直に海外に傳へて大新聞社の國際的使命を完ふせんとし、又「點字毎日」を發行して盲人を光明の世界に導き、「サンデー毎日」を發刊して民衆教化の資に供したと等は看過すべからざる好事業である、而して高速度輪轉印刷機とロトグラヴィア印刷機を新工場に据付けたが、これぞ我國新聞界にこの兩機械が輸入さ

るゝに至つた先驅であつた、今でこそ高速度輪轉機は東京大阪の新聞社で之を使用するものも出來てきたが、抑も之れが必要に迫られて第一に設備したのは本社であつた。

東京日日新聞も本社の經營に移つて以來長足の發展を遂げたが爲にその社屋設備を新築又は増築するの必要に迫られ大正十一年八月には建坪五階の大建築を完成し本社と同じく高速度輪轉印刷機を据付けて世の信用と讀者の期待に報いることとなりその聲望一層昂つた而して之等の建築並に機械設備に多額の資金を要するが爲に大正十年六月には増資して資本金を二百五十萬圓とした。

大正十二年十一月、今上陛下が御成婚式を擧げさせらるゝ御豫定であつたに際し本社は本社長發意によつてこの御慶典を奉祝する爲め記念事業として帝國學士院に「文化賞金十萬圓を寄附するを始めとし北樺太探險隊の派遣日本分縣地圖の頒布、大阪市へ二大奏樂堂の寄附、全關西の郡市へ傳勝旗四百旗の寄贈等を行ひ更に翌年五月には巨費を投じてブラジル移民

二百六十七名を選抜して送つた。之等の事業によつて大毎及東日は全國民仰瞻の目標となつてゐた折柄偶然にも九月一日關東大震災が突發した、これは我國新聞界始つて以來の大事件であつた、日清日露の戰役は素より國家の大事件ではあつたが自ら之に準備すべき時間の餘裕があつたが、この大天變地異に至つては準備も用意もあらばこそ、殊に新聞の材料を供給すべき通信及び交通機關は一時全く杜絶してつた、この非常時に際して本社の活動は殆ど人力を超越したの觀があつた、或は被害地の視察に或は通信の聯絡に、或は號外の發行に、或は寫眞映畫の撮影に、迅速且周到に大新聞たる責務を完全に果たした、従つて本紙の信用隆價はいやが上にも昂まり讀者の數は激増して遂に翌大正十三年元且には發行部數百萬を突破して百十一萬餘部となるに至つた。

一方東京日日新聞社はこの大慘害の渦中に在りながら幸に天佑と社員の必外的消防とに依つて火災を免れることが出來た依て社員は皆家を捨て食を忘れて晝夜不休の活動をつづけ東西の通信聯絡に盡し







腹藏なく意見を交換して熟議を遂げた。  
 一万この表彰方法を審議するが爲には参考として本社長御意向をも一應承知して置く必要があるもので之を伺つた處、同氏は株主總會の好意を衷心から感謝し「自分は何度も慰勞とか表彰とかを受けることは困る、併し慰勞金を他日遺族に贈られても自分の意思の如く使用されるには限らず、又餘り巨額の慰勞金を受けるが如きことがあつては會社の爲にも困る次第であるから若し今回表彰されるばそして若し其額が世間相當のものであるならば、今後再び退職慰勞金などは絶対に受けぬと云ふ條件の下に喜んで受領する」旨の意見を漏らされた。仍て委員會に於ては先づ本社役員退職慰勞金の算出方法に就て慣例を調査した處、本社に於ては取締役（従前の業務擔當社員通算）及び監査役（従前の相談役通算）退職慰勞金は其の勤務年數と最終の年報額額とを乗じて算出し、若し取締役と監査役と兩方に籍があつた場合には其の兩方の分を別々に計算して出た積を合計することになつてゐる、例へ

ば最近に於て河原専務は相談役及監査役在任が十二年六月で報酬年額一千二百圓であつたから其分の計算は一萬五千圓となり取締役の在任満三年間年報額八千圓であつたから其分が二萬四千圓となり合計三萬九千圓を重役會で四萬圓と内定して株主總會に提出した處五名の詮衡委員に一任するととなつて金五萬圓と修正決定された又高木専務は業務擔當社員及取締役在任が八年六月で報酬年額が八千圓であつたから六萬八千圓となるが、同氏は勤続滿九年に僅か六ヶ月の不足で若し滿九年勤続となれば當然勤続慰勞金として年報酬の一年半分即ち一萬二千圓を得られる筈であるから、之れを差酌して重役會は慰勞金を八萬圓と内定して株主總會に提出した處之れ亦詮衡委員に於て八萬五千圓と修正された。今試みにこの慣例に従つて本社長退職慰勞金を算定してみると、同氏は（一）明治廿二年五月相談役となり、同卅一年八月迄在任即ち九年四月であつて最終の年報額六百圓であるから此分の計算は五千六百圓となる、（二）次に明治卅一年九月業務擔當

社員となり、卅六年十一月社長となりて今日に及んでゐるから即ち取締役の在任廿八年四月となるとして社長の年報額は一萬二千圓であるから此分の計算は三十四萬圓となる、即ち（一）及び（二）を合算すると三十四萬五千六百圓——これが本社長在任合計三十七年八月に對する退職慰勞金の計算額となる次第であるが、從來の慣例に依れば重役の功勞を參酌して此上に相當の割増しを加へる例になつてゐる前述の通り桐原、高木兩専務にも二割乃至三割の割増を實行した、依て今假りに本社長長多年の功勞に酬むる爲に（少いかも知れぬが假に）五割の割増を加ふるとすれば通計五十一萬八千四百圓となる。

大陽研究所の建設寄附等であつたが、要するに之等の諸事業は本山氏御自身の自由意志に任かすべきものであつて株主總會に於て勝手に指定すべき限りでない云ふことに議が一決した、仍て委員は一月十三日第三回委員會を開き前記決議書を作製して記名調印した。  
 株式會社大阪毎日新聞社  
 本社長表彰委員會  
 委員長 勝本忠兵衛  
 委員 高木貞衛  
 委員 金澤利助  
 委員 橋本喜作  
 委員 八木與三郎  
 委員 櫻田松太郎  
 委員 吉武鶴次郎

本山翁の謝辭

表彰會は六月二十二日、本社に舉行、株主三百餘名列席、矢野副社長の式辭、株主總代勝本忠兵衛氏の功勞表彰文朗讀、及目録贈呈の式あり、平賀飯氏の祝賀演説に對し本山翁は左の謝辭を述べ、終つて盛宴を張つた。  
 「大阪毎日新聞社に盡せし自分の微功に對し、本日の定時株主總會後に於て、特に盛大なる表彰

式を擧げ多額の功勞金を贈られしは、自分の一生中最も感銘すべき事として、衷心より謹謝するところでありませぬ。しかも一般世間にて右の如き贈與をなす場合は、大抵本人退職の際若くは死後に於てなすを常習とするに、今回の如く生前在職中に舉行せられしは、實に一新例を開かれたる譯にて、拜受する自分に取りては最も光榮とすると共に、一層感喜の情に堪へぬ次第であります。かゝる異例の寵光たる、生前の功勞金を受けますに就ては自分に於ても亦多少の條件を申上げて置く必要があると思ひます。

- 一、將來自分の退社又は死亡の際には、決して再び本社より慰勞金を贈られざる事
- 但し假令これを決議せらるゝも固く辭退する事
- 二、自分の傳記編纂に就ては、専ら新聞事業關係の事項のみに限られ度く、且其出版も外國語を以てするは固く見合せ九度き事
- 但し幼時、青年乃至他會社

等に關係せし時代の事蹟を調査記録し置かるゝは固より妨げなきも、其出版は蓋棺の後に譲られ度し  
 三、今回の慰勞金に就ては、自分はこれを子孫に傳ふことをなさず、又他人の計畫に屬する事業にも寄附せず、全く自己の趣味と所好とに従ひ、自分が有意義と認むる事業に使用すること  
 四、自分は豫てより考古學の趣味ありてその研究に従事し居れるが、今回拜受金の一部を基本とする外今後更に此方面に資金を投じて、より良く、より多き資料を蒐集し、自らこれを研究すると共に、専門學者の參考に供するため、考古館を建設する事  
 五、農業副業の奨励實行および農事改良に關する調査研究は刻下の緊急問題と考ふるを以て、拜受金の一部をこの方面に割き、農民生活の改善安定を圖る爲め、適當なる施設を講ずる事

等でありませぬ。自分の當初考へました處では、

今回の功勞金は、元々新聞社の好意に屬するものであるから、自分もこれを新聞紙に關する事業例せば新聞學校の設立、若くは記者共済機關の組織等の費用に對し、全部これを寄附せんかとも思惟しましたが、其後熟考しますると、此等の事は大阪毎日新聞社を初め、其他同業者協同して大々的に行ふべきことである上に、個人の微力にては容易に遂行し難き場合あるを思ひ遂に斷念するに至りましたと同時に、寧ろ他方面に向つて自分の趣味と所好とによつて自ら手を下して深遠なる考古學の研究、並びに切實なる農民生活の改善等に投資するの、有効にして且自然なるに想到しました。

蓋し自分の趣味と所好とに従ひ拜受金を處分することは、常例を破つて生前に贈與せられた株主諸君の御厚意に酬ふ所以かと思ふて居ります。もちろんこれ以外におきましても、少額の寄附にても目下の急務に應じ直ちに多少の効果を擧げ得べき大阪毎日新聞總編輯の施療費の如きもの、又は世人に余り注意され

ざる司法保護事業等に對して、拜受金の一小部分を割く事があるかも知れませぬが、これ亦便宜の措置かと信するからであります。

上述しました考古學研究、及び農家の副業奨励農事改良の二事業に就ては、今後、自己の收入より、臨時の支出をなし、漸時完全を期する方針であるが、最初自分の獨立にて計畫を運め、基礎稍々強固となりたる後には財團法人を組織して永久保存の方法を定めようと考へて居ります。しかして此二事業中の一は太古の人類生活に關する研究として現代に縁遠く、これに反し他の一は八千萬同胞の目前にかゝる生活の改善安定に切實なるもので、この背馳せる兩方面の實地研究の併行は、二兎を追ふの謬あるやも知れざれども、畢竟自分の趣味より社會的の一大仕事として、余生をこれに託せんとするもので、此金を以て書畫骨董類や玩弄品等は一品も購入致しません。自分は既に老齡に傾き余生幾許もありませんが、自己の趣味



好尚上より聊かこの種子を播きその成長發育を 他年に待つも亦人生の至樂といふべく、これを他人の事業に寄託して傍らより結果如何を危ぶむに比すれば優るところ萬々なるやに考へられます。若し夫れ財團法人の組織等に至つては、事業が緒についた上にて、學術經驗の士を聘しこれに當らしめたいと思ひますが、右等將來に屬する件は他日を期することとし、今日直ちに決して置くに及ぶまいかと考へてをります。

尙終に臨んで重ねて株主諸君の山の如き御厚情を深謝し、且上述せる自分の意思を諒せられ、更に後援指導を賜らんことを懇請する次第であります。

昭和二年六月廿二日  
本山彦一

### ワ、一般的事情

東朝の新興、大毎の表彰かゝる方面のみを観察すれば、新聞經營の事實に易々たりと世間は思ふだらう。しかし、兩社がかくも隆昌を極めるには、それだけの要素が

### 正道への苦闘

然し、これを同情して考へるならば、日本の新聞界は、新聞事業の行き着くべきところに行かうとして、今や險阻の道をとどつてゐるのである。つまり、廣告収入源を確立しようとして、販賣擴張の方面に濫費をつぎつけてきた、その結果をつげるための一等苦しい、道程に今はあるとも云へる。

云ふ迄もなく、新聞の収入源は販賣と廣告との二つしかない。その廣告収入をふやそうためには、部数を多くしなければならぬ、勝

揃つてゐるからであり、兩社の好況に追隨し得るは全國を擧げて十社に足らず、他の一般新聞界は困苦悲況の間に置かれてゐる。不況の主なる原因は、廣告主の廣告費削減、廣告代理業の料金未納、販賣紙代の回收難、放漫なる經營政策、社費激増と整理難、財界不況と見込運ひなどであるが、要するに收支の豫算を確立守持せず、經常費と臨時費とを混同し、實力以上の外見を張り、一時のがれの經營政策をば多年に亘つて繼續し来たつたのがめとも見るべきである。

くとも多いと見せかけねばならぬ此際に幾年、恐らくは十何年かの間、引き續いてきた濫費のことがめがある。その潜在し、累積された罪業が、今や新聞事業の全身に廻つてきたのである。

そこへ行くと、陽に定價賣即行會を支持して、他紙の濫費を牽制し、實は自から販路を擴張するのみならず、確實に近い販賣系統を作り上げ、もつて最高の廣告料率を守持する東朝、東日の態度は巧みなりと評してよからう。

しかるに、全體の形勢は、さすがの大新聞をしてすらも、販賣に多分の投資を許さなくなつた。よし投資してもそれほどの紙数は伸びなくなつた。對讀者關係から考量すると、或は、新聞の販賣部数はこの邊で一應の飽和點に到達したのではあるまいか。

大新聞は小新聞の讀者を蠶食し得る、それは確かな事實である。しかし、それすら既に數ヶ年間に亘つて實行された戰術である。用紙の消費量だけを見ると、なるほど年々一割見當以上の増加を示してゐるのであるが、そもそも、この年一割づゝの讀者の増加といふところに、新聞事業の無理は潜んでゐはせぬか。その一割は影のようで、販賣收入の上で實質となつてゐないのでないか。もし然りとせば、本年鑑が年々に擧げられた全日本の販賣部数といふものに對しても、再度の吟味を加へる必要ありとしまいか。

ともあれ、數字——それも推定に基く數字の底には無限の懷疑があり得る、それは怖るべき神祕であり、深淵であり、時としては虚偽でさへあり得るのではないか。

廣告収入にしてもさうである。全日本新聞廣告料の収入を、ある人は年六千萬圓と稱し、ある人は七千萬圓といふ、もし日本の新聞經營が収入に於て、販賣と廣告とを五分五分とするのが健全だとし、實情であるとすれば、七千萬圓で一億四千萬圓なくては不健全だといふ事になる。しかし、一體その數字の根據は何處から來るのであるか。

販賣の元價の不均である以上に廣告單價の正體は奇怪を極めてゐる、廣告収入を總行數から算出し能はぬとすれば、これと同じ比であるところの販賣收入を何から

測定するか。用紙量からの算定を正しいとするのは、むしろ過去の夢であるかもしれぬ。用紙は意圖外に冗費されてゐるからである。此處に各代表社の考課狀がある。この營業收入から算定するといふか。然らばその算出の標準をどこに置くか。

もはや、徒らに部数の多きを誇つてばかりゐる時代ではなくなつた。部数よりも實力である。濫費無理押付でつなく浮動部数の整理は、一時社の經濟を動搖させるかも知れぬが、結局は各社營業費中最も巨額を占めてゐる販賣費の自然節約により、反つて健全なバランスをとり得ることゝならう。さうして確實なる部数を定價で賣るならば期せずして販賣收入第一主義を實現し、初めて新聞經營の正道に立ち復り得るであらう。

事實、今の新聞界の四苦八苦は從來の空虚な廣告收入第一主義から販賣收入第一主義へ轉じようとしての苦闘であり、尠くも兩收入を均衡させるための苦闘である。さうしてこれは、日本新聞事業の當然の、唯一の進路であらねばならぬ。

### 新聞用紙値下

新聞社は無謀の販賣擴張費を節すると共に、他のあらゆる經費をも節制しなければならぬ。それは何れも抜目なく實行したではあらうかなれど、個々の社に就て云へば、まだまだ泰平の夢に慣れたのが多い。一切の支出傳票を點檢せよ、嚴重に點檢せよ。

しかし唯一つ、前年度での成功である、而も全國各社共通の成功である。それは新聞事業の米の飯たる用紙代の値下げに就てである。丁度それは用紙の供給團體たる日本製紙聯合會と、消費者たる各新聞との供給契約更改期日たる、六月二十五日を目前に控えた二年六月二日のことである。日本新聞協會は全會員に對して大要左の如き文書を發表した。曰く――

「昭和二年一月十四日事務所に役員會を開き光永理事長、山口佐藤、西澤、秋元、與田、河野江藤の諸氏出席田中旭川社長も參加し秋元臺灣日日支局長並に田中旭川社長より新聞紙値下問題に付き意見の陳述あり「今日王子製紙は時價四圓七十五錢、

中央製紙は四圓五十錢、富士製紙は四圓六十錢位なるに新聞社に對しては五圓十錢と云ふ市價以上に提供し居るは失當なり六月の改定期には是非協定値を引下げしむべし」と論ぜられ東京日日、信濃毎日、臺灣日日、旭川新聞及日本報通信社の五社を實行委員に選定す、日本電報通信社長光永星郎は前記委員と協議し數次製紙會社當局と折衝を重ねたるも解決せず、越えて四月七日北海道新聞協會は大會を開き用紙値下の實行を期する旨の決議を爲すと共に北海タイムス、小樽新聞、旭川新聞、函館毎日、室蘭毎日の五社を實行委員に指名し北海タイムスの柏岡氏、小樽新聞の坂牛氏、旭川新聞の田中氏は五月十四日上記函館毎日東京支局長古川氏參加して直に該運動に着手せられ十六日には以上四氏は本協會の光永理事長と會見し協會に援助を求められたり。

光永理事長は幸ひ本問題の實行委員として北海道大會の決議に力を得て更に數次製紙會社當局と會見折衝に折衝を重ねたる

結果五六日中に何分の回答を爲すべき旨(明言を避けたるも幾分は當方の要求を容るゝの意を看取せらる)を返答し來りたるを以て光永星郎は廿七日日本協會の用紙問題實行委員並に北海道協會の實行委員諸氏と會見し今日迄の經過を報告すると共に將來の對策を協議せり茲數日中に製紙會社より確答あるべく吾人の意に添はざるに於ては本協會は會員の意思に基き更に活動を開始すべき必要に迫られ居るを以て茲に經過の大要を報告す」日本新聞協會當時の調査によれば、

一、東京大阪の各新聞に對する取引値五圓十錢に比して、地方紙の大部分が五圓五十錢見當の高率契約に置かれて居る事。  
一、然して此の結果地方紙の一連大體五圓五十錢見當の値段は、十二頁紙に換算せば一圓一錢八厘位に當り大スペース廣告續出から事實に於て利益を計上し得ざる結果となる事  
更に協會は、支那、滿洲方面の新聞が當時一連三圓位の、ノール



ウエイ米國等の用紙を使用し居るに鑑み、製紙業者側の態度如何に依つては協會所屬の全新聞社に圖つて協同輸入を行ひ、徹底的に新聞の用紙政策を確立すべく運動を開始するものと傳へられた。

一方製紙聯合所屬有力製紙業者間にも種々協議の結果

一、當時交渉の行はれた「非公式」の範圍に於て、結局、團體運動としての日本新聞協會を正式に認めざる事。

一、従つて、來る六月二十五日以後に於ける新契約に關しては、總て各契約新聞個々の交渉を出でざる事。

と言ふ方針の下に

一、來るべき新契約に當つて用紙業者各自から、契約新聞個々に一定の割戻しを行ひ、而して、日本新聞協會今回の要求に添ふべし。

と返事を與へ、新聞側もこれを承認して、今回の交渉を全部非公式に成立せしめた。

而して何故契約用紙値下げ運動としての日本新聞協會を製紙聯合會が認め得ざるかは、

一、各用紙供給者と各新聞社と

の契約内容は、レートが一律になつてゐない。

一、従つて、日本新聞協會所屬の各新聞に對し、一律に契約する事になれば、然して若し契約各新聞中の最低の儘に基く事にもなれば、製紙業に一大恐慌を齎すべく豫想されたる事。

等の理由に基いたのである。

**紙の濫費警戒**

新聞用紙のストックは二年六月現在約六百萬封度で達し、一方製紙業者等は二年一月頃より平均一割六分方の操業短縮を断行して減産を計りつゝあつた。

併し新聞用紙の供給が斯く不均衡を來した所以は、要するに王子富士、樺太工業の三社が大正十四年來競争的に増産計畫を遂行したのに基づくものであつて、決して需求の減退を意味するに非ず、寧ろ急激な増産のため供給過多に陥つた結果であると思ふ。

右に關し日本製紙聯合會主事關野君「新聞研究所報」に語つて「新聞用紙の値下げは製紙業者にとつては多少苦痛であらうと思ふが、

**再び値下運動**

併し我が國の文運よりすれば寧ろ喜ぶべき事で、我々は此の意味から公平な立場に於て今次の値下げを結構な事と信する。併し最近我が國に於ても紙が濫費されて居るせぬかと云ふ事を痛感する。米國などでは百頁の日曜版とか廣告鬼集のためにする無駄な紙の消費などの弊害が可なりあるやうであるが、我が國でも此の傾向が稍々顯著になつて來はせぬかと思ふ。紙の原料たる木材は既に殆んど伐り盡し、目下樺太から沿海州に迄伸びたが、將來は支那の方面迄も手を伸ばさねばならぬと思はれる。

然るに之れに着手するにはどうしてもバルブの市價が封度十二錢五厘以上に達せなければ算盤がとれぬのだ。之れを現在のバルブ市價封度當り六錢八九厘に比すれば非常な相違、沿海州方面の原料を伐り盡せば嫌でも原料高の關係から紙が騰貴する事になる。此の意味から、紙價が安いからとて之れを濫費する事は、其の騰貴を早める基となるから、慎しまねばならぬと思ふ」と云つて居る。

二年六月の用紙値下運動に成功した北海道新聞協會は、二年晩秋東京に開催さるべき日本新聞協會に對し、協會に常任委員を置いて製紙會社側と團體的交渉を續行せしむべしとの案を提議し、同時に九月下旬、協會所屬全國各社に左の檄文を送つて賛成を求めた。

(前略) 陳者新聞用紙が普通價よりも遙かに高値に供給せられ居り候は製紙會社が歐洲大戰當時は一般紙價の騰貴に伴ひ新聞用紙に對し殆んど半期毎に値上げをなし其後大戦終結後に一般紙價は漸落の歩調を續けつゝあるに拘らず獨り新聞用紙のみは大正十三年三月僅少の値下をなしたる儘爾來三年間一回も値下げをなさざりし結果に候

本春此の不合理なる價格に對する値下要求の氣勢全國新聞業者間に漲るや日本新聞協會は特に實行委員を擧げて之れが目的達成の爲め熱心に努力したる結果遂に製紙會社側をして大勢に順應せしめ本年七月の供給紙より各社同額の割戻を實行するに至りたる事は既に日本新聞協會よりの通報に依つて御承知の事と

**被存候**

本協會亦此運動の貫徹を期すべく本年四月總會を開き實行委員を擧げて上京せしめ日本新聞協會の運動に對し聊か應援をなしたる關係もあり傍々日本新聞協會今次の盡力を記念する意味に於て去る七月臨時總會を開き本協會より日本新聞協會會長光永星郎氏に對し感謝狀に記念品を添へて贈呈する事を決議致候

顧みるに新聞用紙の價格は全國各新聞社の經營上重大なる利害關係を有するものなるにも拘らず從來の如く製紙會社側の獨專的なる價格に屈從せざるべからざるは畢竟單獨契約の弊に起因するものと被存候

仍て今後は各社中より常任委員を選定し製紙會社が紙價の更改を行はんとする毎に此等の委員が會社側と折衝協定することとするは極めて合理的にして管に新聞社側の利益を保つ所以たるに止まらず製紙會社側のためにも亦安全の策たるを信するものに候

就ては本協會は本年秋季開催せらるべき日本新聞協會大會に本

**欄外廢止増段**

件を建議案として提出すること

に決定致候間貴社に於ても御研究煩度此段得貴意候

經費節約に伴ふ収入増加の一策として各社の案出したのは、欄外の廢止である。二年四月一日から東朝、東日、報知、國民、時事、中外、大朝、大毎を初め、中央地方の一流新聞は一齊にこれを實行し、其後相ついで全國に流行しつゝある。

欄外の廢止は、從來一段百十三行に對し四行づつ一頁四十八行づつの増加となり、朝夕刊十二頁で一日五百七十八行の増加を見るため、これを廣告行數とすれば一ヶ月約一萬七千二百行一ヶ月約二十萬七千行分の増収を見得る次第、各社側ではこの實施を

一、工務操作上の繁務簡捷

二、これまでノドに出でた重

要記事の本欄載收

などを目的に敷へたが、實は多分の理由を廣告料の増収に置いてゐたことは明白であつた。

更に他の一策として各社の考案中なのは、現在の十二段を十三段

**恐慌と集金難**

財界恐慌は、一時的ではあつたが太たく新聞經營者を困惑せしめ、相當打撃を蒙らざるはなかつた。例へば四月二十一日休業の十五銀行のごとき、都下各新聞關係社多數との取引あり、試に名を擧ぐれば、

新聞社——東京日日、東京朝日、報知、時事、國民、都、讀賣

廣告代理業——電通、帝通、弘報堂、正路喜社

大きな活字は總べて舊の字母を以て鑄造出來、又凡ゆる活字製造業者の手に之れがあるの、非常に便利に之れを復活使用する事が出来るといのである。但し活字を今より更に小さくするのは國民の眼の保健上重大な問題として相當反對あるべく、その他紙面の體裁廣告主の意向などあり、随分研究を要する問題と見られてゐる。

その成否はとにかく、こゝにはたゞ新聞社が、どうして収入を増すかについて色々苦心しつゝあるといふ事實を例示すればよいのである。



豊國、廣告社  
新聞賣捌業——根岸事務所、北  
隆館其他

地方紙支局——北海タイムス、  
九州日報、大分  
新聞、新潟毎日  
遠東新報其他

を數へ、殊に月末に際しての休  
業として、各取引先は大に狼狽した  
その四月末支拂猶豫期間中に月  
末を迎へた都下廣告界、就中新聞  
側の恐慌もまた非常であつた。そ  
れは四月末に都下各紙及び在京地  
方紙支局に對し、各廣告代理業の  
支拂ふべき廣告料の悉くか一時停  
止されたからで、特に新聞業に於  
ては人件費の如きノツビキならぬ  
支拂が多額に上る事情から、金融  
上の困難非常であつた。就中、代  
理業對新聞の取引關係が、都下有  
力數紙を除いては、平常の月に於  
ても甚だ支拂ひ圓滑を缺く場合多  
く、殊に地方支局に對しては、一  
二有力代理業を除くの外は、三ヶ  
月乃至五六ヶ月の延引支拂ひの慣  
習が行はれて溜つてゐる、その上  
比較的廣告料の多額な四月末に支  
拂ひを停止されたことは益々あら  
ぬ苦痛を各地方紙に與へた。

この恐慌から夏へかけて、關東  
新聞界は新聞代集金難に陥つた。  
その主要原因は要するに藪市價の  
不況、米價安値、各種農産物亦非  
常な安値を示す等、のためで、三  
四月頃から逐月各賣捌店とも集金  
不良の度を増し來り、遂に夏場と  
なつて總請求高の七割見當を回收  
したに過ぎず、従つて各本社とも  
新聞代金の回收極めて不圓滑とな  
り、同時に地方擴張の不成績に惱  
まされた。

### 大阪勢力東漸

かうした苦惱は、輕重の差こそ  
あれ、ひとしく全日本の新聞通信  
社を見舞つたのであるが、わけて  
も東京各紙の苦しみは特別であつ  
た。殊に第一級以外の各社にひと  
かつた。萬朝報が資本系統を代へ  
中央が俵給不拂騒ぎを演じ、やま  
とが幾度か買収説を傳へられ、帝  
通が經濟的危機に陥つたことなど  
幾つも悲しむべき事件が發生した  
まつたく東京の新聞界は、前年版  
の年鑑で、福田都新聞社長の豫言  
したごとく、二三大新聞の獨占す  
るところとなつて、自餘の社は倒  
れて了ふのではあるまいかとさへ

危ぶまれたほどである。  
しかも、この時に際して、大阪  
系二大新聞社の營業協定は益々密  
を加へ來つたかの觀がある。廣告  
に對して然り、販賣に關して特に  
然りで、世は大阪二大新聞のもの  
かと思はれた。

大阪の勢力は盛んな勢をもつて  
東漸する、遂に二年初夏に至つて  
兩社はこれまで東西新聞の勢力接  
合地點たる濱松へ最新版を送り東  
京の勢力を濱松から驅逐すべき計  
畫を立てた。これは東京側にとつ  
て由々しい一大事であつた。  
靜岡縣下濱松方面に對しては、  
從來東京各紙は午後五時半締切り  
の第三版を送り、大阪紙も之れと  
略々同様の時間に締切つた第三版  
を送つて居り、従つて同地に卸さ  
れる東京、大阪紙は其の掲載ニ  
一スに於て略相匹敵してゐたが、  
大朝、大毎兩社の新計畫では、同  
方面に對して午後九時頃の締切り  
に成る第六版を送ることとなり、  
從來の東京紙に比し三時間餘の締  
切延長となり爲めに其の掲載ニ  
一ズは甚だしく新鮮味を加へ來る  
事となるべく、此の結果、東西新  
聞の接合點は濱松より更に東漸し

### カ、販賣界事情

大正十四年末から十五年末へか  
けて、さしも一世を轟かせた定價  
賣即行會も、十五年十二月をもつ  
て目度く解散し、抗争これ努め  
た時事も過去を水に流し、新たに  
都下十五社販賣部長聯盟なるもの  
生れ、同じく定價賣、自由増減の

濱松地方は大阪の勢力範圍に歸す  
ることとなる。

さうしてもし大阪二紙がこれを  
實行すれば、兩紙は濱松着午前六  
時頃の列車を利用するらしく、東  
京紙の同地午前二時着に比すれば  
可なりの相違あり、従つて東京紙  
も午後九時頃の列車を以て對抗す  
るに非ずんら到底競争する事は出  
來ぬであらう。併し將來熱海線が  
全通すれば東京紙は約二時間を早  
め得るから、さうなつたら同方面  
より大阪紙を驅逐し東西新聞勢力  
の接合點を逆に西漸せしめ得るか  
もしれぬが、現状では工場能力を  
増加すると云ふ一途より外、對抗  
策なく、工場能力の増加を經濟上  
困難とすれば、黙して敗北のほか  
はないのである。

二大旗幟をかゝけて少時は事なき  
を得たが、これも亦二年十月三日  
を以て解散の止むなきに至つた。  
かくて東部販賣界は再び以前に倍  
する紛亂状態に入らうとする。こ  
れ實に二年十月中旬現在の實情で  
ある。

### 即行會の解散

即行會と時事との紛争は、誰が  
仲裁に入つても和解できなかつた  
しかし物は行くべき道へ行く、そ  
の道は最初から判つてゐた。即ち  
時事、東朝、東日三社を除く都下  
十二社販賣部長が、即行會の目的  
と同じく定價賣、自由増減を目  
的とする新團體を作り、これにそ  
の主張者たる東日、東朝を加へて  
十四社聯盟を作り即行會を解散し  
て時事を加へ、こゝに十五社全體  
の販賣聯盟を作るといふ筋書なの  
であつた。さうして實際もまたそ  
の通りに進行したのである。これ  
を簡單に記録すれば

十五年十二月九日、十二社販賣  
部長會座上箕浦報知起草左記聲明  
書に全部調印、これで十二社會は  
でき上つた。  
「定價賣自由増減の二原則を

實行することは販賣界を安定せ  
しむる所以なるを以て吾人は夙  
に之を認め且つ鋭意其實行に努  
力し來つた所である、然るに最  
近の業界を見るに却つて益々混  
亂の狀を呈して居る、吾人は此  
際一層聲を大にして此二原則の  
實行を叫ぶと同時に現状に於て  
是を無視せる社並に賣捌店の反  
省を促し共に俱に業界安定の爲  
めに誠意をつくさんことを熱望  
す

同十一日、かねて加盟勧誘を受  
けた東日、東朝兩社は、入會を申  
込んだ。これで十四社聯盟となつ  
た。  
十二月十六日、時事は左の如き  
單獨聲明書を發表した、これも十  
二社會側の希望に副ふてのことだ  
であつた。

「拜啓 最近新聞販賣の現状に  
鑑み、東京の十二社新聞社販賣  
部長諸君は、之を革正するの途  
一に定價賣並びに自由増減の實  
行に在るを認め、關係各社及び  
賣捌店の反省を促し其誠意を熱  
望するの聲明を發表される由に  
候。本社は其二大原則の内容と  
効果とに就て無條件の賛意を表

すること従前と聊かも異ならず  
候。事實、本社今日の信用は主  
として其の編輯並びに營業の兩  
方針が相携へて質實穩健なるに  
由ること世間識者の齊しく認む  
る所に有之、その間、本社が出  
來るだけ上記の原則を實現せん  
と努め來りたる證左も自ら明瞭  
の儀と存じ候。隨つて今度、多數  
新聞社の當事者より前述の聲明  
を聞く事は本社の最も歡ぶ所、  
若しも具體的方策あらば常に熱  
心なる協力と努力とを吝まざる  
事を明言致し候。萬一の誤解を  
慮り、豫め本社の精神の在る所  
を各位に御傳へ申上ぐる次第に  
御座候。」  
十二月二十一日、即行會解散。  
左の宣明書を發表す。

### 宣 明

本會は昨年十二月創立以來新聞  
の定價賣と自由増減を叫び以  
て業界の積弊を匡革し斯業の發  
展に資すべく鋭意まい進し來れ  
り。適々今次都下發行各社一致  
聯盟して明春一月を期し一齊に  
定價賣、自由増減の實行を聲明  
さるるに會す。蓋し業界の至幸  
にして亦本會の目的を達する保

障を得たるもの。乃ち茲に本會  
を解散す。  
大正十五年十月廿一日

新聞定價賣即行會

十二月二十三日、時事、定價賣  
申合せに調印。これにて實際上の  
十五社聯盟成る。

昭和二年一月十日、十五新聞販  
賣聯盟正式に成立す。  
(時事對即行會の訴訟はお互に  
十五年内に取り下げた)

### 新聯盟の魂膽

新しい十五社聯盟は出來上つ  
た。その最初の申合せは左の如く  
であつた。

- 一、販賣聯盟は各所屬賣捌店及  
直營店をして即時定價賣を購  
行せしむること、従て補助金  
割戻金等名稱の如何を問はず  
安賣の資源となるべき補助は  
一際之を支給せざること。
- 二、販賣聯盟ハ各所屬賣捌店及  
直營店ニ對シ自由増減ヲ斷行  
スルコト。
- 三、擴張紙ハ名稱ノ如何ヲ問ハ  
ス毎月廿日迄ハ絕對ニ之ヲ使  
用セス且其使用期間ハ一週間  
ヲ越エルサル事、但シ新店ノ



開設店舗ノ改廢等已ムヲ得サル場合ニハ其月ニ限り前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得。

四、販賣聯盟ハ各所屬賣捌店及直營店ヲシテ適宜各地方ニ於テ聯合協議會ヲ開備セシメ關係アル販賣聯盟本社モ參加シテ本申合ノ實行ヲ期セシムルコト。

新聯盟は各府縣別に地方賣捌の聯盟を作り、熱心にこの二大主義を宣傳し歩いた。しかし、新聯盟の魂膽は自から別に存したのであつた。それは

- 一、不況のための廣告収入減を補ふ必要上従来の濫賣を中止するための相互休戦機關として本聯盟を作つたこと。従つてこれは一時的有効機關であり、廣告収入増加の時は再び濫賣擴張を行ふ腹であること
- 二、殊に大新聞社は此休戦期間を活用して他紙と實力競争を試み、自然に他紙の讀者を奪ふこと。
- (その理由としては)
- イ、各賣捌の死命を制すべき勢力を保持する新聞は依然として賣捌側に於て部數の増加維持に努力する事
- ロ、之れに反し勢力なき新聞は賣捌側に於て尊重せず、自由増減を或る程度迄進行する事
- ハ、殊に從來濫賣方針を以て進みつゝあつた方面に對する定價賣の勵行は、必ずや相當部數の減退を餘儀なくさるゝ事
- ニ、賣捌としての判斷が大體に於て讀者の新聞選擇と合致する現狀に於ては、依然として豐富な資本を有する新聞が有利な狀態に置かるる事
- 等が擧げられる。
- 三、各府縣聯盟に對し能ふ限りの制肘を加へ、殊に代金納入不良の賣捌店淘汰に絶對權を握らうとしたこと。
- (その方法としては各府縣聯盟員たる賣捌に對して)
- イ、引取停止の權限を全然本社側の自由意志に一任した事
- ロ、取引停止新聞の取扱を一時たりとも聯盟に委任した事
- ハ、十五社聯盟所屬新聞取扱を聯盟加盟員に限つた事

等の結果、從來賣捌の本社に對する唯一の制裁方法とも目せられつゝあつた所の

一、取引停止の處分に對抗するための代用紙さしかへが不能となつた事

ロ、賣捌の是れ迄の努力に成る讀者を適當に評價せざる結果單なる取引停止處分に依つて賣捌は之れを水泡に歸せしめねばならぬ事

等の打撃を蒙るに相違なく、此のため賣捌は全く手も足も出ぬ事となり十五社聯盟のため著るしく壓迫せらるゝ結果を見る

要するに、新聯盟は第二の即行會を作つたに過ぎなかつた。最初は足許の利益に喜んで走せ參した各社も、やがては大新聞社の壓迫を感じて來るのであつた。

**聯盟分裂作用**

果然、東日は七海販賣部長の名をもつて二年二月十五日付、「東京十五社は昭和二年四月より向ふ六ヶ月間擴張紙使用並に附録添付を絶對に休止し各所屬賣捌店及直營店をして定價賣の實行をなさしむる事

二、右期限内は各所屬賣捌店及直營店をして代紙と雖も之れを無料配布をなさしめる事、若し

之れに違反したるものある時は其報告を受けた日より二日以内に停止せしむる事

この提議は新聞聯盟員たる各社を驚かせた。なるほど結構らしい提案ではあるが、もしこれを實行すれば、

一、各紙は自由増減の勵行に依り相當夥しき部數減を示すべき事

一、對抗競争は全く其の紙面の優劣何如と云ふ點のみに集中されるため、最も完備せる通信網を有する新聞が有利な結果を招來する事

一、従つて自然之れに對抗するために、定價以外に特價を設けるか無代紙全廢の實行期を自力紙の夫れよりも遅延せしむるか、乃至は頁數の増加を爲すの外、途なき事

一、一方各紙の擴張は右の結果賣捌に對する獎勵金並に補助金支給額の如何に依つて決する事となり、従つて其の競争を現出すべく、結局資本を擁する新聞に益々有利となる事明らかである。

勿論異論百出した、その主なる

點は、

- 一、六ヶ月と云ふ長期間に亘つての擴張全廢は新聞經營上到底實行不可能である事
- 一、東日、東朝が三、四兩月に亘つて附録を發行しながら、直ちに附録全廢を提議する事は餘りに依估の沙汰である事
- 一、十五社聯盟が舊盟甲合せた各條項(就中擴張無代紙制限の件)さへも勵行されざるは聯盟の結束に欠陥ある事を明示するもので、先づ之れが徹底的勵行を先決問題とすべき事

一、東朝の新筆擴張に引續き時事の同様の企てが氣構えられつゝあり此の際擴張全廢を提議するは、明かに其の擴張を阻止する結果となる事

一、専ら濫賣擴張を敢行したの現狀より推して東朝、東日時事の三社にして、其の三社が擴張を一段落せしめたと云ふので、擴張廢止を行ふ事は爾餘の各社を犠牲とする事となり、斯かる案には到底承認する能はざる事

二月二十六日の十五社販賣聯

盟協議會では

- 一、無代紙全廢を來る四月より實行する事に異議あり
- 一、全廢期間を二ヶ月とするか三ヶ月とするかを決せず
- 一、附録の全廢に就ては附録添付を發表せる社より異議出で結局東日、東朝、報知、時事、國民、中外の六社限り連名して一、四五六の三ヶ月間絶對に無代紙の給付を爲さざる事
- 一、但し市四は此の限りに非ざる事
- 一、附録は五六の兩月に限り發行添付せざる事

と云ふ意味の申合を爲し爾餘の各社は此の企てを極力支持する意味で、出來得る限り無代紙を制限する事となつたこれに對しては黨中黨をつくるものだ、差別待遇は不都合だなどとの説も出たが、つまりは十五社聯盟中に六社聯盟を生んで了つたのである。

**聯盟遂に解散**

六社聯盟は既にして十五社聯盟崩壞の第一兆であつた、六社以外の各紙に地方によつて特定價販賣

**聯盟の總勘定**

さて十五社聯盟の結成はどれほどの影響を實際販賣上に及ぼしたか、その總勘定は如何。二年四月十四日付「新聞研究所報」「農繁期を迎へ自由増減を敢行し結果各地新聞販賣店の東京紙部數大激減」と題した一文をとる。曰く

「農繁を迎へ、加ふるに東京十五社が聯盟の名を以て定價賣、自由増減の斷行を聲明した關係上、去る三月末より今四月初めにかけての各紙の部數減退は夥しき數を示し、各紙販賣當局に於ても此の現象に就て販賣聯盟の運動に漸く不安の念を抱くに至つたものゝ如くであるが其の顯著な實例として注目すべきは、既報埼玉縣川口町に於ける同縣販賣聯盟第四區販賣店主會合席上各販賣店主の報告した所を綜合すれば、

一、最も成績良好と見られる販賣店の扱扱は三月に於ける定數一千三百五十部であつたも

販賣聯盟は解散された。二年十月三日午後三時である。さうしてこれが動議の提出者も亦實に東日



のが、四月に入つて増減した結果九百五十部となつた事、成績最も不良と目せられる販賣店の扱数は三月の定数が一千二百部であつたのに對し四月の夫れは三百五十部に激減した事

等で、中には三月に五百部を扱つてゐたものが、四月に入つて百五十部に減じたものあり、大體に於て三月中の扱数の四割見當が減紙を示してゐると云ふ實狀にあるやうだ。而して斯くの如きは獨り埼玉縣下のみの事ではなく、各地方に至る所に於て生じた現象であると云はれてゐる。

次いで六月八日の同所報曰く、「更に十五社聯盟が去る四月以降定價賣、自由増減の實行に邁進して以來、既報の如く概して各社の發行部数は大減退を告げたが、特に注目すべきは報知及讀賣兩紙に對する影響である。即ち

- 一、報知は各地方に直營の支分局を有してゐる關係上、此の經營が部數減退のため稍々困難を招來した事
- 一、讀賣は特に東日と結び専ら賣捌の歡心を買ふに努めたの

と一方定價賣りの結果減退した各紙の讀者が値頃の讀賣に乗り換えた等のため却つて部數の増加を示した事

等で、爾餘の各紙は概して多少の差こそあれ何れも部數勢力を減退したために何れも相當困惑してゐるやうである」

而して最後に二年九月十六日の同所報は

「關東販賣界は十五社販賣聯盟の行詰りと共に其の整理緊縮の意圖を崩壊せしめられ、都下各紙は茲許全く歸趨に迷ふに至つたが、特に注目すべき現象は

- 一、廣告界の不況に依り販賣方面の整理節約が各社とも茲許最も急務である事
- 一、濫賣最も甚だしき各社の販賣系統分離獨立の傾向は此の意味に於て全く行詰り、寧ろ之れを改廢併合すべき機運に迫られつゝある事
- 等、而も十五社聯盟の頼むに足らぬ状態に陥つた昨令、一方是れ等整理緊縮を爲さねばならぬ事は苦痛に相違なきも、現状を以て推し進めば經營上の行詰り甚だしきものあり、旁々何等かの打開策を

講じて販賣收入の確保を計るべく何れも腐心してゐるやうである」

と云ひ、更に專賣店制度の打撃の實例として、「府下の赤羽方面に於ては目下專賣店八店、諸紙扱店一店が競争して居り、而も是れ等各專賣店の扱部數は、

- A 紙專賣店一千部、B 紙專賣店一千部、C 紙專賣店三百五十部、D 紙專賣店三百部、E 紙專賣店三百部、F 紙專賣店二百部、G 紙專賣店二百部
- と云ふ状態、此等專賣店の經營は各紙とも何れも成立たず、最も部數の大を誇るA紙、B紙等も濫賣其他の關係上、新聞代原價收入は一部當り一錢乃至一錢一厘見當に過ぎず、相當額の損失を蒙りつゝあり況んや爾餘の部數少なき各紙は專賣店の經營にも足らぬ收入しかない有様であると云ふ。而も之れに類した各紙の販賣系統は近縣各地隨所に見出され、所謂各紙販賣系統の分離獨立に依る專賣店制度乃至直營制度が茲に全く行詰りを示した譯である」と報し、更に新販賣制度については、
- 「而して是れ等の弊を適當に矯正する方法に關し、都下某々二三有

力紙の計畫しつゝある案は大體に於て、

- 一、專賣制度を廢し成るべく合賣制度を執る事
  - 一、合賣すべき新聞の選擇を行ふべき事、即ち
  - イ、中外商業、都の如き特色ある、而も賣價の高い新聞を合賣せしめ、收入の確保利益の増進を計る事
  - ロ、讀賣、毎夕等の如き、直ちに讀者の付き易い新聞を合賣せしめ、漸次其の讀者を自紙に移らしむる事
- と云ふ方法で、是れ等の政策遂行に關して目下極秘裡に之れを行はしむべく、計畫を樹てゐる模様である」と報道した。

東日東朝協定

聯盟の解散は日本東部の販賣界を又復昔に倍する混亂に導くべしと一般から豫想されてゐる、これに對して各社販賣當局は否定の言辭を弄し、財界不況、農村沈衰の折柄、擴張で成績を擧げるは困難である、たとへ擴張の効ありとするも、廣告方面で何等増收の期待されない現状では、結局失費と

徒勞とに終るべく、又今のところ到底販賣擴張に巨費を投ずる餘裕は各社に無いから、世間の憂ふるがごとき販賣界の混亂などはあり得ないと稱してゐる。

しかし一波動いて萬波動く、聯盟解散直後、又も東日、東朝兩社が結束を新たにすて爾餘各社に對抗しようとして企て初めたことは、たしかに最初の一波動たるを失はぬ。もし此の兩大社の協調にして成立し、相當時日間繼續するとせば、これ他紙にとつての絶大の脅威たり、これに對抗するための團結までも生じる事であらう。その邊から混亂の渦が捲き上がるなきを保せぬ。

そこで東日、東朝の販賣協定更新はどんな内味であらうか、二年十月十五日の「新聞研究所報」は報して曰く、

- 「今次兩社協定の方針に關し確固する所を報すれば、
- 一、兩社が協力して、爾餘の各紙に當る事
- 一、兩社各縣下擔當販賣外交が相互に協定を遂げ、萬已むを得ぬ重要案件に對して兩社販賣部の協定を求むる事

一、擴張獎勵案、附録添付、活動寫眞の催し等に就ても夫れ々協定し、無謀なる競争を慎しむ事

一、ニユース速報上の競争は飽く迄尊重し、公平な手段で之れを爲す事

一、濫賣地域は兩社協定の上、同一方針を以て之れに當り、爾餘各社に對抗する策を執る事

一、濫賣は成るべく地域を限定して局部的に縮小せしめ、之れが範圍の擴大波及を防止するに努むる事

と云ふにあるものゝ如く、特に今次の兩社販賣協定、は兩販賣部長其他の誠意披露に依り相當鞏固なる聯繫が結ばれ、兩社の各外交も之れを諒とし賛成してゐる模様である。

猶ほ兩社販賣協定に於て從來最も難關とされて居り、往々此の問題のため一致の歩調を執る能はぬに至つた重要原因は、對する

或る一地方でA社の部數が最高であり、次位が爾餘の社である場合、他のB社は擴張方針を樹

て濫賣を企てこれを兩社協定に提議する事があるが、之れに對しA社が同意せぬ

と云ふ場合で、此の結果は往々にして兩社販賣協定に龜裂を生ずる懼れあり、依つて今次の更新を機會に、此の種の意見が相互に異なる場合は結局

此の種の提議を爲した社が、其の提議を撤回する事

更に兩社販賣協定の根本精神は大體に於て時節柄競争を避けて相互の販賣濫賣を防止する事が主眼であるから、従つて之れが實行に就ては

一、新聞業の眞の使命たるニユース速報の點では、例へば號外の發行速報板の掲示其他では、相互に如何に競争するも差支えなき事

一、併し新聞業の眞使命より稍々遠ざかつた各種の企て、例へば附録添付、無謀なる擴張獎勵案、活動寫眞の催し等は徒らに濫費に陥るので、相互に慎しむ事

と云ふにあつて、之れは明らかに競争の本道に立ち歸つたもので、兩社共眞に此の精神を徹底せしめ

廣告界事情

得るならば、關東販賣界は氣づか

然りこの協定が、兩社相互の牽制政策に出でたものでなければ幸にして所報の言のごとくであらう

日本新聞廣告中最近一ケ年間の成績は、その大體を左掲二種の統計表によつて窺知し得るのであるが、もし圓本の大量廣告なかりせば、どんな結果を呈してゐたか、想ひ半ばに過ぎるものがあるやう、一般の不景氣は、大廣告をしてあらゆる機會ごとに、掲載新聞數を制限せしめむとしたに關らず大新聞紙は依然として掲載行數第一主義を固守したため、有利の小スペース廣告を逸して低率の大廣告を優待すること昔に變らず、もし新聞當事者の方針にしてこの覆套を改ためずとせば、新小廣告の發生をさまたげ、徒らに大廣告主の傾使に甘んずるのほかに、結局は所得料金と製作費との差より來る損害を負担しなくてはならぬやうな破目に陥るかもしれぬ。



大正十五年十月分

東京五紙、大阪二紙の十月中に於ける記事並に廣告段數比較統計は、大要左の通りで、其の廣告段數では九月に比し各紙とも何れも増加を示して居る。之れは出版廣告を初め廣告界が稍々股盛を極めた結果に外ならぬ。

Table with columns: 新聞名, 記事段數, 記事順位, 廣告段數, 廣告順位. Includes data for 東朝, 東日, 時事, 報知, 國民, 大朝, 大毎.

東西七紙廣告比較表

(新聞研究所調査)

各紙廣告面と記事面との百分比如左

Table with columns: 新聞名, 記事百分比, 記事順位, 廣告百分比, 廣告順位. Includes data for 東朝, 東日, 時事, 報知, 國民, 大朝, 大毎.

大正十五年十一月分

十月に比し東日を除く外は何れも悉く減少を示して居るが、之れは出版廣告が十月を以て一段落を告げた結果であるとされてゐる。

Table with columns: 新聞名, 記事段數, 記事順位, 廣告段數, 廣告順位. Includes data for 東朝, 東日, 時事, 報知, 國民, 大朝, 大毎.

昭和二年十二月分

十一月に比し時事を除く外何れも悉く減少を示して居るが、之れは先帝の御不例に引續き御崩御等の事情から、廣告主一般の手控えが此の結果を見たものであるとされてゐる。

Table with columns: 新聞名, 記事段數, 記事順位, 廣告段數, 廣告順位. Includes data for 東朝, 東日, 時事, 報知, 國民, 大朝, 大毎.

十二月に比し時事を除く各紙は悉く減退を示して居るが、右は廣告界不況の結果で時事は新築記念廣告を蒐集中のため好成绩を挙げ得たものと見られてゐる。即ち

Table with columns: 新聞名, 記事段數, 記事順位, 廣告段數, 廣告順位. Includes data for 東朝, 東日, 時事, 報知, 國民, 大朝, 大毎.

昭和二年二月分

一月の夫れに比し東朝、東日、大朝、大毎の四紙は増加して居るが、爾餘の各紙は何れも減退を示して居る。即ち

Table with columns: 新聞名, 記事段數, 記事順位, 廣告段數, 廣告順位. Includes data for 東朝, 東日, 時事, 報知, 國民, 大朝, 大毎.

昭和二年三月分

各紙とも何れも非常な激増を示して居るが、之れは廣告界の景況が同月に於て大いに恢復した事を物語るものである。

Table with columns: 新聞名, 記事段數, 記事順位, 廣告段數, 廣告順位. Includes data for 東朝, 東日, 時事, 報知, 國民, 大朝, 大毎.



新聞	記事 百分比	記事 順位	廣告 百分比	廣告 順位
東朝	53.6	(5)	57.7	(3)
東日	43.7	(4)	56.4	(4)
時事	40.4	(3)	53.3	(5)
報知	40.4	(3)	53.3	(5)
國民	39.8	(2)	50.6	(6)
大朝	39.2	(6)	57.5	(2)
大每	37.9	(7)	56.6	(1)

三月に比し東朝、東日が増加を示してゐるのみで、爾餘の各紙は何れも減退を示してゐるが、之れは財界動搖其他の影響からであらう。

新聞	記事 百分比	記事 順位	廣告 百分比	廣告 順位
東朝	50.0	(3)	56.5	(3)
東日	49.5	(4)	56.5	(3)
時事	40.0	(5)	52.8	(4)
報知	40.0	(5)	52.8	(4)
國民	38.7	(2)	56.6	(2)
大朝	38.6	(2)	56.6	(2)
大每	36.0	(6)	53.3	(5)

四月に比し、時事、國民の二紙が減退を示してゐるのみで、爾餘の各紙は何れも多少の増加を見てゐるが、之れは同月中豫約廣告が未曾有の好況を呈したからであらう。

新聞	記事 百分比	記事 順位	廣告 百分比	廣告 順位
東朝	48.3	(7)	56.6	(1)

新聞	記事 百分比	記事 順位	廣告 百分比	廣告 順位
東日	53.6	(4)	57.7	(3)
時事	47.7	(3)	53.3	(5)
報知	47.7	(3)	53.3	(5)
國民	39.8	(2)	50.6	(6)
大朝	39.2	(6)	57.5	(2)
大每	37.9	(7)	56.6	(1)

廣告段數では去る五月に比し各紙とも百數十段乃至二百數十段の大減退を示してゐるが、是れは豫約出版廣告の一段落等に基くもの如くである。

新聞	記事 百分比	記事 順位	廣告 百分比	廣告 順位
東朝	48.8	(4)	56.5	(3)
東日	48.3	(5)	56.5	(3)
時事	40.0	(6)	52.8	(4)
報知	40.0	(6)	52.8	(4)
國民	38.7	(2)	56.6	(2)
大朝	38.6	(2)	56.6	(2)
大每	36.0	(7)	53.3	(5)

新聞	記事 百分比	記事 順位	廣告 百分比	廣告 順位
東朝	53.6	(5)	57.7	(3)
東日	43.7	(4)	56.4	(4)
時事	40.4	(3)	53.3	(5)
報知	40.4	(3)	53.3	(5)
國民	39.8	(2)	50.6	(6)
大朝	39.2	(6)	57.5	(2)
大每	37.9	(7)	56.6	(1)

五月に比すれば時事、報知の兩紙が多少の増加を示してゐるだけで、爾餘の各紙は何れも減退してゐるが、是れは廣告界不況が益々深刻を極めた結果であらう。

新聞	記事 百分比	記事 順位	廣告 百分比	廣告 順位
東朝	47.3	(5)	56.5	(3)
東日	46.8	(6)	56.5	(3)
時事	40.0	(4)	52.8	(4)
報知	40.0	(4)	52.8	(4)
國民	38.7	(2)	56.6	(2)
大朝	38.6	(2)	56.6	(2)
大每	36.0	(7)	53.3	(5)

五月に比すれば時事、報知の兩紙が多少の増加を示してゐるだけで、爾餘の各紙は何れも減退してゐるが、是れは廣告界不況が益々深刻を極めた結果であらう。

新聞	記事 百分比	記事 順位	廣告 百分比	廣告 順位
東朝	47.3	(5)	56.5	(3)
東日	46.8	(6)	56.5	(3)
時事	40.0	(4)	52.8	(4)
報知	40.0	(4)	52.8	(4)
國民	38.7	(2)	56.6	(2)
大朝	38.6	(2)	56.6	(2)
大每	36.0	(7)	53.3	(5)

七月に比すれば各紙とも百段以上三百段見當の大減少を示してゐるが、之れは同月が廣告の霜枯れ期の絶頂にあつた關係であらう。

新聞	記事 百分比	記事 順位	廣告 百分比	廣告 順位
東朝	43.3	(5)	56.6	(1)
東日	42.8	(6)	56.6	(1)
時事	40.0	(4)	52.8	(4)
報知	40.0	(4)	52.8	(4)
國民	38.7	(2)	56.6	(2)
大朝	38.6	(2)	56.6	(2)
大每	36.0	(7)	53.3	(5)

七月に比すれば各紙とも百段以上三百段見當の大減少を示してゐるが、之れは同月が廣告の霜枯れ期の絶頂にあつた關係であらう。

新聞	記事 百分比	記事 順位	廣告 百分比	廣告 順位
東朝	43.3	(5)	56.6	(1)
東日	42.8	(6)	56.6	(1)
時事	40.0	(4)	52.8	(4)
報知	40.0	(4)	52.8	(4)
國民	38.7	(2)	56.6	(2)
大朝	38.6	(2)	56.6	(2)
大每	36.0	(7)	53.3	(5)

八月に比すれば時事、報知の兩紙が減退を示してゐるのみで、爾餘の各紙は何れも夫れ々増加を示してゐるが、之れは廣告界がシーズンを迎へ、且つ是れ等各社の活躍が之れに伴ふたからであらう。

新聞	記事 百分比	記事 順位	廣告 百分比	廣告 順位
東朝	48.8	(4)	56.5	(3)
東日	48.3	(5)	56.5	(3)
時事	40.0	(6)	52.8	(4)
報知	40.0	(6)	52.8	(4)
國民	38.7	(2)	56.6	(2)
大朝	38.6	(2)	56.6	(2)
大每	36.0	(7)	53.3	(5)

八月に比すれば時事、報知の兩紙が減退を示してゐるのみで、爾餘の各紙は何れも夫れ々増加を示してゐるが、之れは廣告界がシーズンを迎へ、且つ是れ等各社の活躍が之れに伴ふたからであらう。

新聞	記事 百分比	記事 順位	廣告 百分比	廣告 順位
東朝	48.8	(4)	56.5	(3)
東日	48.3	(5)	56.5	(3)
時事	40.0	(6)	52.8	(4)
報知	40.0	(6)	52.8	(4)
國民	38.7	(2)	56.6	(2)
大朝	38.6	(2)	56.6	(2)
大每	36.0	(7)	53.3	(5)







### 盛衰起伏の跡

さてこの一ヶ年間の、起伏のあつたを、多少具體的に説明すると、一、十五年十月度は前月からの出版廣告殺到で大いに賑はつた強敵電通の切崩しをふせぎつゝ、博報堂十月中の成績は、東朝、東日、時事、報知、大朝、大毎の二東京支部抜、以上丈で料金四十萬圓以上、更に全國各紙分を併せて博報堂だけの取扱が六十萬圓を超過したと云はれたされば、東朝、東日、時事の如きすべて九月に比して博報堂扱三萬行前後の増加であつた。

一、それが十一月に入ると、豫約出版の激減で各紙何れも廣告面製作難に陥り、單價の崩落甚だしく、中には二八月よりも以上の深刻な苦境に陥るものもあつた。その原因は、

一、九、十の讀書期に於て都下各紙地方有力紙が殆んど一時的勸誘法に依つて出版業者から取れるだけ取つた事

一、その結果は十一月に入つて出版業の悉く大緊縮を餘儀なくせしめ、出版業者は廣告したくも出来なくなつた。

一、一方特約廣告及び普通廣告も十一月に入つて著しく減少の勢を示して來た。その原因は、例年の結果に觀て年末の廣告は大體効果が普通の時より低下する

ロ、一般經濟界の状態が明年は多少良いと觀られそれに策應するの必要が總ての廣告に迫られてゐる

ハ、即ち年度がわりの好況を見越した廣告主の年末手控へ

ニ、代理業側は九、十の兩月に於て殆ど悉く「聯合」でセメるだけセメた。即ち出版では博報堂と電通、病院では豊國と廣告社と言ふ状態であるとの代理業もカツクものは異つてゐても廣告主は常に同じである處から十一月に入つて全く餘地がなくなつた。

大體右の如くで各紙ともその結果から來る單價動搖の防壁に非常な苦心を拂つた。

一、二年一月に入ると、如何はしい賣業の大廣告が跋扈し初め堅實な小廣告は大に虐待されかけた而もこの大廣告は何れも特種

條件付きであり、一流紙中、底値を割つて一頁廣告を出したのさへある。これは行數減をふせぐための苦肉策にほかならなかつたのである。それでも東京大阪地方有力三十余新聞の掲載量は、前年春に比してよほどの減少であつた。二月もそんな状態がつゞいた。

一、然るに三月に入ると悲觀的な一響されるやうな好況が來た、各代表紙の廣告収入は近年の新レコードを作り、祝賀會を行つた社も尠くない。殊に毎の如き、三月中の總収入六十萬圓を超過し、例月に比し十萬圓以上の増収であり、大朝またこれに前後するの好況を示した

一、三、四兩月は記念廣告の争奪戦で賑つた。これを募集する社の數は東朝、時事、讀賣等十一社の多きに達した。

一、五月中の出版廣告も異常の巨額を示した。博報堂の取扱約百五十萬圓、平常月平均の四五十萬圓に比し實に三十割以上の増、東朝、東日等の出版廣告も約十五萬行を超えたが、内圓本廣告が約十萬行に達した。

一、それが夏に入ると、一時に潤渴した。就中閉口したのは地方紙の東京支局で、一濟に代理業に殺到し、好條件を以て血路を開かうとするなど、驚くべき悲況を呈した。この一原因は、レイト、クラブ、御園等月平均三十段以上の大廣告主が八月初旬掲載量を半減し、博報堂も新原稿發送を一時中止した等のためである。

さうして、此七八の不況期に指定日を履行し、契約行數以上を要求しなかつた新聞は地方紙中の有力紙に限られて、東京紙は悉く廣告面作製の爲めに足を出したらしい。

これは、過大と見られるまでの紙幅を持つた大小十八紙が、何等特微なしで、例年の如く單に不足で困るからと廣告市場に殺到したに對し、廣告主が漸く地方紙の擡頭を認め、東京紙の豫算を極限して地方有力紙に向けんとした結果であるとの道の人達は觀測した。

### 地方紙の活躍

大朝、大毎は、東京から月々二

十萬圓以上の廣告収入を持つてゆくと支入筋は計算した。その行數は一社十七萬行以上、このうちの半分が出版廣告を以て占められてゐる。

地方有力紙も、次第に廣告収入の中心を東京に置やうになつた、大地方紙の實力は、大廣告主間に諒解されて來た、中央都會紙中の實力なきものを廢して、これを地方有力紙に振り替へるの賢さを廣告主は學んできた。されば、地方大新聞の廣告行數は年々著しく増加し來り、殊に中京二紙のごときは、行數主義に於ての成功紙である。

加ふるに、地方紙は續々單價値上げに成功した。二年中の代表的値上げとしては、京城日報あり、北海タイムスあり、何れも十五錢乃至二十錢方の定價値上げであり値上げ後の特約物整理も成功と云つてよい。

更に電通、その他の代理業で行事的に募集する聯合廣告——全國から十種乃至三十種位の代表新聞を選擧し、これらの新聞に限つて出版其他各種の聯合廣告を掲載せしめることは、地方紙の廣告効果

を遺憾なく發揮せしめ、従つて地方紙の廣告的勢力を増大せしめ、その活潑を便にした。

### 賣藥業者擁護

廣告主の擁護は、新聞社乃至代理業の奉仕の一である。勿論その態度の如何と、擁護の限界とは大切な問題である、

前年度に於ては警視廳の賣藥誇大廣告取締から出發して、代理業の賣藥廣告主擁護運動となり、再轉して、賣藥革新會創立となり、これに都下五大新聞社の幹部が參加した、云ふ迄もなく新聞の廣告主擁護運動である。

警視廳の誇大廣告取締は大坂のドラッグ商會を初め十五年末には丁字堂、山崎帝國堂、玉置合名、守田治兵衛商店、その他有力賣藥廣告主にまでも及んだ。その精神に就て警視廳當局の語つたところは、

一、賣藥に關する誇大廣告に依つて及ぼす社會的害毒が漸く廣汎となり全國的となつて來た事。

一、從來の取締方法即ち單なる罰金は殆ど取締の効力を爲さ

なくなつて來た事。

一、即ち莫大な不良廣告に依つて獲得する暴利は時々支拂はるゝ罰金を物ともせぬ事となり、甚だしきは罰金を營業費と同様に考へて豫算に依つて拂ひ出すと云ふ極端な向さへあらはれて來る結果を生じた事。

一、従つて司法權の取締だけではいけなくなり、相當行政處分に出づるの必要がある事、

一、即ち苟くも廣告の内容が、その免許の範圍を出るものは處分を要する誇大廣告とみなすべき事。

一、即ち、極めて單純な請願に基き免許を受けたる賣藥にして、若しその廣告が免許事項説明の範圍を越えて、その能書を宣傳すべき廣告文と墮したるものを取締り、若し從來の如く、一時的に中止し、再び誇大廣告を取行するものは行政處分に依つて、廣告物そのものの免許を取消し、而して發賣を禁止せんとするに在る。

これに基いて現在の賣藥廣告を檢討すれば、その大部分は免許以上の廣告を爲し居り、若し此の取締が徹底的に行はれる時は、賣藥廣告を一變する程の大影響が來るであらう。

かくと見た親交會（東朝、東日を除く都下各紙廣告部長團）は二月八日の例會で、

一、賣藥業關係記事に關する件は、出來るだけ好意を以て廣告主を擁護する事。を申合せた。それは、新聞は記事だけ載せなければ世間では知らぬで今後はこれ等廣告主に關する記事は輕卒に掲載するやうな事の無いやうにと云ふ申合せをしたのである。

蓋し親交會對賣藥廣告關係は重大である。

即ち先頃來河合洋行、柴崎仁壽堂、その他賣藥廣告の一部が親交會各紙を離れる傾向があり、何等かの對策を要する場台であつた、ためであると云ふ。

然るに其後警視廳は賣藥取締の手をゆるめず、二年三月には有田ドラッグ商會主を告發し、河合



洋行の如きも亦、成ゆきに依つては營業全部を繰り廻らんとする危機にのぞんだ。斯くの如きは單に銷玉に擧げられた小數賣業者の問題ではなく、直ちに、現下賣業者全體に對する脅威である。此の際之れに新聞が參畫して一つの團體を組織し、常に當局に於ける取締法規の研究を爲す一方、賣業全體の社會的不信用を緩和せねばならぬといふ要求から、二年六月中、都下同業者の間に賣業革新會なるものが生れ、その代表者が東朝、東日、報知、時事、國民、の五新聞を歴訪して、同會參加を希望し、五紙營業最高幹部もこれが參加を以て進んで承認した。賣業革新會の目的は、賣業の質の改善、廣告の眞實運動を標榜してゐるのであり、五新聞の參画も内輪のことに止まつてゐるが、參加した以上はその責任として前記の目的を達成せしめなければならぬ。もしこれが單なる廣告獲得とか、警視廳への牽制運動とかに止るやうなことがあれば、それこそ新聞の不信、冒瀆であり、廣告主擁護の眞意に背くものであらう。その他これに類似した問題では

新聞が記事で報道した事件、を廣告で打消す、その廣告を甘んじて掲載する廣告部の唯利主義に、編輯側が憤慨したこと、アルス興文社の係争事件に對し新聞側が太だしく冷淡無情の態度をとつたことなど、挿話的事件の幾つかであつた。

要するに、これらの諸事件を通じて、廣告部の淨化と向上とが、一層將來に要求されることだけは明白となつた。

### 廣告政策轉機

新聞社が廣告取扱態度を一變せねばならぬ時代が來たと同じやうに、廣告主もそれ／＼政策を變更しなければならぬ轉機に立つてゐる。殊に大量廣告主然りである。たとへば、大廣告主中の代表的大廣告主たる丸見屋のごとき、すでに昭和二年を境として、廣告政策の根本的立直しに着手せりと傳へられた。それは、丸見屋舊來のやり方は、

學的方式によるだらうといふのである。つまり、丸見屋は新聞に大量を契約する代りに、安く契約し、同時に、同業者の廣告を縮小させ高率にさせて新聞と同業とを一つの仕方で壓迫してきたのであつたが近年、丸見屋の廣告は廣告効果稀薄の小新聞にのみ多く掲載され、有力紙はこれに反する實狀となつたため、遂に舊方針を一變するだらうと觀らるゝに至つたのである。現に丸見屋は、二年九月中、原稿を冷遇した地方有力新聞に契約解除又は改約を申込み、斯界の注目を集めた、その一面、相當廣告價値あり、又さのみ原稿を冷遇せぬ新聞に對しては、掲載願行を條件としてある程度まで値上げの要求に應じてゐる、もつてその事情を察すべきではないか。

これと同様の政策をとりつゝある。即ち全國地方紙二十新聞に月平均六段の廣告を特約し、その反響に關する資料を一々記録して九月に至つたが、其の反響は非常に興味あり、松屋は此の廣告政策を持続すると同時に、契約其他を漸次改善地方的宣傳の實を擧ぐべく、研究を續けてゐる。此の目的は、

- 一、新店としての「松屋」の名を全國的に徹底せしむる事。
- 一、松屋所屬の通信販賣を増進する事。

にあるものゝ如くである。松屋の一縣一紙主義は、關西方面を除外して、他は北海タイムス河北、東奥日報、秋田魁といふごとく、眞の代表的有力紙だけに限られ、その契約内容は秘密にされてゐるけれども、條件も相當であり、成績も良い。恐らくは三越、松坂屋等も、全國的廣告にはこの方法を學ぶかもしれぬと觀測され斯界の注目をひいてゐる。

ちなみに東京各大百貨店の廣告取扱系統は左のごとくである。

- 三越——博報堂、正路喜社、電通、弘報堂、帝通、日

### 本通信

白木——電通、豐國、帝通。  
高島屋——電通、弘報堂、正路喜社。  
松屋——正路喜社、電通、弘報堂、帝通、博報堂。  
松坂屋——電通、帝通、正路喜社、はてい屋、博報堂一手。  
更に出版業者の新政策として、東洋某一流出版廣告主は二年秋讀書期に於ける新聞廣告策の根本的立直しに就いて、九月中都下有力量新聞廣告部長に對し、左の如きプランを内密に發表した。

東京 二紙  
大阪 二紙  
地方 三紙

斯の如き政策に出する理由として、右廣告主の洩らす處に依れば長年の間代理華博報堂が、積局的に廣告料立替支出を爲すに安じて博報堂の爲すままに放任し來つた結果が、茲兩三年前よりの極度な不況に遭遇するに及んで、正當な打算に一致せざる爲め、進んで新聞を選択し、先づ、掲載紙を極減せざれば、出版業としての基礎確立は困難と言ふにあるものゝ如く、また此の出版業者は、事實上

博報堂の廣告料立替等の關係から解放され得る實力を有するもので其根本理趣として、博報堂、電通等に於ける十社聯合、或は十五社聯合等の春秋に於ける出版廣告掲載紙の獨斷的選擇は、現下出版廣告主に對する代理業の不當なる政策にして、出版廣告主の無策、無力を暴露するの外等の意味をも持たざるものであると言ふ主張に依つて、漸く意識的廣告を行はんとするその一例として見るべきである。

もとより廣告政策の更新は、誠實と聰明とをもつて行ふべく、かの徒らに競争入札をもつて一時の奇利を博し、斯界の均衡を破らむとするがときは、新聞と互助共榮の位置にある眞正廣告主の爲すべき所業ではない。(たとへばマツダの東京電氣が十五年末都下代理業を競争入札せしめ一氣に約二十餘方の單價を切崩したるがごとき、いかに各紙の感情を害したかを思へば、かゝる企ての眞の利益に非ざるを察し得よう)

### 外國廣告分野

外國廣告の有望に就ては前年版

年鑑にも指摘して置いたが、アドヴァイザリーの太平洋廣告取扱社萬年社その他二三の取扱業によつて、日本各紙に掲載された海外輸入品廣告は年々増加の一方で、太平洋廣告だけの取扱行數だけに見ても十五年一月の約五萬行が、同十月には二倍の十萬行を超え、その料金は二年六月調査、自動車だけで約百十萬圓に達してゐる、その内譯は「フォード」約三十萬圓、ゼネラルモーター約三十五萬圓、シトロエン、梁瀬、日本自動車、葵その他約五十萬圓、全部でその一ヶ年廣告消費額約百十萬圓を越えつつあるが、右の内、フォードゼネラルモーターの獨立工場設立、廣告の直接計畫の結果が、相當有力な反響を擧げつゝあつてこれに倣はんとするもの續出の傾向を作り、シトロエン(佛)の如きもフォード、ゼネラルモーター等に對抗し、適當なる箇所に工場を新設、東洋に積極的な活動を爲さんとするにあつて、大體二年中に一切の準備を終るだらう。

更に、先にフォードの横濱工場に於て發表せる新型自動車も目下製作中で、これも今秋までには、

發表の運びとなるものと觀られ梁瀬のステュードベーカーも今夏から大體三四萬の廣告料で大活動を開始する事になつて居り、更に、ウイリスナイト、オーバークラントは淺野物産の手で丸ビル内に販賣店を新設し、積極策を確定する等旁々本年夏から秋にかけての自動車廣告界は廣告關係各方面に事多からんと豫想されてゐる。

尙ほ、各自動車廣告の個別的廣告取扱系統その他を見るに、

フォード——アドヴァイザリー(太平洋廣告)これは舊型であるが前記新設廣告は、色々な意味で或は極端支店直接になりはせぬかと觀られて居る。

ゼネラルモーター——萬年社ウイリスナイト、オーバークラント——アドヴァイザリー(太平洋)尙ほ同廣告料はエゼンシーたる日本自動車の手から支拂はれつゝあつたが、これが後立となつて居た淺野物産が、愈々表面に立つて、丸ビル内に賣店を作るに至り、廣告料も従つて淺野關係と言ふ事になるものと觀られてゐる。



シトロエン——各新聞直接、工  
 場新設後は、大約二十萬以上  
 の廣告費と認められ、その扱  
 ひも、變化するものと豫想さ  
 れ、既に運動を爲しつゝある  
 ものもあると言ふ。  
 スチュードベーカー(梁瀬)——  
 は、ゼ廣告契約當時から弘報  
 堂の後藤君の手に握られてゐ  
 るが、先頃來電通あたりの運  
 動が目立つて來た。  
 (その他小ス(ベース)の各種略)  
 大體右の如く、今日まで、掲載  
 紙も、嚴然と極限され、取扱系統  
 にもさしたる變化なく來て居るが  
 今後の自動車戦は當然、扱ひ系統  
 にも離合集散は免れぬものと觀ら  
 れて居る。(新聞研究所報二年六  
 月廿五日)  
 右のうち日本ゼネラル、モータ  
 ーの廣告取扱が、二年八月一日  
 から、ジャパンタイムスの手を離  
 れて、萬年社に移つた、月額は約  
 三萬圓、東朝、時事、ナ朝、大毎  
 には月各六千行見當、他は有力地  
 方紙に分掲される、これについて  
 二年八月二日の「新聞研究所報」は  
 左の數行をその社説に掲げてゐ  
 る。曰く

「ゼ廣告を萬年社が扱ふ  
 今日迄の大物の輸入廣告、就中  
 近年積極策を廣告に依つて確立  
 せんとする自動車廣告がヨク日本  
 に於ける廣告取扱者の無力をバク  
 露し、結局不案内な外國人に占め  
 られて來た、と言ふ、只これだけ  
 の事實に對する革命と言ふ意味か  
 らでも、近來甚だ痛快なる事であ  
 る。  
 然し乍ら、これで、結局フォー  
 ドとゼネラルモーターの廣告が、  
 その廣告の上でも本式に競争が出  
 來るわけであるが、特にその設備  
 その取扱ひ方法、共に日本の廣告  
 界に歴史を持つ大取次萬年社、と  
 總て獨創的にゆくアドヴァタイザ  
 ーのサービス戦は、新聞及廣告  
 業者の研究に好適の參考資料たる  
 を失はぬであらう。とに角問題は  
 今後。」

氣の毒な帝通

代理店では岡本を中心とする出  
 版廣告によつて、博報堂最も活躍  
 した、その前年度取扱總金額は、  
 前々年度の幾倍にか達してゐるこ  
 とであらう。  
 ついで電通、正路喜社等もよく

活動した、大阪を中心とする萬年  
 社、京都を主城とする京華社等も  
 それぞれの好成绩を挙げた。萬年  
 社は十五年十一月立派な新築社屋  
 に移轉し正路喜社も二年七月から  
 四階鉄筋コンクリートの社屋新  
 築を開始した。竣成は三年春の豫  
 定である。  
 これら有力代理業の隆昌なるに  
 反して欠損し、破産し、倒壊した  
 幾多の代理業者もあつた。殊に氣  
 の毒なのは、帝國通信社がとかく  
 不況に陥されて、内外ともに種々  
 動搖を重ねた一事である。  
 帝國は二年春以來、大に擴張策  
 を立て、や々實行に入つたのであ  
 るが、經營行詰りの状態に陥つた  
 ので、整理委員を擧げて方針を定  
 め、幹部以下二十名の社員を整理  
 し、資本金五十萬圓の大阪帝國通  
 信社を創設して大阪電報通信社に  
 對抗せむとしたが、退社社員と共  
 に廣告主の離反多く、他代理業に  
 得意を奪はるゝあり二年九月に入  
 つては社債二十萬圓の利息支拂を  
 延期し、九月末には約二十七萬圓  
 の對新聞手形を振出す能はず、會  
 々重役に對する警視廳側の調査問  
 題發露する等、多くの困難に遭遇

き道程にて而かも正義に出發し唯  
 々愛打觀念の發露に過ぎざれば決  
 して挫折すべきものには無し候  
 此儀は偏に御安神相願度而して日  
 下重役間に於ける意志の疎通を計  
 りまた社員及株主の了解を求めて  
 本社の根本的整理と改革を爲し以  
 て江湖の同情に酬ゆる覺悟に有之  
 昨今漸く整理の端緒に就き候へば  
 従つて週日ならずして確乎たる成  
 案を得可申たゞ此際之れが内容を  
 申述ぶるは反つて計畫の進展上、  
 障害とも可相成を保し難きにつ  
 近日詳細御報告可申上候々の事情  
 御賢察の上御部内及新聞社各位に  
 對しよろしく御傳へ被下度尙又重  
 役中辭任續出せるが如くに宣傳す  
 る向も有之候へ共時局收拾の責任  
 を果さずして退却するが如き臆病  
 者は一人も無之につき此上とも御  
 了承相願度右不取以書中得貴意  
 候、敬具。 追つて大阪帝國通信  
 社設立に就ても格外の御配慮相煩  
 はし居候處警視廳の取調は之も他  
 の事件と共に一段落を告げ今後專  
 念内容の充實を計り社基確立可致  
 候間之亦御安神被下度候」  
 同時に左の各項をも全同社支局  
 員に徹底せしめ通信網動搖の沈制

に努力しつゝある。  
 一、帝國支局は從來通り帝通  
 (東京)支局たると共に大阪帝  
 通支局たる事。  
 一、帝國重役は皆留任一致邁進  
 の事に決定せる事。  
 一、各關係筋の諒解の下に大阪  
 帝通は既に完備せる事。  
 一、勿論帝國(東京)重役の承認  
 を得るも得ぬも問題でなく既に  
 總會を經居るものなる事。  
 一、帝國(東京)と大阪帝通とは  
 姉妹關係にして一身同體、各  
 支社たり本社たるものなる事  
 尙は先頃來問題となつて來た警  
 視廳よりの取調へは。  
 一、背任と言ふはモラトリアム  
 に際し折柄厄險を避くるため  
 銀行より取下げ置きたる社員  
 の積立金を給料に流用したる  
 點、(但し之は其後順次必要  
 に應じ支拂ひつゝあり)  
 二、商法違反は借入金と利益金  
 に計上しバランスシートを合  
 せたる點  
 三、脅喝と言ふは元社員たりし  
 柏原が本社名を用ひ露系會に  
 種々交渉を行ひたるらしきも  
 本社と關係なき事。

健康保險法

帝國の興亡は單に廣告の上から  
 のみでなく、通信上から見ても重  
 大問題である、されば各重役の健  
 闘が幸にして一時も早く今日の難  
 境を打開し、中興の實をあげ得る  
 よう、識者は同情と聲援とを吝ま  
 ぬもののごとくである。  
 三 健康保險法  
 たとへそれが工場内だけの事柄  
 に止まるとしても、健康保險法は  
 新聞従事員生活改善の一助として  
 充分に意義がある。況んや工場員  
 は大體全新聞社の二分の一の人員  
 を占めてゐるに於てである。  
 法文は前年度年鑑に掲載したか  
 ら、こゝには、十五年末、内務省  
 から各社工場員に與へた該法適用  
 の説と、各社に指示した組織に  
 關する注意を掲げる。

工場への指示

「健康保險の目的 健康保險法は  
 病氣、負傷、分晩、死亡の場合に  
 醫者の手當を加へ、又療養中、收  
 入が減つて生計の困難な場合に生  
 活費の一部を支給しやうとするも  
 のであります、それで保險加入者  
 し、人をして帝通遂に没落かと叫  
 ばしめた。然し一旦辭表を提出せ  
 る各重役も再び踏み止まつて帝通  
 中興の悲憤なる決意を固めた結果  
 二年十月十一日附、松井事務の名  
 を以て所屬各支局あて大要左の解  
 明書を發した。  
 「陳者昨今本社の内情に關し又復  
 各種の惡宣傳の行れつゝあるは誠  
 に遺憾至極に有之各位に於ても偶  
 々本社財政不振の折柄誤解せらる  
 ゝ點も可有之につき以下少しく眞  
 相を開陳して御參考に可供候  
 由來本社の財政的窮迫は昨今の事  
 に無之豫て申上置候通り昨夏既に  
 行詰りたる次第にて小生の就任の  
 如きも所謂本社財政整理の一端に  
 有之其當時既に重役中に整理委員  
 すら設置せられ居りたる次第に御  
 座候然るに財界未曾有の不況とは  
 云へ整理計畫進捗せず遂に今日に  
 立至りしことは深く慚愧に堪へざ  
 る處に有之爾來大に奮發を加へ社  
 運を挽回して諸君の期待に副ふべ  
 く努力罷在候へ共事毎に故障故障  
 等續出し遂に警視廳騒動まで惹起  
 したるは亦意外とする次第に御座  
 候然れども小生等の計畫は又何人  
 を以てするも必ずや其處に到るべ  
 は月月の所得の中から若干づゝの  
 掛金を致しますが、事業主および  
 政府も従業員と喜び憂ひを共にす  
 る意味から、従業員の名でそれぞ  
 れ掛金を致す事になつてゐます、  
 つまり災難の厄險を、社會連帯ま  
 力で負擔し従業員の生活の安定を  
 期しやうといふのであります、な  
 ほこの保險は一般の保險と違つて  
 工場法適用工場に働く者は必ず加  
 入しなければならぬもので、又  
 外の者は加入したくも、加入の出  
 來ないものなのであります。又普  
 通の保險は、本人の健康状態をし  
 ん酌して保險料を定めますが、健  
 康保險は、そんなことは最初から  
 問題にしてゐません、そして病氣  
 や負傷や分晩の場合に、保險組合  
 で、十分な手當をすることに  
 つてゐるのです(下略)  
 健康保險加入者 (一)強制被保  
 險者—工場法適用工場に働く職工  
 (但し、報酬千二百圓以上の者に  
 限る)職工、守衛、小使は必ず加  
 入しなければなりません。(二)任  
 意繼續被保險者—他の工場(工場  
 法非適用工場)へ轉じたもの、又  
 は失職した者は、以前に、一年の  
 内百八十日以上掛金をしたか、又



はやめる日まで、六十日以後掛金をしてゐた場合に限り、やめた後も百八十日間引續き保険に加入してゐることが出来ます。但し、この場合には政府および事業主の補助はありません。

保険の給付 保険加入者は(イ)病氣又は負傷の場合(ロ)分娩の場合(ハ)死亡の場合に次の如き救済および給付を受けることが出来ます。

イ、病氣又は負傷の時  
療養一、診察も薬も手術もタダです。病院に入れることもありません(小さい事は保険法について御覽下さい)。二、仕事の爲の病氣や負傷なら何度でも療養を受けることが出来ます。その他の場合は一年内に合せて百八十日だけ受けられます。三、仕事の爲の病氣や負傷でも又仕事のためでない病氣や負傷であれば、その病氣や負傷についての療養は百八十日間に限られています。四、本人が故意で負傷したり、ケンクワ

泥酔などの重大な過失から病氣になつたり、負傷したものは、右の無料療養の特典にあづかれませぬ。

手當一、労働不能のため収入の杜絶した場合(例へば日給者が寢込んで収入の無くなる如き)には手當金が貰へます。月給者は寢込んで収入は杜絶しませんが、手當は貰はずに済みます。二、若し病氣、負傷が永引いて、収入の減つた際にはその額が定められた手當金より少い場合に限り、その差額だけ支給されます。

ハ、死亡の時  
一、被保険者の死んだ時は、遺族は埋葬料として、めやすの貨銀の二十日分の金が貰へます。この二十日分の金が二十圓にならぬ時も二十圓貰へます。二、遺族がない時は、埋葬した人が、上記の金の範囲内で、埋葬の實費を貰ふことになつてゐます。

の定むる保険施設は次の如くであります。  
一、保険に關する宣傳—各種の保険宣傳や衛生上の注意喚起  
二、傷病豫防に關する施設—衛生設備の改善、災害豫防装置  
三、健康診断に關する施設—常に保険醫をして健康診断を行はせませす  
四、保険に關する施設—慰安、運動など。  
若し病氣や負傷をする人が少くて保険金に多くの餘裕が生ずればそれだけ多ク斯うした保険施設の方に金を融通することが出来る譯であります。

一、つまり被保険者と同類。

各社への指示

「健康保険法によりますと、健康保険の保険者つまり保険を取扱ふ者は政府又は健康保険組合といふことになつてゐます。健康保険組合といふのは、特にこの保険を取扱ふために、保険加入者自らが組織する法人でありまして、被保険者三百人以上を有する工場においてこれを組織することが出来るのです。健康保険組合の構成その他のあらましを左に記します。

(一)被保険者の保険管掌性質 (二)法人  
(一)事業主、(二)事業に使用せらるゝ被保険者、(三)廿條による被保険者  
設立 (一)常時三百人以上使用工場 (二)任意、(三)五百人以上 (四)強制但し、(イ)設立せんとする時は被保険者二分の一の同意を得主務大臣の認可を要する事(ロ)組合成立したる時は事業主及使用被保険者は凡て組合員である。  
機關 組合會定員拾二人以上の出

偶數とし、半數は事業主これを選任し、半數は組合員中より互選する。  
權限 (一)事務に關する書類の檢閲(二)理事に對して諸般の報告の請求(三)事務の管理、(四)議決の執行(五)出納の檢査  
議決事項 (一)收支豫算、(二)事業報告と決算、(三)收入支出豫算を以て定めるもの、(四)外新な義務の負擔または權利の拋棄(五)準備金の管理方法、(六)準備金その他の重要な財産の處分(七)組合債(八)契約の變更(九)保険料率(十)訴訟の提起和解(十一)その他重要事項  
議員の選舉方法 無記名投票、一人一票  
議員の手當 (イ)旅費(ロ)報酬補償(議員の職務を行ふため業務に對する報酬を受けられぬ時右を補償す)  
招集 屬則として開會前三日、理事之を招集す但し議員定數三分の一の請求ある場合には七日以前に招集  
會議 議員定數の半數以上の出

當金として標準報酬同額(めやすの給料)の六割の金が、休んでゐる間毎日貰へます。三、産院の手當を受けたら、産院に這入れることもあります。

三ヶ月以内に組合會の認定に付し、監督官廳に提出  
議員と各社風  
二年一月に入るや、各大新聞社は續々、健康保険法による組合を作つた。こゝに興味あるはその議員、とりわけ選定議員の選み方に各社の氣風の現はれてゐることである。試みにその二三を例示しやうならば、まず大毎では  
選定議員—平野本一君(印刷局長次長)、秋好實君(同技師長)  
浦田芳郎君(同主務)、山田潤二君(庶務部長、武田榮君(會計部助役)、長岡四郎君(社會部)、大成權君(人事課、藤井公平君(關門支局長)  
互選議員—長岡松江君、山崎修三君(第一區活字場二名)、森田耕藏君(第二區寫眞場一名)、谷澤旭吉君(第三區印刷場一名)、齋藤庄之助君(第四區分工場一名)松原正男君(第五區鉛版場一名)、萩田信三郎君(第五區關門支局一名)、保崎幸太郎君(英文インキタータイプ、汽罐係、電氣係、點字印刷係一名)



次で東朝は、

選定議員—石井光次郎君(營業局長)、志毛井確太郎君(會計部長)、小早川彦一君(庶務部長)、牧野輝智君(主幹)、廣瀬爲次郎君(庶務課長)、豊原瑞穂君(文書係)、堀川光彌君(發送課長)、大濱要太郎君(發送課)、久野八十吉君(印刷部次長)、鈴木能五郎君(活版科長)、山内次郎君(紙型科長)、池田德雄君(印刷科長)、増田豊太郎君(製版科長)、藤三郎君(電機科長)、都築直三君(工務係) 互選議員—第一區(活版科)若木虎吉君、小田平吉君、小林義久君、佐原忠吉君、第二區(印刷科)製木科新久信君、松本力次君、菅原松橋君、第三區(紙型科)伴清一君、第四區(電機科)松崎金太郎君、第五區(寫真製版科)伊藤政吉君、第六區(發送課郵送係)森岡初吉君、谷川庄太郎君、坂野十三君、第七區(庶務關係其他)杉岡作次郎君、松山萬太郎君 更に時事では次のやうな選み方をした。

選定議員—理事長能崎健一郎君

### 幹部の移動

新聞界に於ける相當人材の移動は、逐年、目立つて頻繁となつたこれは日本の新聞事業が、アメリカのやうに段々事業化してきた結果、人に移動のチャンスと興へること多きに由るか、はた又、經營政策次第で人を變へることを軽く見初めたためか、その原因は色々推されるが、人物移動の動機を正しき點に置き、人を動かすことによつて斯界の進歩を圖ると共に大に新人を朝野に求めるといふ目的の下に人物政策をとるに非ざれば、多くの禍根を殖すであらう。それに今一つ大切な事は舊人を動かすに當つて、相當の待遇を講ず

### 政變と新聞人

人物移動について、第一に注目すべきは、政變との關係である。たとへば北海タイムス社長が東武君が農林次官に就任し、小山前選信次官が桂冠して再び名古屋新聞社長に復職した類である。政務官秘書官級に新聞關係者から多數の任官を見たことである。然しどういふ譯合からであるか、昔より新聞の進んだ近年になつてまた新聞社から直接大臣の椅子に就いた者もなく、野に降つてすぐ新聞社に入つた前大臣は昔から今まで一人も見當らぬことである。

### 社長及重役級

北海タイムス社長の椅子は當分空席と決した。これは現重役中適當の人の無いために、東君の任期のさのみ長からざるを豫想するためとの二原因からである。(二年四月) 小山名古屋新聞社長の留守社長であつた與良松三郎君は、社長の復職と友に、もとの主幹に立ち歸つた。小山君はこれを機會に、政治的野心を一擲して、新聞事業に没頭すると聲明した。(二年八月) 滿鐵社長に山本條太郎氏が就任したと共に、滿洲日日の社長小山内大六、取締役編輯長錦織君、同支配人小川君等が速退社して、

新社長には山本氏と深き因縁を有する福井日報社長山崎猛君、支配人に前國民取締役山川瑞三君等が新任した。(二年九月)

東京では萬朝報へ、辯護士の花村四郎君が専務取締役として入社元中外の箸本太吉、新愛知東京支社長の勝田重太郎君が常務取締役として入社し、前重役は多く引退した。(二年八月)

ジャパントイムス總支配人不破瑛磨太君が副社長に昇任した。(二年六月)

そのほか、城戸東日主幹が常務から平取締役となつて主幹を辭したと、國民に監査役の補欠のあつたこと、等々を前年度中、重役級移動の主なるものとする。

こゝに吾等が深悼に堪へざるはいばらき新聞社長飯村丈三郎君が二年八月十三日、丸の内にて自動車に轢殺さるゝの奇禍に遭ふたことである。飯村君は社葬となり、後任社長には主筆本田文雄君昇任した。

### 局長と部長級

もし夫れ、局長、部長等幹部級の移動に至つては、一々記録する

の傾にたえぬ。そのうち、やゝ注目すべき人々を挙げれば、

前中外營業部長若山武彦君が國民廣告部長に(二年九月)。國民坂部販賣部長が同營業局長に(二年九月)。前雷通中央課長松島直義君が時事廣告部外交主任に(二年九月)。前萬朝廣告部長橋本英君がやまと廣告部長に(二年九月)時事經濟部長下田將美君が大毎經濟部長に(十五年十二月)。森田久君がその後任に(四月)。大毎島田昇平君が東日廣告部長に(十五年十二月)。中央整理部長緒阪平三郎君が國民を経て京都日日編輯局長に(二年九月)。毎夕販賣部長柚木元一郎君が同營業局長に(二年九月)。廣告代理業村田茂津雄君が萬朝同營業局長に(二年九月)。轉じたことなどであらう。

### 普選と新聞

こゝまで、經營の大體について記述し來つた吾等は、本節の最後

ることである。この注意を欠けば優良の新人物は將來新聞に入ることを危ふむに至るであらう。

に、普選と新聞經營の將來とについて多少の省察を下したいとおもふ。恐らく我國の新聞經營は、來年度の衆議院總選舉を轉機として次の數年間に驚くべき變化を生ずると信じるからである。蓋し、

一、東京大阪に於ける有力數紙を除く、他二百數十に亘る地方紙は悉く事實上政黨紙なる事、

一、即ち日本に於ける新聞の發達は直ちに政黨紙の發達として、選舉法の變革が、直ちに新聞の發達上に變革を起し來つた事、

一、政黨に關する是非の取扱が新聞自體に無價値となる結果は、政黨紙としての目的を失なひ、純然たる新聞紙經營の本質に歸らねばならなくなる事。

これは正しく新聞界の革命であり、これに備ふる途如何は極めて重大問題たるを矢はぬからである。

と教訓に富める言葉に聞かうとする。曰く――

### 普選の新聞に及ぼす影響

大阪毎日 山本 彦一 新聞社長

### 普選と新聞の關係

衆議院議員選舉は來年に遂行本年八月には府縣會議員の選舉が普選法に依りて行はれる筈である。又市會の方ではすでに昨年において済松市若くは北海道の札幌その他の市において行はれました。その普通選舉といふものが新聞紙に對して如何なる影響があつたか、今後また如何なる形勢になるであらうかを私は研究して見たい、恰度この二年前に普通選舉といふものが法律になつた時に、或人は今は投票人即ち選舉權を得るものが非常に多くなる、選舉權が多くなれば自然選舉民は政治上に興味を持ちまた利害に關することが痛切になるからして、それには新聞を讀んで學問をしなければならぬ故に新聞は一時に大變殖えらるうといふことをいつた人がありました。その一例を申しますとこの數字は急に調べたのでよく判りま



せんので後日また訂正しなければならぬか知りませんが、全国の有権者といふものが普選前には三百三十四萬三千餘人あつたが普選後にはそれが一千四百十五萬といふ數になり、その間に増した人數が一千萬以上である、さうすると三倍以上四倍近くになる。かういふ風に投票する人間が増すので、もしかういふ工合に一時に新聞が増したら設備がそれに伴はずわれ々々の新聞は忽ち潰れてしまふ、とてもこんな數を今の機械の十倍かゝつて行つてもどうしても出来ることではない、十倍どころではない五倍の新聞を増刷りすることも出来ない、それだけの新聞を増せば大いに儲かるからいふではないかといふ人があるかも知れませんが、さう澤山の新聞を刷つても廣告料を今より四五倍も高く上げることが出来ないとしたならばその新聞は財政困難に陥り遂に潰れる今の新聞の紙數に對して今の新聞の廣告の掲載料といふものが調和を得てゐるから安定してゐる、それが紙數が五倍も増加して五百萬六百萬といふ數になつたらほととてその新聞はやつて行けない、と

ところが私はそんな普通選挙が行はれるからといつて決して新聞が俄かに増すものではない、何故かといふと普選問題が解決せぬ前所謂制限選挙で五圓以上の税金を納めて居つたならば選挙権を得られる時代にその選挙権のある人が皆新聞を取つて居つたかどうかといふと、私の調査したところでは選挙権の數だけその地方に新聞は賣れて居らぬ、だから選挙権さへあつたら新聞を買ふといふものではない、選挙権のある人でもやつぱり取らぬ人は取らぬ、さうして無産階級のものであつても政治思想をもつて居る人はちやんと新聞を取つて居る故に、普通選挙が行はれて来たからといつて直ちに新聞に影響するものでないといふ考へであつた、そして既往一年の形勢を見ましたがやはり一向それがために新聞が増したとは思はれぬ、それで普選と新聞の關係といふものはそんなに大したことではないと考へて二年ばかり経過したのであります。ところが近頃になつて考へると私が今まで普選と新聞の關係を非常な薄弱なもの縁のないものと考へてゐたことの誤を悟つた

のであります。

十年前と今日の比較

尤もその時も私は普通選挙になつても新聞がさう殖えるものではない、但し普選によつて議員が改選された場合には相當に人心も變るたらう、當選者の頭も大分變つて来るだらう、一二回選挙でもしたならばその後には選挙民が養成されて政治上の思想も深くなる、普選以前とならば大層な違ひが出来て来るが、それを行つて一年位ではさう變るものではない。といつて居つた、ところがまだ漸く市會に施行したのみで一度も衆議院では施行してゐないに拘らずこの昭和時代になつて非常に變つて来た、これを見ると私の今まで考へて居つたことがどうも誤だ、この點をどうか皆さんもお考へを願ひたい、こゝに普選前後の有権者の數といふものを申しますと東京府において五倍、京都府においては四倍、大阪府においては七倍、神奈川県は五倍、兵庫縣は四倍、愛知縣は三倍といふやうに少しづつ差がありますこの數字は更にまた査調するつもりであります、とも角四倍も五倍もといふやうなこ

とになつて来ますとなか／＼大騒ぎである、これを一體どう見るか新聞の有様を一寸申して見ますと我國において大正五年に發行して居りました日刊新聞で保證金を出して居るものが五〇八、保證金を出して居らないものが一七五計六八三ありましたそれが大正十四年即ち十年後にどうなつたかといふと保證金を出して居るものが八二六、保證金を出さぬものが一八六合計一、〇一二となつてゐる、これはやはり増加して居りますけれどもまことに少い増加で四割七歩位である、それほど新聞の數は増して居らない、しかし新聞の發行紙數を十年前と今日と比較して見ますと都會の新聞はまづ措いて地方の新聞を見ても五割や六割は増してゐる、新聞の數はあまり殖えぬけれども數の殖えない割に發行部數は増して居ると思ふ、この點はまた皆さん方が各地でお調べになつたらよく判るであらうと思ひます。

政黨機關紙の現状

そこでもう一つお話をしたいのは日本の新聞紙に黨派の關係があつて政黨黨派の機關になつて居る

新聞と、それから政黨黨派に關係せぬ中立で居る新聞との關係がどうであるか、これも概して申しますと都會においては中立新聞が多い、地方においては黨派機關が多い、これは間違ひないことと思ふところが黨派の新聞がだん／＼盛に發達したか中立の新聞が發達したかといふと從來日本では黨派の新聞は一向發達せぬ。黨派の新聞では盛な新聞はありません。東京でも大阪でも黨派に關係のない中立の新聞が一番盛になつて居る。なかには多少黨派に關係のある新聞もある、さて御用新聞になると大いに減るかといふと餘り減りもしない、時の内閣の政策にも通じてをり内輪の事も判るからその新聞を取つて置かうといふ風に信用を得るかといふとさほど信用も得ない。これがどうも實に判らぬ。われわれの聞くところではヨーロッパにおいてもアメリカにおいても新聞といふ新聞はたいがい政黨黨派のために半以上成立つてゐる、それで維持して居る。即ち機關新聞である、たまたま政黨黨派に關係のない新聞はどうかといふと有力なる大會社製造會社或は大

商店の機關である、その商店の廣告宣傳のために賣つて居る、純然たる政黨派に超越し政府にも關係なく政黨にも關係なく獨立不羈といふやうなものは殆んどない、獨り日本のみが政黨黨派の機關になると都會においてはあまり賣れないところが今申す通りにこの普通選挙が行はれて新聞も殖えるまた黨派の色も濃くなる、それでちやんと黒白を明かにし、みな銘々自分の新聞を見たいといふことになつた時には新聞の數はだんだん殖えて行くがこれがやはり三分されるかも知れない、今はどちらでもいふとに角新聞としてのいふものは買はうとする、それは或意味からいふたら日本の國民はヨーロッパの國民よりも進んで居るかも知れぬが一方からいへば日本人が政治に冷淡なる故政黨新聞が成立たないのである、けれどもそれはこれまでの例で、今後になつたら投票権も持つて居る政治にも關係して來るといふところからして今まで通りの讀者がなくなつてやはり自分の政黨黨派の新聞を買はうといふことに將來はなつて來るかも知れぬ、さてさうなつた時にどうするか思

ふに、獨立獨歩の新聞といふものは數は餘計要らぬ。日本に一つか二つがあつたらよろしい、しかしそれではわれ／＼がその全國一の新聞に當るといふに敢て自分がそれに當らうといふのではない、しかし我々は從來の歴史をもつて行つてもさうである、今から宗旨替をするにも及ばない、また純良なる國民多數の讀手があればそれで結構である、もし政黨黨派の機關になり政黨黨派と聯絡を通して置いた方が新聞の爲め便利であるといふことならばわれ／＼は寧ろ政黨黨派を新聞の機關に使うことにする、それは主従の關係である政黨黨派の保護を受けて新聞を盛にするのではない、新聞は國民相手で十分に獨立が出来る、若し政黨黨派に關係をもつのが便利だとすればその政黨黨派の幹部をこちらの機關に使ふ、この事は頗る重大なる事件であります。(大毎懇和會席上に於ける演説)



### 第四節 公共的奉仕事業

各新聞社の事業經營は、今や殆んど完全に、文化開發を中心目的とする各種の社會事業となり、奉仕事業となつた。しかもその着手は常にいかなる官邊、いかなる公共團體と雖も遠く及ばざるのところに置かれ、効果も亦遙にそれらを凌がざるはない。左に前年度中の代表的記録をとらぬ。

### ツ、報知の貢献

朝日の訪歐飛行以來、日本の新聞は一躍してその世界的地位を高めた。各大新聞社の着目點も亦常に世界に置かれることとなつた。これを事業部の活動に見るも、世界への影響を重大視せざるはない。而して前年度諸事業中、最も端的に世界的交渉を具現したのは、報知新聞主催、アムンゼン招聘及汎太平洋水上大會の二大事業であつた。

### 招アムンゼン

征極の英雄アムンゼン氏を報知は一社の力をもつて日本へ招聘し

た。ア氏は二年六月二十日海路はるけく横濱着、直ちに東京に入つた。その夜、東京會館に朝野名流五百餘名を網羅した歓迎大晚餐會あり、二十一日はJ.O.A.K.によつて渡日の挨拶を放送し、二十二日は午前十時半、宮中鳳凰閣に於て聖上陛下の謁見仰せつけられ、同夕七時、赤坂離宮に參入、聖上兩陛下、秩父宮、在京各皇族の御前で、北極フィルム並に幻燈を併用しつゝ、畏くも御前講演の光榮を拜し、翌二十三日より七月十日に亘つて左記ほか各所に講演行脚を試みた。

- 廿五日同 濱松 市公會堂
  - 廿六日同 大阪 中央公會堂
  - 廿七日同 京都府岡崎公園公會堂
  - 廿九日同 名古屋愛知縣公會堂
  - 三十日同 松本 市公會堂
  - 七月 三日同 札幌 エンゼル館
  - 五日同 仙臺 市公會堂
- ア氏歓迎會の盛況を、六月二十一日朝の報知によつて記録すれば「征極王ロワル・アムンゼン氏歓迎招待會は二十日午後七時から東京會館で催された、三土蔵相、白川陸相、岡田海相、小川鐵相各大臣、鳩山書記官長、若槻前内閣總理大臣、阪谷男爵、長岡將軍、鈴木軍令部長、イタリヤ大使ラバニヤ氏、フィンランド公使ラムステット博士、小村侯等朝野の名士約五百名大ホールを埋つめた、シヤンデリアの光は照りかゞやく山百合、キキョウ、ナデシコ等日本の花を飾つた卓を前にして黒のタキシートに身を包んだ巨人、平和と温情の聖徒そのまゝの微笑に訪日第一の初夏の夜の心からの宴であつた、祝宴終つて全員起立高くシヤンペンの杯をほして氏のつゝがなき到着と健康を祝した、この時太田副社長はたつて本社創立五十

五年の記念の日に齡五十五のアムンゼン氏を迎へ得た日本の幸運を感謝と感激で述べた、これに對して巨人はやをったち上つた、やゝ左に頭をかたむけ加減にそのかゞやく双眼は永遠の夢を思はする、むしろ哲人らしく莊重味と詩人にひとしき情味ゆかしき答辭を述べた「余は少年時代二つの望みを持つてゐた、その一つは極地をきはむることであつた、その二つは日本にゆくことであつた、一つの望みは昨年これを達した、そして他の望みはつひに今日それを果すことが出来た」かう切出した巨人のくちびるに、その兩眼に、その全身に、あつまり集まつた人々の眼と心がヒタとすひつけられた、嵐のやうな拍手、沈黙の感激、巨人歓迎の夜は全くノルウエーと日本を結ぶ固き情熱の會であつた、陸海軍大臣、若槻氏、ラムステット博士その他の歓迎の辭あつて午後十時半終了した」

尙ほ當夜、ア氏と太田報知代表との、歓迎の辭と答辭とは左のごとくであつた。

太田博士の歓迎辭  
「今夜は本社五十五周年の記念事

業の一つアムンゼン氏招待の歡迎會である、五十五年古い歴史を誇りたい意味ではないが、アムンゼン氏が丁度今年五十五になられるのを思へば不思議な御縁である、アムンゼン氏は常に進歩的に勇敢に仕事をなし遂げられた様に、本社は三つの事業を計畫した、一つはすなはちアムンゼン氏を招待して文化の普及に御力添へをしたい二つは汎太平洋水泳大會を開いて運動界に助力したい、三つは中産階級のために輕費診療所を造りたいその第一を實現し朝野の名士の御集りを願つたことは本社無上の光榮とする、アムンゼン氏はつとに南極を發見した世界人である、私が氏をお招きした時に南極の事も語れとお願ひした時に氏は南極については知ること少ないといふ遠慮深い方である、白瀬中尉が南極に行つた事實の報道を日本人に傳へてくれた功勞者は今日のあたり居られるアムンゼン氏の人であつた、アムンゼン氏の北極探險の意義の一つは未發の航路を一番短い線で結ぶために三十有餘年間努力せられた事である、二つは科學的研究方法で何等疑はず信ずる

處を行つた事である、オボレオンのいつた不能の文字はないといふ方程式を氏は「健康と規律があれば」と修正せられた事である、氏よ、願くは日本の美しい風景と純な日本人の根性をくみとられん事を」

アムンゼン氏の答辭  
「太田博士並に諸君私は今夕の御招宴を心から感謝する私は少年の折抱いてゐた二つの望みがあつた一つは北極に至りつかんとする望みであつた、他の一つは日出づる國日本を訪れたいといふ希望であつた、幸ひにして私は昨年を以て北極に至るといふ少年の夢を達した、今年は更に第二の望みであつた日本訪問の宿望を達して喜びにたへない、しかるに私が今日初めて日本の國土に足をつけた時受けた感じは少年時代の如何なる空想を以てしても想像し得なかつたほどの日本であつた事だ、今日その日本人からうけた懇切と温情は永久に忘れることは出来ない、私は夜半に太陽を仰ぐ國を祖國とする一個の人間であつて、遂に日出づる國日本に來た、私はノルウエーの國民に代つて次の一句を日本に

告げたい「吾々ノルウエー國民は常にあたゝき心を以て日本と結びたい」私が日本に來てうけた感じをもしも祖國の人々が聞いたならば、日本に對する尊敬の念は百倍するであらう、祖國ノルウエーの旗と日本の日章旗とがひらひらと翳る光景を見てうけた私の感激を祖國の人々に早く傳へたい、更に私は報知新聞に對して深き感謝を呈したい、それは私が北極探險を終つてアラスカに到着した時私の手許に届いた第一のもの、一つは「日本に至れ」といふ報知の招待であつた、當時私は直ちに承諾し兼ねたが、日本に行くといふ常に胸中に去來した宿望を上げ得たことを日本に御禮申上げる」

### 汎太平洋水泳

二年十月一、二の兩日間、報知は大日本水上競技聯盟と共同して汎太平洋水上競技大會を主催したその前九月二十五日には、日英米三國選手を大阪に集めて、國際水上大會を主催し、これまた無前成功を収めたのであつたが、この汎太平洋水上大會は、更に數倍の大成功であつた。

會場は市外玉川プール、午後一時には觀衆すでに七千を超え、一時二十分には總裁實陽宮恒憲王殿下が御臨場になつた、以下報知紙の記事を掲記して當時の光景をしのびたい。

第一日(十月一日)  
「ゆるやかな樂の音と共に總裁宮殿下には總裁席からお下りになつて、正面中央式壇に立たせられた審判長末弘博士以下の役員が並ぶのとほとんど同時に濠洲選手を先頭に米國、日本の順で主將のさぐる國旗に従ひ各選手ユニホーム姿で入場して來た、その胸にはえるマークこそは、國のシンボルであり、また彼等が誓ふ祖國の名譽を語る國旗ではないか、スタンドの觀衆は總立ちになつてこのいみじくも雄々しい勇士を拍手で迎へたが、やがて式壇の前に整列するや太田副會長は殿下の御前に進み大會開會を奏請す、殿下の御英姿は式壇の前へ進まれた、梶田事務官の奉ずる令旨をお手に、畏くもマイクを口にしたそば近く朗々たる御音も讀ませられるお言葉こそ、レシーヴァーを通すわが皇族として最初のかたじけなき御肉



聲であつた、添田會長がつゝしんでこれを英米選手に譲り移したる後、御令旨のおもむきと本大會の使命につき奉答しまゐらせ、名譽會長英國大使チリー氏續いて祝辭を述べた、次いで濠洲の主將ヘンリー、米軍主將グランシー、わが日本の高石主將の順で宣誓を行ひ式を終る、正に午後一時四十分、大會は開かれたのである、水懸しとばかりに先づプールに飛込んだのは三國選手、軽いアツプにも必勝の意氣はみなぎつてゐるが、それもつかの間、當日隨一の好ゲームにしてまた世界的レースである最初の百メートル自由型のコールがされた、高石、ロウフアーの顔が合つて緊張とも興奮とも名狀し難い氣分が會場をおほふて氣味悪い沈黙がつゞいた(十月一日付夕刊)

ラデオのアナウンスは、海をへだてた太平洋の彼方にまで、この熱狂と盛觀を傳へたであらう、火といふよりも涙、汗といふよりも血のにじむやうな大接戦はあとからと續いて、インヴィンシブルの米國を一蹴し苦戰をうわさされた日本が堂々と勝ち誇つたのである、得點は日本の卅一點に對して米國は十四點で、選手の數においてまさる日本として必ずしも鼻を動めかすには足らぬとしても五種目のうち四種目に日章旗をひるがへし、星條旗のあげられたのはわづかに千五百自由型のみで、殊に二百背泳にわが入江君が日本記録を作り、グランシー夫人また女子五十の自由型に國際新記録を生むなど、果して所期の成果の一部は恵まれた、だがまたねばならぬ! けふこそ最後の膠戰ではないか! 百に勝つたわが高石君に對して、最初の二百にロウフアー、グランシー、Eクラブが萬全の陣をはつて死物狂ひに出ることの豫想、殊に百の背泳にロウフアーが面目回復の逆襲にその全能力をさけ出した時の恐ろしさ、日本の有する八百リレーの世界的覇權を

米國が奪還せんとすることの可能性を思へば、それは第一日に日本が機期以上の大勝をしたのよりも更に大きい興味をつないでゐるのである(十月二日朝刊)

第一日の主要記録

- 二百メートル平泳 一着 鶴田義行(日) 二分五十七秒八
- 二百メートル自由型 (日本記録二分五十七秒二) (世界記録二分四八秒二) 二着 馬渡 勇喜(日)
- 三着 渡邊寛二郎(日)
- 得點 日本九
- 千五百メートル自由型 一着 Cクラブ(米) 二分五十九秒
- 二百メートル背泳 (日本記録二分四十八秒四) (世界記録二分四四秒四) 二着 新井 信男
- 三着 米山 弘
- 得點 米 五點 日 四點
- 二百メートル背泳 一着 入江 稔夫(日) 二分五十七秒二
- 二百メートル自由型 (日本記録二分五十七秒二) (世界記録二分四八秒二) 二着 馬渡 勇喜(日)
- 三着 渡邊寛二郎(日)
- 得點 日本九
- 千五百メートル自由型 一着 Cクラブ(米) 二分五十九秒
- 二百メートル背泳 (日本記録二分四十八秒四) (世界記録二分四四秒四) 二着 新井 信男
- 三着 米山 弘
- 得點 米 五點 日 四點
- 二百メートル背泳 一着 入江 稔夫(日) 二分五十七秒二
- 二百メートル自由型 (日本記録二分五十七秒二) (世界記録二分四八秒二) 二着 馬渡 勇喜(日)
- 三着 渡邊寛二郎(日)
- 得點 日本九
- 千五百メートル自由型 一着 Cクラブ(米) 二分五十九秒
- 二百メートル背泳 (日本記録二分四十八秒四) (世界記録二分四四秒四) 二着 新井 信男
- 三着 米山 弘
- 得點 米 五點 日 四點

得點 日 八點 米 一點

四百メートル自由型 一着 高石 勝男(日) 五分五秒

(日本記録 五分三秒四) (世界記録 四分五四秒七)

二着 Cクラブ

三着 グランシー

得點 日 五點 米 四點

第一日の得點總計は日三十一點 米一四點、濠洲點であつた。

第二日の主要得點

二百メートル自由型 一着 高石 勝男(日) 二分十七秒四

(日本記録二分十六秒八) (世界記録二分十五秒六)

二着 日グランシー(米)

三着 Rグレアー(濠)

得點 日五、米三、濠一

百メートル平泳 一着 鶴田 義行(日) 一分十九秒四

(日本記録 同タイム) (世界記録 一分十五秒六)

得點 日六、米三

八百メートル自由型 一着 Cクラブ(米) 十分四十四秒

- (日本記録 十分四十八秒) (世界記録 ナン)
- 二着 竹林 隆二
- 三着 水野 秀藏
- 得點 米五、日四點
- 百メートル背泳 一着 Wロウフアー(米) 一分十二秒八
- (日本記録 一分十五秒二) (世界記録 一分十一秒二)
- 二着 入江 稔夫
- 三着 コメナカ(米)
- 得點 米六、日三。
- 八百メートルリレー 一着 米國チーム (九分三十八秒世界新記録) (世界記録九分卅八秒二)
- 二着 日本チーム
- 三着 濠洲チーム
- 得點 米十、日六、濠二
- 各國得點表
- 第一日 第二日 計
- 日本 三一 二四 五五
- 米國 一四 二七 四一
- 英國 〇 三 三
- 個人得點
- 十五點 高石勝男
- 十三點 Cクラブ
- 十點 鶴田義行
- 八點 Wロウフアー

- 八點 入江稔夫
- 四點 グランシー
- 三點 新井信男▲馬渡勇喜▲カシバム▲竹林隆二▲木村象雷
- 二點 コメナカ
- 一點 Eクラブ▲渡邊寛二郎▲米山弘▲グレアー▲村上貞夫▲水野秀藏
- トロフイ授與
- 本大會において名譽のトロフイを授與されたものは次の如くである。
- ▲百メートル自由型(内閣總理大臣田中義一氏寄贈)
- 高石 勝男 選手
- ▲二百メートル平泳(貴族院山崎龜吉氏寄贈)
- 鶴田 義行 選手
- ▲千五百メートル自由型(報知新聞社寄贈)
- Cクラブ選手
- ▲四百メートル自由型(男爵藤田平太郎氏寄贈)
- 高石 勝男 選手
- ▲百メートル背泳(日米協會寄贈)
- ロウフアー選手
- ▲八百メートルリレー(大日本水上競技聯盟寄贈)

米國 チーム ▲ダイヴィング(商工大臣中橋徳五郎氏寄贈) ライリー 選手

六 新記録

審判長 末弘殿太郎博士

「總裁賀陽宮殿下には昨日來二日間汎太平洋水上競技大會を御統裁遊ばされ、大會も立派な成績を挙げ無事に終つたことを心から喜ぶのであります、第一日から競技において日本は六種目米四種目に一等を得ました。レコード について申せば日本國際新記録は八百メートル自由型でCクラブが十分四十四秒四(たゞし大阪において十分三十九秒の記録を出す)百メートル背泳でWロウフアー君は一分十二秒八、次に八百メートルリレーにおいて米國チームが九分三十八秒フラットで從來我國チームの記録を破つたのであります女子競技 ではグランシー夫人が五百メートル自由型で三十三秒六を出しました、なほ日本新記録について申しあげれば二百メートル背泳における入江稔夫君が二分五十七秒二(たゞし米國

ロウフアー君は大阪において二分四十四秒二の記録を出す)四百メートル平泳で鶴田君が六分三十二秒フラットを出しました第一日からの競技を見て感じたことは各國ともそれと大に特長 があることで、これが大いに學ばねばならぬ點だと思ひました、殊に米國選手が昨年日本から歸つて以來盛んに日本の泳法を研究して來た努力には驚歎しました、この點は日本選手も大いに學ばねばなりません、本大會は太平洋沿岸の親睦と共にお互に技量を見せ合ふと同時に磨くのが目的でありました、この主旨をよくハワイ選手諸君が如實に示された。日本選手 は昨年に較べ遺憾ながら一般のレベルは上つてをりません、この點を胸に刻んで今日のよき教訓としてハワイ選手が一年間に異常の進歩を遂げた以上に進歩して欲しいものである、終りに望んで米國及び濠洲の選手諸君が遠路我國に來朝して意味深い刺激を與へられたこと、報知新聞が日本水上聯盟のため非常な力を致して本大



會の遂行につくされたことを感謝する次第であります」

第二日目の光景

「霧のやうに煙る秋雨が玉川ブールをどちこめて、四圍の木立を墨繪の如くばかしたが、それでも人足は絶えやうとせず、二日の汎太平洋水上競技大会は正に九千といふ観衆をあつめて、わが水泳界空前のレコードを印した、雨中に散らすブールのしふきはそのまま火と散る熱戦となつて、混戦混戦は前日にも増して悲壯を極め、二百メートルと平泳に日章旗があがつて君が代の吹奏が行はれた、喜びの次ぎには、八百メートルと背泳に星條旗が雨にぬれながらひるがへるといふやうに、最後の八百メートル・リレーの勝敗が決するまで、息もつがせぬ緊張は、たゞにスタンドを埋つめた一萬近いファンの胸のみならず、貴賓席に雨のしふきを受させられつゝ御執裁あつた總裁賀陽宮恒憲王殿下にも、またこの晴の大会にわざと台臨遊ばされた澄宮殿下を初め朝香宮鳩彦王、宇彦王、正彦王、竹田宮恒雄王、北白川宮永久王、美年子女王、佐和子女王の御九方にも同

じであつたと見えて、幾度御拍手があつたことか、この光榮のまゝに二日を終つた大会の成果を記録の上からかへりみれば、八百メートル・リレーにおける米國チームの世界新記録を筆頭に、女子五十メートル自由型、八百メートル自由型、百リレー背泳の三つに新國際記録を生み、二百メートル背泳、四百メートル平泳ぎに日本記録が破られて六つの各種新記録が買取られたのであつた、かくて午後五時レースは終つた、拍手と喝采に疲れ果てた満場のファンも酔ふたる如く、折しもかきながら軍樂隊の吹奏裏に、總裁賀陽宮殿下は貴賓席より中央式壇に下り立たせられた、太田博士閉會を宣し會長添田博士はかくの如き盛會が大平洋のスポーツの名によつて長く行はるべきとを説き總裁の宮が公務多端の折御熱心御執裁遊ばされたことを深く感謝した、ついでに審判長末廣殿太郎博士の別項の如き職績の講評あり、終つて五時十五分トロフィの授與式が行はれたが、常勝將軍高石が幾度もこれをうくる毎に式壇中央にかんじとてたゞせたまふ總裁の宮初め貴

賓席におはす澄宮様、朝賀宮殿下北白川、竹田の各宮様方も幾度も拍手を遊ばされた、九千の観衆これに和して雷の如き萬歳、歡呼は吹奏樂とともに武蔵野の雨空に物すこくも心よき一大コーラスとなつた、ラジオもまたまたこの盛觀を傳へて輝しくもほこらしき閉會の幕を閉ぢたのである(十月三日朝刊)

ネ、日日の八景

これも世界に影響する仕事の一つとして、大毎、東日の日本新八景選定を逸し能はぬ。日本だけの立場から見ても、正しく全國的大事業であつた。

郷土愛の振作

以下、大毎の社報による。  
「日本新八景の總投票数は實に九千三百四十八萬一千七百七十三票の多數に上り、その内譯は左の如くである

- 海岸 三一、四〇二、二三三票
- 温泉 一一、九一一、六六〇票
- 瀑布 三、七〇二、六三〇票
- 山岳 一五、〇二五、四六六票

- 湖沼 五、五三六、〇四二票
- 溪谷 一九、二二八、五六二票
- 河川 四、六三二、四六一票
- 平原 二、〇八四、九一七票
- 計 九三、四二三、九七一票
- 無効 五七、八〇二票

かくの如く投票總數は一億に今一息のところであるがこの驚くべき數のはがきを縦、横、厚さいろいろに換算するとちよつと話の種になる。試みに一億枚としてこれを縦に連らねると延長が三千五百里、東京を起點とすれば英京ロンドンを過ぎてさらに大西洋の海上千里までとゞく、もし東京大阪間の鐵道マイル數三百五十マイルと比較すれば四倍に當たる。一億枚の面積は一、千三百七十萬平方尺だから甲子園グラウンド(一萬六千坪)の卅六倍、疊の數にすれば實に七十六萬疊數となり、これを一枚々積み重ねると七萬尺富士山(二萬二千五百尺)の五倍六分、世界最高エヴェレスト山(二萬九千尺)の二倍半、大阪天王寺の塔(百卅一尺)の五百卅二倍となる。その容積が九千二百六十一立方尺で、縦、横、高さ各々二丈一尺つゝ、この重さ五萬九千貫で

運搬にはトラックに満載して二百十八台を要するから驚く、なほこの夥しいはがきの整理については本社および東京日日新聞社ともに少からぬ整理人員を臨時に使用した人員を試みに調べると、四月廿日ごろから、はがきの到着數増加にともない、はじめて男女事務員の臨時募集をしたのを皮切とし、本月二日の整理終了までに男子の臨時事務員延人員二千二百十人、女臨時事務員同一千卅九人本社員同三百四十人、本社の遞送係り臨時併用三百五十人、合計四千三十九人となつてゐるなほ日本新八景候補地の決定が五日發表されるや

郷土愛に燃ゆる、各地ではその喜びの際にまたされ、祝賀會に提灯行列に、それゝわしが國さの誇りを見せてゐる、八景のうち山岳、海岸、河川、平原の四景のそれゝの第一位が、大阪毎日の通信系統の西日本が占め溪谷、温泉湖沼、瀑布の四景の第一位には東京日日の通信系統に配屬する東日本に候補地としてあげられ互に四景つゝとなつてゐることも奇しき郷土愛の分布である、第一位と

八景二十五勝

八景の選定に就ては、關東、關西の審査委員會を開催すること數次、六月三日、東京に審査委員總會を開いて、日本八景、二十五勝及び日本百景を選定し、六日、兩新聞紙上に發表、其後引續いて八景廿五勝に盛大なる推薦狀贈呈式と祝賀會とが舉行され、紙上には一流文士畫家によつてなる八景寫生文畫が連載され、入選地は立派な畫帳となつて海外各國に紹介された。八景及二十五勝左の如し。

日本八景

- △山岳 (長崎)
- △溪谷 (長野)
- △高地溪谷 (長野)
- △瀑布 (栃木)
- △河川 (愛知)
- △湖沼 (青森秋田)

- 狩原 (北海道)
- △海峽 (高知)
- △温泉 (大分)

二十五勝

- △山岳 (富山)
- △蘇山 (熊本)
- △木曾御嶽 (長野)
- △白馬山 (長野)
- △溪谷 (長野)
- △八丁 (和歌山)
- △黒部峽谷 (富山)
- △御嶽昇仙峽 (山梨)
- △天龍峽 (長野)
- △那智布 (和歌山)
- △養老瀧 (岐阜)
- △袋田瀧 (茨城)
- △河川 (千葉)
- △利根川 (熊本)
- △球磨川 (岐阜)
- △長良川 (岐阜)
- △富士五湖 (山梨)

ナ、朝日の奉仕

新社屋竣工を記念するため、四月から六月にかけて、市朝は各種の奉仕的會合を連續的に主催し、人をして同社計畫部の人間業ならぬ健闘ぶりに嘆息せしめた。試みにその一斑を掲げるならば、

新築記念事業

- 朝日講堂にて
- 新聞講演會 四月二十日
- 文藝・思想講演會 四月廿一日
- 婦人講演會 四月廿二日
- 東西舞踏の夕 四月廿三日



三校(東京、東洋、日本)新進音楽會 四月廿四日  
 映畫の夕 四月廿四日  
 支那問題講演會 四月廿五日  
 母の會 四月廿六日  
 經濟問題講演會 四月廿七日  
 第一夜四月廿八日  
 第二夜四月廿九日  
 第三夜五月一日  
 第四夜五月三日  
 祭記念音楽會 四月三十日  
 ニュートン二百年記念講演と映畫の會(晝夜二回) 五月一日  
 子供の日 五月一日  
 全日本寫眞聯盟創立大會 五月八日  
 新露西亞美術講演會 五月十五日  
 明治大正美術講演會 六月五日  
 日比谷音楽堂にて  
 ベートベン百年祭式典及演奏 五月四日  
 朝日展覧會場にて  
 新聞展覧會 (自四月十一日至三十日)  
 第一回國際寫眞サロン (自五月三日至十六日)  
 新露西亞美術展覧會 (自五月十八日至卅一日)  
 上野美術館にて  
 明治大正名作展覧會 (自六月一日至三十一日)

開場記念運動大會(芝公園競技場) 四月九日  
 關東代表選手豫選會(明治神宮競技場) 四月廿四日  
 第六回東西對抗陸上競技大會(同上) 五月一日  
 全日本庭球インビテーショントーナメント (五月七日より)  
 以上のほか、同展覧會場では、五日から十一日まで矢崎千代二氏のパステル畫展覧會と(講義會)とを開き、八日から十月一日までは(國際寫眞サロン)の第二回及(全國關東寫眞展)とを十八日から一週間は「海外旅行展」を、月末には「朝日カメラ主催寫眞展」などを主催し、二日には大講堂で「東京音楽學校管絃樂大演奏會」を主催して日本の音楽家について新しい記録を發し、ほかに「能樂大會」を主催して斯道の民衆化を圖り、共に多大の成功を収めた。

正六十年間の代表的名作美術品の殆んど全部を蒐め、會期二十八日間を通して十七萬八千三百十六萬人の入場者を集めたのは、さすが朝日の力であつたが、この計畫は實に一年有半に亘つて巨細の限りを盡され、久遠宮邦彦王殿下を總裁に、文部、宮内各大臣を初め、關係方面大官、名士を顧問に、専門名家四十二名を評議員として、三月三十日の紙上に發表、六月三日には開會式後を招待日としたのであつた。同社報は當日の光景を叙して曰く――

「六月三日(開會式、招待日)今回朝日新聞社が計畫せる明治大正名作展覧會は最近半世紀間の製作に係る美術品中よりその精神をしう集したるものにして我が日本新舊の文化を回顧する上においてもつとも當を得たる一大盛舉と稱すべく將來の美術界に貢献することもまた必ずなるべきを疑はず、おもふにこの種の展覧會はつとに企てらるべくして遂に今日に及びしもの朝日新聞社が社會の希望にそひ幾多の困難を排してこの會を開催したるは余の欣幸とするところなり、こゝに開會式を行ふに當りいさゝか所懐を述べ、開會式のためにお成り遊ばされた久遠總裁宮殿下から右の有り難き御命令を賜はり、暗れて冷しい彫刻陳列場の中央に開會式は盛大に行はれた。副總裁平山成信男、會長村山本社長をはじめ顧問、評議員、本社關係者一同の外に、朝早くから來場した一般招待客等會場様の命令に對して村山會長が答辭を述べ、文部大臣の辭、正木評議員會長の報告、下村副會長のあいさつ等皆きん喜と祝福の聲である。式後宮様には關係者一同を精養軒にお招きお美味しい午餐を賜はり、宮様には一通り會場を御巡覽あらせられた。

會はめでたく開會した。R君の展覧會日記の口調をかれは「氣分濃厚」は申分なしの狀態だ。午後がらウンと押しかけた招待者の様子には、豫想以上の反響が見える。美術家、批評家、官界、學界、文藝界、實業界の諸名士が家庭をあけての觀覽は會場を埋めて好評にわく、幾千觀衆の感激の歡聲の下に鐵骨美術館がメリメリとふるへる、とでもいひたい様な盛況だ。

出品と所藏家

作者	命題	所藏家
白龍	風雨山水	鈴木雪哉
模嶺	魯秋潔婦	竹内栖鳳
幽谷	柳に蓮圖	林 暉
靑音	武者	東京美術學校
雅邦	龍虎(六曲一雙)岩崎小彌太	岩崎小彌太
小頰	青綠山水(六曲一雙)	岩崎小彌太
稗庵	乳 虎	河原田次重
靑音	經政竹生鳥參籠	東京美術學校
寬畝	孔 雀	宮内省
和亭	老松鶴鹿	岩崎小彌太
楓湖	蒙古襲來圖	岩崎小彌太
曉齋	地獄極樂	東京帝室博物館
曾文	群鹿圖	東京帝室博物館
直入	名花十二客	芝川又右衛門
米僊	半渴捨身	渡邊 爲藏
御楯	新田義興血戰圖	宮内省
玉章	墨堤春曉	東京美術學校
芳崖	悲母觀音	東京美術學校
雅邦	白雲紅葉	東京美術學校
芳崖	不動明王	東京美術學校
草雲	蓬萊宮圖	木村 淺七
寬畝	梅 月	住友吉左衛門
少石	秋野鹿	東京美術學校
寬齋	中達磨三幅對	野村 徳七
貫義	小 督	東京帝室博物館
文厚	秋草鶴の圖	矢代庄兵衛
文翠	重感諫言圖	東京帝室博物館
永濯	黃石公張良	東京帝室博物館
桂谷	觀 音	下條順一郎
竹堂	唐崎(六曲一雙)	西村徳三衛門
月耕	奥澤九品佛來迎圖	東京美術學校
小華	受天百祿	五十嵐慎一郎
竹外	百老圖	北野平一郎
松年	松林山水	石田甚四郎
春草	水 鏡	東京美術學校
鐵齋	瀛洲倦境郡德祝壽(雙幅)	久通宮家
吉堂	樓道高秋	富田 清助
草雲	秋山晚暉	寺島重太郎
雨谷	箕山秋色圖	川村 桃香
廣業	秋 苑	西川 大六
省亭	雪中鷄	東京帝室博物館
雅邦	十六羅漢(雙幅)	川上邦良
大觀	無 我	東京帝室博物館
半古	春宵怨	村田 徳治
年方	佐藤忠信參館圖	宮内省
孤月	花鳥(雙幅)	東京帝室博物館
永洗	井筒女之助	大橋佐太郎
果亭	十六羅漢の圖	近山與五郎
米華	山 水	東京帝室博物館
曲江	佛陀の光(雙幅)	町田清治
五雲	白 熊	増田 義一
玉堂	二日月	牧野 伸顯
松園	月 影	細川 護立
靑彦	守屋大連	細川 護立
栖鳳	飼はれたる猿鬼	文部省
廣湖	馬上の鬚れ	小島周次郎
文舉	月下溪流	杉 七郎
九浦	辻説法	文部省
觀山	大原御幸(繪卷)	原富太郎
是眞	茨 木	王子稻荷神社
百年	歸去來	石田甚四郎
廣業	瀟湘八景(八幅)	小寺謙吉
永湖	近江八景(八幅の内)	三井 辨藏
武山	孔雀明王	小林 暢
大觀	山 路	細川 護立
蕉園	夢	鈴木紋次郎
春草	落葉(六曲一雙)	細川護立
敬中	朝霧の圖	峰岸敏三郎
芳文	若 竹	文部省
紫紅	伊進政宗	原 富太郎
晴湖	赤 壁	横川 民輔
春舉	鹽原の慶(繪卷)	文部省
南風	霜月頃(二曲一雙)	細川護立
香嶺	山 姥	清水寺
國觀	油斷(六曲一雙)	文部省
竹坡	おとづれ(六曲一雙)	文部省
素明	嘯	木下 半
觀山	魔障圖	原 富太郎
竹邨	秋江漁夫圖	田 近
模仙	赤つち山(六曲一雙)	西郷 健雄
大雲	釣日和(六曲一雙)	島津和平治
華香	松の月	飯田 新七
耕花	若葉の山(六曲一雙)	原 富太郎
觀山	弱法師(六曲一雙)	原富太郎
耕花	お杉お玉(二曲半雙)	山村 耕花
古徑	極樂の井	原 富太郎
香嶺	瓜に蛾(四曲半雙)	土井久吉
青邨	御輿振(繪卷)	原 富太郎
翠岫	採桑(六曲半雙)	吉田 忠
竹喬	鳥二作(雙幅)	吉田 忠
玉堂	行々春(六曲一雙)	飯田延太郎
翠雲	寒林幽居	宮内省
大觀	遊双有餘地(雙幅)	原富太郎
古徑	鬚栗の花	原 富太郎
百懸	七面鳥(六曲一雙)	渡邊幸藏
契月	紅蓮(六曲一雙)	尼崎三之助
溪仙	宇治川の繪卷	荒野權四郎
御舟	舞 妓	原 富太郎











であつた。この事業は、今や同社  
獨特の年中行事となつて、今年はその  
第三回を舉行するに至り、年毎に規模を大にして航空思想の普及を圖つた功績は、大いに特記すべきものである。

### 航空ペーリエント

その第三回は二年十一月三日、代々木練兵場にとり行はれた。プログラム如左

- 一、午前七時三十分より八時三十分までに民間機二十機代々木練兵場集合
- 一、午前九時、航空ペーリエント開始
- 一、自午前九時卅分(民間機行動)編隊飛行、ニューボルス式二四型三機高等飛行(空中曲技)
- 一、自午前九時三十分至十時十五分(海軍機行動)
- 水上機編隊飛行、艦上機編隊飛行(陸上より高射砲應戦)F一號飛行艇よりラヂオ放送艦上攻撃機から模擬軍艦雷撃(模擬軍艦爆破)艦上戦闘機、機銃射撃、陸上機銃から應戦(壯烈な一大空中戰演)艦上戦闘機、一大空中戰演(演)艦上戦闘機、航空アプロ練習機の特種飛行、航空

船の編隊運動、航空船より落下傘降下

- 一、午前九時三十分より十時までの間に空中ラヂオ放送
- 一、自午前十時十五分至十一時(陸軍機行動)

甲式四型戦闘機の編隊を以てする各種運動及び特殊飛行、乙式一型偵察機の編隊の行動(高射砲應戦)通信筒吊上げ並に鳩落下傘投下、無線電話に依る乙式一型偵察機編隊の指揮運動、偵察機三機から同時に煙幕展開(晝間演習終了)

- 一、夜間飛行 陸軍機乙式一型偵察機五機(所澤出發)帝都の上空に夜間飛行、地上から照光隊照射、光の交錯演習(照光隊は日比谷公園)
- 参加機體は

民間機	二十台
陸軍機	三十八台
海軍機	七十五台
航空船	二隻

であつた。

### 出場百二十機

當日の盛観は、あだかも初めて制定された明治節を飾るに十二分

務に飛去つた

### 夜間の大偉観

「本社主催第三回ペーリエントのプログラム」の最後であり最も冒險飛行である陸軍乙式一型偵察機五機の編隊帝都夜間飛行は三日午後七時から決行された、これより先同六時四十五分所澤飛行學校よりこの夜特に冒險飛行に参加し、た一番機航空兵中山大尉操縦長澤中佐同乗、二番機久野中尉操縦谷大尉同乗、三番機今田少尉操縦前川本社記者同乗四番機富所少尉操縦齋藤中尉同乗、五番機中村中尉操縦武田少尉同乗の五機は命令一下相次いで離陸し、巧みな編隊を組みつゝ帝都上空千メートルの高度へ襲來同乗者はそれれ手にした拳銃(模擬弾)を投下すれば、赤、青の照明が尾を引いてさながら爆彈投下を思はしめた、この時帝都忽ちにして燒土と化する、——と思ひきや、日比谷公園に屯する照光隊は活躍を開始し、これを追従照明して帝都上空への侵入を防ぐ、十萬燭光の猛烈な光りの中にほつきり浮き出した五機の姿又目撃し限りである。かくて襲

であつた。その概況を國民新聞十一月四日の夕刊、及び四日朝刊によつて記録すれば、

「午前七時中央氣象臺では天氣を豫報して、『絶好の飛行日和』と折紙をつけた、これに氣を得て早朝から、所澤、霞ヶ浦、横須賀の陸軍航空部隊では出發準備を整へ海軍、逓信省、帝國飛行協會、關東飛行クラブ等後援、贊助の委員達は場を集つて一切の準備に手抜かりなく前夜迄に場に着いた民間三機は翼を收めて模擬軍艦の側に憩ひ、やがての飛躍を待つ、午前七時半、陸軍では高射砲の据え付けを終り、澁谷郵便局では又局員數名を派して場内局を設置澁谷署、代々木署、澁谷署等の各關係警察、並に憲兵隊でも總動員して入場者の整理に忙殺されてゐる個人、團體の入場午前八時既に卅餘萬、大會氣分濃厚となる會場一番乗りの名譽を擔つて飛び來つた一機を先頭に續いて同業朝日、大阪毎日、電通等の飛行機が雄姿を現し、何れも民間の名だたる操縦士によつて妙技を演じた、午前八時半全く着陸し終り、九時に至れば、命令一下ペーリエントのプロ

グラムへき頭を飾る民間機の編隊飛行が開始され、地上には軍樂隊が妙なる樂の音を添えて之に和す、やがてそれが終りを告げる頃海軍機の大家軍七十餘機が、忽然と襲來した、地上からは機銃、速射砲を以て應戦し耳をつんざく砲聲に一段と緊張する、折しも東南の空から二つの航空船が悠然と現れ、場の上空を一周した、次いで十時をやゝ過ぐる頃陸軍機の行動に入り、甲式四型戦闘機の編隊を以てする各種運動及び特殊飛行乙式一型偵察機の編隊の行動、鳩落下傘投下の妙技などあり、更に十時卅五分からは無線電信による乙式一型偵察機編隊の指揮運動に息詰まるが如き實戦の様を如實に示し、同十一時には晝間プログラムの最後を飾る煙幕展開に入り丁餘の煙幕を引いて快走し去る勇ましい姿にあらん限りの喝采を買つてこゝに三回を重ねた航究ペーリエントは絶大の効果を收め、無事完了した、時に午前十一時十分九時卅分海軍大編隊飛行が會上空を襲ひ、爆音天に轟いて物凄く數へ得る其數七十有五、地上よりの激しい高射砲の應戦を受けつゝ各

來機は約二十分に亘り燃々空に圓を描いて飛び去る時、地上の照光隊も燈を收めてこゝに全く空前の壯観第三回航空ペーリエントは終りを告げ五機は午後七時四十分相前後して無事原隊に復歸した午後五時頃中野電信隊の第九中隊約三十名の照光隊は、岸少尉引率加藤少佐總指揮の下に日比谷公園大廣場の一隅に地を定めて、直ちに照光の準備に着手した、晝間の航空ペーリエントに興味を傾倒した觀衆は更に夜間飛行の壯観を見んものと押寄せ、据え付けられた探照燈の周圍を十重二十重に取圍む、臨時に綱を張つて柵とし、地上へ觀衆のために「都市への敵機襲來を速かに知らす新武器で歐洲大戦に負ふものである」との説明書を置き、準備に忙殺されつゝも兵員は親切に觀衆の問ひに「本隊は數十里まで照光が達する一番いゝところは二里位までだが地上を照しても二里までは充分に見えます」とその偉力について答へてゐた、かくて午後六時四十分に至り準備全く成るや加藤少佐の命令として響き、「照せ！」——忽ちさつとほとばしる二本のせん光浮ぶ巖けらをも迷さしとまでに見え

種の高飛行に妙技の限りをつくしたが、その中三機の艦上攻撃機は卅五分、突如隊列を離れて模擬軍艦の上空を襲ひ、橋頭とすれぬに低空飛行するよと見る間に忽ち赤色の空中魚雷を發射した、その瞬間、激しい爆音が模擬軍艦に起る、まさに魚雷が命中したのだ、軍艦は滾々たる黒煙を吐き、紅蓮の焰すさまじく見る／＼大軍艦はこゝに無残にも最後を遂げる地上よりの應射は此の時猛然として砲聲いん／＼として凄愴を極めたが軍艦攻撃の大使命を果した、三機は、悠々翼をひろげてはるか空中に飛び去つた。九時四十分、民間機が場の上空に差かゝると見るや、同乗のバラニューターとして名ある日野俊雄氏は突如、鮮かな落下傘降下の放れ業を演じて與を添へた、更に同十時に至り霞ヶ浦所屬一五式五號航空船が約三百米の高度を保つて飛行中同隊の粟野原中尉は勇敢なる落下傘降下を試み、しかも地上に僅か片足をついたのみで見事妙技を演じた、更に同十時廿分、陸軍機より落下傘によつて鳩を投下したが、鳩は直ちに放れて所澤の本隊へ通信の任

ぶ巖けらをも迷さしとまでに見え、異常の緊張に時を待つ内、早くも觀衆は星を認めては「それ飛行機が來た」と叫びを擧げて兵員と等しい緊張に浸る、折柄七時「今度は本常だ」との叫びにふと見ると正しく五機が今や帝都上空を襲ひつゝあると見る間に照光隊の活躍となり五機を去る、觀衆はこの地上隊員の敏速な行動に狂喜し「それやられた、次のもやられた」と大騒ぎ、飛行機が飛び去り照光隊が八時に歸隊した後もまだ名ごり惜しそりに立去り離く見えた」



### 第五節 新聞専門教育の魁

「新聞学校なき國はまた眞の社會を完成せざる國」とウキリアムス博士は公言した、吾等も亦多年博士と感慨を同ふしてゐたが、こゝに昭和二年四月、わが日本にも亦、最初の専門的教育機關たる「日本新聞學院」の創設を見たことは、斯界のため、國家のため慶賀に堪へず、即ち本節に於ては、詳しくその成立事情と内容とを後のために記録することにしよう。

#### 日本新聞學院

日本新聞學院は永代新聞研究所長の主唱に對し、中央新聞界代表名流の賛同あり、全國新聞内外の熱心なる支持の下に創設されたものである。その設立趣旨書と、創立發行人より全國新聞関係者へ發した書翰とは次の如くである。

##### 趣旨書と書翰

###### 日本新聞學院設立趣旨

新聞紙乃至新聞事業は益々其の重大性を増大しつゝある、新聞紙が斯くの如く重大視せらるゝ主要理由の一つは、單にそれが社會を

反映する鏡たるに止らずして、寧ろ社會文化進展の途上に、その第一線を擔任するが爲めである。新聞紙は社會と共に進む、同時にその先頭に立つて進む。そこに重大性がある。

この意味から、國家的にも、社會的にも、文化の進展を期する上には、先づ其の第一線を擔任する新聞紙の完成を圖らなければならぬ、新聞紙の改善進歩は、文化促進の必須條件である。而して新聞紙の完成には各種の要件が件ぶが、中にあつて最も重要とすべきは、理想的の記者乃至從業員を養成する事であり、此處にこれ等の人々のために特種教育機關が必要となつて来る。

されば歐米の新聞國にあつては夙に各種の新聞學校を起し、専門教育を施し有爲の新聞從業員養成に努めてゐる。が我國に於ては、識者に其の必要を提唱せらるゝ事のみ久しくして、未だ其の實現を見るに至らないのである。我等の深く遺憾とした處である。

新聞研究所は大正九年秋の創立にかゝり、不肖これを主宰して今日に至る、其間、隔週雜誌、日刊通信を繼續發行するの傍、短期新聞學講座を開講する事前後二回、外に屢々廣告學講座を開き、斯界の爲めに聊か微力を致す處があつた。

此處に、新聞通信記者及び從業員たるに必要の學理と實際とを教授し、併せて其の品性を修養するを以て目的とする日本新聞學院の創設を企圖したのも亦、此の素志に出でたに外ならぬ、されば、我等の微力元より此の重任に堪へざるべく、又斯の如き事業は廣く天下の協賛に依り大規模の組織を以つて遂行せらるべきの當然なる事を痛感するものであるが、他日その機會到來までの一階梯として

此處に同志諸君の翼賛を仰ぎ、激勵を得て、本學院を建設する所以である。

昭和二年二月 日

新聞研究所長

創立主唱 永代 靜雄

全新聞關係者への書翰

拜啓益々御清榮賀上候

陳れば御案内のごとく我國新聞事業は近年頗る異数の發達を遂げ候にかゝり、はらば肝心事業を擔當すべき記者及從業員の教育機關に至つては殆んど絶無と申すべく小生等は久しくこれを遺憾と致居候處今回新聞研究所々長永代靜雄君の熱心なる主唱により日本新聞學院創設の運びと相成候は斯界の大慶これに過ぎず即ち不肖等もその創設を欣諾せんと共に本學院理事たる發行人たると共に本學院理事たる學院の創設は時代の要求を滿たし將來の新聞界を益すること多大なるべく候もたゞその目的の達成については一に貴下等の指導保護にまたざるべからず願くは向後本學院完成のため特に厚厚の御賛助を仰ぎ度く右御願芳以書中得貴意申候 敬員

昭和二年二月 日

###### 日本新聞學院創立發行人

(イロハ順)

- 理事 馬場 恒吾
- 理事 高石眞五郎
- 理事 伊達源一郎
- 理事 村山 長舉
- 理事 築田欽次郎
- 理事 山根眞治郎
- 理事 山本 昌一
- 理事 松内 則信
- 理事 箕浦 多一
- 理事 杉村廣太郎

##### 盛なる始學式

昭和二年四月十日午前十時、學院の始學式は京橋區築地三丁目武藏野女子學院高等女學校講堂に舉行、總理大臣代理以下朝野及新聞界の名流及學界八十餘名多數參列式はまづ學院理事大毎常務東日主幹松内則信君の司式の辭に初まり續いて新聞研究所理事村松吉太郎君の経過報告永代學院長の始學の辭があつた。

##### 日本新聞學院創立経過報告

「新聞記者及從業員教育養成機關の開設は新聞研究所創立以來八年間に亘る懸案にして此間研究所

は出版講座等により斯學の普及に努力せしが今や時代の要求に應じ廣く新聞内外の協賛を得てこゝに日本新聞學院を設け本日を以てその始學式を舉ぐるに際し経過の概要を報告し得るは創立者一同の光榮とするところ也

抑々日本新聞學院の創立を新聞研究所が天下に發表せしは昨大正十五年十一月一日の事に屬す、爾來案を練ること七十日、昭和二年二月十七日に至つて實際運動を開始し、三月三十一日に至る五十日間創立準備の大體を完了せり、而して四月十一日を以て創立第一期の講座を開かんとする

日本新聞學院は東西新聞界の名流十氏を創立發行人とし同時に研究所の二名を加へて十二名の理事會を作り理事會を以て學院の指導機關とせり、次で全國新聞關係各社の重役三十四氏を評議員に推薦し以て理事會の後援機關とせり、更に新聞内外の名流八氏を顧問に徳富猪一郎、村山龍平、本山彦一の三氏を名譽顧問に推薦して何れもその快諾を得たり

日本新聞學院の正科は十四學科五十五講座にしてこれか教授には

東都新聞界の代表的學者實際家約六十氏、外に研究講座指導教授十二氏、科外講座特別講師十四氏を依頼せり

學生募集は三月一日より開始せしが全國よりの學則請求者約一千名中、正式に入學を志願せる者一百名、この中試験に合格せし本科生四十八名、而して今四月十日現在の學生數は總數八十三名、内本科生四十七名、研究生三十六名にして更に細別すれば編輯學科は本科生三十四名、經營學科は本科生三十三名、名研究生六名併せて十九名とすこれら學生の大半は專門學校及大學に在る者又はその卒業生なり」

##### 學院の辭

學院長 永代 靜雄

「閣下並に來賓諸君、日本新聞學院は時代の要求に依つて生れたものと私は確信して居ります。この時代の要求の第一は新聞事業の非常なる科學的發展に伴ひまして、その從業員たる記者及從業員の専門的乃至組織的教育を必要とするやうになつたからであります。その二にはあらゆる事業を通じて然りであり、事業は人を本位とするものであり、其の人を教育する機關をあらゆる事業が求めて居る、就中新聞事業に於てはその運用者の教育を要求してゐるのであります、更に第三には新聞は他の事業と異りまして、その論說の上に於きましては社會を指導する所の任務を有つて居り、報道に於ては民衆の間に強烈にして而も深刻なる雰囲気を作る所の感化力を有つてゐるのであります、さうして新聞を之等の意味から廣義なる社會教育機關とするならば、取も直さずこの從業員には社會教育家としての位置を與へられてゐるのであります。社會教育家を教育する所の教育機關が必要である。時代は之を要求してゐるのであります。凡そこれ等の三點より致しまして、日本新聞學院は時代の要求の下に生れたものであると私は信じてゐるのであります。而して今日生れました所の日本新聞學院は日本最初の新聞専門教育機關であるといふことをお互ひに認識したのであります。

云ふ迄もなくこの新聞教育機關の必要は既に先輩の間に認められて居りました。既に二十年以前か



らこの計畫は諸所に於て行はれて居るのでありますが、未だ不幸にして専門教育の機關を形成せる歴史を持つて居りませぬ、個人としても新聞學の普及に對し、或は其の建設に於きましても、多くの先輩が心血を凝がれて居るのであります。併しながら學校と云ふ一の機關は尙ほ形成されてゐなかつたのであります。今度私がその任に當りましたのは、畢竟諸先輩の代行者と致しまして、この相當時間を要し又相當の廣き關係を要する位置に就いた次第でありまして、不肖は軍隊の旗手を勤めるに過ぎない。其の背後にある實體は即ちこの學院の理事であり、評議員であり、顧問であり、名譽顧問であり又教授である。之を廣く天下の有識者、新聞界以外の同情に俟つて行く者は前途の荆きよく開く愉快と共に困難を豫想しなげればならぬ。余は創立者の熱意と努力とが必ずよくこれに打ち克つべきを信するのである。終りに臨み本日入學の學生諸君に對しては孟子の一語よく新聞記者道徳の信條を喝破せるものと信じこれを始學の贈物とする。

續は立つて居りませぬ。其の新聞學を日本が始めて創設する、それならぬと信するのであります。幸にして非常な熱心にして而も學識該博なる教授の力によつて日本獨特の新聞學を近き將來に仕立得ることが出来るでありませう。從來の他の學校に於ては原理或は組織或は方法を主として教へたのであります。日本新聞學院に於ては、新聞の基礎的知識を教へるに止まらず、抱負を教へる、周到なる常識と鋭敏なるニュースセンス、正確なる判断確固たる人格、之等を綜合して旺盛なる精神の上に學院の學風を築くことが出来るであらうと思ふのであります。併しながら今日始めて生れ出た所の學院でありますが故に、この學校自身に於きましても、學校の教へる所の學問に於きましても、或は未だアルハベットの階梯に過ぎないのであります。けれどもこのアルハベットの正確なる發音だけを教へることが出来ませぬ、以て望みは足るのであります。それ以後のことは學生諸君が新聞界或は新聞關係事業に出發されて後に完成せ

次はこの學院は日本最初の新聞學院であります。故に、隨つて日本最初の新聞學をこの學校で形成することになるのであります。日本には未だ新聞學と申す程の組

るべき性質のものであらうと思ふのであります。要するに學院の眞實所は、學生に對して職業の基礎的知識と、職業上の良心と、之が基礎であるべき所の旺盛にして偉大なる精神力と、高邁なる人格を養ふにあるのであります。若し幸ひに致しまして少數の天才をこの學生諸君の中から發見することが出来ませぬならば、本學院創立の主旨は達成されたと云つても宜しいと思ふのであります。學院そのものとしても今日は誠に微々たる形でありますが、併しながら今日の慶應大學と云ひ早稻田大學と云ひ、京都の同志社と云ふ所の大成す學校と雖も、其の最初は極めて微々たるものであつたと思ふ。且つ本學院の性質がこれ等の學校と異なる所の獨特の使命に置かれてあることを考ふるならば、決して數を以てその質を測ることを致す必要はないと信するのであります。之を要するに曾ては砲後の人を作るを標語とした時代があつた、本學院はマン、ビハイインド、ゼ、ベンを作る。筆後の人を作りたいと思ふのであります。但し之には

社會の廣き協賛、有識者の應援、學生自身の發奮と當事者の苦心努力がなければ、これらの目的を大成することは出来ないものであります。之等の點に於て閣下、諸先生並に來賓諸氏に對しては、何卒この事業を單に新聞界の事業であるのみならず、國家のための一の事業であると云ふお考への下に十分の御後援をお願ひ申すと共に、學生諸君に於てはこの精神を以て一年の研究を持続せられんことを希望するのであります。

續いて學院評議員代表報知社代表太田正孝博士及び學院顧問代表澤柳政太郎博士の獎勵演説あり、日本新聞協理理事長光永電通社長田中政友會總裁、床次政友本黨總裁田中政友大臣、濱口内務大臣、若槻總理大臣、の各祝辭あり、何れも衷心より本學院の創設を祝福せざるなく、これに對して學院教授代表坂口二郎君、學生總代、學院學務理事代表馬場恒吾君の各答辭あり、最後に學院名譽顧問たる左記三社長の獎勵の辭があつた。

告 辭 (朗讀) 三元老の獎勵

「日本新聞學院の創設は吾國新聞界の久しきに亘る望望の實現したものであつて、余はまづ第一に創立主唱者の功勞をねぎはなければならぬ。しかしながら天下に先立つて行く者は前途の荆きよく開く愉快と共に困難を豫想しなげればならぬ。余は創立者の熱意と努力とが必ずよくこれに打ち克つべきを信するのである。終りに臨み本日入學の學生諸君に對しては孟子の一語よく新聞記者道徳の信條を喝破せるものと信じこれを始學の贈物とする。

居三天下之廣居。立三天下之正位。行三天下之大道。得志與民由之。不得志獨行。其通富貴不能淫。貧賤不能移。威武不能屈。此之謂三丈夫。

昭和二年四月十日  
日本新聞學院名譽顧問  
大阪朝日新聞社長  
村山龍平

獎勵之辭 (朗讀)  
「日本新聞學院創設の事業成り陽春四月本日をしてその始學式を舉行せらるる惟ふに近來最も有意義にしてまた稀有なる快事業と稱すべ

夫れ新聞紙は今日の大勢力なりこれが任務の中心が報道にあるか指導にあるかは議論の存する所なれどもその社會の耳目にしてまた同時にその先驅者たるは争ふべからず當今百餘の事業政治に外交に財政に經濟に實業に教育に學術に運動にその他社會各方面の進展變化殆ど一に新聞紙が先づその第一報を齎らざるはなし既に百餘の事物についてその第一報を傳ふとせばその間自ら社會の意見あり批判あり即ち或は輿論を紹介し或はこれを代表す内に在つては國民啓發の機關となり又國民融合の楔子となる外に對しては或は所謂國民外交の支柱となり或は國際親善の培養場となる然らば今日新聞紙が國民一般の業務生活及び人類文化の發展に如何に重大なる貢獻をなすつゝあるかは察すべきなり一言にしてこれを蔽へば新聞紙は衣食住にならんで人類生活の必需品なり然るに茲に不思議なるは今日に至るまでこの新聞紙の編輯經營について眞に系統的の實際的の専門教育をなすつゝある建設物の一も無かりしことなり當今日常不可缺の

事物に對してはこれに従事すべき有能なる材を養成する教育機關の殆ど備はらざるなししかも此の新聞紙に對しては社會の大勢力に對してのみこれを缺くは甚だ怪むべしわが永代雄雄君に見る所あり日本新聞學院を創設し新聞紙の編輯經營に關する凡百の理論と實際とを教授し材幹を養つて新聞界に送らんとすその着眼時流に摺りずといふべし抑々今日諸般の事業にして眞にその目的を達し成功を遂げんと欲すれば科學的組織的分科的研究によらざるべからず本學院の學科目及び課程を一覽するに凡そ新聞の編輯と經營とに要する所の知識技術にして殆ど網羅せざる種類なし永代君は新聞の編輯經營に對して練達堪能の士なり夙に操縦の業に携はり現に新聞研究所の邊によつて斯界を鞭撻啓發しつゝあり而して今や奮つて本學院を設立し自らこれを主宰しこれが教授指導者として方今斯界において噴々の名を博しつゝある人士を得たり君はその設立趣意書において自ら謙して「微力重任に堪へらるべく」と稱すされど君の熱心と經驗とに加ふるに新聞界の權威者を教授とし

て網羅するありその教育の肯綮に當りその指導の剴切にしてその新聞學徒養成の業においてわが陳吳たるの名譽を得べきは勿論その有終の美を發揮して大成功を收むべきは期して待つべきなり而してこれ實に吾等が多年その必要を認め而も未だ得ざりしものを君によりて始めて達成するものにしてまことに欣喜本懐の情に堪へず即ち本學院の始業式に當り聊か稱辭を陳ねてその發程を祝福し大いに勇往努力せんにとを庶幾ふ

昭和二年四月十日  
學院名譽顧問  
大阪朝日新聞社長  
東京日日新聞社長  
本山彦一

所 感 (演説)  
學院名譽顧問  
國民新聞社長  
徳富猪一郎

「もう十二時でございます。私がお話申上げておいても皆様のお腹に滿つるものはない。多分あなた方もお腹が空いてお居になるだらうと思ひます。なるべく短かく申しておきますが、所感と云へば随分山あるのです。何處から持出してよいか自分も惑ふてゐるや



りな次第であります。併しながら先づ所感を新聞學院に關する方面に限つて申上げて見ると、私は永代君が若し今から五十年昔、若くは四十五年昔にかう云ふ學校をお建てになつたら、私に取つては非常に幸福であつたらうと思ひます。其の時には誰よりも私が一番先きに入學を願ふことになつたらうと思ひます。老人の繰り言でありませぬが、實に吾々が新聞記者になるには一通りならぬ苦勞をしたのであります。其の話をしてもあなたの方のお役に立ちますまいが、併し詰らぬことでも役に立てると云ふことが、新聞記者の第一の本職である。面白い種を面白くするといふことは當り前であるけれども詰らぬものから面白いものを見出すと云ふのが、新聞記者の六韜三略の一ヶ條であります。それでありませぬから詰らないお話を申しませぬが、之でもお聞きになつて何かの爲になるやうに、どうぞ御研究を願ひます。

私は明治十三年の五月同志社を止めまして東京に出て來ました。新聞記者になるといふのではない新聞記者の學問をしやうと思つて東京に出かけて來たのです。無論その時には新聞記者の學校などはない。私は同志社にゐる時から豫て福地櫻痴先生を日本一の新聞記者と考へ、東京日日新聞を總ての家庭よりもよい家庭と考へて、同志社にゐる時には同志社の學科などは殆ど私はやりませぬでした。東京日日新聞の古いものが圖書館の二階に積んであるのを見て、晝飯も食はずに寫した位です。東京に出かけて福地先生に會つて新聞學をやらうと思つて、意氣揚々として東京にやつて來た、私の下宿したのは下谷練馬町百十四番地でありましたが、今でもさう云ふ家がありますか、久しく下谷に行きませぬから知りませぬが、其處に於て取敢ず日報社に行つて見たのです。その時の日報社は實に大きなものでありまして、丁度惠比壽屋と云つて銀座に大きな呉服屋があつて、その惠比壽屋が潰れてその跡に日報社が入つたのであります。實に堂々たるものである。新聞社と云ふものはかういふ大きなものであるかと思つて、私も行つた時にびつくりしました。それから福地先生に會はうと思つても、

中々取次いで呉れませぬ。第一に失敗して、それから今度は宅に行つたらよからうと思つた、その時分福地先生の宅は矢張り下谷で、池之端に先生の宅がありました。此處でも會へない。もう五月の末六月になる、その時分は固より今日のやうに便利な電車があらうではなし、まだ馬車鐵道さへもなかつたのである。京都から履いて來た高下駄を其儘履いてコツ／＼下谷から銀座まで、銀座から池の端まで行つたり來たりしてゐる内に彼之六月が過ぎ七月になつた。幾度訪ねたか十度以上ではあります。が、どうも能く覺えてゐない。居らないと言ひ、會へないと云ひ、會へないと云ひ、居ないと云ひ、どうも人間と云ふものは仲々會ひ難いと云ふことを始めて發見したのであります。私か同志社に行つた時には新島先生の方から私に會つて呉れた、さうして俺の家に來いと云つて呼ばれた。人間は必ずさう云ふ風にするものと思つてゐたが、仲々さうでない、第一人間學の第一歩から自分の考へが違つて來た。それで段々歩いて行く内に、足駄の齒も減るし、懷中に貯

へてゐた物は尙更減る、どうも始末に行かない。同志社を去る時には随分大きなことを云つて、新島先生と喧嘩をして別れて今更謝つて歸る譯にも行かない。せめて福地先生の顔でも見たいと思つた、丁度その時分福地先生は東京府會議員をして居りました。東京府と申しますのは今の政友會本部の附近で古い建物でありました。其處に府會がある、府會の傍邊券を買ひまして、而して其の時分福地先生が議長であつた、議長席に座つた先生の顔を遠方から眺めてあの人かとしみ／＼顔を眺めた、併しまさか其處に飛込んで私が機富でありませぬからお弟子人を致したいと云ふ譯にも行かず、遠くからお辭儀をして引下つた。それから段々考へて見たが、逆も斯う云ふ調子では會つて呉れる氣遣はない。所謂弟子に取ることは尙更出來ない。逆も新聞記者は先生についてやつた所が仕方がない、自分にやるより仕方がない、國に歸つて勉強しやうと云ふことで、私は國に歸りました。さう云ふ譯でありますから、若しその時に永代さんが新聞學校を開いて福地君を校

長或は顧問にして科外講演をされたら、どの位私は嬉しかつたであらう。どうも不幸にして生れ方が少し早過ぎた。皆さんには誠に結構なものでありますから何卒御勉強を願ひたいと思ひます。私共は全く新聞の學問などは致した者ではない、獨學で自分の好きなことだけやつて來たのである。如何に勉強したと云へ片輪の勉強で、圓滿具足と云ふ譯には行かぬ。

是も昔話でありますが、第二山縣内閣の時に或る日朝比奈知泉と一緒にやつた、御承知の通り朝比奈君はその當時に於ける日本の第一流の新聞記者である。私が總理大臣の官邸で書記官長に話をして居る内に、何かの話の序で私が申しますには、今日の如く新聞記者と云ふものは誰でも出来る。昨日まで八百屋をして居つた者が翌日は新聞記者、昨日まで逡巡をしてた人が今日は新聞記者、昨日まで説教をしてゐた人が今日は新聞記者、世の中に新聞記者になる位樂なことはない、これでは政府の方でも新聞記者の資格と云ふものを矢張り辯護士同様に定めるやうに、一々試験でもすると云ふ方法

を取つて見たらどうか(眞面目に云ふたと思つては困る、私はそれほど眞面目に云つたのではない、冗談に言つたのである)所が今の滿鐵社長安廣伴一郎君が言ふのに、結構なお考へですが、誠に氣の毒だが若し試験をしたら一番に失格する人は貴方と朝比奈君二人である、朝比奈君も落第の秀才です、實は大學中途で飛び出した人、私は落第までもせぬ程の者である。落第の資格さへもなくして同志社を飛び出したやうな人間であります。朝比奈君のことは保證の限りではないが、私だけは新聞記者試験とも云ふものが出來たら、不合格に定まると云ふ確信を以て申上げておもうと思ふ。それは何であるかと申せば、今申す通り新聞記者として知るべきことの十分なる學問をしたのではない。新聞記者の教養を受けたのではない、實を申すと唯だ自分の好きなことをやつたと云ふに過ぎない。皆僚方もどうか今後假に日本政府がさう云ふ詰らぬ法律を作るやうなことはないでせうが、辯護士試験のやうな試験をし、若くは文官試験のやうな試験をするやうに、

新聞記者と云ふものゝ資格を定める試験をして、縦しんばさう云ふ詰らぬ法律を作つても差支ないやうに充分御勉強を願ひたいと思ふのであります。

併しながら本當の新聞記者と云ふものは勉強したばかりでは出來ない。學科を教はつたばかりでは出來ない。先程顧問の村山先生本山先生の御祝辭獎勵の御言葉がありました、併し兩先生とも別に新聞學校へお入りになつたと云ふ形跡はない。それから太田博士の如きも今日では所謂現役第一線に立つて、東京の大新聞を經營し、出ては經營の事業に當り、入りては色々の論説をお書きになり、講演をおやりになるといふことで働いてお居るに於て、併し太田博士も矢張り新聞學校の卒業生ではない。中途から飛込まれたお方らしく心得てゐるので、戰に勝つた者が必ずしも兵學校の卒業者といふものでない。グラント將軍などはウェストミンスターに入つたが、これも落第生位で極めて成績は悪かつた。實際のことは必ずしも學問と同じやうには行かないのであります。學問をおやりになること

はよいけれども、學問で總てのものが出來てゐるといふ譯には行かぬ。どうかあなた方も學問といふものは畢竟第一歩で物の入口、それから先のことはいふことをお考へになつておやりになつたら、非常に結構であらうと思ふのであります。

今日世界の傾向と申して宜しいか日本の傾向と申して宜しうございませぬか非常なる勢ひを以て新聞が進んで來て、殊に物質の方面に於て驚くべきものである。最近時事新聞の新聞を拜見し、朝日新聞の新館を拜見して吾々は實に誇りとする、昔から新聞社は汚いものに限つて居つたやうに思つた。前に申した日報社は惠比壽屋の古巢だから大きくあつたが、グラントウであつた。田舎者の肝位は冷すことは出來たか知らんが、東京に一週間居れば左程感心するものではないなかつた。今日の時事新聞若くは朝日新聞社、かういふ結構な家は――私は今日の世界のこととは分りませぬ、私の西洋に行つた時は自動車もないのでありますからその頃の西洋のお話をすればロビン







日本新聞學院學則

第一條 目的

本學院ノ目的ハ新聞通信記者及從業員タルニ必要ノ學理ト實際トヲ教授シ併セテソノ品性ヲ修育スルニアリ

第二條 總 則

一、本學院ノ修業年限ハ一ケ年トス  
二、授業時間ハ午後六時ヨリ開始ス

三、本學院ハ編輯學科經營學科ノ二學科ヲ以テ成ル

四、本學院ノ學徒ヲ分チテ本科生研究生ノ二種トス

五、本學院ノ學徒ヲラントスル者ハソノ資格ヲ備フル限リ男女、年齢、職業ノ如何ヲ問ハレズ

第三條 學期及休日

一、修業學年ヲ左ノ三學期ニ分ツ

第一學期

自四月十一日至六月二十五日

第二學期

自九月十二日至十二月十五日

第三學期

自一月十日至三月十二日

二、右學期以外ノ日ト日曜日、大祭祝日トヲ休日トス

第四條 入學資格

一、本科生

イ、各大學在學生  
ロ、專門學校第三學年學生以上  
ハ、大學及專門學校及高等學校高等科卒業生  
ニ、前各項ノ資格ヲ具備セザルモ一種以上ノ外國語及歴史、經濟政治、法律、哲學、文學社會學中ノ一科ニ就テ專門學校卒業同等以上ノ學力アリト認メタル者  
ホ、一年以上新聞通信雜誌及ビ關係業務ニ従事セル者

二、研究生

編輯學科又ハ經營學科ノ一ヲ選擇聽講シテ斯學ヲ研究スル者  
第五條 學科目及課程  
本學院ノ教授スル學科目及教授課程左ノ如シ

一、學科目及時間  
學科目 全學年時間  
一、新聞本質論 十一時間  
二、新聞文化史 二十五時間  
イ、日本新聞文化史論。ロ、世界新聞文化史論

三、新聞倫理學 十一時間  
四、比較新聞學 十四時間  
五、新聞經營學 八十時間  
イ、經營原理論。ロ、應用經濟學

六、領收セル學費ハ事情ノ如何ヲ問ハズ返戻セズ  
第八條 特 典  
一、本科生中優良ノ成績ヲ以テ卒業セル者ニハ新聞通信社ヘノ就職ヲ斡旋ス  
二、本科卒業生ニハ日本新聞學院新聞士ノ稱號ヲ與フ  
三、本科卒業生ニハ得業證書ヲ與フ  
四、全學年ヲ卒業セル研究生ニハ修業證書ヲ與フ  
五、卒業生ハ日本新聞學院學友トナル  
六、學友ハ自由ニ本學院ニ出入シ學院及學友會ニ關スル一切ノ特權ヲ享有ス

日本新聞學院院則

第一條 名 稱  
本學院ヲ日本新聞學院ト稱ス  
第二條 目的  
本學院ノ目的ハ新聞通信記者及從業員タルニ必要ノ學理ト實際トヲ教授シ併セテソノ品性ヲ修育スルニアリ

第三條 事 業

本學院ノ事業左ノ如シ  
一、日本新聞學院ニ於ケル新聞

學教授

一、本科卒業生其他ノ職職紹介  
三、學院外ヘノ出張講演  
四、新聞學ニ關スル圖書ノ出版  
五、新聞圖書室及研究室ノ開設  
六、學生及新聞従事員ノタメ寄宿舍經營(當分準備中)  
第四條 管 理  
本學院ハ將來財團法人組織タルマデヲ新聞研究所ノ管理トス  
第五條 職 員  
本學院ニ左ノ職員ヲ置ク、幹事以下ハ有給トシ學院長コレヲ任免ス  
學 院 長 一名  
幹 事 一名  
會 計 一名  
圖書室長 一名  
研究室長 一名  
寄宿舎長 (當分不要)  
書記及職員 若干名  
第六條 理 事  
本學院ハ理事十二名(内、學務理事七名、財務理事三名、院務理事二名)ヲ推薦ス、理事ハ名譽役員ニシテ任期ヲ定メズ  
理事ハ理事會ヲ作ル  
理事會ハ本學院ノ重要院務、學務財務及諸事業ノ遂行ヲ指導ス  
但シ院務理事ハ主トシテ院務ニ當

ロ、本科入學志願者ハ入學願書  
履歴書(用紙ハ共ニ本學)在學  
證明書又ハ卒業證明書、戶籍  
謄本、最近寫眞、受験料ヲ添  
付申込ムベシ

ハ、入學ヲ許可サレシ本科生ハ  
五日以内ニ在學證明書(本學  
院ヨリ交付ス)ニ入學料、授  
業料、院費ヲ添付差出スベシ  
保證人ハ市内外ニ一戸ヲ立ツ  
ル者ニ限ル

ニ、右ノ手續ヲ完了シタモノニ  
ハ本學院ヨリ本科在學證ヲ交  
付ス  
ホ、本人モシクハ保證人ニシテ  
改名轉居死亡ノ際ハソノ都度  
届出ツベシ

ヘ、本科生ニシテ退學セントス  
ル者ハ保證人連署ノ上在學證  
ヲ添付届出ツベシ

ト、本科生ニシテ品性學業ノ新  
聞事業ニ適セザル者ハ退學セ  
シム  
チ、本科生ニシテ理由ナクシテ  
一ケ月以上缺席スル者ハ學籍  
ヨリ除名ス

二、研究生  
イ、研究生ハ隨時診考ノ上入學

セシム。但シ定員以内ニ限ル  
ロ、研究生希願者ハ入學願書、  
履歴書(本學院ヨ)ニ入學料、  
授業料、院費ヲ添付申込ミ本  
學院ヨリ研究在學證ヲ受クベ  
シ

ハ、研究生ニシテ退學セントス  
ル者ハ在學證ヲ添付届出ツベ  
シ

第七條 學 費  
一、本科生  
イ、試験料金參圓(入學願書ト  
共ニ納付スベシ)  
ロ、入學料金五圓(在學證書ト  
共ニ納付スベシ)  
ハ、授業料金六十圓(同前)  
但シ毎期初メ毎ニ金貳拾  
圓宛分納スルコトヲ得

ニ、院費 一學期分金五圓(同  
前)  
三、院費 一學期分金參圓(同  
前)

ニ、院費 一學期分金參圓(同  
前)

ニ、院費 一學期分金參圓(同  
前)

ニ、院費 一學期分金參圓(同  
前)



リ學務理事ハ學務ノ大綱ヲ定メ財務理事ハ會計ヲ監督ス  
理事會ハ隨時コレヲ開催ス

第七條 評議員

本學院ハ評議員五十名ヲ全國新聞關係各社重役中ヨリ推薦ス但シ評議員ニシテ其社ヲ辭シタル時ハ評議員以外トス

評議員ハ理事會ヨリ文書ヲ以テスル本學院ノ重要案件ニツキ可否ノ意見ヲ與ヘ又ハ理事會ヲ後援シテ本學院ノ諸事業ヲ助長ス

第八條 顧問

本學院ハ新聞界内外ノ名士中ヨリ顧問ヲ推薦ス

第九條 名譽顧問

本學院ハ新聞界内外ノ長老中ヨリ名譽顧問ヲ推薦ス

第十條 維持員

本學院ニ金千圓以上ヲ寄附セル人ヲ維持員トシテ財團法人成立後ノ維持會員トス。維持員ハ必要ノ都度本學院ノ會計狀態ヲ知ルコトヲ得

第十一條 贊助員

本學院ニ金百圓以上ヲ寄附セル人ヲ贊助員トス。贊助員ハ每學年本學院ノ院況報告ヲ受ク

第十二條 會計

本學院ノ會計ハ獨立會計トシ每學年毎ニ財務理事ノ監査ヲ經テコレヲ公表ス

名譽顧問

國民新聞社長 徳富猪一郎  
大陽朝日社長 村山 龍平  
東京朝日社長 本山 彦一  
大阪毎日社長 本山 彦一  
東京日日社長 本山 彦一

顧問

讀賣新聞社顧問 小野瀨不二人  
ヘラルド社長 頭本 元貞  
大阪毎日副社長 矢野 文雄  
王子製紙社長 藤原銀次郎  
外務省情報部長 小村 欣一  
帝國教育會長 澤柳政太郎  
文學博士 澤柳政太郎  
日本電報通信社長 光永 星郎  
文大臣法學博士 水野鍊太郎

評議員

新聞通信社長 伊勢兵次郎  
河北新報副社長 一力 次郎  
日本新聞聯合事務 岩永 裕吉  
丸見屋總支配人 波多 熊藏  
三越常務取締役 濱田 四郎  
大阪時事事務 堀 勘一

正路喜社長 布屋 徹吉  
滿洲日日社長 小山内大六  
報知社長 太田 正孝  
經濟學博士 與良松三郎  
名古屋新聞主幹 高木 貞衛  
萬年社長 高木 貞衛  
京城日報社長 副島 道正  
博文館編輯局顧問 坪谷善四郎

一府一道十七縣新聞取次業組合 幹事 長 根岸 良吉  
中山太陽堂主 中山 太一  
中外商業新報常務 村上 幸平  
日本電報取締役 上田 碩三  
大阪朝日事務 上野 精一  
講談社社長 野間 清治  
東京中央放送部長 矢部謙次郎

改造社長 山本 實彦  
帝國通信社事務 松井 鐵夫  
朝鮮新聞社長 牧山 耕藏  
實業之日本社長 増田 義一  
ジャパントイムス副社長 不破達磨太

國民新聞取締役 布津 純一  
都新聞社長 福田 英助  
時事新報社長 小山 完吾  
大阪毎日取締役 城戸 元亮

中央新聞取締役 結城禮一郎  
京華社長 後川 文藏  
讀賣新聞社長 正力松太郎  
朝日社事務法學博士 下村 宏  
萬朝報社相談役 秀村 得一

前國民編輯局長 馬場 恒吾  
大阪毎日常務兼 高石眞五郎  
大阪毎日主幹 伊達源一郎  
日本新聞聯合社顧問 伊達源一郎  
新聞研究所社長 永代 靜雄  
大阪朝日取締役 村山 長舉  
中外商業新報社長 築田欽次郎

本山翁の寄附

尙ほ本山大母社長は學院創設の當初から種々先援助の實を示されたが、二年八月、金五千圓(一ヶ年千圓宛分拂)を學院維持費中へ寄贈され、永代學院長よりは感謝狀に添へて、學院維持員としての推薦狀を翁に送呈した。學院の収入は第二學期に入つて激減し、第三學期は更に減少すべきに反し支出は最長期の第二學期に激増すべく殊に第一學年度は特別支出多きをもつて年度大決算に於て恐らく意外の不足を見るべく、學院當事者は本山翁の高誼に感激すると共に、廣く同志の支援を翹望しつゝある。

ウ、汎新聞教育

新聞に關する一般教育も、各所で催はされた。たとへば慶應大學主催の廣告販賣講習會(十五年十一月十五日間)。三田新聞學會主催の新聞講演會(二年五月末)。名古屋新聞主権の廣告實務講習會(二年六月五日)。萬年社主催の新聞廣告研究會(二年三月より毎週一回

宛十二回)等それであるが、ほかに東朝新築記念事業の一であつた新聞展と日本新聞學院が二年八月九日丸の内東京會館に主催した米國ミソリー大學新聞學部長ウヰリアム博士の講演會と共に世間の注意を惹いた。ウ博士は大阪でも關西大學主催の新聞講演會に臨み同じく同市の知識階級者に多大の感動を與へた。

そのほか、大朝主幹原田棟一郎君の「新聞道」を初め、時事政治部長後藤武夫君の「新聞紙研究」、杉村朝日顧問の「新聞の内外」など専門的にも一般的にも、非常に多益な新聞研究書の出版されたことは、前年度の喜ばしい收穫であつた。これらの良著は新聞を世人に理解させたばかりでなく、新聞當事者を内省の道へとしるべした。

職員  
學院長 永代 靜雄  
幹事 金子 清吉  
會計 村松吉太郎



# 第二章 代表各社經濟事情

一二の例外を除けば、代表各社の經濟事情は年々飛躍的に向上し、除外例の社と雖もその投資力の豊富なるに於て、前途の好望を豫期される。とまれ、新聞事業は今やその資力職に移つた。この勢を以て進めば、恐らく大毎、大朝の資本金一千萬圓時代も恐らく十年以内には實現するであらう。各社考課狀の分解と研究とはその傾向を裏書する。

## 一、大阪朝日

### 十五年下半期

大朝では十五年十一月二十五日午前十時、同社に第十五回定時株主總會を開き十月末締切りの十五年度下期決算案を附議可決したが其の營業成績は七十四萬七千餘圓の純益金を計上し、内三十萬圓を東朝新館建設費引當の特別積立金として、株主配當は前期同様一割五分を掲置いた。之れを前期の利益金計上六十一萬九千餘圓に比すれば十二萬餘圓の利益増加に當つてゐる。其の決算内容左の通りである。(圓以下切捨)

貸借對照表	
貸方	借方
資本金	四〇〇〇、〇〇〇
法定積立金	五六二、八〇五
退職積立金	五一七、六三四
特別積立金	七二五、〇〇〇
前期繰越金	六一、一八〇
前金	四三、一一〇
信託金	二五四、〇八六
假受金	三二八、六五二
支拂手形	三、一六九、三三三
未拂金	三九二、八二五
雇員預金	一六、四五二
銀行勘定	五四二、七九四
当期純益金	七四七、四五七
合計	一、三六一、三三五
借方	
地所及建物	三、〇三三、六九三
機械什器圖書	二、一一三、九五二
活字母型地金	三〇、三一四
貯藏物品	二〇四、四六〇
貸付金	六二、八三〇
殘懸金	二、一七六、三〇三
假拂金	一八五、五八六
繰替金	一八二、四七〇
専用電話費	一三六、二九四
新築假拂金	二、三三一、〇四四
有價証券	三四五、〇四五
受取手形	九〇、二五九
郵便貯金	一六、四五二
銀行預金現金	五五二、六〇七
合計	一、三六一、三三五
損益計算表	
營業收入	一、六七六、一四〇
雑收入	一三五、五五五
收入合計	一、八一、六九六
新開原料及社費	一一、〇六四、二三九
差引利益金	七四七、四五七
利益金處分表	
当期純益金	七四七、四五七
前期繰越金	六一、一八〇
合計	八〇八、六三八
内訳	
法定積立金	五〇、〇〇〇
退職積立金	五〇、〇〇〇
特別積立金	三〇〇、〇〇〇
役員賞與金	四〇、〇〇〇
株主配當金	三〇〇、〇〇〇
後期繰越金	六八、六三八

### 下半期の業況

「當期間に於ける本會社の經營は益堅實を旨とし積極的方針の下に進みたるを以て大阪本社及び東京支店とも新聞並に出版物の販賣、廣告の蒐集何れも優良なる効果を收めたり。大阪朝日の販賣は紙面の改善内容の充實と共に極力販路の發展に努めたる結果紙数は前期の激増以上に尙増加を來し的確に我新聞界に優越の地位を占有しつゝあり定期刊行の週刊朝日アサヒスポーツ、コードモアサヒ、婦人會報

はます々々販路を擴め健全に増加發達せり。

臨時出版物 は本期間に於て近松全集、與沖全集を初め十三種類の新刊廣告界の被る打撃甚しきに拘はらず本紙は幸ひ紙数の激増に依る廣告の効果偉大なるを確認せられたると加ふるに朝日會館竣工記念廣告の申込み増加し之れがため又新記録を作るの好成績を擧げり得たり。

東京朝日 の販賣は本期の初に有力なる販賣業者よりなる定價賣即行會と某社との間に多少の混亂を來せしは遺憾とする所なれども本社は正當なる定價賣勵行の主義により所定の行動を執ります々々販路の進展を計りたる結果紙数は著しく増加し好況を持続せり。

定期刊行物 はいづれも好評を以て迎ゑられアサヒグラフは五月聖徳太子奉還展覧を、十月に帝展

號を、映畫と演藝は九月に増大號を、アサヒカメラは五月十月の二回に同じく増大號を發行して何れも重版賣り切れの好成績を擧げたり。

廣告 は本紙の發展に伴ひ當然廣告効果の増大したるは大阪と等しく一般に諒解せられ掲載量の増加を來したるために頻々増頁を爲し豫期以上の成績を收めたり。

年中行事 の一なる本社主催第十二回全國中等學校優勝野球大會は本年の參加學校三百三十五校の多きに及び之れを全國二十二地方(鮮滿、臺灣、北海道を含む)に別ち七月より各地に於て豫選大會を催し八月十三日より七日間に互り全國大會を阪神造道甲子園運道場に於て舉行せり年々來觀者増加し本會期間を通じて入場者の數四十萬を突破し眞に空前の盛況を呈したり又東京大阪間定期航空事業開始以來回を重ねる事既に六百四十回に及び更に今期に入りて新に東京仙臺線の定期航路を開設するに至れり。

前期の事業報告に據報せし本社より東京機械製作所へ注文したる高速度輪轉機二臺は既に到着した

り之れを以て一時間に四頁の新開八萬枚の印刷能力を有する朝日式超高速度輪轉機十二臺を使用することとなり機械力に於ても亦全國新聞中比肩するものなきに至れり

本社事業の發展に伴ふ本館増築準備のため表道路に面したる隣地中之島三丁目二番地の一の宅地九十七坪八合及び同地上の建造物一切を大阪 業株式會社より買收し本年六月一日登記を了せり。

朝日會館 は昨年三月工を起し本年十月九日竣工、建物は竹中工務店の請負に係り總延坪一千四百七十七坪地下室とも七階建にして黑色金線の新意匠に成り一階を設送場に二階をグラビヤ製版場其他に充て三階を大展覽會場に四階を大公演場とし五階六階の觀覽席を合せ千六百人を容るゝに足り我が社業の發展を表象すると共に社會文化に貢獻し大阪市における誇るべき施設として内外人の稱讃を稱したり。

東京朝日の新築 は地下室とも八階建物總延坪三千五百坪の工事進行中なりしが將來事業の發展に鑑み更に四百餘坪の必要を認め或る部分の設計を變更し目下鋭意工

### 二年度上半期

大朝では二年五月二十五日午前十時、同社で第十六回定時株主總會を開き去る四月末を以て締切つた本年度下期決算案を附議可決し同時に監査役杉村廣太郎、常任監査役辰井梅吉兩君の任期満了改選を行ひ兩氏とも再選責任に決したが、其の營業成績は三十五萬五千餘圓の純益金を計上し、株主配當は前期同様一割五分を掲置いてゐる。之れを昨年度下期の利益金計上七十四萬七千餘圓に比すれば二十九萬二千餘圓の利益減を示してゐるが、之れは同期間中、御大喪事

事を急ぎつゝあり。同新社屋工場は据付けの米國アルホール會社より輸入したる朝日式超高速度輪轉機四臺及び東京機械製作所に製作せしめたる同型輪轉機二臺は既に新工場に組立を了し試運轉の成績良好なりしを以て近く本運轉開始の豫定なり。なほ紙数の増加に應ぜんため更に同型のもの三臺を東京池貝鐵工場に注文し其製作に着手せしめ機械力に於て東都新聞界中他に其類なきを期せり。



件費用として二十五萬八千八十餘圓北丹震災事件費用として四萬一千二百餘圓等合計約三十萬圓の臨時支出を餘儀なくせられた結果に基くものであると云ふ。其の決算内容左の通り(圓位以下切捨)

資本金	四、〇〇〇、〇〇〇
法定積立金	六一二、八〇五
退職積立金	五六七、六三四
特別積立金	一、〇二五、〇〇〇
前期繰越金	六八、六三八
前金	六〇、八九四
信認金	二六七、六二一
假受金	二五四、七三一
支拂手形	四、〇二九、〇五三
未拂金	五四一、二四七
職員預金	一、一七九、〇三〇
銀行勘定	一、一七九、〇三〇
常期純益金	三五五、〇四七
合計	一二、九六一、七〇五
借方	
地所及建物	三、〇三一、七一八
機械什器圖書	二、一八八、三五九
活字母地金	四三、七七七
貯蔵物品	一六二、八二五
貸附金	六四、七三五
貸懸金	二、六六四、一五八

假拂金	三三三、七五四
繰越金	二〇〇、九〇九
専用電話費	一一五、八六四
新築假拂金	三、三五七、二四七
有價證券	三二四、二五七
受取手形	一四七、三〇五
郵便貯金	
銀行預金現金	三二六、七九三
合計	一二、九六一、七〇五

損益計算表	
營業收入	一二、六一四、三二三
雑収入	一三四、一五七
収入合計	一二、七四八、四八〇
新聞原料及社費	一二、三九三、四三三
差引利益金	三五五、〇四七
利益金處分案	
常期純益金	三五五、〇四七
前期繰越金	六八、六三八
合計	四二三、六八五
内訳	
法定積立金	三〇、〇〇〇
退職積立金	三〇、〇〇〇
特別積立金	四〇、〇〇〇
役員賞與金	三〇〇、〇〇〇
株主配當金	三〇〇、〇〇〇
後期繰越金	二二、六八五

上半期の業況

「當期間に於ける本會社の經營は益積極的方針を執り各般に互り設備の充實改善を圖ると共に鋭意事業の發展に努めたる結果本社及び東京支店とも新聞販路の擴張廣告の蒐集いづれも最も優良なる効果を收め得たるも御大喪事件に貳拾五萬八千八百餘圓北丹震災事件に四萬千貳拾餘圓(配給、通信諸費を含む)を始め其他臨時に多額の支出を要したるを以て利益金處分を下記の通定めたり。

大阪朝日 記事の正確報道の敏速なるは既に一般讀者の認知する所なれども當期間の如き先帝の崩御、北丹の震災、支那の動亂、内閣の交迭、財界の動搖等重要事件の發生に際し的確に其事實は立證せられます。社會の信用を博し堅實なる基礎の下に販路の擴張を計りたるを以て非常なる紙數の激増を來し當期も又最も優秀なる成績を擧げ得たり。

定期刊行物 週間朝日、アサヒスポーツ、コードモアサヒ、全關西婦人は極めて順調な増加發達を遂げつゝあり。

臨時出版物 當期間に於ては近

松全集、契沖全集の續約出版六卷の外新刊十三種の單行本を發行し各好評を以て迎へられ發行きよく多くは版を重ねつゝあり。

廣告に於ては、前期以來經濟界は未だ不況の域を脱せず加ふるに諒闇に次ぎ北丹の震災、財界の恐怖等廣告界に於ける幾多の難關に遭遇したるも本紙の好評に連れ發行部數の激増と英文日本號の出版と相俟つて極力募集に努めたる結果幸ひ豫期以上の收穫を得本期間中百壹回の増頁を爲す等空前の盛況を見るに至れり。

東京朝日は、紙面の改善と共に一月には御物若沖筆「白鳳の圖」、三月には新築記念のため、今上陛下御政宮御當時の御歌並に大觀筆「昇る日」の色紙二枚、四月には三木翠山筆「木蔭」の圖を發行し地方にては十一月、秋田、青森、岩手の三縣版を獨立せしめたる等、極力販路擴張に努力の結果完全に東都第一の發行紙版を有するに至れり。

定期刊行及び臨時出版物 アサヒグラフは二月中大正天皇御大喪號を連續發行し、一月には別に増刊號として「大正天皇御一代畫報」

三月には「御大喪畫報」を出版して微意を表し奉りたるが、紙面の改良と擴張の必要にせまられ二、三、四月何れを増頁號を出し、遂に五月號より三十二頁(八頁増)として定價を貳拾錢に改むる事とし、激増せる讀者に充實せる内容を供給する事に決定せり。

東京朝日縮刷版は、十二月號より記事、廣告共全部原形のまま縮刷する事としたるに讀者の大歡迎を受け發行部數は倍加するの好況となれり。

尙十一月には美術年鑑第一年號を出版し、本社發行の年鑑ものゝ中に一異彩を加ふるに至れり。

廣告に於ては、月毎に確固たる地歩を占め、進展しつゝある本紙の廣告は更に新築落成記念廣告の申込みを受け掲載量に於ても料金を於ても新記録を作るの好成績を得たり。

大阪朝日計畫事業

○山口版は 十二月十五日より門司支局にて編輯印刷し直接發送することとし又一月五日より四國版を分ち香川愛知、徳島高知の二版とせり。

○大正天皇崩御 昨年十二月長くも先帝の御儀重らせ給ふてより靈柩宮城へ還御あらせらるゝまで連日東西呼應し兩朝日の編輯營業印刷の三機關は晝夜白熱的活動を續け大阪本社においては十一日より二十九日迄の間に號外を發行すること三十五回、内八頁大特別朝刊一回、四頁大特別夕刊一回、四頁大號外三回に及び殊に二十六日には崩御記事満載したる二十六頁の大新聞を即日發行したるは成國新聞界の新記録にて畢竟本社の如き大設備によつて初めて爲し能ふものとす又二十七日夜御靈柩の葉山より宮城へ還御の歴史的光景を詳寫したる寫眞を即夜東京より大阪へ空中輸送を敢行し大成功を收め直ちに四頁大の寫眞號外として發行し同時にこれを複寫して大阪より門司支局に空中輸送し支局に於ても即日同號外を發行して九州鮮滿の各地へ發送したり。

之れ我國最初の長距離夜間飛行なると共に又我新聞界に一新記録を造りしものにして新聞、航空の二發達史に特筆大書すべきものなりとす。

○第一回歲末同情週間 同胞相扶

くるの主意に依り一月を目前に控へ飢寒に憫む人達に同情すべく慰問品の募集を企たる結果義金三萬八千三百四圓八十錢(慈善市賣上金を含む)物品四千五百餘點の寄贈を受けたるを以て之れが配與に關し府市營事者及び方面委員諸氏と協議を重ね慰問袋壹萬壹千四百個、餅九千七百五拾本、金封貳千四百九拾壹圓を十二月廿七日より卅日までの間に於て大阪京都神戸の各方面へ最も公平有効に分配せり。

○北丹後震災義金 三月七日北丹地方に起りし大震災の被害は凄慘の極に達し、之が救援の爲本社は直ちに義金の募集を大阪東京兩朝日紙上に發表せし處四方の同情雲の如く湧き續々寄託ありその累計實に參拾貳萬五千六百七拾五圓八拾錢の多數に上りたり、本社は救援の目的を出來得る限り速に達する爲直ちに此義金を以て應急必要の物資を急送し次いで全燒の各戸に金貳拾圓全壞半壞半燒の各戸に金拾圓の比率を以て現金を分配して急を救ひ更に死者參千百貳拾八名に對し一名拾圓を其遺族に用慰金として贈りたり、罹災者は此の

尊き同情に對しいづれも感泣其厚意を深謝したり、而して義金の分配左の如し。

金參拾貳萬五千六百七拾五圓八拾貳錢也 募集金總額内譯

○金貳拾壹萬壹千參拾圓也現金分配四千枚、天幕四十七張藥品其他購入費○金八萬七千八百七拾參圓八拾貳錢也北丹罹災者復興資金として京都應渡○金四千五百圓也大阪府、兵庫縣下罹災者救恤分配金として同府縣應渡

尙本社は震災の翌日直に救護班を急派し重傷者の應急手當を行ひ更に本社内全關西婦人聯合會の取扱にかゝる救恤慰問貨車三十六輛五百六十屯の大量貨物を迅速に配給せん事を期し爲に六十餘名の社員を出張せしめ三月廿六日まで不眠不休の大活動を爲せり、之に要したる社員、醫師、看護婦、人夫等の延人員壹千百貳拾七人の旅費日當宿泊費醫療品代はもとより貨物自動車費用自動車其他廣告費等に要したる費用金參萬七百拾八圓五拾四錢は全部本社に於て之を負擔支出せり、斯くて此の非常時における本社の敏速なる報道と相俟















つながら決して樂觀を許さざりしかど東西本支店の培へる根帯深き信用は各方面の緊縮的施設並に積極的計畫と相俟つてこの難關を突破し左記の如き優秀なる成績を収め得たるは寔に欣快に堪へざるところなり。

一、本社販賣 各地方一様に不景氣に呻吟しつゝ、當に紙數擴張上の困難を痛感せるのみならず動もすれば新聞代金回収率の減退を來さんとする傾向あり此間本社は極めて堅實なる方針を持し一歩々々合理的擴張に努力し其收穫必ずしも花々しからずと雖も而も紙數に於て前年同期に比し二分六厘の増加を見、新聞代金の回収に於ても從來に比し却つて一段の好成績を収むるを得たり、これ畢竟讀者の眼識著しく進歩し新聞價值即ち記事内容の充實せる我紙の如き第一流紙を要求することの切實なるを證據立つるものにして前途の成果期して待つべきなり、尙英文毎日、サンデー毎日、エコノミスト、點字新聞、芝居とキネマ等何れも順調なる増紙發展の實を擧げつゝあり。

一、本社廣告 今期上半期即ち六七、八の三ヶ月に於ける廣告收入は甚だしき悲況を呈しことも博の開催によつて幸ひに血路を開ける有様なりしが九月以降百方畫策するところありし結果形勢頗る好轉し來りこの不況時代に於て他社の企圖し能はざる好成绩を収め前年同期に比し行數に於て四厘四毛、料金に於て二分八毛の増加を見るに至れり。

一、東京支店 前期末より引續き關東一般に亘り各社販賣上濫賣混戦の状態を現出せるも我が東京日日新聞に於ては多年扶植せる鞏固なる販賣網と優秀なる賣捌店とによりて終始定價賣を勵行しつゝ、販賣擴張に努力せし結果依然として關東第一位の販賣部數を占め賣上金高に於て前期中に比し七分四厘の増額を示し就中市内出張所は今や其店數一百五ヶ所となり一般財界不況の時に當り市内のみにて三十萬部突破祝宴を張るの盛況を見るに至りたり。

廣告に於ては財界の不況未だ依然として轉換を見るに至らざるも販賣部數の増加と相俟ちて單

價の向上せし結果料金に於て未曾有の好結果を収めたり。

一、各種催物 先づ運動方面に於ては全國中等學校並に專門學校角力大會全國中等學校庭球大會女子中等學校庭球大會、全國中等學校水泳大會、十哩游泳大會何れも好評を博せるが就中本社員人見絹枝嬢をゴートンブルグの萬國女子オリンピック大會に派遣して日本女子運動家の地位を世界的に躍進せしめたるは我運動界に特筆すべき一新聞記録といふべく、次に五十年後太平洋展覽會、南洲翁展覽會等それ々々に意義深く更に國民の海外發展を獎勵すべく南洋、アフリカ、滿蒙、ブラジル事情等の講演會を頻々開催したり。

である。之れを前期の利益金計上六十八萬九千餘圓に比すれば十五萬八千餘圓の利益増加に當つて居り、特に今期は

本山社長の功勞金其他即ち社長功勞金及同傳記編纂費 五五〇、〇〇〇圓

市外専用電話架設費年割銷却殘 一四三、八六一

東宮御成婚記念事業年割銷却殘 二八四、〇一一

等合計九十七萬七千八百餘圓を臨時支出以外に計上銷却したにも拘らず、斯かる良好な營業成績を擧ぐるに至つたのは、同社の營業方針が着々奏功し、特に東日の營業成績が一面積極的であり、他面諸經費の節減が斷行された結果、著しく面目を異にする事となつたからであると云ふ。(圓以下切捨)

貸借對照表

資產部

未拂込株金 一、二五〇、〇〇〇

預金 三一、一六六

地所家屋 四、九七八、七〇〇

機械器具及活字 二、八〇〇、八〇九

有價證券 一〇五、三四一

取引保證有價證券 一九八、八〇〇

貯藏物品 一六二、七五〇

二年上期業況

出進の力勢開新全

販賣店勘定	一、二九九、七四〇	通信費	八五三、一三八
廣告勘定	一、三三二、二一九	營業費	三、二九〇、五四〇
假出金	一、〇二六、四一七	臨時費	四四六、九二二
受取手形	一七二、五三四	社長功勞金及同傳記編纂費	五五〇、〇〇〇
未收入金	六二、二一九	市外専用電話架設費年割銷却殘	一四三、八六一
現金	四六五、五六〇	東宮御成婚記念事業費年割銷却殘	二八四、〇一一
合計	一三、七七六、一三一	合計	一三、三一四、八〇七
資本金	五、〇〇〇、〇〇〇	差引當半期利益金	八四七、二八〇
積立金	九七一、〇六〇	利益金分配案	八四七、二八〇
別途積立金	六二、四二三	利益金	八四七、二八〇
配當準備積立金	一、四、五二七	内	
假受金	一〇六、七八六	固定資產銷却	一〇〇、〇〇〇
取引保證金	二八四、二九二	機械銷却	八六、六〇〇
仕拂手形	二、六八三、八七九	差引	
未拂金	一、六四四、一〇七	純益金	六六〇、六八〇
職員積立金	三八四、四三一	前期繰越金	三二七、〇四六
銀行當座借越	一、三五〇、二九五	合計	九八七、七二七
前期繰越金	三二七、〇四六	此の分配左の如し	
當半期利益金	八四七、二八〇	積立金	五〇、〇〇〇
合計	一三、七七六、一三一	非常準備積立	八〇、〇〇〇
損益計算書		第一配當金	一八七、五〇〇
收入之部		第二配當金	一八七、五〇〇
營業收入	一、二、八五〇、〇九三	重役賞與金	五四、七二〇
雜收入	一、三一、九九五	別途積立金	二二、七五〇
合計	一、四、一六二、〇八八	養老退社慰勞金	七三、〇〇〇
支出之部		後期繰越金	三三三、二五〇
新聞原料	五、八三九、三六一		
給料手當	一、九〇六、九七二		

當半期は不幸にも 先帝陛下の御不例に始まりて諒闇の新年を迎へ奉り、其後奥丹後の震災、支那の動亂、財界の恐慌等不祥事起りし爲め久しく疲弊を重ねたる我國經濟界は更に一層沈澁を來たし從て廣告收入の如き今期初半に於ては俄に樂觀を許さざるものありき。然れども之等の重大事件に際會して始めて本社は克く大新聞たるの偉力を發揮することを得、別項非常準備積立金支出の項に詳述するが如く大事件毎に我が東西兩社は相策應して白熱的活動を續け其の報導に於て嶄然一頭地を抜き讀者をして本社通信網の周密と設備の優秀とを首肯せしむるものあり、從て東西兩社共に信譽益々加はりて新聞紙の需要を一層増加し發賣部數の増加は又延いて廣告面の需要を増加し遂に左記の如く販賣上に良好の成績を見たのみならず廣告上にも又未開の好果を収むるを得たり、尙本社主催鐵道省後援の日本新八景の投票募集は滿天下の人氣を聚め本紙の聲價をいやが上に昂めたり。

一、本社販賣 今期の販賣成績は順風に帆を揚ぐるが如く、元旦には百三十餘萬部を發賣して我國新聞界に重なる新記録を印せり、蓋し前述の如く引續く大事件によりて本紙の眞價益々明確となり從つて其の需要が愈々増大せるの外、一月には新年繪附録として「全國鳥獸圖」を三月には極彩色高級印刷の「今上陛下御尊影」を附録として發行したる等讀者の爲めに努むる所大なりしにも因る、斯くて全半期を通じ發賣部數は常に優勢を維持し今期末に於て前年同期に比し實に四萬七千六百四十二部の多數を算す而して財界の恐慌ありしに拘らず收金成績も亦頗る良好なりき。

英文毎日、サンデー毎日、エコノミスト、芝居とキネマ、點字新聞等は孰れも堅實なる發展をなし就中エコノミストは財界の波瀾に際して最も權威あり且公正なる經濟雜誌として推せられ頗る其の増加を見るに至れり以上定期刊行物の外、五十年後の太平洋、昭和元年勅語謹解、丹後但馬震災畫報、露西亞經濟















1	東京 佐々 政徳	10	徳島 志摩 作平	20	大阪 森 平兵衛
2	東京 桐島 傑一	11	東京 島田 昇平	21	大阪 森下 博
3	大阪 桐原 眞一	12	福岡 柴田 百城	22	東京 森 芳雄
4	兵庫 菊池 清	13	京都 鹿野 秀雄	23	東京 森 與八郎
5	大阪 木村 靜幽	14	大阪 柴田 清藏	24	京都 森田 平吉
6	東京 城戸 元亮	15	東京 設 邦太郎	25	兵庫 毛利八十太郎
7	大阪 金納源十郎	16	東京 篠原 和市	26	北海道 森佐久間
8	兵庫 木村 常治	17	東京 濹澤 芳太	27	大阪 森本 寅吉
9	兵庫 木村 修造	18	大阪 平瀬三雄	28	兵庫 森本 寅吉
10	東京 木下 二郎	19	京都 廣瀬 滿正	29	北海道 森佐久間
11	大阪 木下 東作	20	大阪 廣瀬 惠三	30	大阪 森田 梅吉
12	奈良 木原 近藏	21	大阪 廣海三郎	31	大阪 森江 要平
13	福岡 菊竹 嘉市	22	大阪 平賀 敏	32	東京 森永太郎
14	香川 喜多 近二	23	兵庫 平川 清風	33	大阪 本山 勇一郎
15	京都 北本 甚吉	24	京都 後川 文藏	34	朝鮮 本山 一彦
16	福井 木谷我久藏	25	兵庫 平野 峯一	35	兵庫 持田 賢士
17	兵庫 北尾鏡之助	26	京都 平田金二郎	36	大阪 瀬尾喜兵衛
18	大阪 北川島太郎	27	京都 廣瀬 大助	37	京都 千歳一兵衛
19	大阪 君島 知徳	28	岐阜 平林 辰蔵	38	東京 瀧不 博尚
20	東京 岸井 壽郎	29	京都 後川 文藏	39	大阪 世川憲次郎
21	福岡 北野 又次	30	京都 久野春次郎	40	支那 瀧田芳太郎
22	兵庫 木村 さわ	31	愛知 日比野繁助	41	兵庫 薄田 淳介
23	兵庫 木造 龍藏	32	東京 平山新太郎	42	兵庫 鈴木梅四郎
24	京都 岸中 省三	33	大阪 廣津 藤作	43	東京 鈴木秀三郎
25	京都 岸田 彦二	34	東京 平尾 賢平	44	東京 鈴木三郎
26	兵庫 岸田 彦二	35	大阪 本山 彦一	45	大阪 鈴木三郎
27	兵庫 岸田 彦二	36	大阪 森川 喜助	46	大阪 鈴木三郎
28	兵庫 岸田 彦二	37	大阪 森川 喜助		
29	兵庫 岸田 彦二	38	大阪 森川 喜助		
30	兵庫 岸田 彦二	39	大阪 森川 喜助		
31	兵庫 岸田 彦二	40	大阪 森川 喜助		
32	兵庫 岸田 彦二	41	大阪 森川 喜助		
33	兵庫 岸田 彦二	42	大阪 森川 喜助		
34	兵庫 岸田 彦二	43	大阪 森川 喜助		
35	兵庫 岸田 彦二	44	大阪 森川 喜助		
36	兵庫 岸田 彦二	45	大阪 森川 喜助		
37	兵庫 岸田 彦二	46	大阪 森川 喜助		
38	兵庫 岸田 彦二	47	大阪 森川 喜助		
39	兵庫 岸田 彦二	48	大阪 森川 喜助		
40	兵庫 岸田 彦二	49	大阪 森川 喜助		
41	兵庫 岸田 彦二	50	大阪 森川 喜助		

三、時事新報

十五年度下期

時事新報は昭和元年十二月二十九日同社は第十三回定時株主總會を開き左の決算案を可決した。

貸借対照表(圓以下切捨)

新開價	二、六五〇、〇〇〇
新所有物勘定	九二七、二三六
有價証券	八〇〇、二九八
預り有價証券	一一二、三二〇
保證預け金	六一、一六七
専用電話勘定	一五六、一〇四
未収入金	五八九、〇九九
假拂金	三七四、一七二
建築假勘定	一、二二八、六三四
銀行及振替貯金	六、八一五
銀	七二、〇四〇
前期繰越損失金	七四、〇六六
当期損失金	七、六九〇

貸借対照表(圓以下切捨)

合計	六、九六九、五三五
負債の部	
資本金	四、五〇〇、〇〇〇
法定積立金	二〇、〇〇〇
従業員退社基金	二〇、〇〇〇
保證預り金	八八、〇五二
假受取金	四五、三三四
支拂手形	一、六〇五、六七〇
未拂金	六四二、三九九
大阪時事勘定	四八、〇七九
繰越金	—
合計	六、九六九、五三五

不良にあらず

時事の増資及下期決算に關し神吉營業局長は語る「増資六萬株の大半は既に募入済みであるから今後は單に其手續だけである。下期の營業成績が缺損に終つたのは遺憾であるが、併し全國五百餘店の

一年度上半期

時事では第十四回定時株主總會を二年六月二十九日午前十時同社に開催、本年度上期決算案を附議可決し同時に監査役島田乙駒君の任期満了改選の結果、再選重任に決したが、其の決算は左の如くで、營業成績に於ては損失金一千五十圓を計上の前期より損失繰越金八萬一千七百五十七圓を併せて繰越してゐる。之れを前期損失金計上七千六百九十圓に比すれば、成績極めて良好に向つたと云ふべきである、決算内容左の如し。(圓以下切捨)

貸借対照表

新開價	二、六五〇、〇〇〇
新所有物勘定	二、六四八、四五八
有價証券	八〇一、二七八
預り有價証券	二八、七九五
保證預け金	六一、一六九

四、國民新聞

十五年下半期

國民では第一回定時株主總會を二年十一月二十六日午後二時より同社會議室に於て開催十五年四月株式組織後に於ける初決算案を上

貸借対照表

合計	七、五二五、八二五
負債の部	
資本金	四、五〇〇、〇〇〇
法定積立金	二〇、〇〇〇
従業員退社基金	二〇、〇〇〇
保證預り金	一〇三、七二八
假受取金	八四、七九五
借入金	七五〇、〇〇〇
支拂手形	一、四〇一、〇〇〇
未拂金	六三三、二八〇
大阪時事勘定	一三、〇二一
合計	七、五二五、八二五



附録、承認したが、其の財産目録、貸借対照表、損益計算書の内容は、大要左の如くで、營業成績は同半期間に於て結局十四萬六千餘圓の損失金を計上し、之れを後期に繰越した。

財産目録(十五年十月末現在)

未拂込株金	第二優先株式三萬三千株に對する未拂込金一株に付廿圓	六六〇、〇〇〇
新聞購置		七〇〇、〇〇〇
土地(京橋加賀町)		四一九、〇四三
機械活字工(高速度輪轉機)		三〇四、五四九
搬設費(其他)		五四九、四九八
家屋及借地權(本館新築費)		一四五、五三六
什器(電話機其他)		一五、八三七
有價證券(身元保證有價證券其他)		六、六五五
受取手形(日本電報通)		四六、〇七五
假出金(鐵道豫納運賃其他)		六四八、九一三
得意先勘定(新聞代及廣告料金)		一、五一一
加賀町郵便局(改築費其他)		七、五一四

郵便振替貯金

金	二、四三四
銀	七、五一四
合計	一四六、二二二

当期損失金

合計	三、七二七、七九五
----	-----------

貸借対照表

負債之部

株	三、〇〇〇、〇〇〇
支拂手形	三六九、一一〇
假受金	六、二二二
取引保證金	三五、五三〇
銀行勘定	四八、六七一
新築費未拂	二二、七五〇
借入支拂手形	一三〇、〇〇〇
未拂金	四、〇〇〇
合計	三、一七七、七九五

資産之部

未拂込株金	六六〇、〇〇〇
新聞購置	七〇〇、〇〇〇
土地	四一九、〇四三
工場設備費	三〇四、五四九
家屋借地權	五四九、四九八
什器	一五、八三七
有價證券	六、六五五
受取手形	四六、〇七五
假出金	六四八、九一三
得意先勘定	一、五一一
郵便局	二、四三四
振替貯金	七、五一四
金	七、五一四
銀	七、五一四

当期損失金 一四六、二二二  
合計 三、七二七、七九五

損益計算書

当期總收入 一、一八九、二二四  
当期總支出 一、三三五、四三七  
当期總差引損失 一四六、二二二

國民では第二回定時株主總會を二年五月二十八日午後一時同社會議室に招集、二年四月末を以て締切つた決算案を附議承認したが、其の營業成績は二十四萬四千五百餘圓の損失金を計上して居り、之れを前期の損失十四萬六千二百餘圓に比すれば、約十萬圓の損失増加を示して居る。而して之れを併せた三十九萬七千餘圓の損失金を後期に繰越したが、斯く營業成績の不振を來した所以は要するに同期間中各種の臨時支出を餘儀なくされたに對し、收入は廣告方面に於て豫算に遙かに及ばぬ結果を見た等の結果であると云ふ。其の決算内容如左。

貸借対照表

負債之部

株	三、〇〇〇、〇〇〇
未拂金	一五、三九一

当期總收入 一、一八〇、三七一  
当期總支出 一、五二四、八七六  
当期總差引損失 二四四、五〇五

損失金處分案

当期損失金	一四四、五〇五
前期繰越損失	一四六、二二二
合計	三九〇、七二八
後期繰越金	三九〇、七二八

### 五、報知新聞

#### 十五年下半期

報知第五回定時株主總會は十五年十二月廿三日午前十時同社樓上に開會し同年度下半期決算報告を承認、年八朱の配當を可決し任期満了の監査役川島銳三郎、篠田鑛造、須崎芳三郎三君の改選を行ふたが何れも再選重任に決した。其の決算内容左の通り

貸借対照表

負債之部

資本金	一、一〇〇、〇〇〇
積立金	一一一、〇〇〇
支拂手形	五三六、八九二
諸預金及未拂金	五二六、七七四
前期繰越金	六、八一五
当期利益金	一一九、八一二
合計	二、四〇二、二九三

資産之部

不動産

機械器具在庫品	八四九、六九五
有價證券	七一一、一八三
受取手形	一九、七六七
諸掛金	四三、一四二
保證金及敷金	三三九、〇四八
現金及預金	一一六、六九三
假拂金	二二七、七九三
合計	七四、九七二

利益金處分

十五年下

当期利益金	一一九、八一二
前期繰越金	六、八一五
合計	一二六、六二七

是を處分すること左の如し

法定積立金	六、〇〇〇
別途積立金	一四、〇〇〇
退職基金	二〇、〇〇〇
株主配當年八朱	四四、〇〇〇
後期繰越金	一一、六二七
期末手當金	三〇、〇〇〇
合計	一二六、六二七

報知では二年六月二十日午前十時、同社樓上に第六回通常株主總會を開き同年度上半期決算を議決、承認したが、其の營業成績は前期の利益金十一萬九千八百餘圓に比

#### 一 年度上半期

貸借対照表

負債之部

資本金	一、一〇〇、〇〇〇
積立金	一一一、〇〇〇
支拂手形	六八七、四六二
諸預り金	二九八、六五〇
未拂金	二九八、六五〇
前期繰越金	一一、六二七
当期利益金	七三、四三二
合計	二、五三二、七四〇

資産之部

不動産	八五二、一四五
機械器具在庫品	七三五、〇二八
有價證券	一八、九六一
受取手形	四一、一五六
諸掛金	三八五、四六六
保證金敷金貸金	一一九、四六六
現金及預金	三〇二、一一二

### 六、電報通信

#### 十五年下半期

電通では、十五年十二月二十一日同社に第二十九回定時株主總會を召集、大正十五年下半期業績に關する報告案を附議した。其の成績は結局六萬五千五百圓を計上し、配當は前期通り一割を撥置いて居る。その決算内容左の如し。

貸借対照表

負債之部

株	一、〇〇〇、〇〇〇
---	-----------







# 新聞年表

自大正十五年九月一日  
至昭和二年八月末日

## 大正十五年九月

一日 ▲一水會々合して銀行會社決算廣告をひひより生ずる損害を鑑み協調を議す、▲中央八月分給料支拂不能、▲大毎東日航空従事員及同乘員取扱規程を制定す、▲萬朝社債々權者に對し新株式に振替を希望せるに對し約十萬圓の承諾額を得、▲萬朝編輯長長谷川光太郎君編輯主事として國民に入る、▲大毎別府に通信所を新設す、

四日 ▲安達通相は新聞聯合事務理事岩永、電通信部長上田兩君と會見し先に二十一日會の提案せる海外新聞電報料値下げに關し相當の努力を惜まずと聲明し且つ低減すべきものを對米のそれに限らず對歐のそれにも盡力すべき旨を傳ふ。

五日 ▲東日市内販賣部數三十萬突破の祝賀會を選手に開く、▲東京新聞組合大森松淺に本年度總會を催し解散を見合せ大東京新聞販賣協會を組織し山口五郎、高橋安平、中野太郎、三澤進、宮條與三郎、宮條明次郎、松本豊一の七君を幹事に擧げ、會長に宮條與三郎、副會長は山口五郎、高橋安平君、顧問に伊勢兵次郎、根岸良吉の諸君就任す。

五日 ▲新愛知中部日本一周モーターサイクル競走を向ふ五日間に亘つて舉行す。

八日 ▲木下君ラヂオ新聞を鹽山君に譲渡の報傳はり社員出社せず、▲十五社廣告部長團親交會保險協會に例會を開く、▲都下一部代理業團東京廣告協會豐國通信社内に例會を催す。

上旬 ▲大阪時事編輯局制を改め大阪通信部と地方通信部に大別し實質上の綜合編輯を實現す。

十五日 ▲中外商業新報主權の産業文化博覽會を開會す、▲中外産業博で同紙夕刊を印刷し實況を

觀覽す。

十六日 ▲大毎の懸賞廣告は七十五日二百廿五段の結果を示し一等に決しスペース二段を無料提供さるゝもの第一出版一口、三共出版一口、誠文堂二口、大明堂一口と決す、▲大毎印刷部を局に運動課を部に昇格し、人事の移動を履行、▲信毎向ふ一週間青年野球大會を催す。

十七日 ▲大東京新聞販賣協會對新台資の紛議決裂す。

十九日 ▲滿日主催の滿州卓球協會選手を上海に遠征せしむ。

中旬 ▲復興局疑獄事件豫審決定書漏洩に付檢事局より報知社に關係記者退社の要求あり、▲讀賣日活と提携して滿蒙映畫の作製及び公開を企て之に廣告挿入の案を立つ、▲輸送回盟會代表陸送狀況視察の爲め千葉縣下へ出張す、▲さきに青島新報主事を告發法拘禁せる對青島領事館事件は總領事の

陳謝に依り解決す。

廿一日 ▲廿一日會例會を開き海外電報料輕減成功を祝賀す。

廿五日 ▲國民で募集中の西郷南州脚本當選者決す、▲鹿兒島朝日今明日二日間競馬大會を主催す

廿七日 ▲片岡新藏相編井樓に春秋會々員を招く。

卅日 ▲早大新聞學會は早大新聞百號記念の爲め向ふ六日間新聞學講習會を催す、▲名古屋新聞地元廣告蒐集法として大商店訪問活動映畫を作製す、▲國民尾間營業局長退社す、▲時事營業局に調査係を新設、▲都新聞に明治時代からの動機十八名會合小宴を催す、▲時事下練馬と主川村に直營專賣店を開く、▲中央上半期缺損一萬三千圓を可決す。

下旬 ▲名古屋衛生博覽會(十月中開會)の新設館にて上映すべく衛生に關する活動映畫を作製す

▲富山日報社長死去の爲め後任として取締役金岡又左衛門君社長に就任す、▲神戸又新は縣市、商議の後援にて兵庫縣名鑑(二千頁)編纂に着手す、▲帝通の發せる目黒キネマ不拂通知を無視して各社一齊に廣告を掲載す。

## 十月

東京六紙大阪二紙の八月中の廣告行數順位は七月のそれに比し七月第一位たりし大毎第二位に下り第二位にありし大朝第一位に上り以下七月同様時事、東日、東朝、報知、國民、中外續く。

一日 ▲吉田克巳君國民新聞廣告部長となる、▲ラヂオ新聞休刊す、▲新愛知全國商品見本市を名古屋市伊藤銀行樓上に開催す(向ふ廿一日間)

二日 ▲中央工場員給料支拂不充分的爲め態業し地方版發行不能に陥る。

四日 ▲東日鬼能探訪殊勲者慰勞宴を催す。

五日 ▲萬朝朝刊秩序紊亂で發賣禁止さる、▲横山憲政會幹事長湖月に憲政會出入記者を招く。

六日 ▲東日七海東朝刀禰館兩販賣部長は取引賣捌に向つて定價賣徹底の通告を發す▲横山憲政會幹事長湖月に各社々會記者を招く

八日 ▲定價賣即行會再び運動開始の爲め常任幹事會を開く、▲都下映畫廣告團七曜クラブ分裂す

九日 ▲報知第一回書籍廣告開

放一週年記念に九日及び十六日の二回に亘り六十七段を得。

十日 ▲國民後援の都下十五大學專門學校野球聯盟成立十日より試合開始、▲東日の販賣部長懸賞抽せん同社で行はれ賣品自動車一臺は長野三共社に歸す、▲京城日報第三回京城各町洞リレを主催す、▲東朝は向ふ一週間社内に同社系賣捌店主の子弟を集め講習會を催し新聞智識の一般を注入す、▲京都日市市内横斷徒歩競争を主催す。

上旬 ▲電通五千號記念として臨時經濟擴大號を發表す、▲日本新聞聯合社の米國大野球評報各紙を賑はす。

十一日 ▲東朝販賣講習會を六日間開催。

十二日 ▲時事株主一同を新社屋に案内す。

十六日 ▲大朝東朝出版業者五十四名を五日間に亘り關西へ招待す。

十七日 ▲時事新潟版新設に付新潟縣下取引店主を長岡市に招待す。

十八日 ▲改造社の日本文學全集豫約募集一頁廣告先づ東朝に載

る、▲九州日報三十萬圓の株式登記を了す(九月十八日設立)

十九日 ▲輸送同盟會幹事會を開き東日の茨木縣下高濱より湖來迄の單獨自動車輸送開始を承認せず、▲即行會常任幹事にて時事より告訴されたる根岸良吉君神吉時事營業局長と檢事局に對置取調を受く。

廿日 ▲定價賣即行會代表幹事三君時事を除く各社販賣部長を訪問勵行に就いて諒解を求む。

廿一日 ▲即行會問題に關し東日關係者參考人として取調べらる

廿三日 ▲讀賣正力社長編輯局長柴田勝衛君次長となる。

廿七日 ▲やまと兩總版六段を發行す。

廿八日 ▲中央新聞編輯工務に給料不拂より動搖あり、▲大毎調査事業改良委員會を新設委員を發表す。

廿九日 ▲讀賣、萬朝、毎夕、二六、東毎、大勢の各社長芝紅葉館に會合社長會組織に就いて談合す。

卅日 ▲英文「大毎」大平洋會議記念號を特頁發行す、▲東日女子中學校音樂聯盟初公演に後援す

## 十一月

下旬 ▲鬼熊と語つた東日記者千葉八日市街檢事局から參考人として召喚さる。

一日 ▲今日から新聞電報料東京紐育間一語四十三錢に値下がる

▲報知定價を一圓とす、▲名古屋新聞一週間讀書週間を催す、▲正路喜社後援で三田新聞學會國民講堂で六日間廣告講習會を催す、▲和樂會(時事を除く)定價賣自由増減に賛成す。

三日 ▲時事社長福澤拾次野君死去。

九日 ▲萬年社新館に於いて新築記念講演會を催す。

十日 ▲京華社上期決算(四月—九月)利益金五萬二千餘圓を計上配當一割八分を可決す。

十日 ▲讀賣ラヂオ版一週年を迎へ特別版添附さる上旬。

上旬 ▲東京通信社合資會社となる、▲時事對即行會問題に調停運動起る、▲先月中より「……と語る」記事東京大紙に流行。

十一日 ▲大分新聞主權南支視察團二週間の豫定で出發す。

十二日 ▲大朝廣告部長東京賣



購廣告主を招待す、▲時事三百萬を増資して資本を七百六十萬圓とする事を可決す。

十四日 ▲土陽新聞創刊五十週年大祝典を行ひ讀者に福引券を贈る。

十五日 ▲慶大廣告研究會は正路喜社の後援で五日間國民講堂で販賣廣告講習會を開く。

十六日 ▲清浦新聞協會會長喜壽祝賀會帝劇に催さる。

廿日 ▲新放送部長矢部謙次郎君本日より勤務。

中旬 ▲東新合資東新社と改名す、▲東京電氣都下一流紙廣告料を平均十五錢乃至二十錢値下げに成功す、▲別に定價協定機關にして十五社聯盟運動起る。

廿二日 ▲二十一日會々合してフチオ番組解説を放送局に一轄各社へ配給せしむる事、各記者俱樂部の會費を二圓以内に限定する事等を決定す。

廿三日 ▲放送部長矢部謙次郎君の時事退社正式に發表さる。

廿四日 ▲國民十二月一日より地方版を一段増加に付社内及び地方通信部の移動を行ふ。

廿五日 ▲讀賣の出版聯合廣告

主に提供せる美術家作品抽籤行はる、▲定價聯盟に報知、國民、中外も不参加の事となる、▲大朝第十六回總會にて下半年益金七十四萬七千餘圓を計上配當一割五分掘置を可決す。

廿六日 ▲二十一日會の提案に依り放送局十二月一日より番組解説寫眞其他新聞材料配給に決す、▲國民株式組織後の初決算に於いて十四萬六千餘圓の損失を可決す

廿九日 ▲中央編輯局員二十六名を淘汰す、▲時事鈴木販賣部長和樂會の定價賣提議に賛し申合せ調印は拒絶す。

十一月

一日 ▲帝通職制の大改革を發表す、▲帝通經濟調查局特報を發行す、▲靜岡民友時事專賣の覆田君に取引を断ち之を江崎銀衛君に轉ず、

二日 ▲江崎君は民友に對し保證金一萬圓の返還を求めて不動産を假差押へをなす、▲大毎最高幹部の移動を行ふ。

四日 ▲大同通信社の廣告協會入會拒絶さる、▲東京記者聯盟發起人會開かる。

七日 ▲秀英會五十週年祝賀觀劇會を歌舞伎座に催す。

八日 ▲時事工場員の保險組合を成立し届出づ。

九日 ▲日本労働新聞(月二回)發行さる、▲十二社販賣部長會合箕浦報知營業局長の定價賣聲明書に賛成す。

十月 ▲時事丸ノ内新社屋に轉ず。

上旬 ▲葉山に於ける聖上御容體報導に關し葉山に集まる記者數百大接戦を演ず、▲即行會解散の氣運現はる、▲復員局事業と記者一部との關係係整理部長取調べに依り暴露さる、▲都、讀賣、帝通の三社員内務省に大手記者を分設す。

十一日 ▲都の幹部一同は福田社長を招待して謝恩會を催す。

十三日 ▲警視廳は聖上御容體に關し宮内省發表以外の推測記事が、民心を動揺せしむる惧ありと慎しむやう注意書を發す、▲時事夕刊(十四日附)内務省より特に注意を與へらる。

十四日 ▲十二社販賣部長の聲明書發送さる。

十五日 ▲弘報堂下半年決算に

於いて一萬餘圓の缺損を可決す。

十七日 ▲十二社販賣部長代表坂部國民、若山中外、岩崎萬朝の三君と七海東日、刀禰館東朝、鈴木時事の三販賣部長會合定價賣自由増減の共同目的遂行を申台はす

▲聖上御不例につき放送局の演藝放送遠慮に依り讀賣都のラデオ版休む、▲國民の聖上に關する號外發賣禁止さる。

十八日 ▲十四社販賣部長明春より定價賣自由増減實行の申合せに連署調印す、▲報知、讀賣の朝刊發賣禁止さる殊に讀賣署名人は檢事局に召喚され安寧秩序紊亂すると認められ告發さる、▲中山太陽堂各關係廣告代理業及掲載紙全部に向つて廣告掲出中止を通告す

十九日 ▲即行會常任幹事會を開き即行會解散決議に關し協議す

中旬 ▲時事中外共に新築と五十週年記念廣告掲出を東朝は新築落成廣告蒐集を夫々聖上御不例の爲め明年迄延ばす、▲ジエネラルモーターの廣告に向つて代理業者競争盛なり。

廿一日 ▲電通第廿九回總會に於いて下半年益金六萬五千五百圓を計上、配當一割を掘置く、▲定

價賣即行會幹事會を日比谷松本樓に開き解散を議決す。

廿二日 ▲大毎總會に下半年益金六十八萬九千餘圓を計上す、▲聖上御小康の報に葉山結記者四百六十餘名が約一百名に減す、▲弘報堂發明協會の廣告一手拔擢を得▲東日印刷局新職制を發表し人事の移動を行ふ。

廿三日 ▲報知下半年益金十一萬九千餘圓を計上八朱の配當を可決す、▲箕浦報知局長十五社販賣部長を招待し和樂會に兩社復歸の意味の懇親會を催す、▲定價賣申合に鈴木時事販賣部長調印す、▲大毎幹部一部の移動を行ふ。

廿五日 ▲聖上崩御、▲朝刊こ電通抜ひ五大吳服店休業廣告掲出さる、▲時事政元に關する報導に成功す、▲年末年始の商店廣告掲出見合はさる、▲聖上崩御の速報紐有に於いてインターナショナルニウスサーヴイス成功す。

昭和元年十二月廿六日 ▲大毎東日社員の職給規程を改正し發表す、▲解散せる即行會各社販賣部長に感謝狀を贈る。

卅日 ▲大阪に於ける松島事件豫審決定發表に關し報知國民を除

く各社速報に焦点す。

卅一日 ▲毎夕編輯局員十三名を整理す。

下旬 ▲東日主幹城戸元亮君改元誤報に引責して辭表を提出す、▲大同通信計畫して河合洋行の爲め宣傳小冊子を作り之に關係新聞の廣告の求めて新聞の信用を適用せんとし新聞側に考慮を與ふ、▲東日編輯局員連署して城戸主幹の留任嘆願書を本社長に呈出す。

昭和二年一月

六日 ▲新年擴張に各紙二乃至五割増加。

七日 ▲交詢社に於いて小山時事社長と福澤三八君と争闘す。

九日 ▲東日東朝販賣部長十三社販賣部長を招待す。

十日 ▲東京十五社販賣部長會合して聯盟組織を完成す。

上旬 ▲聖上御不例中葉山で使つた各社の電報料概算、東日一六五〇圓、東朝一三〇〇圓、報知一三〇〇圓、時事九〇〇圓、國民五八〇圓、中外五七〇圓、電通六三〇圓、帝通二〇〇圓。

十二日 ▲京城日報十頁を十二頁とす。

十三日 ▲鈴木時事販賣部長十四社販賣部長を招待す。

十五日 ▲金澤新報朝刊四頁とし別に日刊で夕刊「いしかは」を發行す、▲十五社販賣部外交諸君五十餘名懇親會を催し定價賣實行に關し打合せす、▲廣告休止中の星製菓電通の手で都下五大紙に一頁宛現出す。

十七日 ▲電通松山市に支局を新設す。

十九日 ▲御大葬儀寫に關し新聞通信社映畫業者一團となり一社百七十圓宛の費用分擔を決す。

中旬 ▲對歐新聞電報料も約四十錢に値下げの事略決す。

廿二日 ▲讀賣池貝鐵工所に高速輪轉機を注文す。

廿三日 ▲報知社員採用試験を行ふ受驗者五八三名。

廿四日 ▲御大葬儀寫に關し新聞側十五社々會部長會合し條件を附して五通信社を代表とし葬儀殿及び淺川の撮影費用千五百圓の中四百五十圓を十五社にて三十圓宛分擔し殘餘の千五十圓は五通信社にて按分負擔する事に定む。

廿五日 ▲中外「業務局」を新設す、▲新聞研究所報一五〇〇號に

達す。

廿六日 ▲各社會幹事長宮内省に出頭淺川に於けるフラツシュ使用に就き諒解を求む。

廿九日 ▲市内賣捌團大東京新聞協會幹事十五社販賣部長を訪問し市内にも定價賣實行を陳情す、▲先に決定せる御大葬儀寫費の今朝夕刊紙は三十圓宛又は夕刊のみは社は二十圓を負擔し殘餘を通信社にて負擔する事に改む。

下旬 ▲群馬、埼玉、千葉縣下に定價協定なる。

一月

一日 ▲國民定價を一圓とす、▲日本新聞聯合社事務理事若水裕吉君母堂の一周年に際し金一萬圓を社員に提供す、▲十五社販賣聯盟實行委員會開かれ定價賣協定を行ふべき地方の決定をなす▲城戸主幹の辭任に依り東日編輯局に動搖あり、▲徳富國民社長其の持株六千株を社中功勞者に分つ。

五日 ▲本山大毎社長上京東日編輯局員に城戸主幹辭任經過を説明し、社員東役會の處置を默認す

八日 ▲電通の御大葬儀製作用所にて四十二本焼失す。



上旬 ▲代理業正報社十一萬圓の廣告料回收不能に依り廢業す、▲新潟時事堤清六君を背景とする日魯滯業支配人三浦良次君の經營に移る。  
 十二日 ▲和樂會改名して笑話會となる。  
 十四日 ▲十五社販賣聯盟幹事齋藤報知君東日の無代紙配付に對して抗議す。  
 十五日 ▲七海東日販賣部長十社聯盟委員に對し考慮を求むる書面を發す。  
 十七日 ▲時事小山社長を批判したる怪文書各方面に配布さる。  
 十九日 ▲プロ文學者二十餘名掲載拒絶から毎夕木村社長に押か、▲中外商業「社業定則」「社則」並に新職制を發表す。  
 中旬 神吉時事局長辭表提出して出社せず、▲十五社販賣聯盟實行に關してもめる。  
 廿四日 ▲大分新聞一萬號を數へ増頁記念事業を發表す。  
 廿七日 ▲東京記者聯盟創立總會を開く、▲東日本年度採用試験を行ふ。  
 廿八日 ▲關門日日一萬五千號に達す。

下旬 ▲新聞研究所主管日本新聞學院創立發表さる、▲時事高連機掘付けを了す、▲五月一日より内國通信の供給を開始する日本新聞聯合社各方面に規定内容を内示す。  
 二 月  
 一日 ▲讀賣國技館で日米博覽會を開く、▲大毎營業部助役と通信部に移動を行ふ、▲大毎東日幹部の移動を行ふ。  
 二日 ▲東朝、東日、時事、報知、毎夕、國民の署名人松島事件の豫審調書を公判前に發表したる廣に依り檢事局に召喚され取調を受く。  
 七日 ▲前即行會常任幹事諸君は鈴木時事販賣部長を招待して舊交を温む。  
 十日 ▲勝田重太郎君新愛知東京支局長に就任す。  
 上旬 ▲出版物法案改正に關し各社會及二十一日會夫々當局及び代議士に諒解を求むる處あり、▲新聞用紙過剰を來し操業短縮さる  
 十二日 ▲東朝新社屋に移轉す  
 ▲大毎臨時株主總會を開き社長に功勞金五十萬圓贈呈を議決す、▲

日本新聞協會また出版物法案改正に反對運動を起す。  
 十五日 ▲帝通寫眞課寫眞團に謝罪狀を發す、▲毎夕編輯局長難波英夫君退社す。  
 十六日 ▲加藤功君營業局長として時事に入社す、▲大毎社員採用試験を東日で行ふ。  
 十七日 ▲東朝印刷局制を作り幹部を新任す。  
 中旬 ▲休業銀行預け出版業者廣告取次業者廣告主に困難起る。  
 廿二日 ▲時事社會事業部を復活し幹部を新任す。  
 廿三日 ▲議院に暴行問題あり多數の新聞關係代議士を含む。  
 廿四日 定價聲明書一齊に紙上に掲出さる、▲毎夕編輯局長部を新任す。  
 廿九日 ▲時事加藤取締役を營業局長に任じ神吉營業局長を理事とし社長直屬補佐役とす。  
 卅日 ▲電通平凡社社内に五萬七千餘圓の不拂問題起る。  
 下旬 ▲記念號を發行する新聞東西合して十一を數へ廣告主困難す。

四 月  
 一日 ▲時事二頁を減し毎週二回増頁制に變更す、▲東日販賣部新職制を定む、▲東日營業局長部及び部員を整理す、▲大毎事業部英文大毎主筆の休職を發表す。  
 二日 ▲平凡社事件で電通營業部に移動行はる。  
 三日 ▲日本新聞學院最初の入學試験行はる。  
 四日 ▲時事新築落成祝賀會を舉行す、▲静岡民友岡崎社長退き永田善三郎君(憲政會)代る。  
 八日 ▲東朝向ふ十二日間新築落成祝賀會を催す、▲時事本年度慶大卒業生八名を各部に入社せしむ、▲西久保市長春秋會員を紅葉館に招す。  
 十日 ▲日本新聞學院始學式を舉行す。  
 十一日 ▲中外蠶糸號を發行す  
 十三日 ▲國際記者協會新渡戸博士を招待す。  
 十七日 ▲今明日讀賣一萬八千號記念として文藝大講演會を催す  
 ▲黨義救濟否決に依る内閣總辭職を時事のみ販賣協定に依り日曜の故を以て號外を發行せず。

十九日 ▲田中男に大命降下す  
 廿日 ▲秩父宮殿下時事新社屋に成らせらる。  
 中旬 ▲販賣聯盟を繼用して競争店を非難の具となす傾向あり、▲やまと東部鐵道局に對し新聞輸送料金未拂の爲め鐵道小包便にて新聞を發送し賣捌取扱ひに困難す  
 ▲アルス興文社の小學生全集宣傳に關し新聞廣告賑ふ▲新愛知購入の飛行機に「神風」と命名す。  
 廿一日 ▲十五銀行の休業あり新聞關係者に打撃あり▲廣告代理業者團體協會總清に都下及大阪二紙廣告部長を招待、不拂廣告の不掲載規定履行に關し諒解を求む席上親交會員と大朝、大毎、東日、東朝廣告關係者の顔合せあり。  
 廿二日 ▲二六學藝部企畫部を新設し十二名の新社員を迎ふ。  
 廿三日 ▲報知販賣分支部主任の人事移動を行ふ。  
 廿四日 ▲關東北新聞販賣總聯盟の第一次會合讀賣に催され聲明及び規約を發表す。  
 廿五日 ▲關東北販賣總聯盟の成立に關し十五社聯盟幹事會合して協議す。  
 廿六日 ▲二六二頁を増し六頁

とし定價を六十錢とす、▲部五月十二日迄二頁の減額を斷行す、▲大友温君毎夕編輯局長となる。  
 廿七日 ▲總聯盟に對する十五社聯盟總會開催時事報知の直營店加入困難、總聯盟承認は將來に延期さる。  
 廿九日 ▲鹿兒島新聞新築落成祝賀會を催す。  
 下旬 ▲モラトリウム實施(五月十二日迄)の結果各紙經濟面縮少の餘義なきに至り隨つて廣告量も減少す、▲廣告關係の協定四離滅裂し東日東朝の提携また破る。  
 五 月  
 一日 ▲日本新聞聯合社國內ニウス供給を始む、▲大毎東日見習員廿六名を入社せしむ、▲日本新聞聯合社帝通と海外ニウスに關し關係を絶つ、▲山陽新報、上毛新聞共に欄外を廢止す。  
 二日 ▲關東北新聞販賣總聯盟組織中止に決す、▲聯合社幹部の移動を發表す、▲都二頁の減頁を復舊して十四頁とす。  
 四日 ▲時事熊崎工務部長休職となり加藤營業局長兼務す、▲一水會廣告代理業者の大團結を計

畫す、▲アサヒグラフ八頁を増して三十二頁として二十錢に値上げす。  
 五日 ▲吉田國民廣告部長退社に決す、▲時事販賣部の職制改革と管掌各主任の移動を行ふ、▲大朝英文日本號發行さる。  
 九日 ▲帝通編輯部長に井上通知部長の兼務を決定す。  
 十日 ▲廣井君帝通廣告部長として入社を發表さる。  
 上旬 ▲近代社と第一書房各紙に廣告スペース占有の競争を起す  
 ▲あづま新聞廢刊す、▲宮内省新聞班を新設し記事發表係、審査係取締係を置く、▲東日大朝國民等に對し思想團體よりの交渉頻々たり。  
 十一日 ▲帝通に廣井廣告部長排斥の運動起る。  
 十五日 ▲電通第六回關係廣告主九州視察團出發す、▲名古屋新聞自働車巡回マーケツトを主催し三日間繼續す、▲臺灣新聞新竹版を新設す、▲いばらぎ飯村社長引退し本多主筆後任となる。  
 十六日 ▲帝通編輯營業幹部の異動を發表す、▲廣井君の帝通入社留保され菊地三郎君部長に就任す。

十八日 ▲大毎東日囑託員地方巡察員規定を追加す、▲國民三十名を整理す。  
 廿日 ▲時事編輯局長部の移動を廢止す。  
 中旬 ▲アルス對興文社日本兒童文庫と小學生全集豫約出版を中心に紛争深まり廣告宣傳惡化す。  
 廿一日 ▲讀賣奈良縣下小作争議に關する記事に依り發賣を禁止さる、▲協同會大毎、東日、東毎の廣告部長を招待す。  
 廿三日 ▲協同會聯合招待會に東日加はらず、親交會所屬各社及東朝、大朝主客となる。  
 廿五日 ▲大朝上半期決算を發表し三十五萬圓の純益を計上す、▲時事新潟版十段を新設す、▲やまと對神田鐵藏君の係争に關し田中副社長大橋經濟部長無罪の判決を受く。  
 廿八日 ▲國民上半期缺損十四萬六千餘圓を發表す。  
 卅一日 ▲社団法人新聞記者協會第八回臨時總會を開く。  
 下旬 ▲國民運動隊を新設す、▲十五社販賣聯盟委員問題疎離す  
 ▲東朝、大朝、大毎、東日に興文



六 月

社小生全集グラビア四頁添附さる。

一日 ▲東日に編輯總務及び地方版檢閲係を置き幹部の移動を行ひ岡博士を東日臨時編輯主幹事務取扱囑託に任ず、又東京支店に副主幹を置き本社營業局に主事職制を敷く、▲高知新聞夕刊を發行す

▲國際聯盟新聞會議に伊達(新聞聯合)上田(電通)上野(大朝)の三君出席に決す、▲憲政會と本黨記者會同して、民政黨誌櫻田會を組織す、▲報知印刷、庶務兩部長の更迭を行ふ、▲小樽新聞欄外の廢止す、▲新愛知新社屋落成高速度機掛付け飛行機完備を名目として記念號を發行す。

五日 ▲名古屋新聞市會議事堂に於いて廣告實務講演會を催す、

六日 ▲十五社販賣聯盟總會に出席者七社を數へ無代紙全廢問題一致せず。

九日 ▲大阪萬年社三月開始每週一回の新聞廣告研究講座の第十二回を終る、▲十五社販賣各取引店に擴張無代紙配布其他に關する違反摘發を徴すべく急告書を發す

▲各社會警視廳幹部を招待す。

上旬 ▲市朝上野に「明治大正名作展覽會」を催し盛況を極む、

▲京華社上期決算を發表し利益金二萬五千八百餘圓を計上、株主配當を一分四分(前期に比し四分減)を決す、▲不破瑛麿太君ジープンタイムス副社長となる。

十一日 ▲東日、日本新八景選定委員會を開く。

十二日 ▲東日の日本新八景を決定發表さる。

十三日 ▲十五社販賣聯盟委員會合し報知に對し警告を發する事を協議す。

十五日 ▲弘報堂上半期利益一萬六千餘圓計上す、▲東日、大毎都下廣告代理業者團協同會員を招待す。

十六日 ▲慶大廣告研究會時事の後援を得て時事講堂に講演會を催す、▲東日市内出張所設置十五周年祝賀會を江ノ島に開く。

十七日 ▲萬朝經營に關し新愛知との提携成る。

十八日 ▲福日福岡市内の廣告事及び代理業を二日間に亘り阿蘇參拜に招待す。

十九日 ▲毎夕創立三十年記念

廣告を掲載す、▲滿日報知講堂に支那動亂映畫を公開す。

廿日 ▲報知上半期益金七萬三千餘圓を發表す、▲報知アムンゼン歡迎會を東東會館に催す、▲十五社販賣聯盟總會を東日に催し無代紙使用を月末一週間に限ると決議す、▲都本年上半年決算總會を開く。

中旬 ▲十三日毎夕に掲載された蒲田松竹に於ける猥褻事件に關し、松竹側が記事否定廣告を掲載したる爲め毎夕更に事實を摘記して問題深刻となる、▲新聞用紙値下げ問題成功す、▲名古屋新聞編輯部に部長制を復活し、同時廣告編輯長を置く。

廿二日 ▲大毎上期決算を發表し益金八十四萬七千餘圓を計上し尙ほ本社社長に五十萬圓の功勞金贈呈を決す、▲東朝市内版夕刊紙上に株式米穀後朝刊紙上に掲引値を即日收客掲載の旨を發表し、次いで報知、國民、東日、中外また夕刊紙上に同様の發表をなす。

廿四日 ▲休刊中の東北日日新聞(仙臺)今日より東北報知と改題して再刊す、▲日本新聞學院第一學期を終了す、▲朝日の英文日本

號發行さる。

廿五日 ▲電通上期決算を發表し益金七萬五千餘圓を計上す。

廿八日 ▲帝通重役會を開き最近の業策に關し協議す、▲東日去る二十三日より實現せる夕刊三版制を斷然廢止す。

廿九日 ▲時事本年度上半期損失一千五百圓を計上す。

卅日 ▲帝通總會を開き昨年五月より本年六月迄の一ケ年間の損失金六千餘圓を發表し十五萬一千七百餘圓の損失金を繰越す、▲帝通に五委員を擧げて經營一任案起る。

七 月

一日 ▲京城日報朝鮮博覽會を國技館に開く、▲國民編輯局幹部の大移動を斷行す、▲時事海上版を發行す、▲帝通井上通信部長辭任退社を申出づ、▲大坂帝通の起業目論見書發表さる、▲讀賣更に高速度機一臺を池貝鐵工所に注文す

▲若山武彦君國民廣告部長として入社す、▲日本新聞販賣を毎夕より引取り獨立す。

四日 ▲新愛知高速度機運轉を夕刊より始む、▲帝通井上、平野、

入江三君を休職とす。

八日 ▲東日北海道に於いて大賣捌團東日懇話會、北海道東日會北海道通信社會議を十三日迄催す

十日 ▲報知アムンゼン講演會を日比谷に催す、▲帝通重役會を開き今後の方計に就き協議す。

上旬 ▲報知日刊雜誌「大衆文藝」を廢刊す、▲東日高速度機二臺を池貝に注文す、▲萬朝と提携せる新愛知關係を斷つ、▲獨逸アルバート會社に注文せる小樽新聞高速度機着す、▲帝通を退いた平野君全國新聞通信社を開設す、▲帝通の動搖に依り廣告關係複雑となる

十一日 ▲宮内省主催で各社會員を招待し茶話會を開き來るべき聖上御慶事報道に關し懇談す。

十二日 ▲十五社販賣聯盟の新委員初委員會を東朝に開く。

十五日 ▲廿一日會例會を開き必要な招待に應ぜぬ事及びクラブの入會金全廢を決議す。

中旬 ▲名古屋新聞社會同及び論說欄に寫眞廣告挿入を發表す、

▲東日の新八景に洩れたる地方に不滿の聲あり、▲信州飯田に於いて報知東日販賣に關し争ふ。

廿二日 ▲國際新聞會議列席の

上野精一君神戸を發す、▲夕刊大阪新聞三十萬圓の株式組織となる

▲東日前主幹城戸元亮君外遊の途に上る。

廿三日 ▲中央編輯局員三十二名結束して停滯棒給の支給を要求す、▲東日信州天龍峽に於て待遇問題に就いて協議懇談す。

廿四日 ▲中央爭議の主謀者と目すべきもの五名に退社を命ず、

▲中央爭議に關東俸給生活者聯盟動く、▲中外定時總會を開く。

廿六日 ▲國際新聞會議列席の伊達、上田兩君東京を出發す、▲十五社販賣委員會及び總會を東朝に開催す、▲中央爭議に關し出版労働組合も動く、▲中央社員に向つて各クラブ記者及び他社員の同情金集まる。

廿七日 東京輸送同盟會は千葉縣下鴨川北條間の新聞自動車輸送を開始す但し夏場だけ、▲中央爭議持久戦に入り中央新たに社員を採用す、▲萬朝の經營花村四郎、箸本太吉兩君に移る。

廿八日 ▲國民池貝に高速度機二臺を注文す。

廿九日 ▲中央退社員八王子に演說會を開き事情を訴ふ。

八 月

卅日 ▲東日副主幹崎君休職となり岡崎君代る。

下旬 ▲大毎米國製高速度機購入の爲め第三新株第三回拂込總額六十二萬五千圓の通告を發す、▲朝日に杉村楚人冠君作「うるさき人々」掲出さる。

一日 ▲ジエネラルモーターの廣告萬年社扱となる。

二日 ▲福日十三段組を試む。

三日 ▲花村著本兩君正式に萬朝を引き継ぐ。

四日 ▲米國ミゾリー大學新聞學部長ウオルターウイリアム博士來朝す。

六日 ▲大毎、東日招待出版業者三十名九州巡遊の途に上る、▲國際記者協會ウ博士を招待す、▲ウ博士都下主要新聞社を訪問す。

九日 ▲日本新聞學院主催都下各社贊助のウイリアム博士講演會東京會館に催され終つて晚餐會盛會を極む。

上旬 ▲小山松壽君名古屋新聞社に復す。

十一日 ▲萬朝新陣立を發表す

十三日 ▲中外主催して恒例大

島めぐりを行ふ、▲いばらぎ持主前社長飯村三郎君東京丸ノ内に自働車に轢殺さる。

十六日 ▲光永電通社長協同會脫會届出づ。

十七日 ▲報知創刊五十五週年記念としての診療所開設後並に汎太平洋水上競技大會の特別委員を發表す。

十八日 ▲電通廣告懇談會を錦水に開き席上先に催した全國三十新聞記事削込廣告の圖案に就き投票を行ふ。

十九日 ▲いばらぎ前社長飯村君の葬儀は茨城中學校に於いて校葬の形式に依つて行はる。

廿日 ▲神戸新聞電通の援助を得て都下大廣告主十二名を招待す

中旬 ▲東日工場増築委員を決す、▲東日十月一日より上野に新日本殖産博覽會開催を發表す。

廿八日 ▲讀賣高速度機運轉開始

廿九日 ▲協同會極秘裡に會合し電通問題、不拂通知問題を議す

下旬 ▲中央の爭議一段落す、

▲大毎發行「芝居とキネマ」五十錢に値下げを發表す、▲映畫廣告取次業馬淵商會清算人の手に移る、

▲御慶事に關し各社猛競争に入る

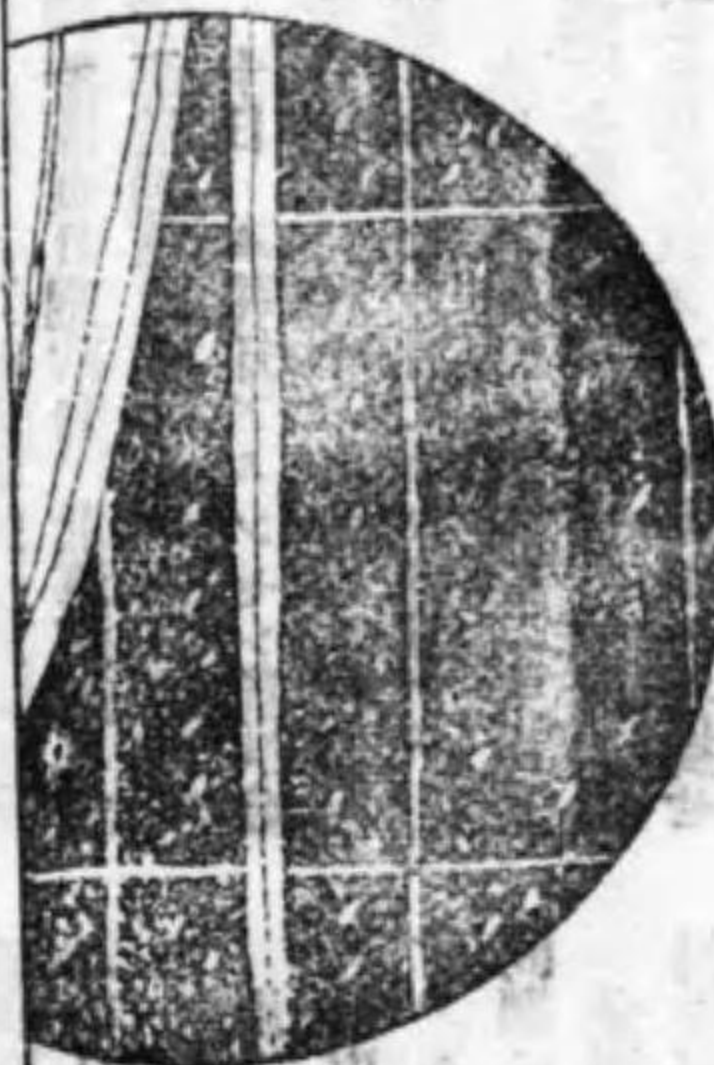


# 讀賣新聞

朝刊十頁  
日曜は夕刊共十四頁  
 見本を差上げ升  
 定價一ヶ月八拾錢

## 本紙獨特の好物

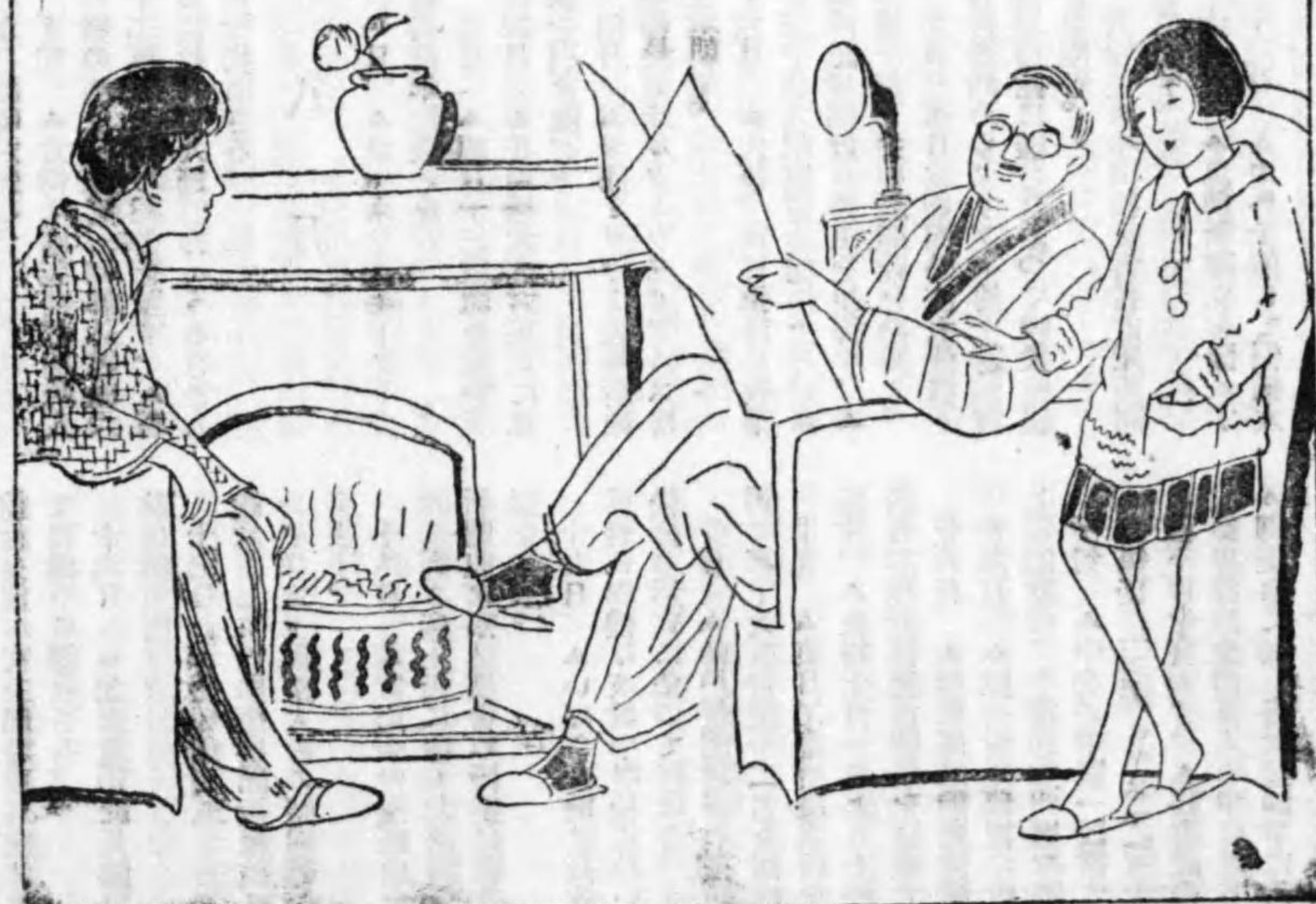
愛慾變相圖  
近藤經一 作  
 追はるゝピエ健  
木村興作 稿  
 莫妄想  
境野黃洋  
 姐妃のお百  
浪上義三郎



## 本紙の特長

東洋ラヂオ版二頁  
 日曜夕刊發行  
 國蕃欄の異彩  
 將棋欄の精粹  
 親切な婦人欄  
 獨特の宗教欄  
 唯一の文藝欄

家庭になくて  
 ならぬ  
 讀賣新聞



啓天度人  
 勇猛直前

勇猛精進は二六の信條なり躍動する  
 政治記事は常に政界にシヨツクを起す  
 六頁でも十二頁に勝る壓搾せる内容



東京芝区新橋  
**二六新報社**

振替口座東京六一七二  
 電話四七二〇一  
 銀座二二二三

純真潑瀾  
 趣味横溢

鋭氣縦横する社會部面と紙面大擴張  
 面白くてタメになる趣味娛樂の増頁  
 小説も講談も皆な二六式で痛快淋漓



新 界 異  
聞 の 彩

# 横濱貿易新報

見よ其眞  
執なる態  
度を!

▼其新聞の眞價は讀者が最も能く知つて居る。其新聞の勢力は廣告主が最も能く知つて居る。新聞に取つて自謙自讃は全く無用の業である。

▼新聞は須らく一切の批判を讀者と廣告主とに委すべきである。然らば「横濱貿易新報」は讀者と廣告主とから如何に考察せられて居る乎?

曰く。蠶絲貿易界から尊重せられる新聞

曰く。青年及學生から渴仰せられる新聞

曰く。家庭及婦人から信賴せられる新聞

横濱市本町六丁目

發行所

横濱貿易新報社





滿蒙に於ける言論界の最大權威

# 滿洲日報

滿洲日日新聞  
遼東新報  
合併改題  
〔朝刊〕  
〔夕刊〕

株式會社

本社 滿洲日報社 大連市

支社 東京 大阪 旅順 奉天 長春 哈爾濱 北京 天津 上海 支局

朝夕兩刊

十六頁



福岡市  
福岡日日新聞社



# ライオン歯磨

煉製

インブ



是れ

歯を美しくする歯磨！  
歯を強くする歯磨！  
万人の愛用する  
最良の歯磨！

# 小樽新聞



第二篇

# 現勢

全國新聞社  
府縣別及社別實況  
全國新聞社廣告料單價



## 御買物は三越

……三越の品は品質が良くて値段が低……

◆三越呉服店はデパートメント・ストアで御座いますから日常生活に御必要な品は大抵取揃へて居ります。何んと申しましても、流行と實用の  
 行と實用の  
 良品は、  
 東京から御  
 求め遊ばす  
 に限ります  
 ◆東京でも  
 三越の品ならば一番安心して  
 値段も一番低廉で御座いま  
 す。何卒御用命を願上ます



御手紙で御注文の際は「通信販賣保」へ御願ひいたします。カタログ無代進呈

## 三越呉服店

◆町河駿京東◆



現勢

府縣別及社別實況

日本新聞界の現勢を平面的に鳥瞰して府縣別に又社別に記述したものが本篇である。各地々の有力新聞は何か、其の組織と勢力範圍は如何、これに對する他府縣新聞の侵入振りは如何、以上を主要項目とし各紙の販賣部數に觸れた場合も往々あるが、その都度それ等の數字については本所の責任を持ち難き事を附記して置いた。

東京

總説

人口、四、四八、八五〇、〇〇〇  
世帯數、九、五〇、〇〇〇

政治關係に於て常に全國新聞界のリーダーシップを握り來れる東京新聞界は、前年度に於ては、宮中慶弔の重大事件を初の財界恐慌に前後して、金融經濟界の中樞神經となり、全國的ニュースの發源地、又はニュース節制の策源地としての權威を十分に發揮した。しかしながら以上は機關又は集團としての力量であつて、東京都下個々の新聞に就てみる時は、一

般經濟界の實狀と同じく、資本を中心とする勢力の偏在を認めざるを得ない。即ち大新聞社の業況は益々その威力を加へ、中小新聞は愈々經營難に當面しつゝある。例へば二年二月未調査、東京五大新聞の發行部數が

- A新聞 六五、二〇〇部
  - B新聞 六三、八〇〇部
  - C新聞 三四、七〇〇部
  - D新聞 三〇、五〇〇部
  - E新聞 二三、一〇〇部
- で、A、B兩紙とC紙以下の間に驚くべき隔りを見るが、又この五紙が、鐵道省に納付せる運賃豫納金が二年七月調査

A新聞 八、六〇〇圓

- B新聞 八、〇〇〇圓
  - C新聞 五、五〇〇圓
  - D新聞 五、〇〇〇圓
  - E新聞 三、三〇〇圓
- であつて、C以下三紙の地方勢力(部數)が二紙と遙かに懸絶せること、もつとも端的にこれを語るものである。

廣告方面に於ても亦同じい傾向を示してゐる。東京二大新聞と、他の三大新聞との廣告行數、種類單價の比は、後者が前者の六割乃至三割に相當することを教へる。この傾向の最も差しさはりのない實例の一つは映畫廣告である。東朝、東日、報知、時事、都の五紙に掲載される映畫廣告一ヶ月約三

萬五千圓、他の各紙への料金一萬五千圓、この比は映畫廣告が市内に有力なる新聞への集中を意味するものであり、その他國民、中外を加へての六大新聞から五紙へ四紙へ三紙へ、而して遂に二大新聞への廣告集中政策を思ひとするに至る。

この傾向を馴致した原因は、社側の宣傳、政策、廣告主の採算、權略、讀者の無知、その他數々あらゆるかなれど、概して云へば、資本力の偏在に歸さねばならぬ。さうして、殆んど偏在的と思はるほどの資本力に立つものは、實に東日、東朝の兩紙である。

東朝、東日兩社が、各種の營業協定を策し、相呼應して全日本の新聞事業を牽引しつゝあるの實狀は、前年度本年鑑記載の諸事項に引續き、或は販賣に、或は廣告に愈々その邊度を加へつゝあり、この勢は、兩社の一が完全に日本の新聞事業を征服し、完全に全日本の盟主となるまでは繼續さるべくその程度も益々深刻を加へるであらうことを、吾等は茲に豫言し得るものである。

即行會創設以來、兩社の販賣協



定が年を遂げて政策化せるは、東京十五社販賣聯盟の結成及解散が共に兩社の政策に左右された結果であることによつて明白である。もしそれ兩社の廣告協定に至つては、二年十月二十二日、築地錦水に兩社廣告部主腦四君の私催會合が行はれ、座間の談話が一切外部に傳へられなかつた一事、その無言こそ反つて協定更新の事實を語るものとして、廣告界に一大衝動を與へた事を特記すれば十分である。

さて、個々の各社について、その概況を記録するならば――

### 報知新聞

優勢なる、關西資本系統に對抗して、一味獨特の戰陣を布いて常によく戦ひつゝある報知社は、昭和二年をもつて創刊第五十五周年を迎へ、新しい抱負をその紙面と事業とにみなぎらせた。

副社長太田正孝博士は、同社重役代表として、内を統べ、外に戦かひ、その中には主として經濟關係の講演と著述とにつとめて、綿々たる餘裕あるを示した。

その博士が、六月の同社内通信誌上に

#### 「五十五年目」

と題してものした一文は、いかにも同社の空気を現はしてゐる。

「新報は天にも地にも、みなぎつてゐる。愉快だ。」

創立五十五年の日（記念日六月五日）が来る。

アムンゼンも来る。

やがて水泳の國に、太平洋のぐるりの人たちがやつてくる。

アムンゼン気分は、ゆかたから初まつてゐる。えらい人氣である

上半期には、いろ／＼の思ひ出がある。御大喪――財界のさわぎ

――政變などお互はよく戦つた相當の成績を収めたと思つてゐる

「アムンゼン來朝巡回講演と、汎パンソイツク水泳大會との事は、

總編輯事業の部にけはしい。今一つそれにつけ加へて、報知は、五

十五周年の記念事業として、報知診療所なるものを創設し、同社の別館をこれにあてた。

報知前一年間の業績は、總編輯代表各社經濟事情中に示すこと

く、極めて堅實に開展された。殊に注目すべきは同社廣告部の活躍ぶりであつて、その一例としては二年四月中旬、六日間に亘つて同社が主催した自動車展覽會を擧ぐべきである。

この展覽會の目的は主として同紙に外國各自動車會社の廣告を吸収するにあつた。さうして會の結果は實に良好であつた。責任者の語つたところによると、六日間に即賣された自動車約七十餘臺、入場者約十五萬人であつた。その好成績は、報知紙に、新たにギツプ

モビル、そのほか有力會社から多くの新廣告契約を持ち來らせた。

中にはすでに他の新聞と契約してゐたものが、報知へ特約を變更したのもあり、外國廣告主をして、この方面に於ける報知の勢力を認めさせたこと多大であつた。

アムンゼン來朝當時、汎パンソイツク水泳大會の前後にも、同紙

第一面は潤澤なる英文廣告をもつて滿たされた。ともに帝都第一面廣告の異彩であつた。

第一面廣告は、多年の慣習上、出版廣告を盛るをもつて最も上品

有利であり、大新聞としての品位

を保持するには、そのほかには機械類廣告を許される位で、押しなべて出版廣告に限るかのとき通念を作つてゐた。しかしながら、それは出版廣告料率、特約値の中心以上にあつた時代のことだ、一圓本流行以來、おびたゞしく低下せしめられた出版廣告料率――そのあるものは、特約廣告中の最低價たる化粧品にひとしいほどの安値を示し來つた昭和二年度に於て、やはり、昔と同じ政策を各社の廣告部が依然として固守しなればならぬであらうか。それは識者の疑とするところであつた。果せるかな

### 商賣上手の報知

はある時期をまつて、この愚かな風習を打破しやうと試みた。それは安値特約の出版廣告で無理に貴重な第一面を作ることをせず、臨機應變に、他の高價物を第一面に交て、たとへ出版廣告が多く集まつてゐても、安値物は他の頁へ組み込むといふ方策を、數回に亘つて決行し、かつそれが大いに斯界の賞讃を博し、これに習はむとするものをさへ出したことである。

報知はこの試みをは、また同社の根本方針とは決しない模様である。然しながら、たゞ上品だからといふ一つの理由で、出版廣告のみを第一面に網羅するは愚であるといふ事を、斯界に明示した。その態度は大膽であり、採算的であり、新時代的である。恐らく、廣告ソースと料率との變化に従つて出版廣告は各紙の第一面から他の面へと轉じ、第一面は高價物中心の混交編輯時代を、さのみ遠からぬ將來に現出すべく、これが先鞭をつけやうとした報知の先見は、その時に改ためて賞讃されるべきであらう。

### 東京朝日

二年四月七日舉行の新築報告祭に引續いて、翌八日は朝野名流千五百人、九日は各方面名士三千名

十日は全國販賣店主千餘名、十一日は社友千五百名、十二日は教育家と宗教家等千五百名といふ風に連日の大披露會を續けること十一日間、それに伴ふ數ヶ月間は各種の催事連綿して、まさに空前の大祭氣分をたゞよはせた。

#### 四百五十萬圓

の巨額により、豫算を超過すること百五十萬圓の多きに達した。以てその完全さを察すべきである。

この間にあつて、野村政治部長

土岐調査部長等をシユネーヴの軍縮會議に特派し、上野專務等を同

地の國際新聞専門家會議に簡派し

ロシアから來た「吾等の答詞機」

を迎ふるため心盡しの數々をさし

げ、永年在勤の志毛井會計部長を

本社部長に轉じて、本社監査役付

松江潤治君を新部長に迎へ、印刷

局を創設して新人員を配置するな

ど、内外共に多事の一年を送つた印刷局は、新社屋落成に伴ふ印刷力大擴張のため従来の印刷部を廢して局制を敷いたもの、二年三月十七日を以て如左發表した。

- 印刷局長兼務 石井光次郎
- 印刷局印刷部長 久野八十吉
- 同技術部長心得 江崎 達夫
- 同庶務係主任 都築 直三
- 同技術部機械課長 勝島喜一郎
- 同技術部電氣課長 藤 三郎
- 同印刷部活版科副長 鈴木熊五郎
- 同印刷部活版科副長 妹尾龍平
- 同上 松田松之助
- 同印刷部紙張科長 山内 次郎
- 同寫眞製版科長 増田覺太郎
- 同印刷部印刷科長 森安梅三郎
- 同上 池田 徳雄
- 東京朝日新聞印刷局職制
- 第一條 印刷局ハ印刷部、技術部ヲ以テ組織ス
- 第二條 印刷局ニ局長、各部ニ部長、各科ニ科長ヲ置ク、必要アルトキハ部ニ次長、科ニ副科長ヲ置クコトアルベシ
- 第三條 印刷部、新聞及本社刊行物ノ活版印刷ニ關スル一切ノ事項ヲ處理ス、部ニ活版科、紙型科、印刷科、製本科及寫眞製版科

### 二十萬部を増加

しこれを機會に、廣告部の活躍ま

この新築大擴張期間に、東朝は

十八萬から

印刷庶務係ハ各料ノ聯絡及人

事其他ニ關スル事務ヲ擔當ス

この新築大擴張期間に、東朝は

十八萬から



た激甚を極めた。  
一方編輯關係の活動も大いに見るべきあり、社會部の「山岳リレー」ス、經濟部の「卓を圍んで」政治部の「普通記事」等に新味を見せ、最近杉村楚人冠の小説「うるさき人々」によつて光彩を放つてゐる。地方部では岩手、青森、秋田三縣一版の北部版を各縣版に獨立せしめ、地方版十八（二版割を加へて二十四版）とし、管内一府一府十七縣の通信網を完備した。尙ほ同紙獨特の記事審査部大正十五年度の取扱事件は審査請求四件正誤申込三百四十四件で、前者は一件を駁殺し、一件を正誤し、他の二件は審査の結果、その真相を發表して請求者の意志も貫徹し、又同社記事の必ずしも誤りでなかつた點を明確にした。正誤中最も多かつたのは、七月の四十件、少なかつたのは一月の十六件であつた。

### 東京日日

東日も亦、東朝に先立つ四ヶ月十五年十二月をもつて印刷局制を布き、大毎常務松内則信君をこれが局長に任じた。次長は岸井印刷部長、技師長は秋好大毎技師長、主務は増田東日助、以下各場長助後、係長等十一名が任命された。二年春、城戸主幹の辭職後、松内印刷局長が主幹を代行してゐたが、六月、總務制を布き、顧問岡實博士を臨時主幹に、松内君を總務に任じ、岡崎大毎副主幹を東日副主幹に轉じた。その他東西部長間に相當の異動を行つた。

### 販賣部數の激増

は印刷能力の補充と云はむよりは寧ろ根本的立直しを必要とするに在つたため、東日はこれに對する應急處置として、一時間四頁約七萬二千枚刷の高速度機二臺を二年十一月納めの約東で池貝鐵工所に注文すると共に、米國ホー會社に一時間十二萬枚の超高速機三臺を新規に注文した。これらの新機械が到着すれば、現在の工場は狹隘であるため、二年夏から現社屋の隣接地約二百八十坪を相して、延坪約一千坪の工費四十萬圓の新工場を増築しつゝあり、三年春をまつて竣工の時は、都下第一の印刷能力を誇り得る筈である。

### 職給規定を發表

三萬百十一部であると發表された二年六月東日は、大毎と同時に左のごとき  
職給規定を發表した。代表的大新聞社の社員待遇程度を知る一資料として左に掲げる。見るがごとく今や大新聞社の給與は他の銀行會社を壓して堂々たるものとなつた。

職給規程  
第一條 本社社員、準社員並に特別契約に依る任用者の俸給は左の區別に従ひ年俸および月俸を支給す

(一)年俸 主幹、總務、局長、本社顧問  
特別一級 一萬  
特別二級 九千  
特別三級 八千  
特別四級 七千  
特別五級 六千  
特別六級 五千

(二)年俸 編輯顧問、副主幹、部長及同待遇者  
一級 七千  
二級 六千  
三級 五千  
四級 四千  
五級 三千  
六級 二千

(三月) 俸		(四月) 俸		(五月) 俸	
支局長、副部長、課長及同待遇者	三萬	支局長、副部長、課長及同待遇者	二萬五千	支局長、副部長、課長及同待遇者	二萬
編輯顧問、副主幹	七千	編輯顧問、副主幹	六千	編輯顧問、副主幹	五千
部長及同待遇者	六千	部長及同待遇者	五千	部長及同待遇者	四千
一級	五千	一級	四千	一級	三千
二級	四千	二級	三千	二級	二千
三級	三千	三級	二千	三級	一千
四級	二千	四級	一千	四級	八百
五級	一千	五級	八百	五級	六百
六級	八百	六級	六百	六級	四百

### 中外商業

毎期末ごとに堅實なる成績を示しつゝある中外商業新報社は、前年、築田専務の社長就任以來、産業博覽會で空前の大事業を完了し、その利益金一萬餘圓を擧げて公共團體に寄附する等、産業立國の大事に熱心してゐたが、二年を迎ふると共に、社内の組織に根本的改造を加へた。即ち

### 業務局を新設し

廣告、販賣、營業、事業の四部をこれに屬せしめ、村上常務取締役を局長として事業部長を兼ねしめ、販賣部長に益城營業部次長を抜いた。同時に「社業定期」「社則」「職制」等を新たに制定した。その大要は

一、社長及理事を以て最高機關としこれが直屬の諸機關として參事及副參事を置き、且つ内記部を置き會計部を直轄せしめる。

一、社内編輯、營業、總務並に經濟調査の四局を置く

一、編輯局は編輯班及政治、外

### 夕刊三版制の祖鼻

は實に中外商業なのである。勿論この制度の實施には、原稿やメ

務、社會、經濟、市場の各部を統轄する。

一、營業局は廣告、販賣、事業營業の各部を統轄する。

一、總務局は印刷部、寫眞部其他を統轄する。

といふにあり、明渡泰次郎君を理事兼内記部長に、大谷浩、新開庄藏兩君を參事に、高木君吉君を副參事に、政治部長石田武太郎君を外報部長兼務に、原田實君を社會部長にそれぞれ新任し、三月、營業部長若山武彦君の退社するや小島良三君を廣告部長に村上業務局長を營業部長兼任とし、その他社内の人材を抜いて讀者を適所に配置し、大いに社務の刷新を圖るところであつた。

東朝が、夕刊三版制を實行して他の諸紙も亦これに習はむとするや、中外ひとり狼狽することなくして益々その特色を發揮した。蓋し中外は前年未だに都下各紙に卒先して完全なる夕刊三版制を實施してゐたからである。即ち

### 國民新聞

資力を充實した國民は、二年二月、從來の定價九十錢を一圓に値上げし、同夏までを期して廣告單



價、殊に特約もの、大整理を行なつた。編輯の鋭氣は日に加はり、工務は盛んに刷新され、事業方面は寧日なく各種の大小事業を發表實行した。しかしながら、これらに要する莫大の費用、は絶えざる緊縮、刷新を必要とする。即ち

### 充實と整理との

兩方面を巧みに使ひ合わせる事が國民であつた。その整理の例としては、十五年末、地方版擴張に備ふるための社員の大異動を最初として、二年五月中旬、社員三十名を整理し、七月初旬には編輯局幹部の大異動を實行し、二年九月には營業局幹部を異動して、坂部販賣部長を局長とし、前局長布津君を總務局長兼工務局長に任じ、更に十月、最近入社若山武彦君を廣告部長に任じた等である。(前廣告部長吉田克巳君は二年五月退社した)。

若山新任廣告部長の談によれば國民の廣告料率は頗る手堅く且つ廣告面も相當引締められ、寧ろ案外の感であつたといふ。されば老將坂部君一流の堅實なる販賣政策と相俟つて、同紙廣告部將來の

發展は注目すべしとされた。

豫期した通り、廣告部は二年九月から、積極的活動を開始した。それは従来の廣告面平均五十一段を、十月から五十四段見當に増加する運動であり、この運動は化粧品類大廣告主團たる十日會を初め寶業、出版その他の方面にも延長された。

一方、工務方面にも色々の刷新は行はれた。佛國フーツエー會社の新式鑄造機(三ポイント乃至二百二十ポイント活字を一分間に二百二十個、一時間に一萬三千個鑄造の能力あるもの)は二年七月着荷した。同月、池貝鐵工所へ二台の高速度輪轉機は注文された。これを従來の二台に合すれば、差し當りの印刷能力に不足しない筈である。

然して編輯の方面は如何、政變に於てはその政治記事は都下の驚異であつた。社會部記事……就中犯罪記事は多く各紙に魁した。精力無盡の山根局長は、よく全局を統率し、全局員一丸となつて大小の事件に處した。丁度二年四月二十一日は同紙の夕刊發行五周年に相當した。この日の感懷は火のご

とくに全社を洗禮した。

一體、何かあれば全社員一致して、大徳富翁の傘下に一團となつて働くのが國民多年の特長であつた。夕刊發行に際してもその通りであつた。五年後の今日も亦同じ意氣込みである。

それは、しかしながら事ある際の團結だけでは物足りぬ。平生からも、全社各部署の社員間に、十分の諒解と、事に處するの準備とを養はなくてはならぬ。かく觀じて國民の新經營者たちは、二年八月中旬頃、同社内、廣告研究會、販賣研究會、工務研究會の三つの會を作つた。

### 全社の統一的

研究會であつて、營業、編輯、工務その他各部署の主腦者を集め、徹底的に、相關的にそれぞれの専門的問題を討究する會合であり、廣告研究會を第一回として、毎月二三會づつを重ね、討究の結果は直ちに實行に移すこととした。

茲に特記すべき名譽の一事がある。それは徳富社長が、五月二十三日、天皇陛下の召に應じて赤阪離宮に參入、勅を畏みつゝ「維

新史考究の前提」と題する御進講を奉仕したことであつた。當日は閑院宮殿仁親王殿下、山梨宮藤宮王殿下、東伏見宮大妃殿下の御三方も御陪聽あらせられた。これ實にひとり徳富先生の光榮たるのみならず、徳富先生が國民新聞に社長たるの故をもつて、その光榮は日本新聞界全體にわかれたものとし、斯界より御前進講者を出したることの歡喜と感激とを記録するものである。

### 時事新報

丸の内お濠傍の新築社屋へと移轉した時事は、神吉營業局長を社長直屬の理事に轉じて、新たに二年三月、藤本ビルブローカー前東京支店長加藤功君を局長に迎へた。同時新築記念の擴張に着手し、四月五日の新築祝賀會までには相當收獲した。これに伴つて同じく四月一日から從來の朝刊夕刊十四頁を

### 十二頁に減頁し

これに代るに、毎週水、金の兩曜日に亘り、定期的の四頁を増す

べく、色刷日曜附録を隔週發行に變じ、これに代ふるに新聞型四頁の日曜附録を發行添付するに決定實行した。これは減頁によつて紙代を節約し、廣告の安値ものを切つて料率の整理に便するといふ二つの目的から出たことであり、結局同社は毎月二萬圓程度の節約に成功したであらうと云はれた。

これに續いて五月、販賣部の職制を改革し、工務部長熊崎健一郎君を休職とし、政治部長磯谷作助君を編輯主事(首席)に擧げ、政治部次部長藤武男君を政治部長に、編輯首席主事小川節君を調査部長に、地方部副部長橋本政男君を地方部長に、地方部長吉田耕吉君を編輯主事に、それ、異動した。

一方、二年九月には、五千圓の賞を懸けて小説を募集し、前電通中央課長松島直義君を廣告部外交主任として入社せしめる等、多年の積極政策に出でようとした。

とは云へ、時事の財政状態は、同社考課狀の示すがごとく、必らずしも圓滑豊富ならず、むしろ増資の時期に迫られてゐる。この事情にあつて此の經濟界の不況時期に當面し、膨張しがちの經費を切

りつめながら、所謂日本一の態面を支持し、加ふるに相當の業績を擧げむとする。

### 幹部諸公の苦心

眞に、察するに餘りあり。社長小山完吾君が、二年六月末の重夜會に提議して、自己の年俸一萬二千圓を、同七月以降半減して六千圓となさむことを求めたるかごとき惻々として人を打つとがあるではないか。しかしながら、これらの苦慮と熱誠とは、必ずや近き將來に於て大いに酬はるべし。吾等は時事の株主諸君が、諸君の時事をしてその經濟事情にあつても亦眞に「日本一」たらしめ得るやう、十分に齎援助されむことを熱望せざるを得ない。

### 萬朝報

前社長飯田有隣生命社長に約九十萬圓の債務を負ふはか、社債約九十萬圓、加ふるに各取引關係に對する諸種の負債總計二百萬圓を超越する萬朝報社は、秀村社長の手に移つて以來、緊縮整理に全力を傾むけたがまた如何とも爲すべか

らざるに至つた。此時に際し民政黨系から同紙の買収運動が起つた社内幹部はこれを喜ばず、山本條太郎氏を通じて政友會方面に交渉し、政友會は新愛知社長大島宇吉君を動かしてこの交渉に當らしめ遂に萬朝報は新愛知及び新報知を通じて

### 政友會と握手

するに至つた。二年六月下旬のことであつた。即ち新愛知を代表して同社東京支社長勝田重太郎君は常務取締役として、同社編輯局長尾池義雄君は編輯局長として、十八日就任したが、尠くも當面數十萬圓の出資を要する萬朝報の内状は同君等の手腕を以てするも急に救ふ能はざるものあり、兩君は居ること三日にして出社せず、新愛知側から入社した幹部は總退却してこゝに兩社提携の望は断たれた。

超えて八月三日元中外記者著本大吉君と秀村社長との諒解成り著本君は常務取締役として辯護士花村四郎君は専務として共に萬朝報に入社、勝田君亦入つて常務に列し秀村君は相談役となつた。同時に編輯、營業、總務の三局制を立て、

理事に武井文夫、長澤貞夫君等を擧げた。其後九月、勝田君營業局長となり、村田茂津夫君その他の新入材を迎へて幹部とし着々整理の實を擧げた。まづ編輯、工務兩局に亘つて各約一萬五千圓見當の減俸及節約を命じたが、工務員中に異論あり、一方政友會方面より

の出資抄々しからず、遂に十一月上旬に至つて花村、勝田兩君は現業より辭し著本君専務に總務局長を兼ね、高倉忍君を編輯局長に、村田茂津雄君を業局長に新任し、一切を切盛することとなつた。しかしそれよりも長くは續かず、十一月十六日用紙代金調達難より夕刊發行遅延せるを機として著本君専務は辭表を提出して出社せず、社内物情騒然たるものあり、本稿締切の當時は全社の運命大に暗澹たるものがあつた。しかし恐らくは遠からず何人か、新たに現はれて、同社經營の衝に當り、社業を確立するであらう。たゞ茲に一つの問題

### 九十萬圓の社債

を圓満に株主に振替ふるの難業が新經營者を持つてゐることである



而もこの實施期は二年六月限りであり、いまだ承諾を得ざる分二十萬圓をあまりしてゐる事である。飯田氏の九十萬圓は諒解もつくであらう。社債の二十萬圓に新愛知投資の數萬圓、ほかに當座の負債諸口約五萬圓これに擴張立直しの新投資を加へて、少くも四五十萬の金を持たねば運轉し得ない萬朝を誰が現はれてどう切り廻すかは、斯界のひとしく注目するところである。

### 讀賣新聞

萬朝の經營難に比ぶれば、實に悠々綽々たるは讀賣の經營ぶりである。紙も殖え、廣告料率も整理され、増収多きに加へて經費を巧みに切り詰める點、凡手の及ぶところにあらずと目される。これ

### 經營上手の社長

に配するに、老練の矢野營業局長をもつてし、背後に小野瀬顧問の明智を控ふるに因る。前年度はさのみ目立つた仕事もせず、大掛りの失費のなかつた點に、小仕掛の備物は絶えず行ない、勞せずして

益を収めた手際など、財界不況の際に處して上乘の分別と云ふべくかくて著し得た元氣をば、三年度に入つて一度に發揮しようとする戦法、巧者ならではと評したしその準備ともあらう、二年一月中、池貝鐵工所へ八頁掛折疊式高速度輪轉機一台を新規に注文、九月一日から運轉を開始した。この價格八萬圓。

### 文藝欄の大刷新

紙面では同紙の歴史的特色たるを企てた。これは圓本流行を一の文藝復興期と觀て、この傾向に應じやうとしたものであり、正宗白鳥、武者小路實篤、廣津和郎三氏を客員に推薦し、三日間に亘つて同社講堂に文藝復興大講演會を開くなど、紙面の刷新と相俟つて大いに人目を聳てしめた。

### 都新聞

經營上手は、都新聞に於て殊にその然るを見る。福田社長の經營ぶりも、もはや全たく女人の域に入つた。販賣方面では、前年鑑に詳述した東新合資會社を作つて、

市内の一手販賣機關たらしめた以後、折柄の不況に際して東新との間に幾回かの波瀾をまき起したが常に要領よくこれを統御して誤まらず、二年二月からは

### 原價を引上げて

二錢五厘とし、東新をして契約による納金を完全に履行せしめたから、収入は毎月殖えるのみであつた。廣告方面にも機會あることに整理を斷行した。ラヂオ版廣告のごとき、一時廣告面を縮小したが金額は反つて増加した。即ち單價の値上げを招來したのである。

編輯にも絶えず獨特の妙味を見せつてゐるが、二年十一月一日、局制を改めて従来の第一部(政治經濟)を二分し、第一部(政治)、第五部、新設(經濟)とし、新たに整理部を設けた。この邊にも時代の動き方に應ずる氣持が現はれた。

### 東京毎夕

東京毎夕もまた木村社長一流の經營を重ぬること二十數年、その經營政策にも無多の批難も伴ふがまた取つてもつて輻とすべき點に

も富んでゐる。たとへば十五年末に行なつた無料購讀券配付のやうな企は、相當思ひ切つたプランで一寸眞似人はあるまい。その成績は市内都部京濱間への配付券數七十三萬枚、これによつて六萬の増紙を見たさうである。よし一萬の増紙でも大した成功ではないか。それから二年一月中旬から初めた

### 新設モーター欄

なども木村式妙案の一つである。モーター欄は全六段の自動車記事を入れる。目的は關係廣告を取るにある。これは外國紙に盛んに行なはれ、日本でもアドヴァタイザなどで實行してゐるのだが、またどの新聞でも手を着けなかつた仕事であつた。だから計劃としては毎夕が初めてであつた。毎夕がこのために、どれだけのモーター廣告を獲得したかは自づから別の問題であるが、絶えず苦勞して何事をか案出し、良しとなるとすぐに實行する、そこに毎夕の特色と強味とがある。たゞこれらの妙案を支持し成育せしめるは、木村社長一個の力では足りぬ、誰れか是非

とも適當の人材を要するであらう而してもこの人材をだに得れば同紙の發展は眞に驚くべきものがあらう。

### 何回かの大異動

があつた。まづ一月末に、外交部長早坂二郎、經濟部長谷敏行君等十三名を陶汰し、三月十五日には編輯局長難波英夫君をして退社の餘儀なきに至らしめた等その主なるものである。後任は大友温君十一月には販賣部長袖本元一君を昇せて營業局長とした。大友君就任後の紙面は大いに生彩を放ち、時々特種を抜いて斯界を驚かせてゐる。營業成績もまた良好。

### 二六新報

現社長矢野晋也君の手に渡つてから急に面目を改め、好調に轉じたのは二六新報である。氣と根氣とを等分に持つ矢野社長は、

二六を昔の二六に復さうとして日夜に大奮闘を續け、今やその目的の二分を達したかの觀がある。それは二年四月末から實行した

### 一頁増の六頁制

である。四頁ではその濶濶たる意氣を盛り切れなくなつたのである。さて六頁となると、一般ニース以外に興味、娯樂、家庭、演藝、映畫記事等が多分に收載された。しかもこの二頁の増頁は純粹記事面とし、廣告を載せぬ方針であつたから、記事内容は八頁新聞にも匹敵するほどとなり、爲めにおびたゞしく新規の讀者を増した。

それと共に、二六では新たに學藝部と計畫部を置いた。夜久廣告部長が計畫部長兼廣告顧問となり戒田販賣部長が販賣部顧問となつた。さうして販賣部長も廣告部長も新人を登用し、山田旭南君を迎へて學藝部長たらしめた。尙ほこれを機會に十二名の新社員を加へ全社の陣容を新たに

### 新發展の道程に

上つた。二年中、東京著名の販賣業者、川村正夫君が一時入社して

主として販賣方面を見てゐたが、そのため二六は川村君の持場である淺草方面に著しく紙數を増し得た。その後、川村君は自然に同社から離れ、今や矢野社長独自の采配によつて、全員一致、勇往邁進しつゝある。

### 中央、やまと

こゝに氣の毒なのは中央と、やまとである。共に時利あらずとでも云ふか、經營當事者の苦心その甲斐なく、何れも經營難の途上にある。勿論當事者の勇氣と熱心とは近き將來に現状から兩社を救ひ出すであらうことを、吾等は信じ且つ望む。

### 缺損續きの中央

は十五年十一月末、編輯局二十六名、營業局二名、計二十八名の社員を整理した。これは俸給節約の爲めであつたが、一つは結城禮一郎君系統の社員を全部退社せしめたものであり、整理部長猪股平三郎、編輯主任新谷眞、寫眞主任富永光圓、客員小田律、松崎天民等名ある記者達を一齊陶汰したの

であつた。

しかしこの整理は無理であつたと見え、社業漸く弛んで、二年二月には工場員への支給に際を生じたために工場員の罷業騒ぎあり、二年七月二十三日には編輯局員三十二名が、同じく數ヶ月間に亘る俸給支拂遲延に對する生活苦から、突然同盟罷業の舉に出で、警官の出勤、關係各團體の應援となり、新聞界の一問題として輿論化されようとしたが、八月二十九日に至つて退社社員俸給殘額全部の支拂完了と共に、漸く一段落を告げた。其後の中央は人心靜謐に歸した當事者は機を見て増資計畫を實行せむとするものゝ如くである。

### やまと新聞も亦

何等かの形式で新資源の開拓を計畫しつゝ、苦戦の日を重ねてゐるのであるが、中央ほどの騒動もなく、紙面にも時折は輝やかしい光りを見せ、何程かの落着きを保つてゐる。殊に同社のために喜ぶべきは、販賣業者中野太郎君一派がやまと會を作つて同紙の市内一手販賣を行ひその代償としてやまとの經營苦を緩和したことである



が、其後中野君は株式會社新協社を作つて、やまと會の事務一切を新會社に移動せしめた。新協社の發達はやまとの發展に資するところ多からう。

### 毎日、大勢其他

東京毎日には二月十日一日から十一月末日まで二ヶ月間、上野不忍池畔に「新日本殖産博覽會」を開催、小笠原長幹伯を會長に、顧問には山本條太郎、川村竹治、高橋光威、森格、廣岡宇一郎、秦柳助、前田米藏、中島守利、鳩山一郎、熊谷直吉、粕谷義三、内田信也、川原茂輔、岩崎幸治郎の諸君を推選した。この博覽會の特色は、各府縣、殖民地等の特産品を陳列即賣するにあり、同社は實費をもつてその宣傳に任ずるといふ點にあり相當の成功を収めた。

### 大勢新聞は

社主神谷六造君の熱心經營によつて、社勢漸く堅固なるものあり二年下期配當のごとき、この不況時を以てして尙は相當に決行したと傳へられる。

### 帝國新報は

二年三月、前社長北田庄平君其他幹部の退社と共に社主山野好恭君が再び社長として就任、新重役を選定し、滿園前やまと營業局長を局長兼廣告部長として入社せしめ、二年九月の株主總會には資本金十萬五千圓を十五萬圓に増資した。この新資金は主として社屋新築費に充てられる。

### 日本新聞は

着々として發展しつゝある。即ち二年三月には龜町區有樂町三丁目之青雲堂印刷所跡に百餘坪の地所を買収、約三十萬圓の豫算をもつて七階鐵筋コンクリートの社屋を新築すべく決定、新社屋竣工と同時に、從來毎夕で行つてゐた印刷を社内で行ひ、地方への同紙賣捌も獨立せしめるやう計畫し、まづ市内への賣捌きを毎夕の手から本社へ引き取つたが、二年七月一日からは地方賣捌も同様直接取引と改め、こゝに愈々販賣網の獨立を實現し得た。同社が地方への所引關係は百五十二ヶ所に達してゐる。更に同社は十三段階採用の

### 東京夕刊は

例によつて獨特の趣味記事と讀みものとして賣つてゐる社内平穩、社長以下全員寸時も休まずに働らくことは、十年一日の如くである

### 通信社方面

#### 日本新聞聯合社

創立後順調に發展しつゝある同社は、二年九月職制に改革を加へて、外國通信部、内國通信部の二大部制となし、東部總支配人古野伊之助君を後者に、北京支局長徳光衣城君を前者に新任し、岩永専務自から東部總支配人を兼ねることとなつたが、同十一月、更にこれに經濟部を加へて三部制たらしめ、部長には大阪支社長東川嘉一君を兼務せしめ、内國通信部は部員を三十四名に増加して、各官省ダネのほか、社會ニュースをも提供することとなつた。岩永専務は

### 日本電報通信

社業目を追ふて隆昌、電通王國の名を斯界に確立するに至つた。社員間に多少の出入はあつたが幹部級松島直彥君を時事に去らしめたほかはすべて舊のまゝである。光永社長が理事長として會務の樞機を握る日本新聞協會は二年晚秋東京にその大會を開いたが、田中首相以下各閣僚も或は大會に参列し、或は参列員を招聘するなど二年度の大會は大いに盛況を極めた。これ實に光永君の斡旋の結果であり、協會の盛大は電通の盛大を語るものと評された。

### 帝國通信

ひとり帝國に至つては、成績大

いに舉がるべくして事のこれに反したのには斯界の遺憾とするところであつた。

松井専務就任以來、嚴々職制を改め、頻りに新人を羅致して積極政策を立つるかのごとく見えたのであつたが、舊來の緒弊この時に發して或ひは舊系幹部社員との社となり社内黨同異伐の風を作るや、雲況漸く面白からず、二年六月末の株主總會には、當期六千圓強の損金を前期末の損金に加へて總損金十五萬一千餘圓を次期に繰り越すの状態を示した。

この類勢を挽回すべく、別に資本金一百萬圓を以て大阪帝國通信社を創立するの案を決し、直ちにこれを實行したか、これに前後して各種の雜聞東京本社内に續出し、巷間また同社の惡宣傳を試むるものあり、一時はその信用状態を危まるゝに至つたが、重役連署して再三の聲明書を發し、十一月には未端込株金二十萬圓中、十萬圓(一株十二圓半)を徴収することによつて一時を救ひ、別に新社長を物色して根本的に整理擴充の實に着かうとしてゐる。二年十一月末、あだかも日本新聞協會の東京

に開かるゝや、全國より參集の各新聞社長及東京地方紙支局長等に對し、帝國

### 重役連署の聲明

書を發して事情を審するところあつた。その要領左の如し。  
(前略)今、虚誇の揚言を避けて卒直に心事を告ぐれば、近今の社業決して萬全を盡せりとはいはず、但だ此逆境非運に坐すとも、自家の天分に忠誠ならんとするの熱意において昨も今も渝るところなし同人擧げて唯だ社運の復興を念ふや切時に社外重役と常任重役との間、社業に對する見解と方針を異にし稍内訌の形貌を呈せざるにあらざりしも固と是れ愛社の熱意に發動せるものなり、外間事を好むもの、故らに誣みて誇大なる中傷の惡言を恣にし、我社本來の面目と精神と、爲に誤り傳へらるゝもの一二にして休まず、從來かつて一言の辨疏釋明を試みざりし所以のもの、たとへ其の惡言が故意の讒誣に過ぎずとはいへ、みな是れ同人の連帶する責任にして、畢竟我社不敏の罪に

## 大阪

### 總說

▲人、口……三、五九、五三  
▲世帯數……六、五、七〇  
大阪の新聞界は何時まで纏つても大毎と大朝との世界である。否單に大阪と云はず、關西一圓から朝鮮、滿洲へかけてさうである。否々、昔は濱松までと云つてゐたのが、今は静岡あたりまで大阪の勢力下に占められた。大阪の勢力とは大朝、大毎の勢力である。さうして東に東朝、東日を有し、東西相まつて全日本をこの二社の勢力で包まうとする。云はゞ大阪二社は日本新聞界の中心勢力であつて、日本の新聞界はこの二社の意



のまゝに動くと考へてもよからう  
早い話が十三段制である。この二  
社が實行しなければ全国的には流  
行せぬ。しかし、この二社四新聞  
が十三段制を先行すれば、どんな  
他の有力な新聞でも、それに楯を  
ついで、十二段制で納まつてゐる  
わけには参らぬ。これが二社を日  
本新聞界の中心主流と稱する理由  
である。

しかも、この二社四新聞は他勢  
力との對抗上、否むしろ、他勢力  
を壓倒する必要上、その營業上の  
協調を年々固めてゆく。向ふと  
ころ敵無しである。

勿論、かくも強大な二社にも相  
當經營上の備みはあらう。態面の  
支持、急激に膨脹する經費、先ん  
ぜねばならぬ諸大設備、これらの  
費用を生む財源の一般的衰兆。一  
言に言へば出づるに度なく入るに  
限りあり、このバランスが何時ま  
で現状で續けられることか。破綻  
は至盛の時に來る。この破綻な  
らしめるための苦惱、それは正し  
く互人の苦惱であらねばならぬ。

### 大阪朝日

大朝は二年度下半期の決算に於  
て、營業利益八十五萬五千餘圓を  
擧げ、前期に比して約五十萬圓の  
純益増加を來した。これは、同期に  
臨時支出増なく、經營方針も亦堅  
實であつたによる。而して下半期  
の營業收入は一千二百六十五萬一  
千圓、雜收入を加へて一千二百七  
十九萬四千餘圓。支出は新聞原料  
に社費を併せて一千九百九十三萬八  
千餘圓であつた。株主配當は前期  
同様一割五分であり、後期への繰  
越金十萬五千餘圓である。今

#### 下期業況報告中

大朝に屬する部分を摘記して以  
て同社經營の大勢をしのばらう。  
「販賣は財界の不況にも拘らず前  
記の増進を持續しなは完備したる  
増設の機械力を利用し、編輯印刷  
營業各部との聯絡を一層緊密にし  
て本紙の取替各版に亘り最新記事  
を繰出す等新聞本來の使命と實  
務に全力を盡し同時に積極的販賣  
計畫に依り精進したるを以つて一  
般讀者より多大の好評を以て迎へ  
られ更に販路は著しく發展し、我  
新聞界に最も卓越の地歩を確保し  
つゝあり。週刊朝日、アサヒスポ

### 大阪毎日

1ツ、コードモアサヒ、關西婦人會  
報は順調に販路を擴め増加發達せ  
り。本期間にあつては豫約近松全  
集、契仲全集の外十二種の單行本  
を發行したるが、殊に朝日年鑑は年  
じ發行きよく、殊に朝日年鑑は年  
を追ふは内容の充實と賣價の低廉  
なるを世間に喧傳せられ年々發賣  
部數を増し數版を重ねる盛況を呈  
せり。前期末におけるモラトリア  
ムの後を承け經濟界は沈衰の極に  
達し一特廣告界に及ぼす影響少な  
からざりしが幸ひ本紙は社會の信  
望厚きと紙數の増進とに依り懸眼  
なる廣告利用者、廣告集中主義を  
本紙に執るもの現出したるを以て  
面に向つて蒐集に努めたるを以て  
申込原稿常に紙面に溢れ本期間中  
二百一回の増頁をなすに至り未曾  
有の好成績を收め得たり。」

萬圓を投ずるのであれば、當然新  
投資の必要あり、二年七月中、そ  
の第三新株第三回拂込一株につき  
金二十五圓宛、總額  
六十二萬五千圓  
の拂込の徵收通告を各株主に發し  
た。この金は、大毎及東日に据付  
くるため、米國ホー會社に注文し  
やがて到着すべき高速度機六台の  
購入費に充てるのである。  
大毎は二年中、航空事務を分離  
獨立せしめ、編輯局に政治課を置  
く等、職制の改廢、人事の異動を  
頻繁に行なつたが、十一月末には  
學藝部を廢して東日に移した。  
廣告部の特別活動としては二年  
九、十、十一月の三ヶ月を費やして  
新聞半載型、グラフィヤ刷約百五十  
頁の「英文日本紹介號」發行を計畫  
し、大會社商店の廣告約五十頁を  
收容しようとする。これ大朝の「英  
文日本號」に拮抗するものであり  
その方法も亦、一應大毎本紙に掲  
載してこれを縮刷するといふ大朝  
式に則らうとする。この廣告料豫  
定額十五萬圓を下らずと稱される  
勿論廣告部の經常收入は常に豫定  
額を突破し、廣告部に特賞を與

へた。

その他販賣部等の活動と成績と  
は總編輯、代表各社の考課状と營  
業報告とに詳しい。

此處には本山社長みづから制定  
するところの「記者の訓條」と本  
山翁の解説とを録して、以て大毎  
スピリットが如何にして養はれ  
如何にして大毎が今日の大を來し  
たか、その平生の心掛けをしのぶ  
便とする。

### 本山大毎社長の

#### 「記者の訓條」

新聞記者ノ訓條トシテ余ハ左ニ  
八ヶ條ヲ擧ゲ諸君ト共ニ之ヲ研  
究シ追テ一定ノ方針ヲ確定セン  
トス

一、記者ハ正義公道ニ據リテ筆ヲ  
執リ苟クモ愛憎ヲ以テ褒貶ヲ爲  
ス可カラザル事

これは申すまでもなく新聞記者と  
しては正義公道によりて筆を執る  
ことはもちろん、苟くも人情の愛  
憎をもつてあるひは褒め、あるひ  
は陥れ、あるひは殊更に人を傷つ  
けるために捏造をして新聞紙上に  
掲げるといふやうなことは不道徳

非人間的でありますから、そんな  
ことをするものはまア少いが、多  
數の新聞記者の中には往々さうい  
ふものもないでもない。それゆゑ  
に世間から新聞記者といふものが  
一般に餘り尙ばれないのでありま  
すそれで記者たるものは第一正義  
公道によつて邪道に入らないやう  
に注意しなければならぬ、また人  
間には幾らか感情上の愛憎といふ  
ものがありますけれども、愛憎に  
よつて人をのゝしる、あるひは人  
のひいきをすることははいやしくも  
新聞記者の立場にあるものゝすべ  
きことではない、決して感情に制  
せられて輕々しく紙上に褒貶劇決  
の言葉を用ふるものでない。これ  
が新聞記者として第一の訓條であ  
ります。

二、記事は精確ヲ尙ビ報道ハ迅速  
ヲ勉メ社會全般ニ涉リテ一方面  
ニ偏セス公衆ノ耳目タルニ恥テ  
ザル事

これも當り前といへば、當り前  
ですが、新聞の記事といふものは第  
一精確を尙ふ、そしてその報道は  
迅速を尙ばなければならぬ、これ  
は當り前のやうなことで一番大々  
しいのであります。精確を尙んで

精確に精確にと思へばどうしても  
報道がおそくなる、また報道を迅  
速にしよう、何でも早くやらうと  
報道の迅速にとめた時には自然  
不精確になる。これは免かれんこ  
とである。それで記事は精確報道  
は迅速といふと自家撞着である。  
しかしながら新聞記者たるものゝ  
目標はそこにある。記事は精確で  
報道は迅速でなければならぬとい  
ふ理想であります。どうか實際に  
これを心掛けていたゞきたい。そ  
してその記事なり報道なりは社會  
の全般に亘るものであつて一方  
に偏せず公衆の耳目たるに恥ぢな  
いものでなければならぬ、一方  
に偏したりあるひは社會の全般に  
わたらず只讀者の氣にいる様に勉  
めて公衆の眞の耳目たるに恥ぢる  
やうなことがあつては濟まない正  
當なる記者はかういふ心掛を持つ  
て居なければならぬ。

三、記事通信ノ世界的ナルト共ニ  
内國的普及ナラザル可カラズ而  
シテ市井ノ瑣事ヲモ亦輕視ス可  
カラザル事

これは、記事通信は世界的でなけ  
ればならぬとともに又内國的でそ  
して普及的でなければならぬ、今

日の新聞は國際的でなければなら  
ぬ、また現に日本は世界の五大強  
國の中にある、あるひは三大強國  
といつても差支ないと思ふがさ、  
うすれば内國新聞であつてもやは  
り世界的に事を考へてしなければ  
ならぬ、さういふ大きな方面、遠  
大の目的から言へばさうでありま  
すが、それなら世界的内國的普及  
といふ事は考へて居つて目  
前の市井の瑣事、市内に起る日々  
の事柄、いはゆる社會記事とか三  
面記事といふやうなつまらない警  
察事故でも決して輕蔑すべきもの  
でない、世間では案外この方面に  
重きをなすからこれにも注意を怠  
らないやうにしなければならぬ、  
私の新聞記者座右銘の中には「小  
事をも大事と見よ」といふことが  
あります、小さなことでも決して  
これを輕視せず大事に見なければ  
ならぬといふ心であります。

四、編輯ニハ可成多ク原稿ヲ蒐集  
シテ少シク之ヲ採録ス可シ是レ  
新聞紙上ニ光彩を發スル手段ナ  
リトス

編輯をする場合にはなるべく多く  
の原稿を集めて來る、そしてそれ  
を新聞に書上げるには少しにして



しまし、澤山の原稿のうちから有益なもの、興味あるものを探るといふこと即ちいはゆる原稿を厳選に選擇して編輯をしたならば、それが出来上つた新聞にはじめて光彩を放つて行く、どん／＼かき集める埋草をもつてこしらへた新聞は實に見るにたへない、これでは新聞の眞の値うちもないのであります、それでこゝに編輯の要訣としてはいふやうになるべく多く原稿を集めてその中から少しのものを採つて行くやうにしなければならぬ、がこゝでも撞着がまた起つて来る、通信者の方からいへばせつかく骨を折つて材料を供給する、供給したところで一向それが新聞に採録せられずに没書になつてしまふこれは市内の通信員においてもその通りである、折角骨を折つて出した原稿が整理部の方で捨てられる、これは原稿を出した方からいふとすこぶる不満である。また地方の通信員が手数をかけ金をかけて電報を打つて來ても採録せられぬ事があります、けれどもこれは何も新聞通信を輕々しく見るのではない、新聞の通信者は骨を折つて送つて來るが、その

日に集つたものゝうち比較的價値のないものならば捨てなければならぬ。これが編輯の要訣である。また折角通信をしようは原稿を出してもそれを採録せられないといつて、不快の感を持つであらうけれども、それは我新聞を良くするために捨てられても仕方がない。これは編輯者と通信者とちよつと利害が相反するやうになります、けれども結局は我從事する新聞をよくするといふことにあることを考へなければならぬ。萬一不満のために十分勉強せず成績不良となれば自暴自棄といはなければならぬ。

見なければならぬ。これ又大に考慮を要するものである。

六、大阪毎日新聞東京日日新聞ハ獨立特行ニシテ政府ニ媚ビズ民間ニ諂ラハズ又何レノ政黨政派ニ與セズ超然トシテ善良ナル市民ノ機關ナリ然レドモ多數市民ノ幸福ヲ目的トシ個人ノ機關トナラズ總テ獨立特行ナラザルカラズ

今までつとつて來たのはいづれの新聞紙もその方針でやらなければならぬのでありますが、第六からは大阪毎日新聞東京日日新聞は特にこの條項を守らなければならぬといふつもりでこれへ挙げたのであります。またこれから守らなければならぬといふだけではない、すでにこれまで三十年來これを實行して來て居るのであります、それはどういふことかといふこの新聞は獨立特行——新聞は新聞として獨立特行であつて政府に媚びることなくまた民間に諂ふこともない、また政府の補助を受けることもない、民間有力者の補助を受けることもない、但し株主として出資し其利益を受けるものであります。本社は株式會社であります

すから株主の利害といふことは始終考へなければならぬが、政府に媚びまた民間に諂ふといふことはしない。またいづれの政黨政派にも與みしない、超然として善良なる市民の機關となるのである。とかく政黨政派に關係するものは自己の政黨を盛にするために他の政黨を陥れやうとする。これは或は政黨員として當然のことかも知れませんが、しかし我大阪毎日東京日日新聞はさういふことは一切しない、全く獨立特行で善良なる市民の機關となつて行く、社員一體がかういふ覺悟であります。つまり多數の市民の幸福を目的とし而して個人の機關とはならない。これが我が社の主義本領である。

七、大阪毎日新聞東京日日新聞ハ實行ノ機關ニシテ貿易ノ發達ヲ促シ國富ノ増進ヲ謀ルヲ以テ本領トス然レドモ實業家個人ノ機關ニアラズイヤシクモ此本領ヲ妨害スルモノアレバ内外ニ向ヒ之ヲ攻撃排除セザル可カラズ

前のは政黨政派に關係せず善良なる市民の機關であるといふことを擧げたのであるがもう一つ分けて言へば政治新聞でなくして實業の機

關である、貿易の發達を促すものである、これを本領として發達して來たのである。しかし實業と政治の關係は無縁のものであるかといふと無論縁のあるものである、直接の關係のあるものである。政治は實業を離れるものでない、實業は政治を離れるものでない、またこゝに擧げて居る實業の機關貿易の發達といつたからといつて決して實業家個人の機關でも何でもなく、いやしくもこの本領を妨害するやうな實業家があつたならばこれを内外に向つて大いに攻撃しなければならぬ國家本位、日本本位で行かなければならぬ、ところがこれは随分むづかしい事であり、今どの新聞社と指していふほどのこともないが、ことによると實業家個人の補助を受け金をもらつてその事業のためもしくはその人のために保護する立場にあるやうなものもあるが、我が大阪毎日東京日日新聞においては断じてさういふことはしない、而して正經の經營法に依り自ら利益を收め自給自立の途を立てむしるさういふものがあれば大に攻撃排除して行かなくてはならぬ。

八、凡ソ其職ニ從事スルモノハ其事業ニ忠實ナラザル可カラズ編輯營業歩調ヲ一ニシ人々熱心ニ愉快ニ其業ニ勵マザル可カラズ而モ操行最モ堅實ニシテ人格最モ高ク正當ノ利益ヲ收メテ事業擴張ノ資ヲ豊カニシ本社ノ基礎ヲ強固ニスルヲ要ス

これは今朗讀した銘々の心掛の中にもありましたが、凡そその職業に従事するものは第一忠實でなければならぬ。また新聞の事業は編輯ばかりで出来るものでない、營業ばかりで出来るものでもない。編輯も營業もその歩調を一にしていづれも熱心にその事業に従事し、また愉快にその業を勵んで行く、妙なもの人間はいや／＼ながらその職につとめ、或は金をもらつて居るから義務として働かなければならぬといふのと、自分が趣味をもつて働く、たとひ報酬を餘計もらはなくともその事が非常に面白いといふことは其働きに非常な相違があります。碁を好んで打つ人が碁を打つて居れば飯を食はんでやるといふやうなもので、面白く働く間は飯を食はなくてもよいといふやうなことになるなければ

ならぬ。ところが人間はそれはかりでもいかに、やはり品行最も方正堅實で、人格は高くそして正當の利益を收めることは進んで收めなければならぬ。儉約もせなければならぬ。利益がなければ事業擴張の資本もない、資本がなければ本社の基礎を強固にすることも出来ないから、これを進んでやらなければならぬ。しかしこれも一寸むづかしい注文で我々の理想かも知れませんが、人格はどこまでも高く、そして腰は低く謙讓抑遜して行かなければならぬ。また人の志といふものはなるべく大きくして目的も遠方へつて行かなければならぬ。で餘りに志の大きな人は目前のことはどうでもよい、英雄は細瑾を顧みずといふやうなことが往々東洋の豪傑流にあるけれども、志は大きくて細瑾を顧みて行かなければならぬ。また餘りに腰が低いといへば人に詔ふやうになることでも困る。この邊はともむづかしいところであるが、苟くも高等の教育を受けたものであればその位の鑑別はつくことと思ふのであります。で自己を愛するものは自分のために本社のため

に働く、本社の事業を隆盛にして前の第七或は第六の目的を達することをしましたならば社會國家のためになるのであります。社會國家のために働くにはこの社を愛し社を愛するためには自分個人の都合のないやうに人格を高め行ひを正しくして行かなければならぬ私もかういふやうな事に歸着するものと思ふのであります。むづかしいやうでも結局はソコへ落つくものと思ふのであります。」

### 其他の諸紙

大阪時事以下、各紙とも一長一短の歴史を繰返すのみ、さしたる變化もないのであるが、相島勲次郎君の手により創刊された昭和日日新聞は、二年二月第一號發行以來、相當の好評を博しつゝあり夕刊大阪は二年七月二十二日、組織を株式會社に変更、取締役社長に前田久吉君、取締役兼前大毎學藝部長福良虎雄君等を選び、監査役に大毎營業局長櫻井松太郎君等を推した。同社はすべての點に於て大毎の支援を受けること厚く、前出版社長の經營手腕も亦他を抜く



ものあり、將來の發展を期待されてゐる。ほかに大阪中外商業も、次第にその地盤を固めつゝある。さりながら、大阪では特殊の新聞以外、大新聞の生育は到底その餘地無しとされる。或は報知が、或が國民が、又或は別に大資本を投じて大阪に新聞を創刊する向きがあるとしても、その成功は甚だ覺束ないであらう。大朝、大母、時事の間を縫ふ小新聞、又は特別のシテープレスで満足せざる限り大阪に新しい根を固めることは絶対に困難とされてゐる。

これらの意味から、前掲諸特色新聞の擡頭と發展とは極めて合理的である。また大朝、大母のごときがこれら地元新聞の特長あるものを庇護、支援するは極めて巧妙な政策と云はねばなるまい。

### 代理業方面

では、萬年社、京華社、大阪電通を初め、旭廣告その他いづれも堅實の營業ぶりであるが、大阪帝國通信社の獨立は、同社の將來と共に一般から注目されてゐる。

## 三、關東

### 神奈川縣

人口……一、四〇〇、二〇〇  
世帯數……一、六〇〇、〇〇〇  
(大正十四年十月調査、以下同じ)

神奈川縣は東京から一時間乃至二時間の近距離にあるから大體に於て東京各紙の領域たるを免れぬけれども縣の人口は鶴島と茨城の間にあつて全國で十三位を占め、且つ横濱、横須賀等の大都市を包含するので、地元新聞發達の餘地は充分にある。

その第一中心地たる横濱市は人口四十餘萬、世帯數九萬五千、地方新聞として屈指の大新聞たる横濱貿易新報を有し、つゞいて横濱毎朝新報がある。

### 横濱と毎朝

横濱貿易新報(朝刊六頁)は明治二十三年の創刊で民政黨代議士三宅馨君の個人經營に屬す。大正十五年五月新社屋の建造に着手し、昭和二年三月竣工した。鐵筋コンクリート三階建、延坪三百五十餘坪、堅牢清楚、設備完全、新興横濱の第一街路に復興の先驅をなしてゐる。市内に三萬、鶴見、川崎方面を含む附近市町村を合せて四萬五千の部數を突破すると稱され更に那部一帯にも數萬の讀者がある。三宅社長は新年初頭その經營策について次の如く述べてゐる。

「今年三月新社屋の竣工するを待ち記事材料の取捨及その取扱上小生の持説を徹底せしむる仕組を立て今日の新聞の一般的傾向とは變つた行方へと努力したいと考へてゐる次第です、而して小生の持説なるものを要約すればそれは社會の幸福と愉快とを圖るといふ見地に於て一切を取捨し慎重し處理するとともに申して置けば、多少の見當が第三者にもつくかと存します(新聞及新聞記者)と。

### 横須賀二紙

横濱に比すれば後進ひだが、横須賀市も亦一小中心地の形をなしてゐる。此處は人口十萬一千七百世帯數一萬八千四百、武相新報(夕刊四頁)、軍港よろづ新報(夕刊四頁)、相模中央新聞(夕刊四頁)の三新聞がある。

歴史では武相と相模中央が舊く震災前にはこの兩紙の對立であつたが、この頃は軍港よろづの擡頭と共に武相はやゝ旗色を悪くした發行部數は軍港よろづ、相模中央武相の最高四千五百、最低二千位と見るのが至當であらうか。

右の外、最近鎌倉に關東日日、三崎町に相模時事が創刊され、共に横須賀に切り込みつゝある。

各紙の特色は武相は全編主編軍港よろづは純地方紙主編、相模中央は二紙の中間を行き、關東日日は武相に近い。

横須賀附近に於ける移入紙は、時によつて異なるが、先づ東日最も多くして七千見當、次は報知の

### 千葉毎日新聞

千葉縣は人口全國第十六位、京都府と埼玉縣の間にある。

千葉毎日新聞(朝刊四頁)の發行される千葉市は人口四萬二千八百、世帯數八千七百、大正十五年まで別に房總日日新聞(朝刊四頁)が發行されてゐたが、年末に到つて終に廢刊した。關和知君の創刊にかゝり一時は相當羽振り伸してゐた。千葉毎日には温厚な人格者と云はれる五十嵐重郎君の個人經營で、同君は政友系の人だが民政系の人々からも信頼を受けてゐる紙面は地方本位となし、且つ支局制度に重きを置いてゐるので全縣下に亘つて堅實な讀者がある。それ故房總日日の轍を踏むやうな事はあるまいがさりとて異數の發展を期する譯にも行かない。

### 東京紙の戦線

讀つて全縣下の形勢を觀察するに、東京各紙の發展力眞に驚くべく、昭和二年一月ある一部の人々の推定する處では、東日最も多くして七萬と云はれ、東朝四萬八千報知二萬八千、國民二萬六千、時事二萬三千、毎夕二萬五千と註せらる。毎夕の多いのは社長木村政治郎君が縣出身の關係で、殊に房州方面に勢力が附植されてゐる。東日が多いのは可なり久しいものだが、これは八日市場の藤本、東金の遠山の二大新聞店が東日系であること、同社販賣部の最優秀社員が常に活動を續けてゐる爲めである。東朝も其後新社屋の落成と共に活動を初めて六萬を突破するに至つたと傳へられる。兎に角成田、木更津、館山等に於ては東朝優勢に、茂原、南地方では國民が優勢だと云はれる。又概観して報知の讀者は比較的固定的だと

## 埼玉縣

人口……一、三〇〇、〇〇〇  
世帯數……一、五〇〇、〇〇〇

人口は全國第十七位、千葉縣と熊本縣の間にある。併し東京に近いのと縣下に大都會がないため、地元新聞は頗る不振で、東京各紙の跳梁に委してゐる。

新聞中心地は浦和町で此處に新埼玉新聞(朝刊四頁)、武州新報(朝刊四頁)、埼玉新聞(朝刊四頁)の三新聞がある。新埼玉は上毛新聞(前橋)の經營で最も優勢、全縣下に約三千の讀者を持つと云はれ、武州は上州新聞(高崎)の經營で川越、大宮方面に出てゐる。埼玉は最も古い歴史のある新聞だが經營

## 千葉縣

人口……一、九〇〇、〇〇〇  
世帯數……二、三〇〇、〇〇〇

東京各紙販賣戰の最も熾烈を極めるのは此處である。かの時事新報對定價賣即行會問題の導火線の如きも實に本縣佐倉にその端を發してゐる。されば地元新聞の如きは全く東京紙の勢力下に壓迫されて、現に日刊紙として發行してゐるのは千葉市の千葉毎日新聞だけ

一つあるのみである。

千葉縣は人口全國第十六位、京都府と埼玉縣の間にある。

千葉毎日新聞(朝刊四頁)の發行される千葉市は人口四萬二千八百、世帯數八千七百、大正十五年まで別に房總日日新聞(朝刊四頁)が發行されてゐたが、年末に到つて終に廢刊した。關和知君の創刊にかゝり一時は相當羽振り伸してゐた。千葉毎日には温厚な人格者と云はれる五十嵐重郎君の個人經營で、同君は政友系の人だが民政系の人々からも信頼を受けてゐる紙面は地方本位となし、且つ支局制度に重きを置いてゐるので全縣下に亘つて堅實な讀者がある。それ故房總日日の轍を踏むやうな事はあるまいがさりとて異數の發展を期する譯にも行かない。

千葉市は今や帝都の郊外地として市内版が配達され、販賣に通信に各社は猛烈な競争をつゞけてゐる。販賣部數は時によつて變化するが、昭和二年七月頃の推定では、東日、東朝が千葉市に三千臺國民、報知、時事、讀賣これにつ

讀つて全縣下の形勢を觀察するに、東京各紙の發展力眞に驚くべく、昭和二年一月ある一部の人々の推定する處では、東日最も多くして七萬と云はれ、東朝四萬八千報知二萬八千、國民二萬六千、時事二萬三千、毎夕二萬五千と註せらる。毎夕の多いのは社長木村政治郎君が縣出身の關係で、殊に房州方面に勢力が附植されてゐる。東日が多いのは可なり久しいものだが、これは八日市場の藤本、東金の遠山の二大新聞店が東日系であること、同社販賣部の最優秀社員が常に活動を續けてゐる爲めである。東朝も其後新社屋の落成と共に活動を初めて六萬を突破するに至つたと傳へられる。兎に角成田、木更津、館山等に於ては東朝優勢に、茂原、南地方では國民が優勢だと云はれる。又概観して報知の讀者は比較的固定的だと



稱される。

### 各紙の地方版

次に各社の地方版を見るに、時事は最小九段から十一段を出し、材料によつて伸縮してはるが、國民、報知、東朝、東日の八段より常に段数の優越を誇つてゐる。又東朝は房總版と題し縣下を二分して二版を出し、東日もまた千葉房總版と題し縣下を二分して二版を出してゐる。

### 茨城縣

▲人、口……一、四七、七〇九  
▼世帯數……三三、三三三  
茨城縣は人口全國第十四位、京都府と千葉縣の間にある。概して東京各紙の勢力範圍ではあるが、水戸市を中心として地元新聞の勢力が縣外まで伸びてゐる。東京から二時間あまりの都會地としてこれだけの新聞中心地をなしてゐるのは珍らしい。

### いはらき

水戸市は人口四萬六千五百、世帯數九千五百、此處にいはらき朝

刊六頁夕刊四頁、常總新聞(朝刊六頁)、茨城日報(朝刊四頁)及び夕刊茨城民報の四新聞がある。その中でも有力なのはいはらきで、七萬圓の株式會社、茨城版の外に福島、栃木の二版を發行して縣外にまで勢力を張つてゐる。昭和二年五月十五日、總會の結果社長飯村丈三郎君は病氣のため引退し、後任には主筆の本多文雄君が新任する事となり同時に重役の改選を行つた。然るに飯村君は八月十三日病氣治療のため上京中奇禍に遭ひ、終に長逝した。告別式は同十九日同君が私財を抛つて設立した茨城中學校に於て社葬の形式を以て行はれた。いはらき今日の盛運をあらしめた同君の功は永久に記憶さるべきである。飯村君の歿後同社幹部に異動が行はれ、常務に橋本清衛門君が就任した。橋本君は水戸市に三十年來書齋店を営み土地の有力者で元同紙監査役を勤めた人である。

### 常總と茨城

常總新聞はいはらきにつぐ有力紙で明治三十三年の創刊、渡邊弘君の個人經營である。近く八頁に

増刊の計畫ありと聞く。

茨城日報は明治六年の創刊で全國新聞中でも古い方である。昭和元年十二月二階洋館の新社屋を作り、活字を九ポイントから七・七五に改め紙面に大刷新を加へた。右の外古河町からも一二の新聞が出てゐるが、特記する程のものはない。

### 群馬縣

▲人、口……一、二八、七〇九  
▼世帯數……三三、三三三  
群馬縣も全縣に亘つて東京各紙の勢力浸潤し、地元新聞の大なる發展を許さないが、併し上毛新聞などの如く地方紙として相當の位置を占むるものもある。群馬縣は人口全國第二十二位、岐阜縣と三重縣の間にある。

### 上毛外各紙

新聞中心地は第一に前橋市で、人口七萬三千六百世帯數一萬四千百、此處には上毛新聞(朝刊四頁夕刊四頁)上州新報(朝刊四頁)及び群馬新聞、上毛日日新聞、上野毎日新聞等がある。中にあつて最も

### 縣下の販賣權

本縣も東京各紙の販賣權が猛烈だが、他縣と事情の異なるのは、全縣下の販賣權を東京根岸良吉君が一手に納めてゐて、その集金の

てゐる。

下野新聞は三十萬圓の株式會社で、藤平謹一郎君が社長、四十年の歴史を有し、販賣區域は栃木全縣から茨城縣の一部に及び、都會及び農村に健全な讀者を有してゐる。編輯主宰者は温厚な川村直成君で、政友派あたりでは此の新聞を民政系と見てゐるが、記事は實際に不偏不黨、その堂々たる處に川村君の統裁力の偉大さを思はせる。併し紙面にやゝ地方色を缺き發瀾味を缺くきらいがないでもない。

下野日日は磊落な金澤源太郎君の個人經營で、老練な大谷常太郎君が編輯局長、經營は地味だが紙面は明るく、地方色にも富んでゐる。その代り中央種は劣る。下野新聞の廢刊後、やゝ紙數を伸したと稱せられる。

關東新聞は創刊日淺く部數もそれほどではないらしいが、地方記事に好評を博してゐる。社長は小白井光次君。

外に夕刊しもつけ(夕刊四頁)あり部數七千五百と自稱しゐる。第二中心地足利市は人口三萬九千四百、世帯數七千六百、此處に

兩毛毎日新聞(朝刊四頁)、兩毛民友新報、夕刊足利日報等があり、兩毛毎日最も優勢にして部數五千と自稱してゐる。

### 各紙の部數

東京各紙では東日が紙數第一を誇つてゐるが東朝は新館落成を機に大擴張をやり、兩毛線では東朝東日、下野の順序であると推定する向もある。

昭和二年七月末、同縣某官廳方面では各紙の部數を次の如くに推定した。この數字は元より其儘信ぜらるべきではないが一種の參考資料として掲げる。

(新聞名)	(推定部數)
下野新聞	三五、〇〇〇
下野日日新聞	一五、〇〇〇
夕刊しもつけ	五、〇〇〇
關東新聞	一〇、〇〇〇
兩毛毎日新聞	五、〇〇〇
兩毛民友新聞	六、〇〇〇
次に移入紙は同じく六月末の推定によると	
(新聞名)	(推定部數)
東京日日新聞	一七、二二一
東京朝日新聞	一四、二二六
時事新報	七、二九八

## 東北

### 福島縣

▲人、口……一、四七、七〇九  
▼世帯數……三三、三三三  
福島市は東京から急行六時間、東京新聞の影も大分薄くなる譯だが、事實は然らず、殊に郡山市、若松市などが三方に鼎立してゐるので、福島市は中心地としての勢力をそれだけ制肘せられる譯である。併し木縣は人口全國第十二位、廣島縣と鹿児島縣の間に入る大縣である上に、富力強大、産業興隆教育普及、それに民權自由の發祥

實に任じてゐる事である。併し諸紙の合算は段々困難になる傾きあり、各紙はそれ々々專賣所を設置しつゝある。此處へは東日、東朝時事、報知、國民などの外に都、中外なども相當に出てゐる。

### 栃木縣

▲人、口……一、〇〇、〇〇〇  
▼世帯數……一〇〇、一五三  
栃木縣は人口全國第二十六位、山口縣と宮城縣の間にある。矢張り東京各紙の勢力盛んな爲め、地元新聞には極めて不利であるが、中心地の宇都宮市が、地理的にも殆んど縣の中心に位し、且つ人口七萬六千、世帯數一萬五千三百を有する相當都市であるために、同地發行の下野新聞(朝刊四頁夕刊四頁)の如きは地方紙として相當成功を収めてゐる。

### 下野新聞其他

宇都宮市には下野新聞の外に下野日日新聞(朝刊四頁)があり、近く關東新聞が創刊された。従つて縣下では三つ巴の形であるが、下野新聞は依然群を抜いて覇を稱し



地として、一般に新聞が尊重せられ、記者に對する社會的待遇もよく、新聞の部数は少くても他府縣とはやゝ趣を異にしてゐる。

### 福島民報

福島市は人口四萬一千三百、世帯數七千六百、位置は稍縣の北隅に偏するが福島民報、福島民友、福島毎日等の有力紙あり全縣下から縣外の一部にまで勢力を伸してゐる。

福島民報(朝刊四頁夕刊四頁)、は政友系の新聞で堀切善兵衛君が社長、八田宗吉君が副社長、主幹に中目元治君がある。全縣下を勢力範圍とする外に宮城版を發行して河北新報(仙臺市)の領域にまで侵入を試みてゐる。其の紙面の體裁(昭和二年十月二十五付)を一瞥するに、第一面は書籍出版、機械廣告、第二面は十段を中央種と地方種の硬派で半々、第三面は社會記事、第四面は宮城版五段と相場欄二段、講談二段、廣告三段と云つた具合である。大體に於て東京新聞と大差ない。これは單に此の新聞のみでなく、東北の各紙は概して東京新聞の型によつてゐる

### 福島民友其他

尙開紙は昭和二年五月より市内に專賣制度を實施し、從來の賣捌店抜ひを廢して大に活動を開始した。

福島民友新聞(朝刊四頁夕刊四頁)は民報と相並ぶ有力紙で、民報が匿名組合なるに對して八萬圓の株式會社、嚴正中立を標榜してゐる。大正十四年五月株主中議決を企つるものあり本紙の發行を妨書せんとしたが一日も休刊せず、却つてこれを機會に内外とも大刷新を斷行、編輯局長田子健吉君新たに取締役を就任し、紙面を整備し、仙臺版を設け、又十五年三月現在の敷地を買收して新社屋の建築に着手し、十二月竣工と共に移轉した。同時に輪轉機を増設して二台となし、田子君は事務取締役に就任して營業局長をも兼務する事となつた。社長は大正十年以來温厚の土寺澤元良君で内外の重望を荷つてゐる。

### 其他の諸紙

次に本縣の第二中心地としては南に白河町、西に若松市(人口四萬一千九百、世帯數七千七百)あり、外に隣縣紙いはらきの勢力下にある、平町からも二三の小新聞が出てゐる。

白河町の東北毎日新聞(朝刊四頁)は一萬五千の株式會社で大越軍三君が社長、若松市の會津日報は生龜藤吉君が社長で部數六千とじてゐる。

### 宮城縣

人口……一〇四、〇三三  
世帯數……一四、六九九

宮城縣まで來ると東京各紙の勢力は幾らか薄くなる。それに本縣は人口全國第二十七位、栃木縣と山形縣の間にあつて、東北では福島縣につぐ大縣である上に、東北文化の中心地たる仙台市を有する處から、新聞も重要な位置を占め東北第一を以つて誇る河北新報の如きが發行されてゐる。

### 河北新報

仙台市は人口十四萬二千八百、世帯數二萬六千八百、新聞は數種發行されてゐるが、河北新報(朝刊六頁夕刊四頁)は販賣部數十萬と稱し、全縣下は勿論、岩手、福島、さして栃木、茨城、方面にまで勢力を伸してゐる。されば東京新聞が巨額の擴張費を投じて河北の壓迫を策しても地盤は容易に動搖すべくもなく全く、獨占場たるの體がある。

社長一力健治郎君は明治三十年本社を創設以來その經營に全力を

傾倒して今日あらしめた斯界の成功者であり、令息次郎君は副社長の任にある。主筆藤原相之助君も亦地方紙主筆中に令名あるの人。工場設備は八台の輪轉機を有し又東京大震災に鑑みる處あり、十三年十月同市郊外茂ヶ崎に第二工場を新設し、活版工場、印刷工場凡てを設備し萬一に備へてゐる。河北新報に較べると、他の地元各紙は何れも不振を免かれない。仙台日日新聞(朝刊四頁)、東華新聞(朝刊四頁)、宮城毎日新聞(夕刊四頁)東北報知新聞(朝刊四頁)等の中、東華新聞は消極的な經營振りではあるが兎も角基礎が出来たらしく、他は皆經營難に面してゐる。又東北報知は東北日日新聞の改題で、報知新聞と併賣を行つてゐたが、最近報知とも手が切れな如く傳へられる。

### 東京紙其他

更に昭和二年八月創刊されたものに仙台民報(朝刊八頁)がある。前東朝販賣支局の小田島君の經營で、他紙と多少行方を異にしてゐる。又仙台以外では、石巻町に石巻日日新聞(朝刊四頁)あり、昭和

### 岩手縣

人口……六〇、六一  
世帯數……一五、三六六

盛岡市は縣の略中央に位し人口五萬、世帯數九千三百を有する。曾つては東北に於ける重要な新聞中心地と目された時代もあつたが、其後大した發展も見せない。それに縣そのものも人口全國第三十一位、大分縣と青森縣の間に

### 岩手日報

ある小縣で、人口の密度は北海道に次ぐ稀薄地と云はれる程だから東京各紙も宮城縣以上に入つてない。

地元新聞の最も有力とせられるのは岩手日報(朝刊四頁夕刊四頁)で、二十萬圓の株式會社、大正十五年一月創立五十周年を迎へた程の歴史を持つてゐる。系統はどちらかと云ふと政友系で、社長は太田孝太郎君である。通信の敏速を計るために傳書鳩を飼育し、夕刊は毎年三月一日より十一月まで省線沿道讀者のために即日配達をなす等、地方紙中稀に見る努力である。最近菊版六百頁の岩手年鑑を創刊すべく準備中であると云ふ。

岩手日報に對抗するものに岩手毎日新聞(朝刊四頁夕刊二頁)がある。販賣部數一萬三千と自稱する社主中村省三君は銀行が本職で、社長は高橋嘉太郎君である。矢張り政友系で、故原敬の七周年に盛大な記念號を發行した。昭和二年度に寫眞銅版部及び亞鉛凸版部を新設した。

次に岩手日日新聞(夕刊四頁)は

### 青森縣

人口……八三、三六六  
世帯數……一三、六五九

青森縣は人口全國第三十二位、岩手縣、和歌山縣の間であり、東北では岩手につぐ小縣である。それに新聞中心地は、青森市、弘前市、八戸町の三つに分れてゐるの

### 東奥日報

第一中心地青森は人口五萬八千七百、世帯數一萬一千三百、此處に三つの新聞があるが、其の中最も有力なのは古くから東北の雄として知られる東奥日報(朝刊四頁夕刊四頁)である。六萬圓の株式會社で、社長は山田金次郎君。十五年七月從來の石川式輪轉機の外に一萬二千號記念として内國製下